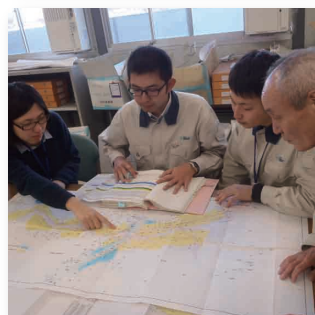


平成 26 年度

東日本大震災における

東京都支援活動報告書

～被災地の着実な復興を支えて～



平成 27 年 3 月



東京都

はじめに

東日本大震災の発生から4年が経過した。

被災地では、防災集団移転促進事業による高台移転工事が予定地区の9割以上で着工されるとともに、災害公営住宅も順次完成し入居が始まるなど、復興まちづくりがピークを迎えつつある。原発事故の影響が大きい福島県においても、常磐自動車の全線開通など、復興の加速につながる動きも見られている。

こうした復興に向けた歩みを後押しするため、都は被災3県に対し、専門技術や行政経験を有するのみならず、被災地支援への高い志を持った職員を約100名派遣しているところである。

本書は、平成24年3月から毎年度刊行している報告書の4冊目として、被災地で力を尽くした以下の派遣職員に係る、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの活動を紹介している。

- 被災地の直面する課題に対応しうる技術や実務に長けた現役職員（第1部）
- 平成24年9月に全国に先駆けて採用・派遣した、行政経験や民間経験を有する技術系任期付職員（第2部）
- 東京都監理団体等の職員（第3部）
- 岩手県、宮城県、福島県の各県に設置した「現地事務所」に勤務する職員（第4部）

あわせて、新しいまちづくりに必要な用地の取得業務に従事する職員による「用地職員座談会」の様子も収録している。（第5部）

座談会では、岩手県、宮城県の各現場における取組みの様子、直面した課題への対応、現場での苦労話、東京都職員の心意気について、語り合っている。

本書を通じて、都の被災地支援の取組みについて理解を深めていただくとともに、将来への備えをより確かなものにする一助となれば幸いである。

平成27年3月

総務局復興支援対策部

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

INDEX

目次

第1部 職員派遣 5

■ 技術系職員

道路・河川等	6
港湾施設	20
区画整理	33
災害公営住宅	37
水道事業	41
下水道事業	47
農地・農業用施設	53

■ 事務系職員

復興計画等	62
用地取得	80
産業再生等	114
税務	153
避難者支援	163

第2部 任期付職員派遣 175

第3部 監理団体等職員派遣 193

第4部 現地事務所 211

第5部 用地職員座談会 227

第1部

職員派遣

■ 技術系職員

道路・河川等
港湾施設
区画整理
災害公営住宅
水道事業
下水道事業
農地・農業用施設

■ 事務系職員

復興計画等
用地取得
産業再生等
税務
避難者支援

■ 道路・河川等

沿岸広域振興局土木部
河川港湾課

岩手県

業務概要

沿岸広域振興局は、岩手県沿岸南部に位置する釜石市に所在しており、北は田野畑村から南の陸前高田市まで9市町村を所管している。このうち土木部では、釜石市・大槌町を所管するとともに、他の土木センターで所管する土木行政事務の総括を行っている。我々の赴任した沿岸広域振興局土木部（以下、「沿岸土木」という。）は、東日本大震災津波による被災前は33名の職員で業務を行っていたが、現在は、臨時職員も合わせると100名近い職員数となっており3倍程度まで膨らんでいる。この中で自治法派遣職員は18名（東京都9名、静岡県6名、福岡県2名、千葉県1名）、岩手県採用の任期付職員は15名となっている。



岩手県土木事務位置図

岩手県では、迅速な復興の達成と、平成 31 年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成 23 年度から 30 年度までの 8 年間で復興計画期間としている。さらにこの計画は、第 1 期（基盤復興期間）、第 2 期（本格復興期間）、第 3 期（更なる展開への連結期間）に区分されている。今年度は第 2 期の初年度となり、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」がスタートした。復興計画には、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生として 3 つの原則を掲げており、沿岸土木では、津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全の確保を図るべく海岸保全施設や復興道路等の整備を行っている。

沿岸土木は 7 つの課で構成され、日々震災からの復旧・復興に向けて各所管業務に取り組んでおり、東京都派遣の土木職員は、河川港湾課に所属し、東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（公共埠頭、須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（水海海岸、小白浜海岸）工事に係る関係機関との連絡・調整、発注業務、設計・施工・監督を主体的に行っている。

① 組織

調整課（企画調整グループ）

管理課

用地課

道路整備課

河川港湾課

復興まちづくり課

建築指導課

土木企画、建設リサイクル

庶務、委託契約、建設業許可、道路・河川・港湾の占用許可

土地の取得・補償

道路建設工事、道路維持・修繕

河川・港湾建設工事、河川・港湾維持修繕

市町の復興まちづくり計画策定・推進支援

建築物の審査・検査・指導・取締り

② 職員数

	H23（当初）	H24（末）	H25	H26
部長	1	1	1	1
副部長	—	—	1	1
調整課（企画調整グループ）	4	4	4	4
管理課	6（欠員 1）	7	8	8
用地課	3	9	12	15
道路整備課	5	12	12	13
河川港湾課	8	17（欠員 1）	24	15
復興まちづくり課	5	5	3	12
建築指導課	1	2	3	5
計	33（欠員 1）	57（欠員 1）	68	74

内訳	H23（当初）	H24（末）	H25	H26
正職員	33	37	39	41
一般任期付職員（DB 含）	—	9	16	15
他県応援職員	—	11	13	18
計	33	57	68	74

沿岸土木の組織・職員定数（平成 26 年度沿岸広域振興局土木部管内概要より）

岩手県

■ 道路・河川等

沿岸広域振興局土木部
河川港湾課

寺島 聖二（建設局）

1 担当業務の概要

当該職場では、東京都という「係」に相当する「グループ」を単位として業務を実施しており、私は復興第一グループに所属し、「東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（公共埠頭、須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（水海海岸、小白浜海岸）工事に係る関係機関との連絡・調整、発注業務、設計・施工・監督の総括に関すること」を行っています。総括といっても、直接的な判断を行うことは少なく、県職員との調整や相談を行っていくことが基本となります。今年度は、前年度までに発注された債務工事（港湾災害6件、海岸災害5件）の監督が主な業務となっています。

また、グループ内は、派遣職員のみで構成（建設局1名、都市整備局1名、静岡県1名）されており、派遣元との調整や各担当者の業務の支援等を行っています。

2 苦労したこと・工夫したこと

東日本大震災津波では、沿岸地域（海岸線延長約700km）ほぼ全域にわたり被災しています。災害から4年が経過し、大型の債務工事が中心となっており、事業費も震災前の10倍にまで達しています。各現場では、作業を行う人や重機、主要資材の調達に苦慮しており、工程を短縮できないだけでなく場合によっては、資材が調達できず遅延する事態も発生しています。このような際には、工法変更を行ったり、材料をプレキャスト化するなどの工夫によって解決したりしています。

一方、時間の経過とともに関係者の目も厳しくなっており、防災施設の早期復旧を望む声だけでなく、生活への配慮を強く求める声も日に日に多くなってきています。また、国の調査や災害査定関係においても、より慎重に業務を進めることが求められています。現在は、地域の方々や関係者とできるだけ接触し、信頼関係を構築するとともに、県職員の考え方をよく理解しながら進めていくことに配慮して仕事を遂行しています。

岩手県行政の意思決定は、ほぼ回議方式により行われます。東京都とは書類の決裁方法が異なり、書類作成に苦労しましたが、災害復旧は的確な判断と迅速な調整が必要なため、関係者で会議等を開催したうえで方針決定し、書類を平行して処理するなど現場が遅延しないように配慮し進めました。

3 印象的なエピソード

現在、職場近くの仮設住宅で生活していますが、付近の方々にご挨拶すると「釜石のためにどうもありがとう」と言ってくれる方が多く、この街のためにできる限りがんばろうと決意を新たにしました。

また、派遣職員と県職員との懇親のために、平成26年4月に運行再開された三陸鉄道南リアス線の車両を約2時間貸切にして、釜石～盛（大船渡）を往復しました。夕暮れ時の車窓も印象的でしたが、地酒の浜千鳥も堪能できました。また、休日に船釣りを経験し、釣果もさることながら海の上から見るリアス式海岸の景観の素晴らしさに感動しました。何より、仕事のバックアップだけでなく、様々な機会を通じて私たち派遣職員に楽しんでもらおうとする県職員の方々に本当に感謝しています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害復旧業務のように、日常的でなく膨大な業務を行うためには、自治体間の協力は欠かせないものになります。岩手県の方々をはじめ、他府県から派遣された方々と業務を行えたことは生涯の財産になると感じています。

また、災害復旧業務を自ら志願して行う方々は、非常に強い思いとやる気を持っています。そのような方々のモチベーションを維持し一日も早い復興につなげていくために、岩手県が行っている派遣職員への配慮や自らの業務経験は、東京に大規模な災害が発生した場合の自治体間協力のあり方を考えるよい契機になりました。

釜石港須賀地区 防潮堤復旧工事



(H26.4赴任当初)仮設土のうによる応急復旧、既設防潮堤・陸間の一部が残存



(H27.3離任時)スリット付防潮堤の復旧完了

水海海岸 防潮堤復旧工事



(H26.4赴任当初)右岸部防潮堤基礎工事のため、水替工を実施中



(H27.3離任時)防潮堤がTP+9.0m付近まで完成。仮締切を撤去完了

小白浜海岸 85 m海側へ水門復旧工事



(H26.4赴任当初)水門部の一部用地が未取得。着工前



(H27.3離任時)河川を切回し、水門部仮締切工完了、基礎工事着手

■ 道路・河川等

気仙沼
土木事務所



宮城県

業務概要

宮城県気仙沼土木事務所は宮城県北東部の太平洋沿岸部にあり、岩手県南部と接する所に位置し、気仙沼市・南三陸町の土木行政を行っている。

管内は水産業・林業・観光業等を基幹産業とし、人口は、約8万2千人(平成26年3月末時点)で、東日本大震災では約7千人の尊い命が奪われている。

東日本大震災により甚大な被害が発生した、公共土木施設の早期復旧と復興まちづくりへの支援はもとより、地域産業の積極的な推進を図るうえでも、河川、道路、砂防、港湾、海岸保全などの生活基盤や生産基盤の整備推進が求められている。

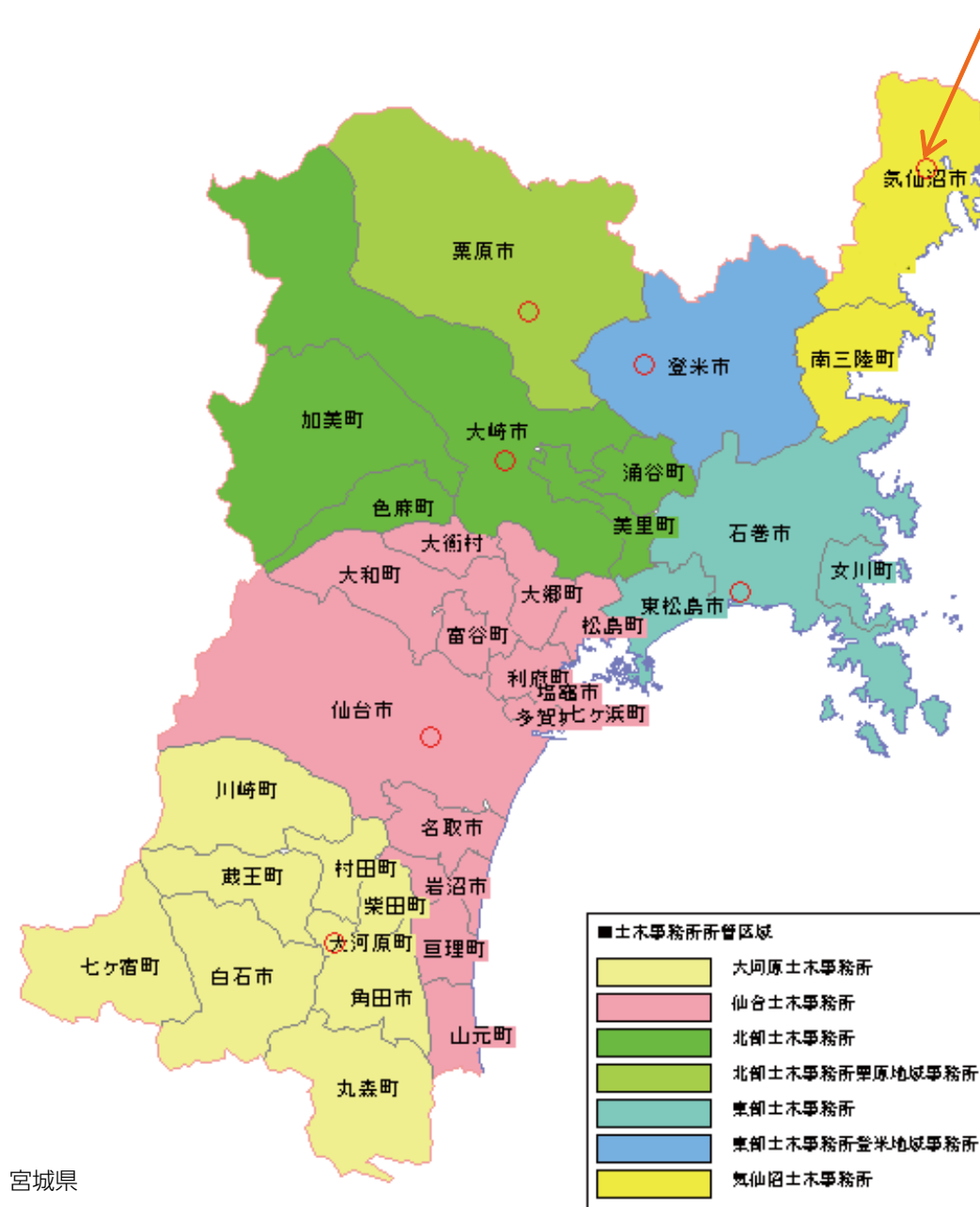
当所の職員数は、県職員64人、都道府県派遣職員21人、任期付職員10人、嘱託員6人及びアルバイト等全体106名で構成されている。

組織目標は、県土木部の目標である「復興実感年・復興の花を咲かせよう」を受け

- 公共土木工事の復旧・復興を実感できる用地取得及び本格工事の推進
 - 市町の震災復興計画に基づく復興まちづくり計画の加速化を図る復興事業の推進
 - 復旧・復興の本格化に伴う工程管理及び環境対策(交通渋滞・路面汚損)等の徹底
- を目標に掲げ一日も早い宮城及び東北の復旧・復興を目指している。



気仙沼土木事務所



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

宮城県

■ 道路・河川等

気仙沼
土木事務所

米倉 満 (建設局)

1 担当業務の概要

私は、気仙沼土木事務所河川砂防第1班に配属となった。この班は気仙沼市内の河川、海岸の災害復旧を担当している。私が担当した業務は、気仙沼の市街地を流れる大川・神山川の災害復旧事業である。

事業延長 $L = 6,618.4\text{m}$ (両岸)、特殊堤区間 $L = 1,782.4\text{m}$ (T P + 7.200 ~ 5.000m)、土堤区間 $L = 4,836.0\text{m}$ (T P + 5.000 ~ 3.400m)、橋梁架け替え 1 橋、樋門・樋管設置、道路復旧等が事業内容である。

(その1) 工事として大川左岸の築堤工事が昨年度発注された。今年度は(その2)工事として特殊堤工事、(その3)工事として大川右岸、神山川両岸の築堤工事を発注し監督を行っている。また、神山川橋架け替えの詳細設計を進めている。



完成イメージ図



大川河口 特殊堤 H27.1

2 苦労したこと・工夫したこと

派遣元では河川事業にあまり携わっていない私にとって、河川の設計、指導、監督、全てにおいて苦労したが、報告書に目をとおり、プロパーに確認することにより対応することが出来た。

大川・神山川に接している事業が、区画整理、防災集団移転、災害公営住宅、街路整備、公園整備、三陸道、その他にも多くの事業が関連し、工程的にも同時期であり、調整に大変苦慮した。

住民への事業説明において、言葉だけで説明をしてもなかなか理解が得られない。その対応策として、パース図を作成し、どのように変わるのか一目でわかる資料作りをした。文章、数字も必要最小限にして説明することにより、事業への協力を得られることができた。

3 印象的なエピソード

住民折衝において、多くのお宅を訪問した。事業の説明を行った後の会話のなかで、多くの方から「東京からわざわざ来て下さったの、ありがとね」と温かい言葉を掛けて頂いた。事業としては決して進んでいる訳ではないが、この事業が必要なのだと実感した。

災害復旧事業は、築堤工事を発注し契約、着手まで進み安堵している。完成までにまだ時間が必要だが、震災から4年、多くの派遣職員が調整に時間を費やし、やっとここまで辿り着いたことがうれしかった。あとは完成を目指し工事を進めて行きたい。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

自分の土地がどうなるか、みんな不安になっている。全体計画の提示と完成までの工程表を早く提示することにより、自分たちのライフスタイルをイメージすることが可能となる。このことは、震災復旧のみではなく、都の事業にも当てはまることである。

東京でこのような大震災が起こった時の混乱は計り知れない。多くの職員が災害対応を経験し対処方法を理解しておくことが、初期対応をスムーズに行えることにつながると考える。この経験を今後の都政に活かしていきたい。



気仙沼港の様子(多くの船が寄港するようになりました)



地盤改良・盛土工事状況



合同庁舎の様子(仮設)

■ 道路・河川等

いわき建設事務所

福島県

業務概要

1 概略

福島県いわき建設事務所の自治法派遣は、北が青森県、南が鹿児島県までの13自治体22名が派遣されており、そのうち、復旧・復興部には土木職15名（9自治体）が配属されている。

当事務所の管内はいわき市だけであるが、いわき市は約1,230km²と福島県内の自治体で一番広い面積（いわゆる「平成の大合併」が始まる前は全国で一番広い市であった）を有し、県の約1割を占め、市内中心部から南側の茨城県境や隣接市町境とは約35km離れている。

また、いわき市は、福島原発の南側約25kmの位置にあるが、原発事故当時の気象状況、地形等により北西方向に放射線拡散の影響が大きかったことから、原発の南方向に位置する市内の線量は0.1 μ Sv/h程度と通常の生活に何ら支障がない数値である。

このほか、いわき市には原発事故により、仮設住宅等へ避難されている方々が約24,000人と県内でも最も多いほか、除染作業等で働く方々も多く住んでおり、市内中心部の賃貸住宅への入居、あるいはホテルの宿泊予約も容易ではないなど、復興特需で街が賑わっている。

一方、海岸線での災害復旧工事は、平成25年度から本格的に動き始めた状況にあり、今後さらに事業者等の動きが活発になるものと思われる。



神白川（いわき海星高校脇） 震災時



動き始めた水門工事 現況

2 組織の規模

福島県いわき建設事務所の平成26年度事業基本運営方針は、「安全・安心で魅力と活力ある地域づくりと多様な交流・産業を支える社会基盤の整備による誇りあるいわきの復興」である。

この運営方針に基づき、業務運営する組織は、175名（ほか臨時事務補助員12名）で取り組んでいる。派遣職員は、各々派遣期間が違うが、業務を停滞させることなく、着実に業務を遂行することが求められている。

3 平成 26 年度業務運営目標

基本方針

安全・安心で魅力と活力ある地域づくりと多様な交流・産業を支える
社会基盤の整備による誇りあるいわきの復興

業務運営目標

震災からの復興をけん引し、被災者及び長期避難者の生活再建を力強く
支援する社会基盤の再生・整備

この目標達成に向け、表－１のとおり、現実の課題と向き合い、導き出した解決策の実現に向け、積極的に取り組んでいくこととしている。

表－１ 業務運営目標に向けた課題と解決策

課 題	解 決 策
1) 長期避難者の安定的な居住環境を早期に確保 ・復興公営住宅建設用地の選定が遅延 ・避難者等の居住人口の急増等に起因する新たな渋滞が発生 ・復興公営住宅の入居までに人口増に応じた周辺道路の改良・整備が不可欠	復興公営住宅整備加速化による早期入居実現 ・所内に復興公営住宅加速化P Tを設置し、事務所全体で課題解決を図る体制の構築 ・全体工程に基づく綿密な進捗管理と確実なフォローアップの実施
2) 復興事業の終期が確定できない複雑な社会情勢 ・用地取得困難案件の存在(共有地、相続未了、価格不満、代替地要求等) ・技術者、資材の不足等による入札不調 ・市の区画整理事業に密接に絡む海岸堤防、防災緑地、道路等の主要事業との煩雑な工程調整 ・集中復興期間の終期を見据えた、被災者の暮らしの再建に不可欠な主要施設の進捗管理	被災地の復興・再生を実感できる事業のさらなる加速化 ・年度当初の集中的な用地取得により、上半期で全ての復旧・復興工事に着手するとともに、具体的な事業工程に基づき主要施設の終期を厳格に管理 ・事業遅延の要因となる内外リスクの洗い出しと対策の実施 ・入札不調対策として、受注環境改善に向けた各種関係団体との協議、意見交換による課題の早期把握と解決に向けた不断の調整(四半期毎に連絡協議会で調整) ・資材不足対策として各種資材の需給動向を情報提供し、発注者、受注者、資材供給者が三位一体となり需要逼迫時の対応を検討、調整 ・資材部会による問題点の早期把握と情報共有
3) ふくしま復興再生道路の加速化を図る工事着手環境の確保 ・仮称小名浜道路、国道399号の早期実現のため、直轄権限代行採択へ向けた地元の合意形成と事業用地の早期取得 ・詳細計画の決定に向けたJ R東日本、N E X C O東日本等の関係機関との協議・調整	ふくしま復興再生道路の早期整備に向けた事業の推進 ・早期用地取得に向けた地権者会等の設立による合意形成の効率化 ・工事着手に向けた関係機関等の協議調整に基づく全体工程の立案と綿密な進捗管理
4) 異常気象の頻発や人口増加等により高まる安全・安心への社会的要求 ・多発する豪雨災害や記録的な豪雪等に迅速に対応できる危機管理体制の確保と人材育成・訓練 ・復旧・復興に特化した体制により、慢性的に人員が不足	安全な暮らしを支える社会基盤の適切な維持管理と計画的な改良等の推進 ・異常気象に応じた臨機応変な人員の確保と体制の拡充 ・的確な巡視による不具合の早期把握と長寿命化計画に基づく先手の維持管理 ・大規模災害を想定した模擬訓練等の実施

福島県

■ 道路・河川等

いわき建設事務所
復旧・復興部
道路・橋梁課

湊 勇人（建設局）

1 担当業務の概要

私は、派遣が2年目となり、昨年度は福島県に初めて設置する防潮水門を担う水門係長であった。

今年度は、水門操作に関する自動化、遠隔化を取りまとめるソフト対策については、引き続き、担当したうえで、橋梁係長を任されるとともに、課内の総合調整担当の役割も担った。

年度初めには、総合調整という立場から、福島県に派遣される方々や新規採用職員を対象とした、事務所管内で進める災害復旧事業等の現状と課題について説明する講師を任された。

橋梁係長としては、本庁職員への詳細設計協議、工事発注業務に関する説明を行うとともに、国庫補助に復興庁所管の復興交付金があり、そのヒアリングにおいては、資料づくりや説明役を担った。

事業規模としては、橋梁5橋（災害復旧事業：2橋、社会資本整備交付金事業：1橋、復興交付金事業：2橋）で全体事業費は約50億円強であった。

2 苦労したこと・工夫したこと

当事務所で進める海岸、河川、防災緑地、道路事業については、輻輳した工事となるため、連携した工事調整が不可欠であり、いわき市役所や企業者などとの調整事も多岐に渡った。

総合調整を担っていることから、工事手順や工法について、課題を抽出し、最良の解決策を見いだしながら、取りまとめを行った。

特に埋設企業者のNTT重要幹線（東京～札幌の光ケーブル）移設については、3箇所の現場で各事業が関係していたため、その調整に時間を要した。工事発注や移設時期について、適切かつ可能となる工程表を作成し、費用負担等の方向性を示しながら関係機関と調整を進めた。

また、水門操作に関する操作規則やマニュアル作成、自動化・遠隔化システムでは、開閉のタイミングについて根拠を示しながら安全な操作管理ができるよう、本庁担当者も交えて調整を図った。

3 印象的なエピソード

派遣2年目を迎え、重要な役割を任されたことも実感できたが、うれしかったことは、昨年度2ヶ月間青森県から派遣された職員が、私とまた仕事をしたいと申し出てくれ、水門操作に関する業務と一緒に1年間出来たことである。

昨年度、東京都という看板も背負い無我夢中で仕事をしている私に共感し、再び同じ価値観と志で仕事をしたという彼の存在が、引き続き、私に緊張感と責任感を与えてくれた。

また、休日を利用し、県プロパーと駅伝に参加したり、温泉に行ったりと福島県にいれば経験できない余暇の過ごし方もできた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・今回の震災で学んだことは、「先ず逃げる」ということである。

命さえあれば、生活の再建は可能であり、何よりもその場の危機から逃れることが最も重要である。

- ・福島は未だ「風評被害」に苦しんでいる。さらに、怖いのは「風化」である。

福島原発から電力供給量を最も多く使用していたのは東京都である。今回の大震災で、未だ多くの福島県民の家族が離ればなれに暮らすことを余儀なくされており、仲間となった県プロパーにも存在する。

未曾有の大惨事であっても発災から4年も経つと、マスコミや世論は、震災を過去のものとしたがっているように正直、感じてしまう。

・私が東京都に戻る頃は、「浦島太郎」となってしまうことも危惧している。しかし、この2年間の派遣を私は決して無駄にしてはならない。今後、東京に震災があった際でも、今回の経験と知識を充分に活かしていきたい。



いわき市永崎海岸(平成23年3月13日撮影)



いわき市永崎海岸(平成27年2月25日撮影)



いわき市下神白海岸(平成23年3月13日撮影)



いわき市下神白海岸(平成27年2月25日撮影)

福島県

■ 道路・河川等

いわき建設事務所
復旧・復興部
河川・海岸課

大沼 史佳（建設局）

1 担当業務の概要

私は河川・海岸課水門係の担当者として、工事の発注・監督、地権者や地域との調整、水門操作規則の検討を行った。水門の新設工事と海岸保全施設の復旧等工事を受け持ち、6工事の事業費は合計で約30億円の規模であった。

東日本大震災を受けて、福島県では県内初となる防潮水門の設置に取り組んでおり、今年度はようやく工事着手できる段階に入った。新設する4水門のうち、滑津川^{なめつがわ}の水門を担当し、躯体工事（土木・建築）と、設備工事（機械・電気）の発注・監督等を行った。幅17m×高さ4.5mの門扉を2門有する滑津川水門は、施設高21m、幅47mとなり4水門のうち最も大きい水門であった。

海岸保全施設では、夏井海岸の沼ノ内地区の海岸堤防工事（施工延長436m）と、永崎海岸の大平川樋門（築堤延長45m）を担当し、引き波に対応した粘り強い構造の防潮堤等の工事を実施した。



水門を設置する滑津川河口(H26.9撮影)
27年4月中頃から現場着工予定



樋門を設置する大平川河口(H26.12撮影)
27年2月中頃から地盤改良工事実施



沼ノ内海岸(着工前)
(H26.9月撮影)



沼ノ内海岸(施工過程)
堤防嵩上げ工事(H27.1月撮影)

2 苦労したこと・工夫したこと

県は、今年度を「復興が実感できる年」として位置づけ、工事をより一層推進していくこととしており、担当の水門工事も、着任早々6月の発注予定であった。県内初となる水門設置では、位置・構造から操作方法までを、すべて一から作り上げてきており、工事についても手探りで進めなければならない状況であった。そのため、速やかな発注に向けて、躯体や門扉、管理橋、操作室等の多岐にわたる工種について、内容の理解、構造と数量の確認、100葉超の図面の準備等々に取り組み、その結果として、予定通り発注・契約することができた。

このほか、用地交渉や地元区長説明など、地域の関係者と接する際には、被災者の心情に気遣って対応するようにした。事業により引っ越すことになったおばあさんに、涙目で「できれば最期までこの家にずっと住んでいたかった。」と言われ、胸がつまることもあった。長年居住してきた方や被害が軽微だった方、原発避難者をよく思っていない方など、被災地の方は一人ひとり違った背景と想いを抱えていると感じた。特に、いわき市には、24,000人の県内被災者が避難してきていることもあり、他の被災地と比べて心境が複雑化していると考えられるため、丁寧なコミュニケーションを心掛けた。

3 印象的なエピソード

被災地でのやりがいは、土木技術者として東日本大震災という歴史的な大災害の復旧・復興に貢献できたことである。自然災害が多発する日本に暮らし、ましてや直下地震がいつ起きてもおかしくない都の職員として、被災地の現実を体感し、巨大災害の強大さを深く認知することで、学んだことは非常に大きかったと感じている。

また、業務面では、インフラ延命化を図るための維持管理が中心となる時代を迎える中で、水門の新設というなかなか出会えない工事を担当することができたことも貴重な経験であった。完成は数年後になるが、担当者の一人として水門の完成が楽しみである。

さらに、他の自治体職員と共に仕事ができたとともに、派遣でなければ得られない貴重な経験であった。職場での議論や意見交換、懇親会、週末の旅行やスポーツイベントへの参加等々、ここで共に福島県の復旧・復興に尽力した仲間は、掛け替えのない財産となった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県に派遣されて改めて学んだことは、チームワークの大切さであった。震災復興という明確な目標に向けて業務を進めているため、県職員と派遣職員とが相互協力して仕事に取り組むことができた。知事訓示の周知や、派遣者交代等の度に、復興理念である「挑戦」「使命」「責任」「誇り」という言葉が確認されたことも、職員のモチベーション保持や結束力の向上につながっていたように思う。

被災地の復興に貢献することとともに、「東京も首都直下地震等により被災地になりうる」という危機感を持ち、派遣業務に従事してきた。それは、東京が被災して大きなダメージを負ったとき、福島で共に仕事した仲間に「東京のためなら支援に行こう」と思ってもらえることが、何より大事だと考えているからである。もし、率先して支援に来てもらえるのであれば、首都復活のための大きな力になるであろうし、今回の成果の一つになるのではないかと考えている。

東京に戻った際には、被災地支援で得られた知識や経験、人脈を活用していくこととともに、大規模災害がいつ・どこで・どう起こるか分からないことを肝に銘じて、これからの業務に取り組んでいきたい。

港湾施設

農林水産部
漁港復興推進室

宮城県

業務概要

漁港復興推進室は、東日本大震災で被災した漁港施設等の災害復旧・復興に関する業務を進めるために平成24年11月1日に設置された部署である。

復興推進班、漁港整備班、海岸整備班の3班からなり、それぞれの担当業務は、復興推進班：漁港整備・漁港地区計画、漁港整備班：漁港災害復旧、海岸整備班：海岸保全基本計画・漁港海岸災害復旧・海岸新規整備となっている。漁港整備班の具体的な業務としては、県の出先事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、公告準備、水産庁への災害復旧事業費の交付申請・重変協議、災害の査定、再調査、成功認定の対応等である。

漁港整備班は5名体制で、そのうち他自治体等からの派遣職員は水産庁1名、東京都1名であった。



執務室風景

宮城県

■ 港湾施設

農林水産部
漁港復興推進室
漁港整備班

福本 崇嗣 (港湾局)

(派遣期間：平成 26 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

主な担当業務は①水産庁への重変協議資料の照査②工事関係書類の審査③工事設計書の照査の3点であった。

①は、災害復旧工事のうち重要な設計変更を行う際には、事前に水産庁に協議が必要であり、協議資料を整えて説明しなければならない。県の出先事務所と市町から設計変更したい項目について協議資料の案を提出してもらい、取捨選択をした上で資料を整える。県職員の方と分担して内容のチェックを行い、補足資料を追加する等して資料をとりまとめた。災害の件数が多いので設計変更の本数も膨大となり、内容の把握だけでも大変であった。

②は、宮城県の「建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、下請契約が適切に行われるかについて書類の確認を行う。元請会社が作成した下請関係書類について、出先事務所が内容を確認した上で、さらに漁港復興推進室でも内容のチェックを行う。下請契約を結ぶ度に書類の確認を行うため、毎日のように書類が送られてきて、数日出張に出ると、机の上が書類の山になっていた。

③は、災害復旧工事の設計書の照査である。当初設計や変更設計の設計書について、数量や図面、積算根拠等にミスがないかの確認を行う。起工金額が億単位の大きい工事しかなく工種も多いため、限られた時間内で照査を終わらせることに苦労した。

2 苦労したこと・工夫したこと

宮城県は漁港数が多く全国4位の142漁港を有している。その多くが東日本大震災により被災しており、災害査定が膨大になっている。着任当初は、市町や漁港の位置や名称、担当者名がなかなか覚えられず、設計変更や成功認定の打ち合わせ等で話についていけないこともあった。災害の事務手続き等の知識は多少あったのだが、3か月という短期間の派遣で時間を無駄にしないためにも、市町と漁港の位置関係くらいは覚えてから赴任すべきだったと反省した。

3 印象的なエピソード

水産庁との設計変更協議は、東京までの日帰り出張で行う。出張回数を減らすためなるべく多くの件数を一度に処理するので、一回の協議件数は多い時には30件を超える。協議結果によって、増額分が国費となるか県単独費となるかの重要な打ち合わせであるが、多くの協議内容を的確に把握し、端的に説明する県職員の方と、それを瞬時に判断する水産庁の担当の方とのやり取りは、臨席していて凄みすら覚えた。無事に懸案事項を通した際には、県職員の方とともに達成感を味わうことができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣中に強く感じたのは、被災地の方々の防災意識の高さである。防潮堤の高さについての住民説明会があれば、多くの方々が参加して活発な議論がなされているし、災害復旧のスケジュール等がマスコミで報道されれば、確認の問い合わせがくる。

東京都においても首都直下型地震や東南海・南海地震等への備えが急務となっているが、ハード面だけでなく、都民の防災意識の向上も必要不可欠である。今回の派遣を業務への糧として出来ることから取り組んでいきたい。

港湾施設

仙台塩釜港湾事務所

宮城県

業務概要

派遣先の仙台塩釜港湾事務所は仙台塩釜港の整備、管理を担う県の出先機関である。仙台塩釜港は仙台区、塩釜港区、松島港区、石巻港区に分かれており、当事務所では、石巻港区を除く3つの港区を管轄している。事務所の規模は、派遣職員3名（鳥取県、大分県、東京都）を含む約30名で構成されており、以下3班に分かれている。

総務班：庶務、経理、契約などに関することを行っている。事務職の職員で構成。

港政班：施設の使用許可や船舶の入港管理等、港湾の管理・運営に関することを行っている。事務職の職員で構成。

工務班：施設の設計、工事監督、維持管理を行っている。技術系の職員で構成。

派遣職員3名は、工務班の一員として災害復旧事業に関する業務を担当した。



宮城県

■ 港湾施設
仙台塩釜港湾事務所

田村 正実 (港湾局)

(派遣期間：平成 26 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

工務班の一員として災害復旧事業に関する設計、工事監督業務に携わった。主に私が担当した業務は、防潮堤、防波堤、岸壁、臨港道路等の設計、現場監督業務である。携わる施設の種類の多岐にわたり、経験したことがない設計を行うことも多く、勉強の毎日であった。また、私の派遣期間（平成 26 年 10 月から 12 月）に国の検査が行われ、検査資料の作成、検査員の対応を行った。台風・荒天時には現場のパトロールを行った。

2 苦労したこと・工夫したこと

工事監督業務を数件扱っていたが、その中で特に印象的だったのが防潮堤の建設現場である。私が担当したこの建設現場は、背後地を別の行政機関が整備を行っている最中であるとともに、住宅地に非常に近接していた。施工時期や施工方法を決定するに当たり、地元住民や関係行政機関、港湾利用者等と何回も打ち合わせを行った。意見を集約することに非常に苦労したが、私が所属する工務班だけでなく、あらゆる部署と協力し、円滑に調整を進めることが出来た。

3 ヶ月間という短い期間の派遣であるため、自分の力だけではうまく業務が進まないこともあった。しかし、日ごろから積極的に他の部署や関係機関と連携し、協力して業務を進めていくことが非常に重要であると改めて実感した。

3 印象的なエピソード

自分の担当している港湾施設を災害直後と現在で対比すると、復興が進んでいることが実感できる。また、岸壁や船溜まりが完成し、施設利用者から感謝の言葉をいただいた時にはとてもうれしかった。3 ヶ月間という短い期間の派遣であったが、微力ながら東北の復興に貢献できていると感じることが出来た。



仙台港復旧前



仙台港復旧後

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害復旧業務に携わる過程で経験した、地震や津波に耐久性のある施設の設計・現場監督業務は非常に勉強となった。現在、東京都においても地震や津波・高潮等による災害から都民の生命・財産を守るための整備を行っている。この東北での3ヵ月間の経験は、東京都の防災事業に携わることになった時、必ず活かせると思う。

最後に、仙台塩釜港事務所の方々には、被災地を視察する機会を設けていただいたほか、日常の生活面においても大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。



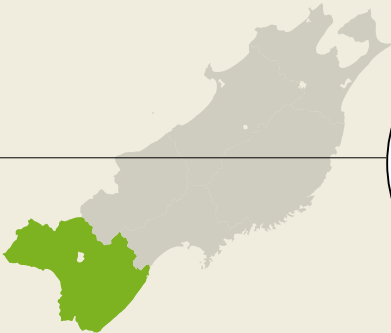
塩釜港区の災害復旧工事



仙台港区の災害復旧工事

港湾施設

相馬港湾建設事務所



福島県

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

業務概要

相馬港湾建設事務所は、総務課（15 名）、企画管理課（6 名）、建設課（27 名）、所長（1 名）、臨時職員（6 名）の計 55 名で構成されており、相馬港はもとより、福島県浜通り地方の 5 漁港、6 海岸を管轄しています。所内各課の主たる業務内容は下表 1 のとおりです。

表 1. 相馬港湾建設事務所内各課における担当業務概要

	定数(人)	概 要
総務課	15	所内の庶務、工事・委託に係る経理・契約、港営
企画管理課	6	管轄する港湾と漁港、海岸の計画、調整等
建設課	27【13】	管轄する港湾・漁港・海岸工事の設計・工事監督業務等
その他	7	所長1名、および臨時職員6名
合計	55【13】	

また、建設課のうち、【】内の 13 名は他都府県からの派遣職員であり、東京都 2 名、新潟県 1 名、京都府 7 名、大分県 1 名、長崎県 2 名が業務に従事しています。



津波で被災した旧相馬港湾建設事務所

福島県

港湾施設

相馬港湾建設事務所
建設課
港湾復旧班

岡本 健（港湾局）

（派遣期間：平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日）

1 担当業務の概要

東京都職員が派遣・配属される「港湾復旧班」では、港湾施設の復旧工事の設計および監督業務を行っています。私が担当した業務の内訳は、野積場（船荷の積出しを行うための施設）の舗装工事が 2 件、臨港道路の舗装工事が 1 件、護岸の修復工事が 1 件、岸壁の舗装工事が 1 件の計 5 件でした。（最終変更設計 1 件、当初設計 1 件、その他工事の監督業務 3 件）



相馬港全景および業務を担当した箇所

担当した業務案件

- ①野積場再復工事
- ②野積場再復工事
（H-2-2-4、H2-2-8）
- ③臨港道路再復工事
- ④護岸再復工事
- ⑤岸壁再復工事

私が担当した現場の状況について説明します。

まず、野積場（※ 1）ですが、津波被害として、既設の路盤材（※ 2）・路床材（※ 3）が流出し、既設のコンクリート舗装版が至る所で沈下する現象が生じました。その結果、野積場表面に降った雨水を排水できなくなり、野積場のいたる所に巨大な水たまりが生じていました。

野積場再復工事ではこれを修復します。具体的には、表層（※ 4）、路盤材を撤去、再度路盤材を敷均してから復旧を行い、その後路盤材、表層の順に舗装を実施しました。臨港道路も状況は野積場と同じでした。

ちなみに、臨港道路も被災状況は野積場と同じで、舗装表面の沈下や亀裂がみられました。

次に護岸ですが、地震・津波によってケーソンが滑動したことにより、ケーソン間の間隙が広がり、その間隙からの引波によって、埋土材の吸出し（※ 5）が生じていました。

埋土材の流出が続いているため、一刻も早く流出を食い止めなければなりません。

ただし、ケーソンの滑動による変位はさほど大きくなかったため、ケーソンの撤去・再設置は行わず、間隙に円筒形目地材とよばれる防水材を挿入することで、工事費用を抑えることができました。

最後に岸壁ですが、津波により、岸壁の破壊（埋土材、舗装版の流出等）が見られました。前年度に大部分の復旧工事を実施しており、今年度は残った区域の舗装とパラペット（※ 6）のかさ上げを実施しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

東京都の職場では、当初設計のみを行う設計係に配属されているため、監督員の業務とは何をすればよいのか、という疑問から始まりました。しかし、相馬港湾建設事務所に赴任して間もなく、請負業者から、現場立会い願いや、協議書等の書類が次々に提出され、工事内容を把握しきれないまま、書類の処理を行わなければなりません。幸い、隣に座っていたプロパー職員の方が、東京都の派遣職員の担当している工事内容を把握されていたため、早い段階で、自身の理解不足や知識不足を手助けしていただくことができました。

3か月という派遣期間は、3か月おきに担当監督員が変わっていることでもあります。請負業者の現場代理人には適切に指示事項等を伝達しなければなりません。前任・前々任の歴代の監督員と現場代理人との間のやりとり（協議・指示内容等）について、正確に把握するまでに時間を費やしてしまい、また、自身の知識・経験の浅さもあり、最初に監督を担当した工事では、監督員に適切な指示が出せませんでした。結果として、請負業者にも苦労をかけてしまいました。

また、相馬港湾建設事務所で使用している「事業執行管理システム」(※7)への習熟や、東京都での業務では当たり前に使っている「AutoCAD」が使用できなかったことも障害となりました。特に、最初に担当した工事の変更設計業務の場合、竣工検査の一週間前までに変更起工を行わなければならない、班内のプロパー職員や任期付職員の方々にも手伝っていただく羽目になりました。

ただし、一番習熟に時間がかかると考えていた積算システム(※8)が、東京都建設局で使用しているものと共通の仕様であったことは幸いでした。そのため、早期の段階から、変更対象工種や新工種として積算する項目を整理しておいたことで、比較的早い段階で変更設計書を仕上げることができました。

3 印象的なエピソード

私が起工した岸壁の舗装工事は、舗装工事予定区域において、漁港工事で使用する消波ブロックの積出しを優先する関係で、私の帰任後に起工となる予定でした。しかしながら、現地漁業組合との調整から、急きょ舗装工事を先行して実施することになり、12月から1か月以内に起工しなければなりません。該当箇所の工事設計資料は、査定設計書(※9)と査定用の図面は残されていましたが、追加部分を含めた全体平面図と、追加工種の詳細図がなかったため、これらの図面は1から自分で描かなければなりません。これは東京都での業務でもまだ経験がないことでした。

図面の作成に際しては、事務所と現地を何度か往復し、対象構造物の寸法を調べました。また、近接工事の竣工図のデータを、当時の請負業者より入手して全体平面図を作成しました。並行して起工用の設計書や起工資料を作成し、帰任間際の12月22日に起工することができました。直属のキャップ(係長)や課長は、12月中の起工は不可能と思っていたようで、驚きをもって労いの言葉をいただきました。福島県の被災地派遣に立候補してよかったと思った瞬間でした。



舗装工事実施予定の現場



現場計測の様子(京都府からの派遣職員の方に手伝ってもらっています)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

地方公務員としてその自治体の業務に従事している場合、通常、他の自治体で働くこと自体ありません。2年近く、東京都港湾局で働いて感じたことは、事業規模に反して職員数が少ないため、局として目指す「少数精鋭」方針が、一人あたりの仕事量にも反映されている点です。その中で私は、チューターやベテランの同僚に知識・経験を分けていただきながら仕事を進めてきました。

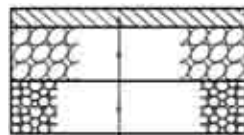
しかしながら、福島県相馬港湾建設事務所建設課では、福島県のプロパー職員が、キャップ以上の職員を除いて5名しかおらず、そのような厳しい条件下で災害復旧に取り組んでいる状況にありました。このうち4名のプロパー職員は、建設会社等業界出身の中途採用者であり、福島県として、現場に精通した即戦力が非常に重要視されていると感じました。

東京都でも、いずれ首都直下型地震の発生が予測されていますが、いつ発生するかはわかりません。もしそのような大災害が発生した場合、自分は都民のために戦力になれるのか——。被災地から帰任し、大きな疑問に直面しました。入都してから2年目になるのを機に、自らの業務への取組み姿勢と将来へのあり方について、考えるきっかけとなりました。

用語について

- ※1 : 海上輸送貨物の荷捌きや一時保管のための施設
- ※2～4: 舗装を構成する層で、盛土層、砕石層、表層(アスファルトまたはコンクリート層)からなる。

構成は下図のとおり



路床材

(盛土)

表層 (アスファルトやコンクリート)
路盤材 (砕石)
路盤材 (砕石)

- ※5 : 引波により、護岸背後の埋立土砂が流出する現象
- ※6 : 岸壁に用いる、堤体状の低いコンクリート製の壁体
- ※7 : 起工資料の一部となる各種調書類などを取扱うシステム
- ※8 : 当初設計書、変更設計書、査定設計書を作成するためのシステム
- ※9 : 国土交通省へ被災状況・復旧方法を説明し、現地踏査を経て復旧工法や費用が決まることを査定という。査定設計書とは、査定に際し、被災自治体で復旧予算を算定するための設計書をいう

福島県

■ 港湾施設

相馬港湾建設事務所
建設課
港湾復旧班

水野 裕介 (港湾局)

(派遣期間：平成 26 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

相馬港湾建設事務所には総務課、建設課、企画管理課の3課があり、建設課の中には漁港班、海岸班、港湾班の3班があったが、平成 26 年度から港湾班が港湾復旧班と港湾整備班に分かれ、現在は4班集体となっている。

東京都から相馬港湾建設事務所へは、3ヶ月（四半期）毎に2名ずつ職員が派遣されており、港湾復旧班に配属されている。現在、東京都からの派遣職員は主に相馬港1、2、5号ふ頭の復旧を担当している。その中で私が担当したのは、1号ふ頭の岸壁や野積場の災害復旧工事、2号ふ頭のエプロン沈下復旧などの工事であった。担当工事においては、工事の発注や監督が主な業務であった。他にも、過年度工事の成果検査対応といった業務にもあたった。

また、図1に示すように、相馬港の岸壁の復旧については、港湾復旧班が担当している全13バースのうちほとんどが復旧完了し、利用可能となっている。あとは私が担当した1号ふ頭第3号岸壁と第4号岸壁の末施工部の工事を残すのみとなっている。今後は野積場等の工事を成し遂げ、相馬港全体としての復旧を目指していく。



図1 相馬港の復旧・利活用状況(平成26年4月1日現在)

2 苦労したこと・工夫したこと

◎業務範囲やシステムの違い

私はまだ社会人1年目で、そもそも仕事自体に慣れていなかった。そのような中で、派遣先の方々から指導を受けつつ復旧事業に携わった。しかし、多くが初めて経験することばかりで、やはり慣れるのにも時間が掛かり、苦労する場面もいくつかあった。なかでも1番大きなものは業務範囲の違いである。派遣元の職場では、工事の設計と監督とで担当者が別になっている。これに対して、派遣先の福島県では、設計と工事監督が同一の担当者で行われている。私が派遣されていた期間は、時期的に工事監督が主であり、設計担当であった私は工事監督について一から覚える必要があった。

また、事業管理執行システムや文書管理システムの使い方などがすぐに覚えられないという苦労も少々あった。他にも、図面を描くときのソフトが、派遣元と派遣先とでは違うもので、使い方を習得するのにかなりの時間を要した。あとは、見積りの取り方などの方法が違っていて、少し慣れないということもあった。

◎港湾利用者との調整

工事監督の業務には全く慣れていなかったが、基本的なことは周囲の先輩職員から学び、彼らの仕事をよく観察していれば、さほど難しくはなかった。ただ、工事監督をするにあたり最も苦労したのが、港湾利用者との調整であった。岸壁（1号ふ頭第3号岸壁と第4号岸壁の末施工部）の復旧工事を行っていた際のある時、港湾利用者から竣工前に岸壁を部分的に使用させてほしいとの申し出があった。工事場所のすぐ背後にセメントサイロがあり、これまでは臨時で第4号岸壁の施工済み箇所に船をつけ、仮設の圧送管を用いて利用していた。それが、本管の設置完了に伴い仮設管を撤去するので、セメント船を第3号岸壁に係留したいという話であった。当時、見た目では既に岸壁工事は済んでいるようにも見えた。しかし、実際はまだ養生中で塗装もされていないなど、まだ利用できる状態ではなかった。更に、竣工前に使用されると仕上げ作業がしづらくなったり、万が一、使用により現場を損傷されたりする恐れもあった。したがって、工事の施工業者もそう簡単に許可することはできず、港湾利用者と施工業者との間で意見がぶつかった。そこで、上司や総務課の港湾担当職員に仲介をお願いし、両者の納得のいく形で条件を設定し、無事に部分使用を開始するに至った。

◎職場環境

相馬港湾建設事務所（特に建設課）には東京都以外からも多くの府県から職員が派遣されており、日頃から様々な場面で交流があり、お互いに良い刺激を受けながら業務にあたることができる。しかし、その反面でプロパー職員が少ないことが個人的に支障だった気がする。工事等における技術的な問題については、他府県の派遣職員や任期付職員に質問することができるが、システムの使い方などの事務的なものについては、プロパー職員でないと詳しく分からないものもある。多忙なプロパー職員へ事あるごとに質問するのも申し訳ないが、何も分からないままでは仕事が進まないで、隙を見て適宜質問するようにした。

◎業務の引継

港湾局からの福島県への派遣は期間が3ヶ月と短く、職員の入れ替わりが激しい。そこで大変なのが業務の引継ぎである。前任者から業務の引継ぎを受けたと思ったら、すぐにまた後任者へ引き継がなければならない。それにやっと職場の雰囲気や業務にも慣れてきたというところで、任期が終わってしまうというのは少し残念でもあった。

引継書は誰が見ても分かりやすいように作ることを心掛けた。しかし、どれだけ丁寧で詳細な引継書を準備しても、担当者間だけでの引継では限界がある。そのため、班内の別の職員にも日頃から業務内容を熟知してもらい、引継の際も同席していただくようにした。

3 印象的なエピソード

◎ Twitter への投稿依頼

ある時、総務局復興支援対策部 Twitter のツイートリレーに投稿を依頼された。写真 1 は、投稿した際に添付した復興状況の写真である。現場のことや福島県のことなどについて、色々学びながら工事の監督として現場立会等をしていると、工事の全体像がなかなか掴みにくいかもかもしれない。しかし、改めて写真で復旧前と復旧後を見比べると、工事を施工したことが実感でき、やりがいも感じられる。



写真1 復旧前後の様子(相馬港1号埠頭岸壁)
「東京都総務局復興支援対策部Twitter」に掲載

◎他事務所の見学

3ヶ月間という短い間であったが、派遣期間中に1泊2日の泊りがけで福島県内の他の事務所の見学に行くという機会があった。行き先は、いわき市にある小名浜港湾建設事務所で、県の北側にある相馬港湾建設事務所に対して、県の南側沿岸に位置する事務所である（図2参照）。この出張では、小名浜港の現地視察に加えて、小名浜港湾建設事務所に他の自治体から派遣されている職員の方々と交流できる機会があり、貴重な話も多く聞くことができた。

相馬港湾建設事務所には現在、東京都以外からも京都府、長崎県、新潟県、大分県から職員が派遣されている。小名浜港湾建設事務所には、神奈川県や高知県、沖縄県などから職員が派遣されており、彼らの派遣元での業務の話から、その土地・地域の産業やイベントの話などまで、多くの情報を得ることができた。



図2 福島県十木部の事務所位置図

◎離任式の挨拶で

派遣期間の最後の日、離任式で私が離任の挨拶をしている時のことである。入都1年目の私はいつも、この派遣で本当に福島県の復興の手助けになっているのかと気にしていた。そこで、思い切ってそのことを直属の上司に伺ってみた。すると、笑顔で「はい」と言って、感謝の言葉もいただいた。この一言で、3ヶ月間の派遣を、達成感を抱いて締めくくることができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

まず、この派遣を通じて、東京都以外の自治体について色々を知ることができた。被災地の復旧事業を通じてのことはもちろんであるが、それ以外でも、その地域の歴史や産業等についての理解も深まり、大変勉強になった。特に土木職の技術系職員として、技術面で幅広く知識を得ることができたことは、今後携わっていく業務の中で大いに活かすことができると思う。

プロパー職員をはじめ他の派遣職員や任期付職員、臨時職員も含め、この派遣をきっかけに多くの人々と知り合うことができた。これらの出会いは今後の人生においても非常に価値ある財産となるだろう。派遣を通じて知り合うことができた全ての皆様に対し、ここに改めて感謝の気持ちを申し上げます。

次は東京都が震災の被害にあうかもしれない。また別のどこかで起こるかもしれない。もちろん被害を最小限に留めることが重要だと思う。しかし、もしどこかで誰かが被害を受けて困ったときには、今回のように助け合いの精神を持ち、同じ人間同士、共に歩み寄っていくことを忘れてはならない。



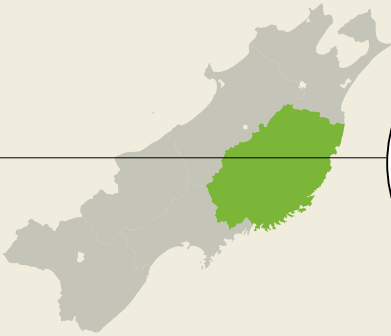
相馬港



相馬松川浦漁港復旧現場

■ 区画整理

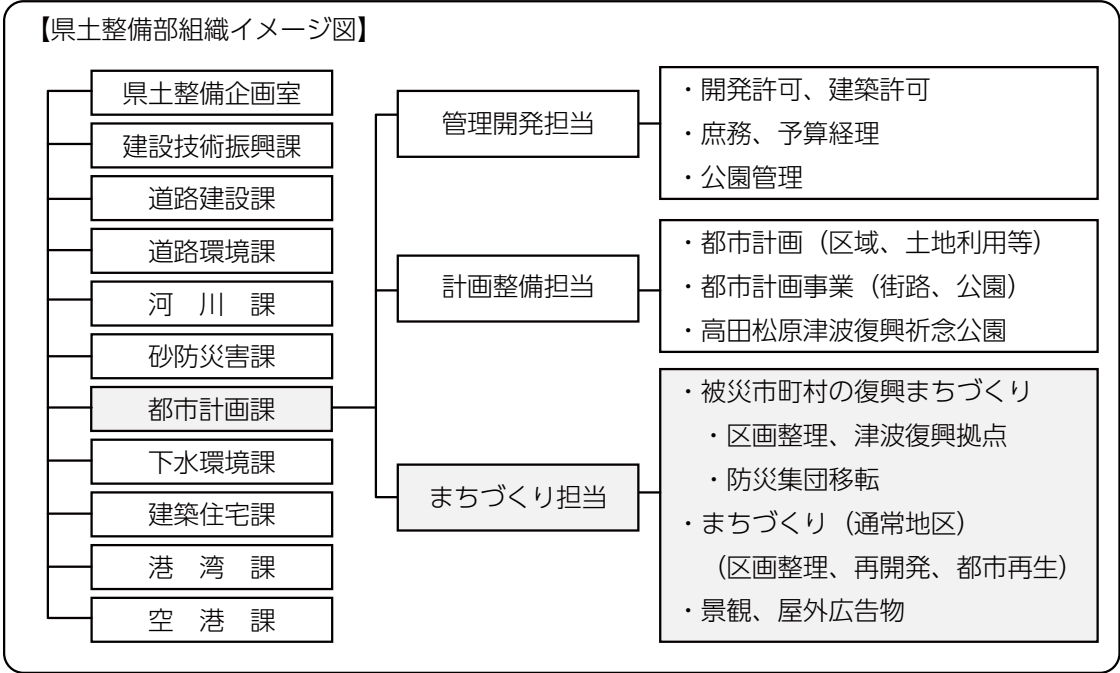
県土整備部
都市計画課



岩手県

業務概要

- ・岩手県知事部局は、1室7部3局から構成され、その中に72の室課と60の出先機関を抱えています。そのうち県土整備部は道路・橋梁、河川・砂防、港湾・空港、下水道、都市・県営住宅整備などの県土づくりに関する幅広い分野を担っています。平成26年度は875名（うち20都道府県からの応援職員84名）の職員が所属していました。
- ・県土整備部都市計画課は、4人の課長以下26人の課員が配属され、都市計画（街路、公園、市街地整備等）や開発行為・建築許可に関する業務、景観・屋外広告に関する業務を行うとともに、復興関連事業（まちづくり事業、高田松原津波復興祈念公園）に関する業務を行っています。
- ・都市計画課には、東京都以外にも、愛知県、大阪府、和歌山県から計5名の応援職員が派遣されていました。



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

岩手県

区画整理

県土整備部
都市計画課
まちづくり担当

奥 友美 (都市整備局)

1 担当業務の概要

- ・私は都市計画課のまちづくり担当に配属され、被災市町村の復興まちづくりのうち、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業に関する都市計画や事業計画の決定・変更、進行管理の業務を主に行っていました。
- ・主に担当したエリアは、岩手県沿岸部の北半分に位置する野田村、宮古市、山田町、大槌町の4市町村で、被災市街地復興土地区画整理事業が11地区、津波復興拠点整備事業が5地区の計16地区で事業が進められていました。
- ・国の補助金である復興交付金を活用する事業であり、国による進行管理への対応や視察対応なども行っていました。
- ・その他にも、県と市町村との情報共有や、各事業の円滑な推進を図るため、新任研修（年1回）や担当者会議（年3回）の開催も行いました。

2 苦労したこと・工夫したこと

- ・執務を行っている岩手県庁は盛岡市にありますが、担当する現場は全て沿岸部で、近くても100km以上の距離があり、移動は公共交通では難しく、公用車で2～2.5時間近くかかります。（盛岡ー東京間の新幹線移動とほぼ同程度です。）
- ・そのため、市町村との打合せや現場の確認などは、他の係との相乗りも視野に入れ、スケジュールを早め早めに立てて、公用車の確保など効率的に業務を進めることを心がけていました。

【現場の状況】

①岩手県山田町 山田地区（土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業）

- ・次ページ左上の写真は、JR山田線の陸中山田駅周辺を撮影したもので、駅舎、線路もすべて流され、周辺の1113戸のうち、1102戸が全壊しました。
- ・ここでは、街の中心地の約40haの区域で区画整理事業と津波復興拠点整備事業を組み合わせ、町の賑わい再生、安全な住宅地の整備、移転した住宅跡地の再整備を並行して進めています。
- ・次ページ右上の写真は、先行する津波復興拠点整備事業街区の高上げ工事の状況です。



平成23年8月撮影
岩手県山田町陸中山田駅



平成26年12月撮影
山田地区

②岩手県大槌町 町方地区（土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業）

- ・左の写真は、大槌町の中心市街地である町方地区を撮影したもので、住宅のみならず町役場、県立病院、消防署、小学校、駅舎、線路など街の中心機能が津波とその後の火災により壊滅的な被害を受けました。
- ・ここでも、街の中心地の約 30ha の区域で区画整理事業と津波復興拠点整備事業を組み合わせ、町の賑わいと産業再生、安全な住宅地の整備を並行して進めています。
- ・右の写真は、街区の嵩上げ工事の状況です。



平成23年8月撮影
岩手県大槌町新町付近



平成26年12月撮影
町方地区

③岩手県陸前高田市 高田地区（土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業）

- ・左の写真は、岩手県で最大の被害を受けた陸前高田市の中心部の高田地区です。ここでも住宅、市役所、県立病院、消防署、学校、駅舎、線路など街の中心機能が壊滅的な被害を受けました。
- ・気仙川をはさんで高田地区（東岸）、今泉地区（西岸）の2地区 300ha を越える区域で、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業の3つの事業を並行して進めています。



平成23年8月撮影
岩手県陸前高田市 高田地区（奇跡の一本松）



平成26年6月撮影
高田・今泉地区（ベルトコンベア：希望の架橋）

- ・前ページ右下の写真は、今泉地区の防集団地整備で切り崩した山の土砂を高田地区の嵩上げに使用するために設置したベルトコンベアで、全長 3km、土砂搬出量 2 万 m³/日（ダンプカー 4,000 台分）もあります。

3 印象的なエピソード

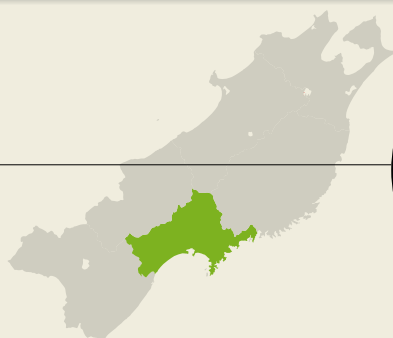
- ・これまで事業を施行する事業主体の立場での業務に携わることが多かったのですが、今年度は初めて事業を施行する市町村を指導監督する立場になり、業務の性格や内容も大きく異なり、地権者さんとの折衝や、複数かつ煩雑な工事の進捗管理に奔走する市町村の支障にならず、事業が滞りなく進むようにするにはどうしたらよいかと考える毎日でした。
- ・そのような中、各市町村には、北海道から沖縄県まで全国各地から応援職員の方が派遣されており、そういった方々と知り合い、同じ目標に向かって働く機会を得られた事が、今後の自分にとって、とても大きな財産になるのではと感じています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・指導監督業務で、一番感じたことは、どの事業地区に対しても、誰もが同じレベルで指導していくことの大切さと、その難しさでした。また自分の組織内では当たり前だと思われる事務作業も、震災時に応援職員を受け入れるときなどでは、根拠や手順などがマニュアルなどにより「見える化」されていないと、バックボーンの違う職員が業務を同じレベルで進められません。
- ・そのため、組織内で指導方針等の考え方や対応をきちんとマニュアル化することはもちろんですが、指導した結果を組織内で常に情報共有し、マニュアルを見直していくことが重要です。都庁に戻ってからも、日常の業務であっても、なぜ行っているのか、そのやり方が本当によいのか常に考え、見直し、周囲と共有し効率的に進められるようにしていきたいと思います。
- ・また業務に直接関連することではありませんが、宮古市田老地区で、防災ガイドさんから、地震が来たらすぐに逃げられるように、いつでも車はバックで駐車する、靴を脱いだら逃げるとき履きやすいように前向きにそろえているというお話を伺い、生活のいろいろな場面で災害が発生した時に、私たちがとるべき行動には、どのような選択肢があるのかを考え続ける事が、震災の経験を忘れないという事ではないかと改めて考えさせられました。

■ 災害公営住宅

土木部
復興住宅整備室



宮城県

業務概要

私が派遣された宮城県土木部復興住宅整備室は、宮城県復興住宅計画に基づく住宅の復興促進と災害公営住宅の整備を目的とする組織です。室長以下 34 名の職員で構成されており、そのうち 18 名が他県からの派遣職員です。職種で分別すると、およそ 3 分の 2 が建築職であり、その他電気、機械、事務職が数名ずついます。

災害公営住宅とは、災害により家を失い、かつ自立再建が困難な低所得者に賃貸するための公営住宅のことです。県内における災害公営住宅の整備主体は市町であり、戸数・手法等を含めた整備計画の策定は各市町に委ねられています。整備手法は主に下記の 4 つが挙げられ、その中で (2) の手法により、市町より県へ依頼された地区における災害公営住宅の建設を行うことが、当室の主な業務となります。

- (1) 市町直接建設 …市町が直接工事を発注し建設のうえ住宅を供給
- (2) 県受託建設 …市町が県に依頼し、県にて建設のうえ住宅を供給
- (3) 民間・UR 買取 …民間業者や都市再生機構（UR）が建設した住宅を市町が買い取り、供給
- (4) 民間借上 …民間業者が建設した住宅を市町が借り上げ、供給



南三陸町伊里前地区 完成予想パース



南三陸町戸倉地区 完成予想パース

宮城県

■ 災害公営住宅

土木部
復興住宅整備室

大川 亮（都市整備局）

1 担当業務の概要

私が担当した主な業務は、南三陸町が県に依頼して整備する二地区（伊里前地区、戸倉地区）の災害公営住宅の建設です。伊里前地区では、鉄筋コンクリート造 3～4 階建ての集合住宅を 2 棟（計 50 戸）、戸倉地区では鉄筋コンクリート造 3 階建てを 3 棟（計 70 戸）整備します。どちらの地区も、敷地は津波を受けない山の上を整地し、防災集団移転促進事業用地（被災者が自立再建するための移転先用地）等と一体的に整備されます。

二カ年に渡る派遣期間の中で、平成 25 年度は設計業務を、平成 26 年度は工事監督業務を行いました。

2 苦労したこと・工夫したこと

（1）敷地造成が完了していない現場での設計・工事施工

市町が県へ災害公営住宅の建設を依頼する場合、敷地の開発行為や造成工事施工は市町の所管となります。すなわち、県はあくまで住宅の建設のみを行い、それに至るまでの必要な工程は市町が責任を負うことになります。

一方で、私が担当した南三陸町の二地区は、県が設計に着手する段階で町施行の造成工事が着手されていない状況でした。また、県による住宅工事着手時においても造成工事が終わっておらず、同工事と並行して作業を行う必要がありました。

これにより、以下のような支障が生じてきます。

- ・設計の大きな与条件となる地盤の形状を満足に把握できない中で設計を進めなくてはならない。
- ・造成側の工事と干渉しないよう、工事ヤードの取り合いや車両の搬入ルート、台数等について密に調整を図りながら工事を進めなくてはならない。

これらについて、設計段階では、町が過去に敷地周辺で行った地盤調査結果等を元に、地盤形状を想定して住宅の基礎を計画しました。そして、工事着手時に改めて地盤調査を行う事を担保に、指定確認検査機関から確認済証を受領できるよう協議を重ね、設計を完了させることができました。また、工事段階では、県側で行う通常の工事定例会議とは別に、町及び造成工事施工者との定例会議の場を別に設け、互いの工程管理や課題の抽出、対応策の検討に努めました。

（2）工事発注に際する入札不調への対応

事業主である市町が共通して望むことは、より工事費を抑え、より早期に住宅を整備することです。一方で、当室が建築工事を発注する当時、現地は建設工事ラッシュを迎えており、資材や人材が不足する中で建設業者がより良い条件の工事を選んで受注する状況でした。すなわち、請負額が安い、工期が短い、敷地の立地が悪い等、条件が良くない工事は発注しても入札不調になるリスクが高くなります。

私が担当した南三陸町の工事においては、町の財政が厳しいこと、早期の住宅整備を要望されたことから、工事費を極力圧縮し、先述の通り敷地の造成が終わっていない状態で工事を発注しました。その結果、一度の入札不調を経験しています。また、県においては建築、電気、機械、昇降機それぞれの工事を別々に発注することとなっており、設備工事の発注においても一部入札不調がありました。

これについて、二度以上の入札不調による整備の遅れを防ぐため、工事条件の一つである工事費について、町へ増額を協議し承諾を得ました。そして、県で採用する工事単価と現地での実勢単価が乖離している実情があることから、実勢に合致した契約となるよう、一部の工事単価について見積りを採用し、工事費を増額させて再度発注を行いました。また、設備工事の不調に対しては、建築工事請負者に包含して請け負うよう協議しました。それらにより、担当地区における全工事について請負者を決定し、工事に着手することができました。

3 印象的なエピソード

繰り返しになりますが、災害公営住宅の整備主体は市町であり、市町から依頼を受けた一部の地区についての建設を行うのが当室になります。住宅の設計内容に関する住民要望は市町を通して当室へもたらされ、工事着手に際する住民説明会も市町が主催するケースが多いです。そのため、当室は被災者の方々と直接的に接する機会が多くないのが実情です。

業務における被災者の方々との唯一の接点は、電話でした。当室に掛かる電話は、業者や市町、国、県内他部署からの取次ぎが大半であり、時々新聞社やテレビ局等メディアからの問い合わせがある程度です。一方で、稀に被災者の方から電話をいただくこともあり、その中で印象的な出来事がありました。

被災者の方からの電話は、住宅の入居要件やスケジュール等に関する問い合わせと、苦情に分かれます。前者の場合、市町の所管であるため市町へ改めて連絡するようにお願いするのですが、工事や市町が提示する整備スケジュール上の遅れ等に関する苦情は簡単には収まらず、20～30分程度かかることもあります。

ただ、苦情だけで終わらないこともありました。ある時、とある地区の住宅の整備が遅いとの電話を被災者の方より受けたのですが、私も宮城県の地理を隅々まで把握しきれていないため、場所を繰り返しお伺いしなければなりません。その中で、私が県外からの派遣職員であることを先方がお気づきになり、出身地を聞かれました。「神奈川県出身の東京都職員です」とお答えしたところ、奇遇にも先方が私の地元縁のある方であり、いつの間にかローカルトークに花を咲かせていました。そして、最後に「遠い所からありがとう」と感謝と激励の言葉をいただき、電話を終わりました。県外派遣職員でなければ、おそらく経験することの無い出来事だったと思います。

上記の出来事に関わらず、県庁内部で決裁を持ち回る際においても、私が着用している東京都の作業服を見て感謝の言葉をくださるプロパー職員の方もいました。また、先述の通り、私の職場は職員の半数以上が派遣職員であるため、同じ仕事でも様々に異なる考え方があり、とても刺激を受ける機会が多かったです。振り返ると、派遣職員という特殊な立場で他県の業務に従事した二年間の全てが、私にとって貴重であり印象に残る経験であったと言えます。



南三陸町伊里前地区 平成25年春



南三陸町伊里前地区 平成27年1月末

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が現地で得た教訓は、大きく三つに分かれます。時系列に並べると、災害公営住宅事業着手前、工事発注時、竣工・引渡し時の三つの段階におけるものです。着手前及び竣工・引渡し時における教訓は、他職員からお話を聞く中で感じたもので、発注時における教訓は、私自身が経験した業務の中で得たものです。

災害公営住宅事業着手前、ひいては震災前において重要なことは、空地を出来る限り確保し、その利用方法を予め想定しておくことと感じました。現地では、被災直後に応急仮設住宅を整備する際、整備しやすい平坦な土地を優先的に採用し建設を進めたそうです。そのため、その後の災害公営住宅事業着手時には建てやすい土地が残されておらず、市町の中心部から離れた山を切り崩して平地にするなどの大規模な敷地造成が必要となった地区もありました。以上のことから、再開発や区画整理等面整備事業による空地の創出や、被災時に必要な住宅の戸数と場所を予め綿密に想定し復興の将来像を計画しておく『事前復興』の考え等がより重要になると考えます。

災害公営住宅工事の発注時に感じたことは、非常の建設ラッシュ時に工事を発注する際は、現地の実勢単価を把握し採用するべきということです。資材や人材の不足に伴い物価が高騰する中、積算等のルールを固持して発注してしまうと、入札不調を避けることは困難です。早期の工事着手及び完了を目指す場合、補助の拡大に関する国との交渉も視野に入れ、一部の見積り単価採用による工事費の増額を検討する必要があると考えます。

災害公営住宅の竣工・引渡しに際して重要なことは、将来入居予定者である被災者の実態を着実に把握することと感じました。現地のメディアは、竣工しても入居率が芳しくない災害公営住宅をしばしば取り上げます。その原因の一部は、当初災害公営住宅の入居を希望していたものの、後で自立再建を行えたために希望を取り下げた被災者の分を想定しなかったためと推察されます。一方で、総合的に見て必ずしも災害公営住宅が仮設住宅より魅力的であると感じず、入居に至らないケースもあるのではと思います。つまり、賃料が無料で敷地の利便性も良く、設備も潤沢に整った仮設住宅がある場合、その暮らしと郊外に建設された災害公営住宅にて賃料を払う暮らしのどちらを被災者は選択するか、ということです。ここで気をつけるべきは、災害公営住宅はあくまで低廉の賃貸住宅であり、自立再建により建てられる住宅より豪華な仕様であってはならないのが原則だということです。入居希望に関する被災者へのアンケートを着実にを行い、建設戸数を調整することはもちろん、仕様を抑えた災害公営住宅がより魅力的になるよう、仮設住宅の仕様を一定にすることも求められるのではと考えます。

以上の三点以外に、派遣期間全体を通して得た大きな教訓は、杓子定規で業務を行ってはならないということです。ある仕事の依頼に対し、100か0（出来るか出来ないか）の二択だけで対応しては、被災地の業務は納まらないと感じました。「100は難しいが20までなら出来る」など、出来る限り協力する姿勢を示すことは、被災時のみならず普段の業務においても実践してまいりたいと思います。



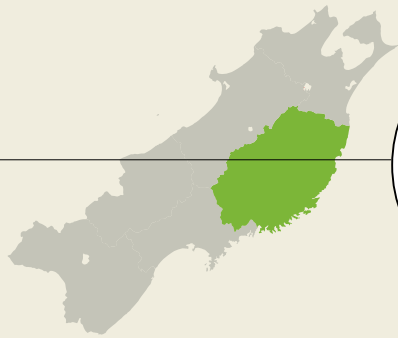
南三陸町戸倉地区 平成25年春



南三陸町戸倉地区 平成27年1月末

■ 水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課



岩手県

業務概要

岩手県環境生活部県民くらしの安全課は、食の安全・安心、消費生活、生活安全、交通安全、生活衛生のような県民生活に身近な課題について総合的な施策を推進する部署である。

所属する生活衛生担当は、県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、井戸水等の飲料水の衛生等、水道事業に係る事務を担当している。

水道事業は原則として市町村が経営することとなっているため、県の事業ではないが、水道法において、「厚生労働省の権限に属する事務の一部は都道府県知事が行うとすることができる。」とされており、厚生労働省からの事務移譲により県内の水道事業の取りまとめを行うとともに、厚生労働省との窓口となっている。

通常時における上記水道事業に係る事務については、県職員3名で担当している。

東日本大震災では水道施設も甚大な被害を受け、水道施設災害復旧費国庫補助事業に係る災害査定が膨大になったことから、国との協議・調整や水道施設整備計画の策定への技術的助言等が行えるよう、平成23年8月より土木及び電気職の派遣職員が加わり、「水道施設等復旧応援チーム」として業務を行っている。

年 度	派遣元
H23年度	東京都延べ9名、高知市1名(2～4ヶ月間)
H24年度	東京都3名、埼玉県1名(1年間)
H25年度	東京都2名、埼玉県1名(1年間)
H26年度	東京都2名、埼玉県1名(1年間)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

岩手県

■ 水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課
生活衛生担当

戸張 岳史（水道局）

1 担当業務の概要

東日本大震災により被災した水道施設については、水道施設災害復旧費国庫補助事業により各水道事業体が復旧を行っている。

岩手県での業務内容としては、各水道事業体が計画する水道施設復旧計画について、技術的助言や精査等取りまとめを行い、国庫補助事業して実施できるよう、厚生労働省との協議・調整を行っている。

○特例による協議設計

通常の災害復旧事業は被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、区画整理事業や高台移転などの復興事業により、まちの形態が大きく変わるとともに復興計画を策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況であった。

このため、特例として、被災した水道施設を仮に原形復旧したものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施は保留され、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられている。岩手県内では7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）18事業において特例による災害査定を実施した。

○まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は、原形復旧が不可能、困難、又は不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等に変更することが可能とした。

各水道事業体では、この条件のもと、土地区画整理事業や高台移転などのまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省に協議し、災害復旧事業を実施している。

2 苦労したこと・工夫したこと

特例による協議設計では、各水道事業体が作成した実施計画協議書を県を通して厚生労働省へ提出し、厚生労働省が財務省と協議して実施の保留を解除する方式となっていることから、現場を知らない厚生労働省の担当者に協議内容を容易に理解していただくことが重要である。

各水道事業体では、現場を多く抱えているため、協議書をより理解しやすいものとするまでには手がまわっていないのが実情である。この点を補完するため、県では協議書をよりわかりやすい資料とする作業を行っているが、文書表現等には苦労している。

3 印象的なエピソード

水道は生活に欠かせないライフラインのひとつである。自分が関わった水道施設の復旧が被災者の方々の新しい生活の支えとなったことをうれしく思う。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

水道はまちづくりには必要不可欠であるが、水道が先行して計画を立てられるものではなく、まちづくり事業に遅れることなく施設整備を行う必要がある。

ところが、本体事業である区画整理事業等の工事も事業実施可能な箇所から施工している状況なため、工事工程が頻繁に変わり、各水道事業者は対応に苦慮している状況が続いている。

当たり前のことではあるが、まちづくりを行うにあたり、事業主体や関係機関との綿密な調整の重要性を強く感じている。



開運橋から望む岩手山と北上川(盛岡市)



岩手県

■ 水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課
生活衛生担当

山村 龍太（水道局）

1 担当業務の概要

県民くらしの安全課生活衛生担当は担当課長1名、主任主査1名、主査1名、主任1名、技師2名、主事1名、臨時職員1名及び私を含めた派遣職員3名（東京都2名、埼玉県1名）の計11名となっています。生活衛生担当の業務概要は県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、飲料水の衛生、水道事業に係る事務です。私の主な業務は「水道施設災害復旧事業（特例）に係る国庫補助事業」です。水道施設災害復旧事業（特例）のおおまかな流れは以下のとおりです。

① 特例査定（平成24年度完了）

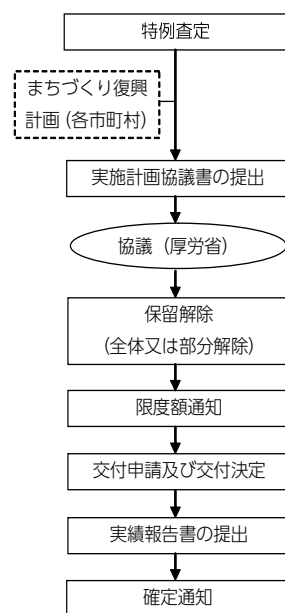
特例査定は主に沿岸部の津波浸水区域におけるもので、自治体のまちづくり復興計画が未定のため復旧方法を確定することが出来ない地域において、仮に原形復旧するものとして災害査定を行い、復旧事業の実施は保留するもの。

② 実施計画協議書

自治体が策定するまちづくり復興計画を勘案し、保留されていた水道施設の災害復旧事業を実施計画協議書として水道事業者（市町村）が作成。県では、提出された実施計画協議書の内容が補助対象となっているか等の確認、技術的な支援、書類・設計内容の審査等を実施、実施計画協議書の内容が確定したら厚労省と協議。厚労省においても実施計画協議書の審査を行い、質疑等があれば県が窓口として対応。

③ 保留解除～確定通知

実施計画協議書提出からおおむね1ヶ月程度で国から事業の保留解除・限度額が通知。県では限度額通知から確定通知までの事務処理を行い、必要の都度、水道事業者や厚労省と調整。



■ 災害復旧事業（特例）のフロー概要

2 苦労したこと・工夫したこと

まずは県のシステムやルールに慣れる必要がありました。また、今まで国庫補助金事務に携わった経験が無いため、国庫補助事務を理解することにとっても苦労しました。

水道施設災害復旧事業はまず国や県、市町のまちづくり復興計画ありきで、水道は「いつまでに・どこまで」という計画が前もってできないことから、非常に難しい環境下に置かれています。このため、他の復興関連事業を遅らせないためにも、実施計画協議書から保留解除までの期間をなるべく短くすることが必要と考え、実施計画協議書の内容を充実し、誰が見ても分かりやすい協議書の作成に努めました。

業務を進めるにあたっては、突然思いがけない相談を水道事業者から受けることも多く、対応に苦慮すること

もありました。災害復旧事業（特例）は通常の災害復旧とは違い、同じ場所に原形復旧が不可能なため、別の場所に置き換えて復旧するのが原則となっていますが、施設の増強等は認められていないため、その制度を理解していただくまでに時間や労力を要したこともありました。

また、現地調査では公用車を運転して各水道事業所へ訪問するため、県庁のある盛岡市から片道2時間（約100km）とかなり長距離の運転になるので大変疲れると思います。



①協議の概要

②配水系統

①協議の概要：実施計画協議の内容に関連するまちづくり復興計画のスケジュールをまとめ、事業の内容や施工条件を分かりやすく表記しました。

②配水系統：水の流れ、現状の通水・未通水路線、配水幹線の系統を分かりやすく表示し、また津波浸水エリア（災害査定範囲）を地図上に表示して、協議範囲が国庫補助の対象となっていることを分かりやすくしました。

3 印象的なエピソード

平成 26 年 9 月に開催した復興連絡協議会（現地調査部会）では現地にて厚労省、水道事業体間にて活発な意見交換ができ、お互いに課題を共通認識できたことが印象に残りました。

被災してから４年経ち、いつになったら終わるのだろう、本当に終わるのだろうか、と不安になっていましたが、現地調査に行く度に、市街地の景観が変わっており、復興が目に見えてきたことに嬉しさを感じました。また、微力ながら被災地の復興事業に携わることが出来たことが、自分にとってかけがえのない財産になったと思います。



連絡協議会の様子(宮古市上下水道部)



現地調査の様子(大船渡駅前)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

派遣先での業務は全てが目新しく大変勉強になるものでした。また災害復旧事業に携わるのも初めての機会、災害査定から確定通知までのひと通りの事務処理を学ぶことが出来ました。東京で災害が起きたときにはこの経験が少なからず活かせると思います。

派遣期間中にお世話になった岩手県職員、他県からの派遣職員、被災市町村の職員、東京都職員の方から水道技術者、行政職員として学ぶところが多く、良い刺激を受けました。

貴重な機会を頂き、派遣を支えてくれた関係者の方々に深くお礼申し上げます。

○復興の経過写真：岩手県宮古市田老地区

田老地区では土地区画整理事業、防災集団移転促進事業（乙部）、道路整備事業等（国道 45 号）を実施中。水道施設災害復旧事業では盛土によるかさ上げ工事等に併せて送配水管、給水管、送水ポンプ場を整備。



平成23年6月



平成26年4月



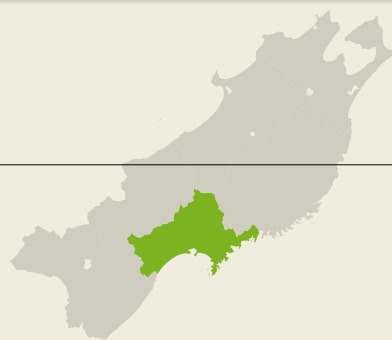
平成26年12月



平成26年12月（防災集団移転促進事業）

■ 下水道事業

建設部
下水道建設課



石巻市

業務概要

石巻市建設部下水道建設課は市職員 13 名（課長 1 名、課長補佐 2 名含む）、派遣職員 15 名、任期付職員 1 名、事務補助員 1 名の合計 30 人の所帯です。石巻市の公共下水道建設の業務は計画から工事設計、工事監督まで、すべてこの下水道建設課が担当しており、総務グループ、計画グループ、建設第一グループ、建設第二グループ、建設第三グループの編成となっています。なお、公共下水道使用料及び施設の管理は下水道管理課が行っています。

石巻市の公共下水道は分流式を採用しており、北上川下流及び北上川下流東部の 2 流域と 4 つの単独公共下水道の汚水、旧石巻市市街地に雨水計画があります。今派遣においては、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害による災害復旧と、地盤沈下に伴い見直した雨水排水計画に基づく復興交付金業務に従事しました。

汚水管の災害復旧は 38 件の協議設計があり、建設グループの各三グループが工事設計、監督を含めて担当し、災害復旧の約半分について工事起工までこぎ着けたという状況です。また、工事施工に伴い発生した工事変更についても、現在国交省防災課との設計変更協議を同時に行っているところです。

本震災前の雨水整備計画は、市街地を中心の 31 排水区のうち自然流下排水区 8 排水区、ポンプ排水区 8 排水区の 16 排水区で事業認可を受け事業を進めていました。ところが、今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも 1m ほど地盤が沈下しました。ほぼすべての地域が外水位より低い地形となり、津波襲来時の海水などが何日も排除できない状態に陥りました。現在は、約 40 箇所の仮設ポンプを計画区域全体に設置し強制排水を行う対応をしています。大雨時には仮設の排水ポンプの能力の不足や雨水管の未整備を原因とした浸水が発生しています。

この雨水排水の復興整備課題として、①地盤沈下による浸水被害の解消、②恒久ポンプ施設の早急な整備、③効率的な施設計画、④将来の維持管理費の低減、⑤津波襲来時の減災、を掲げた、新たな雨水整備計画「石巻市雨水排水基本計画」を平成 26 年 8 月に示しました。この計画では全排水区を 22 排水区に統廃合し、そのうち 21 排水区をポンプ排水区として整備する計画です。この作業は計画グループを中心に行いました。

雨水の災害復旧として、この基本計画に基づき災害査定協議設計を行い、今年度中に全災害査定 21 件の保留解除（雨水管渠も含む）を完了させることです。さらに復興交付金申請を行い（平成 27 年 1 月現在で第 11 回申請）、災害復旧と共に雨水整備の復興を完了させることが急務です。

その他、排水区の統廃合による都市計画決定の変更、新たな都市計画決定や事業認可の取得、ポンプ場用地の取得交渉など、業務内容は多岐に亘っており、引き続き支援が必要とされています。

新旧排水区の概要

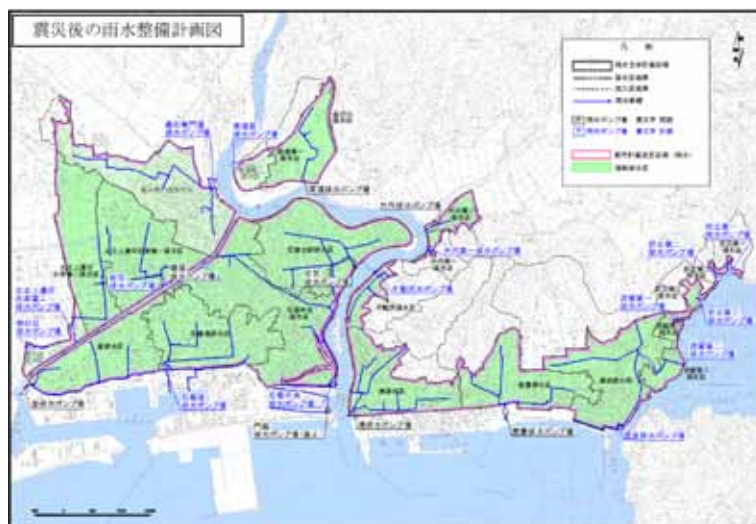
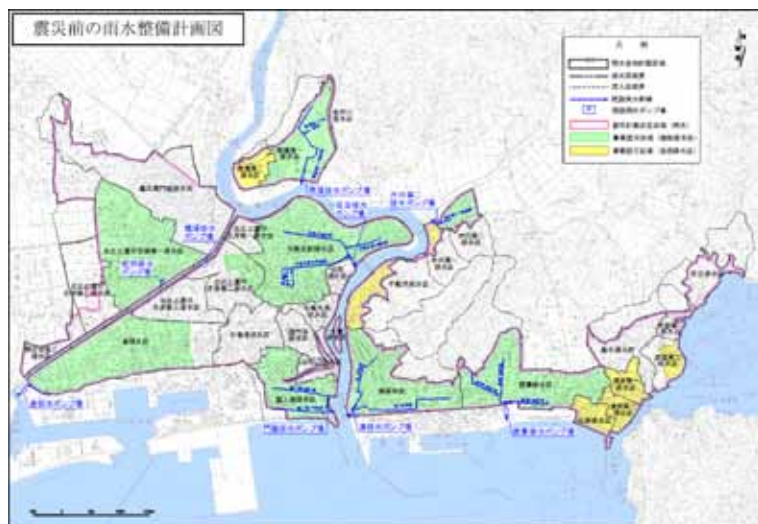
項 目	北上川下流東部流域下水道関連 石巻市東部流域関連公共下水道		北上川下流流域下水道関連 石巻市流域関連公共下水道		全体	
	既計画	今回計画	既計画	今回計画	既計画	今回計画
1.計画目標年次	平成32年	変更なし	平成32年	変更なし	-	-
2.計画区域面積	892.1ha	→ 876.8	1,745.2ha	→ 1,735.9ha	2,637ha	→ 2,613ha
3.排水区数						
	折立	→ 折立第一 ○	石巻北部 ●	→ 石巻北部 ●		
	流留第一	→ 折立第二 ○	住吉 ○	→ 住吉 ○		
	流留第二	→ 折立第三 ○	石巻中央	→ 石巻中央 ○ □		
	垂水 ○	→ 流留第一 ○	海門寺	→ 海門寺 ○		
	渡波第一	→ 流留第二 ○ ☆	北北上瀬河左岸第一	→ 北北上瀬河左岸第一 ○		
	渡波第二	→ 渡波 ○ ☆	北北上瀬河左岸第二	→ 北北上瀬河左岸第二 ○		
	松原	→ 鹿妻 ●	日和山	→ 日和山 ○		
	鹿妻 ●	→ 鹿妻 ●	聖人堀	→ 聖人堀 ●		
	湊 ● □	→ 湊 ● □	石巻港	→ 石巻港 ○ □ ☆		
	不動沢	→ 不動沢 ○ □	釜	→ 釜 ●		
	井内第一	→ 井内第一 ○	嘉右衛門堀	→ 嘉右衛門堀 ○		
	井内第二 ●	→ 井内第二 ●	北北上瀬河右岸第一	→ 北北上瀬河右岸第一 ○		
	中瀬	→ 廃止	北北上瀬河右岸第二	→ 北北上瀬河右岸第二 ○		
	金沢川	→ 金沢川 ●	柳の目 ○	→ 柳の目 ○		
	南境第一 ●	→ 南境第一 ○				
	南境第二	→ 南境第二 ○				
	16排水区	→ 14排水区	15排水区	→ 8排水区	31排水区	→ 22排水区
4.ポンプ場数	5箇所	→ 13箇所	11箇所	→ 8箇所	16箇所	→ 21箇所
5.雨水調整池数	0箇所	→ 2箇所	0箇所	→ 1箇所	0箇所	→ 3箇所
6.計画降雨	5年確率 $I = \frac{4,100}{(r+30)}$ $I_{50}=45.6\text{mm/hr}$	→ 変更なし → 変更なし → 変更なし	5年確率 $I = \frac{4,100}{(r+30)}$ $I_{50}=45.6\text{mm/hr}$	→ 変更なし → 変更なし → 変更なし	-	-

※1 排水区横の「○」記は、ポンプ排水区を示す。うち、「●」は既設ポンプ場。

※2 排水区横の「□」記は、直接放流採用排水区。

※3 排水区横の「☆」記は、雨水調整池設置排水区。

※4 灰色網掛け排水区は、既認可。



石巻市

■ 下水道事業

建設部
下水道建設課

菅原 啓（下水道局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの一年間を、石巻市建設部下水道建設課へ配属されました。下水道建設課は污水管復旧が主な仕事の建設グループと雨水整備計画関連の計画グループとに分かれており、私は早急な雨水整備が求められている計画グループに係わることになりました。

第一の目標は、新たな排水区を設定した石巻市雨水排水基本計画を示すことでした。国交省などの意見を頂き、復興課題に掲げているように「効率的な施設計画」や「将来の維持管理費の低減」などを目的として、より良い雨水整備計画の策定に取り組みました。意見交換会における資料の作成を行い、第 3 回意見交換会では私自身も資料の説明を行うなどして各方面の賛同を得、平成 26 年 8 月には基本計画を示すことが出来ました。

第二の目標は、災害査定時に保留された施工実施を平成 26 年 12 月までに解除すること（保留解除）でした。これが出来なければ復旧費が計上されず災害復旧工事が施行できません。国交省防災課への説明資料作成やその説明を何度も行い、平成 27 年 1 月には防災課との協議はほぼ整いました。今後は防災課の財務省への説明、その後の「朱入れ」を経て、保留解除の完了となります。

また、復興交付金の交付申請資料の作成やその資料説明にも携わりました。交付金申請が受理されれば災害復旧と共に雨水整備事業の本復旧並びに復興事業の費用の礎となります。平成 26 年度では 5 月の第 9 回、10 月の第 10 回、平成 27 年 1 月の第 11 回と申請しています。

ポンプ場建設などは日本下水道事業団へ委託し雨水整備を進めて行きますが、その下水道事業団との設計協議や課題解決への対応も行いました。さらに、下水道事業団へ委託できない施設は市発注の業務となるので、その担当者として委託業者への対応や関係機関と協議を行うなど、業務の円滑な遂行に努めました。

担当は不動沢排水区、石巻港排水区、石巻中央排水区であり、後に井内第一排水区も追加された 4 排水区となりました。

2 苦労したこと・工夫したこと

私たちが配属された平成 26 年 4 月には、ポンプ場の応急復旧や仮設ポンプの設置などが終わっており、大雨時には低地部において浸水の被害がみられるものの、当初の課題である応急復旧はほぼ終了しておりました。下水道建設課計画グループとしては、雨水排水基本計画に基づいた中長期的な雨水整備に着手することとなりました。

石巻市の復興計画として防潮堤や高盛土道路の建設、市街地では土地区画整理や市街地再開発事業などが実施されております。苦労したこととして、これらの事業との調整がスムーズに行かないことでした。地盤沈下による浸水被害から地元の人々を守るために、雨水整備は一番に必要と理解してはもらっていましたが、雨水整備もその他の復興整備も同時期に計画が進められているので、その調整が難航することもしばしばありました。

その調整を進めるため、解りやすい資料作りや説明を工夫するなどして具体的な雨水整備を理解いただき、他事業との整合性を図りお互いに計画が進められるように努めました。

3 印象的なエピソード

東日本大震災から4年が過ぎました。

私は、下水道建設課で雨水整備に従事しています。打合せなどで地元の方々と話をする機会が有り、震災時の苦勞を話してくれます。また、応急復旧が終えたとはいえ、その後の大雨などにより浸水被害は発生しており、その状況についても話をしてくれます。日常的に業務を行っている、大震災を被りその復旧・復興に従事していることを忘れがちとなります。

また、春や夏の時期に市街地にある日和山という高台から海岸方面の平地を見渡すと、緑の草原が広がっているさわやかな光景を目にします。しかし高台をくだり間近に来れば、むき出しになったコンクリートの基礎やたたきが無数に残っており、かつて家がぎっしりと立ち並んでいた住宅地であることに愕然とします。そして、津波などの大震災の恐ろしさを実感します。

雨水整備事業は、皆様の安全・安心のまちづくりの根本事業のひとつだと思います。地元の方々のその話や間近にコンクリートのたたきを見るたびに、一日も早い復旧・復興に努めたいと気持ちを新たにしました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石巻市の災害復旧事業などでは派遣職員が多く、下水道建設課でも職員の半分の15名でした。課内はもちろん、他の部署との打合せでも石巻市の職員はもとより、他自治体の派遣職員の方々にも大変お世話になりました。事業を進めていく上で、いろんな方々とのチームワークが大事ということを改めて実感しました。

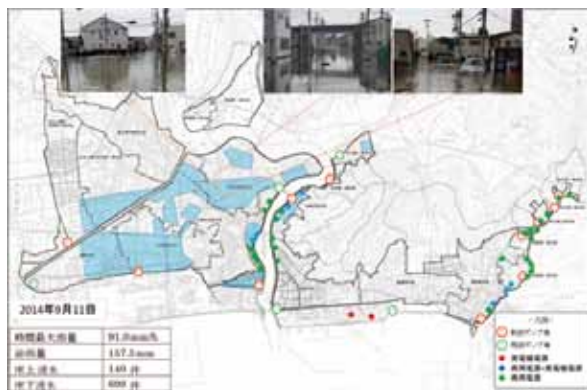
これはどこの職場でも同様と思いますが、各部署の情報交換とそれに基づいたチームワークの神髄を忘れずに、仕事に邁進したいと気持ちを新たにしました。



下水道管理の仮設ポンプ



浸水被害履歴(平成26年4月4日)



浸水被害履歴(平成26年9月11日)

石巻市

■ 下水道事業

建設部
下水道建設課

矢澤 勇（下水道局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

下水道建設課は、污水管復旧が主な仕事の建設グループと、雨水整備関連の計画グループとに分かれており、私は計画グループに所属し、新設雨水ポンプ場の設計と、被災を受けて復旧を行う既設ポンプ場の災害復旧業務を担当しました。

石巻市は、東日本大震災によって 1.0m 程度の地盤沈下が生じているため、雨水が市街地に滞水してしまう状況にあります。現在は仮設ポンプにより応急的な排水を行っていますが、より安全な排水を行うため、ポンプ場の早急な建設が求められています。また既設ポンプ場も津波による被災のため、機器が損傷しており、必要とされる排水能力が大幅に不足している状態です。そのため、私が着任してからのグループの主な業務目標は、石巻市全体の最適なポンプ場建設計画を立案すること、被災した既存雨水施設を復旧することの 2 つでした。

ポンプ場建設計画については、どのようにポンプ場を整備すればもっとも効率よく雨水の排水を行えるかについて、これまで国などの関係機関を交えて二回の意見交換会が行われておりました。そして、平成 26 年 6 月に開かれた第三回の意見交換会を基に、石巻市全体のポンプ場建設計画が決定されました。決定された計画のうち、私は石巻市の東側に位置する 6 箇所の新設ポンプ場の設計担当となり、市と協定関係にある日本下水道事業団と連携を図り、早急な工事発注を目標として設計を進めてきました。新たにポンプ場を建設するため、用地買収手続きや堤防工事との工程調整が必要でしたので、関連部署と発注までのスケジュールを調整し、設計を進めました。今年度は 3 箇所のポンプ場を発注する予定となっています。

被災した既存雨水施設は、雨水事業について 21 件の災害復旧事業を国へ申請しており、私はそのうちの 7 件の担当となりました。災害復旧事業は全て、復旧方針と施工内容について国から許可を貰うための手続き（保留解除）が必要でしたので、被災状況と復旧内容を整理し、国土交通省との協議では相手に分かりやすい説明を行えるように心掛けました。雨水事業の保留解除については年度内に全件が完了する予定であり、来年度からは復旧工事を順次発注していくことになっています。



雨水が滞水した市街地

2 苦労したこと・工夫したこと

赴任当初は土地勘が全くなかったため、地名の読み方やスーパー等の商業施設の場所、担当となった現場までの道のりなど、身近な情報を一から確認していきました。また石巻市の復興に携わるには、まず地元の風土や特色などを自分の目で見ておくことが大事だと感じたため、なるべく積極的に現場に行き現状の確認を行いました。

業務を進めるにあたり苦労したことは、業務に関する情報が多岐に渡っていた点です。東日本大震災は広範囲にわたり甚大な被害をもたらしたため、石巻市内では下水道の復旧復興以外にも国や県による堤防事業、区画整理事業など沢山の関連事業が進められています。そのため震災から現在に至るまでには、様々な関連部署との協議が重ねられており、業務開始当初はこれまでの経緯を確認・把握することに多くの時間を要しました。また事業数だけでなく情報量も非常に多かったため、互いの認識の違いによる手戻りを避けるため、各関係機関と協議を行う際には、極力分かりやすい資料と説明を心掛け、互いの意思疎通や情報を細目に交換することを心掛けました。



施設被災状況



放流渠被災状況



放流渠被災状況調査

3 印象的なエピソード

東日本大震災から4年が経過しました。津波に対する堤防や被災した地区の復興事業などの計画は進みつつありますが、建設資材高騰や人手不足による進捗の遅れ、被災地域からの人口流出など被災地が抱える問題は多く、現地の復興が完了するには解決しなければならない課題が、数多く残されていることを感じます。また沿岸部では、津波により破壊された広範囲な地域が、何も無い更地状態で残っているため、今でも被災地には震災の爪痕が深く残っていると感じてしまいます。

しかし東北地方では、多くの人が集まる六魂祭が各地で開催され、石巻市では孫兵衛船と呼ばれる船競漕のイベントが復活するなど、次第に活気を取り戻している場面もあります。まだまだ時間はかかると思いますが、被災地域がより早く復興を遂げられることを願っております。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

下水道建設課には全国から15名の職員が派遣されていたため、石巻市職員の方を含め様々な都市の方と知り合いになることが出来ました。私と同じく初めて石巻市に来られた方も多かったため、互いに支えあい、知恵を出し合って業務を進めていけたことが何よりの思い出です。土木以外にも機械や電気といった異なる職種の方々も交え、よりよいものをつくることを目標とし業務に取り組んだこの一年間を忘れずに、今後の業務にあたっていきたいと感じております。

農地・農業用施設

仙台地方振興事務所
農業農村整備部



宮城県

業務概要

派遣先の宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部では、仙台市をはじめとした5市8町1村を所管し、主に農地及び農業用施設災害復旧事業・東日本大震災復興交付金を利用した復興事業を実施している。

組織は一部5班体制、一つの班で複数のチームを形成し膨大な事業を遂行している。平成26年度の職員数は95人、うち自治法派遣職員は36人で全国から応援体制が組まれている。



農地及び農業用施設災害復旧事業概要



農業農村整備部 自治法派遣職員県別内訳

東日本大震災復興交付金 農山村地域復興基盤総合整備事業

大区域は増整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大等を図る。競争力のある経営体を作成します。

また、復興に必要な公共用地の創出や防災集団移転促進事業による住宅跡地の集約・再配分など、土地改良換地制度を活用して可能な限り、市町の震災復興計画の実現に向けて土地利用の整序化を行います。

新規地区管内計：6市町（13地区（計画）） 総受益面積：3,048ha（計画）

ハード整備（は場整備事業）

農地の大区画化等の生産基盤整備

ソフト支援（農業経営高度化支援事業）

農地整備事業のソフト支援として、担い手への農地利用集約や競争力のある経営体の育成を推進し、将来にわたり持続可能な農業の振興を図ります。

特に、被災が著しい地域では農地集約が急進に連なり、大規模経営体の組織体制の整備と営農計画の作成等の支援を行います。

土地利用の整序化

農山村地域復興基盤総合整備事業により、市町の震災復興計画の実現に向け、農地の大区画化や農業用施設の整備にとどまらず、沿岸部農村地域の再構築に取り組みます。

防災集団移転促進事業により市町に買収された、点在する宅地跡地は、本事業に取り込むことにより面的な集約を図ることが可能となり、防災緑地や防災公園、避難道路など、公共用地として有効な活用が可能となります。

農村地域での防災集団移転促進事業 → 市町が買い上げた住宅跡地が農地の中に点在 → 効率的・効果的な土地利用ができない

大区域は増整備と合わせて、土地改良法の換地制度により実施区域内に点在する住宅跡地を集約・再配置を行い公共用地等として利用するなど、土地利用の整序化を実施

土地改良換地制度を用いた土地利用の整序化のイメージ

※農地整備一工事により土地の区画が変更される事業の中で、工事前の土地（旧農地の土地）とこれに代替して配分された工事後の新しい（旧農地の土地）を確保し、同一のものとなる。従前の土地に設定されていた権利関係も、土地の変更と同時に一挙にリセットされること。

震災復興事業概要

宮城県

農地・農業用施設

仙台地方振興事務所
農業農村整備部

兼子 真典（産業労働局）

（派遣期間：平成 26 年 4 月 1 日～9 月 30 日）

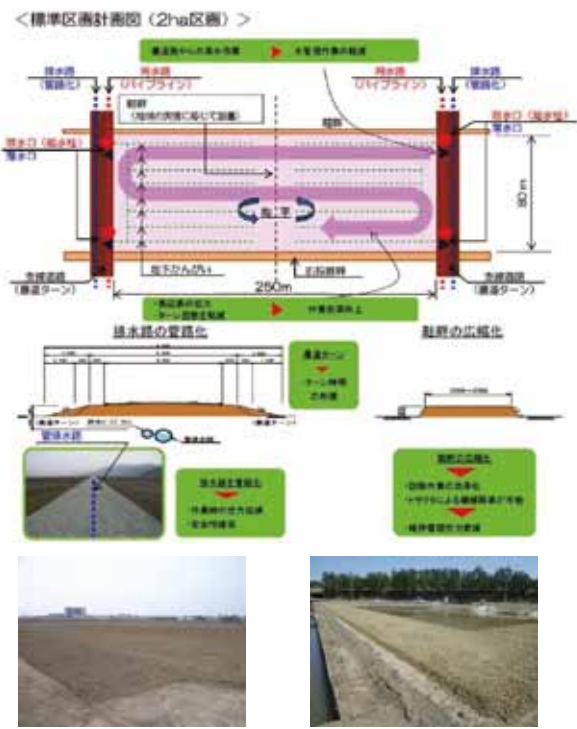
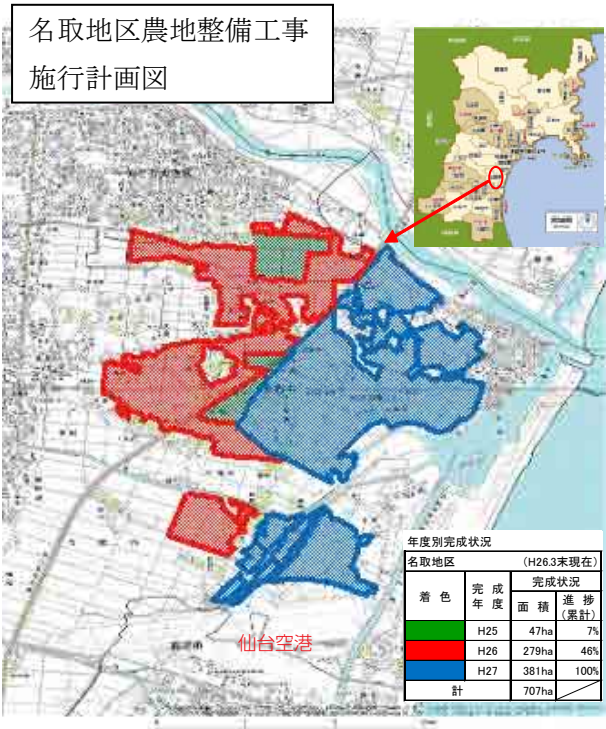
1 担当業務の概要

震災後3年が経過し、平成 26 年度は“宮城県震災復興計画”の再生期にあたる。

私は東日本大震災復興交付金で実施する農山漁村地域復興基盤総合整備事業・名取地区（仙台・名取・岩沼）を担当した。

担当業務の内容は、災害復旧事業完了後の農地整備（区画整理）工事（707ha、121 億円）の測量・設計、関係機関協議、地元調整等であった。

農地整備工事は、ほ場の標準区画を 1ha から 2ha に、用水路をパイプライン化、排水路を管路化することで、水管作業の省力化・農作業の効率化等を推進している。



2 苦労したこと・工夫したこと

◎東京都の事業では経験できない大規模な工事を短期間で施工し、農地を田植えの時期に合わせて引渡さなければならぬ状況であったが、復旧期から再生期※へ猛スピードで展開されていることから地元や関係機関の合意形成が得られないまま工事を契約している。このため、関係者との調整が済んだところから工事施工するという状態が続いた。

また、施行地区及びその周辺では、道路計画、土地区画整理事業計画等、未確定の関連事業との連携も不可欠であったこと、埋蔵文化財の調査や市境変更が必要な現場など、より工事を進めるのが困難であった。

大変厳しい状況であったが、関係者に対してはメールや電話でのやりとりで済ますのではなく、できるだけ現場に足を運んで協議を重ねた結果、工事が進んだところも多かった。

◎東京都では業務上利用していない農林水産省の積算システムやCAD（製図）ソフトを使用しなければならず、最初はかなり戸惑いがあったが、操作方法の説明会や同じチームの派遣職員、県プロパー職員の方々に指導を受けながら、派遣期間の終了までにはひととおり使いこなすことができた。

※復旧期（H23～H25）、再生期（H26～H29）



3 印象的なエピソード

土地改良法上、農業用排水施設の管理や農地の整備等を行う土地改良事業を行う法人格を有した団体として土地改良区があり、東京都では5団体あるが職員は不在で市が事務局として運営されている。担当した名取地区は名取土地改良区で管理されており、事業実施にあたっては地元精通者として不可欠な組織であった。

着任当初は現場がわからないのはもちろんのこと、事業に関する知識も少ない状況の中でいろいろ教えていただいた。仕事の話ばかりでなく、土地改良区の実情や観光・地元名物等いろいろな情報交換をすることができて大変有意義であった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災後3年が経過していることから仙台市内をはじめとした内陸部は震災前と変わらない印象を受けるが、海岸部は依然として復旧・復興が見えない状態で、まだまだ道半ばだと感じた。

私としては、宮城県職員をはじめ多くの自治法派遣職員と仕事にプライベートに深く交流することができたことが、派遣期間で得た一番の財産だと思っている。

派遣経験を踏まえて、次のことを今後の都政に活かしていきたい。ひとつは情報の共有化である。宮城県では、膨大な業務量の中で、少数で取り組んでいるため、属人的になりがちであったにも関わらず、情報の共有化が徹底されていた。情報は、チームの共有フォルダで管理し、各々が作成した資料を入れておくことで、担当者不在でも対応できるようにしていた。ふたつ目は明るい職場づくりである。業務量が多いと精神的に辛くなるためコミュニケーション不足になり殺伐とした職場になってしまう。当チームも昨年度末はピリピリムードだったようだが、忙しい中でも、雑談等明るい職場づくりに努めたところ、コミュニケーションも良好になり、結果的に仕事はかどった気がした。このふたつを都で実践していきたい。

最後に、このような貴重な機会を設けていただいた方々に感謝申し上げます。

名取地区区画整理工事施工状況



施工前



施工後

コラム①

釜石での
思い出沿岸広域振興局
河川港湾課

春木 正志 (建設局)

岩手県

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

東日本大震災の発生から今年で4年が経ちました。被害に遭われた皆様に心よりのお見舞いを申し上げます。わたくしは、2014年4月から岩手県釜石市にある沿岸広域振興局土木部に被災地支援で派遣に来ております。岩手県釜石市は日本で2番目に面積が広い岩手県の沿岸沿い南部にある製鉄発祥の地として有名な町でして、いわゆるリアス式海岸の平地の少ない地形になっております。そういった山に囲われた地形のため、震災時には津波が高くなる傾向にあり、釜石市も大きな被害を受けています。

岩手県に派遣される1年ほど前に釜石を訪れたことがあります。その時と比べて、半壊した家屋等は撤去され、宅地が嵩上げされるなど、一見して復興が順調に進んでいるように見えますが、防潮堤工事を含め、まだまだ復興の最中にあり、人手も資材も不足している状況です。

私の担当は防潮堤工事の監督業務です。設計書通りに防潮堤が出来ているかの確認や、工事が計画通り進んでいるか管理することが主な業務になります。しかし実際は、工事が設計書や工程とおりに進むことは、ほぼ、ありません。自然現象や明確にわかりえない土の中の地層などに左右されることになります。このため、現場では毎日のように問題が発生しますが、その都度、工事を受注した施工業者と協議を行い、工事をストップさせないように早く方針を決める必要があります。なにしろ防潮堤工事が遅れますと、背面の宅地の再建等が遅れることになります。実際は津波のラインを想定したり宅盤を嵩上げするなどして住宅等の再建も並行して進められているのですが、県外に移転されている方々の中には、防潮堤ができないと安心して戻れないと考えられている方もきっといらっしゃると思います。そういった方々も時間があまり経ちすぎると、やはり、戻りたいという気持ちも薄れていくと思いますので、町のなりわいや活気を戻すためには、防潮堤の早期完成は避難計画などのソフト対策と同様に、非常に重要です。

そういったプレッシャーの多い職場ですが、経験豊富な同じ東京都派遣の上司や岩手県職員のプロパーの方々と一緒にやっておりますので、特に仕事を一人で背負い込むこともなく、なんでもかんでも周りに相談しながら気楽にやっております。むしろ背負いこんでしまうと、潰れたときに迷惑がかかってしまうので、とにかく周りに頼りすぎなんじゃないかというくらい頼っております。しかし、実際は、休日などにたまに休むときでも仕事のことが頭を離れず、プレッシャーに打ち勝つために夜中に山の中を走ったりしますが、夏場などは熊の出没も多いため、警戒を怠らない必要があり、気が抜けません。

また、プライベートでも他県の方々や都の職員、プロパーの方々と色々なイベントに参加させていただきました。駅伝やマラソンなどを一緒に走ったりしながら親睦を深めたり、時には、住んでいる仮設住宅で酒を飲みながら明け方まで語り明かしたこともありました。そういった熱い思いを持った方々と一緒に仕事をできるのはうれしく思いますし、今後も被災地の復興のために出来る限りの誠心誠意を尽くしたいと思うしだいです。

コラム②

気仙沼での思い出(業務編)

宮城県

気仙沼
土木事務所

奥平 周示 (建設局)

今年度2年目となる。工事は各所で本格化し始め、昨年度なら南三陸町まで車で45分強で行けたところが今は1時間では到着できない。朝夕の気仙沼市内は通勤車両で幹線道路が渋滞、人が増え店が賑わっている。ただ、工事が錯綜し泥道だらけ、我々の成果は交通渋滞から地元苦情処理へとシフトしている。

昨年度工事発注、工事契約した気仙沼市街を流れる鹿折川^{しりかわ}の災害復旧延長は1,650m、復旧事業費は約120億円である。

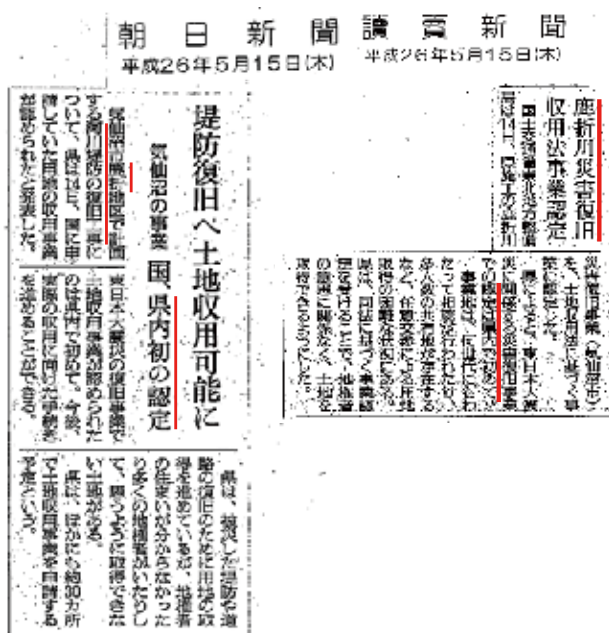
市街地河川ゆえ用地取得に時間を要すると考えられてため、土地収用法に基づく事業認定を昨年度申請し5月に取得した。災害復旧事業としては宮城県初となった。

今年度の主眼は工事を軌道に乗せることと、完成堤防を出現させ、復興を実感し今しばらく辛抱してもらうことである。とはいえ、工事着手時点で用地取得は半分に満たず、土地区画整理事業、水産基盤整備事業、防災集団移転促進事業、その他災害復旧関連事業あわせ関係事業数は20を下らない。生活者、営業施設、再稼働施設、支障移設など既成市街地なみの調整が必要である。管理台帳が失われ手探りで水道管を探す、ダンプ往来で道路は泥だらけ、迂回路がすべからず閉鎖、通学路の確保困難など、事業間の交通整理(工程調整、情報共有)も綱渡りの調整を必要とした。住民の辛抱も限界か、苦情があとを絶たなくなりはじめた。

1工区(工事区間)は区画整理事業と重複し、区画整理の更地化が進捗を左右する。結局本格着手は5月となった。現場を動かすために区画の補償グループと同席して移転交渉にあたったり、移転遅れの建物には近接施工の合意をとって、住居の真横で7階建てにも



鹿折地区 船は第十八共徳丸



なる高さの地盤改良機械が猛威を振るう、他方では機械設備類すべてを撤収して市の橋梁工事に一旦現場を譲り、市の完了とともに再び設備を戻す。電柱の支線が邪魔なら東北電力職員に直営で切ってもらってでも重機を搬入するなど、時に1日単位で施工者が変わる輻輳ぶり。合い言葉は「現場を決して止めない。」

この調整ぶりに施工会社も付いてきてくれた。労務の確保、結局使用しなかったが東北に一台しかない特殊機械を事前にキープしたり、現場調整中も高額リース機械を借り続け、ゴーサインとともに稼働させる気概で数週間待機した。こちらでもリスク、調整状況、懸案事項、できるだけ施工会社には詳しく状況を伝え、施工会社はこちらを信じてリスクを引き受けた。更地化を待てずに近接施工を試みて家屋に影響が出て段取り替えを余儀なくされたこともあったが、本格着手から8ヶ月で執行額は50%を超えた。2工区は支障移設、3工区は用地取得などに時間を要したが、代案、変更調整など次々手を替え品を替え、なんとか本格着手にこぎ着けることができた。軌道に乗せるにはもう一押し必要な状況である。



1工区着手前



1工区1月現在



2工区着手前



2工区1月現在

岩井崎地先海岸



岩井崎 航空写真



岩井崎先端部

海岸では気仙沼の国立公園内にある岩井崎海岸という岬先端の観光地がある。小さな区域であるが、気仙沼市では2番目の集客施設である。潮吹き岩の名で知られていたが、津波災害後に被災した松がまるで龍が昇る姿に見えることから、パンフレットの表紙などに使われている。

東日本大震災では、太平洋側、気仙沼湾側両方から津波を受け、20世帯ほどが住まう小さな高地が孤立する形ですべて浸水した。

三陸復興国立公園内の景勝地であるため、既設護岸は雄勝石^{おがついし}という近傍天然石を使用した立派なもので被害は軽微であった。

災害復旧堤防は、T.P.+9.8m(海拔9.8m)に嵩を増すことで査定(国の了解)を受けていた。しかし想定津波高が隣接する堤防のない丘より高いため、津波は丘を越え気仙沼湾側の県農林防潮堤を陸側から襲うことになる。この無堤区間の取扱いが懸案となっていた。

無堤区間の整備にあたり、当初県では堤防配置の基本と経済性から景勝地ぎりぎりの丘上まで堤防を海側に寄せる案を推奨していた。気仙沼市議らは当地の動きに目を光らせている。昨年度市職員とともに市議らに県案を

説明したが、「とても地元を下ろせる案ではない、紛争になる。」と市議らの猛反発を受け、まず地元市議が地域の関係者らと話し合い、その結果を踏まえ再考せよとされてしまった。

その後市議から報告を受けた地元案。堤防を大きく陸側に後退させ、堤防と思えないほど周辺全ての窪地を嵩上げし丘陵地化した公園堤防案、計画雨量を超えても対応出来る排水処理、採水（海水）施設の設置、堤防より海側の民地は全て買収・・・などといったメモが市議から渡された。

宮城県の海岸堤防については、長年の風土的な背景があるのか、その計画高さになじめず、あるいは漁業上の利用勝手からなかなか地元理解を得られず計画変更を余儀なく強いられる箇所が多々見受けられている。当地の計画堤防築造高さは、県の推奨案であれば地盤から2、3m高くなる程度だが、地元要請ルートだと高い所で8、9m程度になる（3階建ての家の3階から眺めた高さ）。事業地外の嵩上げは我々の整備事業ではできない。

地元要望の中の雑音（個人的な望みやできればラッキーぐらいの要望）と真の音色を聞き分ける作業に入ることとした。

観光資源としての重要性は市議や市観光課との打合せ、観光パンフレットや土産屋のキーホルダーなどを見れば保全すべきものと容易に理解できた。

今回の被害を受け、市は居住住宅地に限り買取制度を設け取得を進めているが、他の敷地は制度外のため未利用地となっている。宅地は落ち葉拾いのように飛び地になっており、今回事業を契機に健全にしたいという思いがあることを知り得た。

採水（海水）施設とは現地に再建している観光協会が塩の体験館として営業している建物等であり、その際に当地のとある箇所から採水する塩水が良質ということだった。ただ、この体験館は今後他の施設に移転する可能性も模索していることを観光協会長から聞かされた。

天皇陛下が視察にこられた。陛下のご希望は魚市場の視察であった。岩井崎を選ばれたのは当地が気仙沼の観光地で数少ない平坦に行き来できる景勝地であることが決め手になったと市の観光課長との協議時に聞かされた。

堤防の位置について地元はそれ程こだわっていない。そんな印象を、地元の方々と現地を歩き回るなかで感じた。むしろ今回の広域沈下後に斜面崩落が進んでおり、その保全を望んでいる。今は海岸保全区域外のため当事務所の管理範囲外で手が出せない。堤防ができると景勝地からの避難が困難になることも心配されている。

低地内に海岸堤防、農林の堤防を整備することで生まれる窪地。窪地といっても比較的広範囲で、現地で堤防ができた後をイメージしてもあくまで低地である。ただし堤防の高さは異様に感じられるだろう。まして、堤防の標準はコンクリート被覆である。農林堤防は背後地に防災林を植林するため、最終的には落ち着くが我々の堤防は何もできない。

さあ検討。景勝地の保安林や復旧される防災林のグリーンベルトを保全する堤防ルートを設定、その際堤外にでる未利用民地は駐車場や市道などの再配置によりすべて事業地内に吸収、バリアフリーの観点から背後地にバス転回路兼観光客乗降場を堤防と地盤の中腹に設定し結果的に堤防威圧感を軽減、海岸保全区域を景勝地ごとぐるり取り囲み管理権限発動、国立公園の第2種地域という開発の厳しい区域なため堤防緑化を実施。緑化に必要な災害復旧よりも緩い堤防勾配を設定、緊急時は堤防をどこからでも乗り越えられる。

県農林振興部が、防潮堤背後の防災林復旧時に根腐れ防止のため嵩上げを実施、防災林は低地とおぼしきところ全て取込み堤防相対高さを軽減、排水は県農林が検討実施。海水汲みは密漁防止のため却下（雑音）など。

あとは上記の工夫をどのようにして地元伝えるか。イメージパースは用意するが、色々な要素を互いにイメージ共有しながら確認し合うには微力である。

そこで、模型を作ることとした。近所のDIY店で出来るだけ安価に（私貧乏なので）材料調達。当初、会議室で夜間しこしこしていたが、同じ班（係）の若手プロパーが「何が始まったのですか」といいながら、気がつけば一緒にカッターややすりを用意して手伝ってくれた。さらに新人プロパーも模型用大木の枝をピンセットでちぎりながら今回サイズの高木に見立てる作業を始めてくれた。最初は一人で淡々と進めていたが、二人の協力のお陰で市議長説明の前日に推奨案が完成、地元説明までに地元推奨比較案も間に合わせる事ができた。

会議室のテーブルを拭いてくれている女性陣が、「いつ使うのですか」「完成したんですか」「もっと立派にするんですか」など興味津々で聞いてくれた。と思っていた。模型は大きく、打合せコーナーの一部が潰れ、周辺も毎日粉だらけ。「早くどかしてください」と実は同義語だったようだ。



岩井崎 模型製作



岩井崎 模型A案

地元説明では二つの法線（堤防のルート）を置き換えながら、双方のメリットデメリットを説明し、県議も同席するなか推奨案が地元の意向と合致していることを相互確認し合意を得た。その後当該地域全体の連合会では地元合意推奨案のみで説明し、やはり一度で賛同を得た。（当該連合会の前回説明時は種々の不平不満を頂戴していた。）

これにより災害復旧を見合わせ、復興事業枠による新堤防事業として現地調査を開始、現在工事発注に向け設計作業を進めている。（月刊建設3月号 P10に掲載）

鹿折川はDID地区（人口集中地区）であり、既設インフラ、交通網を確保しながら17の復旧復興事業とその他関連事業がひしめき合い、一つの事業がつまずくと全事業の工程に影響を及ぼす。このため、土地収用法にもとづく事業認定を取得し、強権発動準備を整えつつ、工事進捗に遅れをとらない用地交渉に望んだ。

一方、岩井崎海岸では地域結束の高い小さな集団に気仙沼の観光資源を保全しつつ新しく堤防（地盤から7m高く）を築くため、地元の声を具現化しつつ、納得いくまで話し合いを行うスタイルをとった。

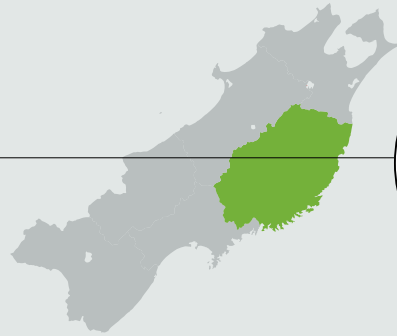
復旧・復興に限らず事業は早期完了早期効果発現という共通の到達点をもっている。しかし目標は同じであっても、地域性や復旧規模、関連事業進捗状況などによりその進め方は臨機に対応することが肝要だと感じている。



岩井崎 地元説明状況

■ 復興計画等

復興局復興推進課



岩手県

業務概要

1 局の概要

復興局では、「基盤復興期間（平成 23 ～ 25 年度）」の取組成果を土台とし、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な社会構築を目指す「本格復興期間（平成 26 ～ 28 年度）」の取組を強力に推進しています。具体的には、被災者や事業者の復興実感や、大震災の記憶の風化防止、多様な主体との協働を重視しつつ、施策の見直しや国等関連機関への働きかけをしながら、復興実施計画に基づく事業や復興特別区域法を活用した取組を着実かつ効果的に進めています。



・各課の業務内容

組 織	業務内容
復興推進課	岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理、復興交付金に関する国及び市町村との調整、復興に関する広報及び県民運動
まちづくり再生課	被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整
産業再生課	ものづくり産業、観光産業等の復興に関する企画及び調整
生活再建課	被災者の生活再建支援、「被災者相談支援センター」の運営、県内外の避難者支援

・配置人員

所 属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
復興推進課	15名	5名	3名	23名
まちづくり再生課	6名	0名	1名	7名
産業再生課	6名	1名	1名	8名
生活再建課	11名	3名	3名	17名
計	38名	9名	8名	55名

※局長、技監兼副局長及び副局長は復興推進課に含む。

※応援職員は、都道府県（東京都、千葉県、富山県、福井県）及び民間企業の職員

2 課の概要

復興推進課は、管理担当、推進担当、協働担当に分かれ、それぞれの業務内容は下表のとおりです。

	業務内容
管理担当 管理担当課長 1 課員 4	・庶務、予算、議会、組織・人事 ・復興推進本部会議（知事をトップとする庁内会議）の運営 ・いわての学び希望基金 等
推進担当 推進協働担当課長 1 課員 7（うち他県 3、民間 1）	・復興実施計画の進行管理 ・復興基金 ・復興推進計画（復興特区） ・三陸創造プロジェクトの推進 等
協働担当 課員 4（うち他県 2）	・復興フォーラムや「いわて復興未来塾（仮称）」の開催 ・関係団体等との意見交換 ・復興関連情報の収集、発信 ・震災関連資料の収集、活用 等

岩手県

■ 復興計画等

復興局復興推進課
(推進担当)

岸 威雄 (総務局)

■ 担当業務の概要

私は、復興局復興推進課推進担当に配属され、主な担当業務は次のとおりです。

(1) 復興交付金効果促進事業申請の取りまとめ及び庁内各部局支援

復興交付金制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを国が支援する制度です。基幹事業(5省庁40のハード事業)と、効果促進事業(基幹事業の関連事業)に分かれています。県が実施する効果促進事業の国への申請が認められるよう、庁内各部局の取りまとめを行い、場合によっては、計画策定の支援を行っていました。

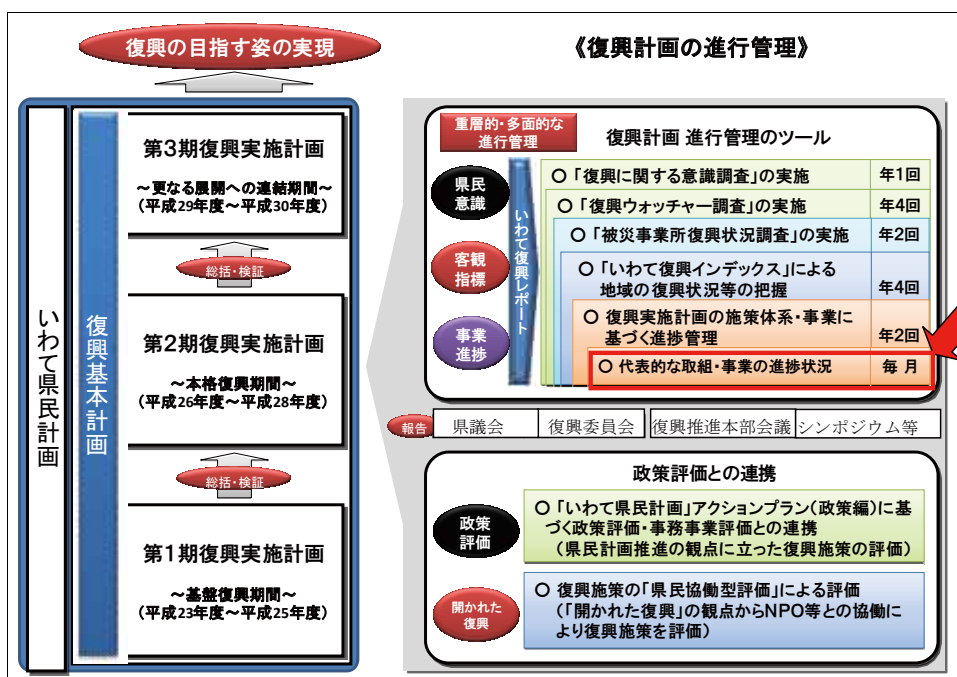
(2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会の運営

岩手県では、東日本大震災津波からの復興に向けて、県内の各分野の有識者を集めて「東日本大震災津波復興委員会」を設置し、復興に向けた様々な提言を頂戴しています。知事以下庁内関係者及び委員との連絡調整等、会の運営に係る業務全般を担当していました。

(3) 復興実施計画における主な取組の進捗状況管理

岩手県では、復興計画の着実な推進を図るため、施策や事業の実施状況や進捗状況を明らかにするとともに、復興に関する「県民意識調査(主観)」等を実施することにより、重層的・多面的な進行管理を行い、次に実施する取組につなげていくこととしています(下図参照)。

下図のうち、社会的に関心の高い事業及び一般的にわかりやすい事業を中心に代表的な事業を選定し、その進捗状況を「復興実施計画における主な取組の進捗状況管理」として、毎月取りまとめ、公表していました。



(4) 岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画の策定

災害が発生した場合に建築される応急仮設建築物については、建築確認手続や一定の技術基準の適用が除外されますが、建築基準法上、その存続期間は最長で2年3ヶ月とされています。2年3ヶ月を超えて存続させようとする場合には、その所在地及び用途並びに存続させようとする期間を定めた復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります、当該復興推進計画の策定を担当していました。



復興推進計画で認定された応急仮設建築物の職員寮、釜石市にて、H27.1頃

2 苦労したこと・工夫したこと

最も苦労したのは、復興の全体像を早期に把握することでした。私の担当業務は、簡単に言うと、復興事業に特化した企画部門の仕事であり、常に県庁各部局や市町村、国との調整が発生します。関係者のほとんどは過去の経緯等を既知として話をされるのですが、年度当初は正直話の内容についていけない部分が多々ありました。

しかし、いつまでもついていけないでは仕事になりません。聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥という訳で、東京都から応援職員として来たことを正直に伝えて、謙虚な姿勢で教をを請い、もちろん自分でも勉強しました。嬉しかったのは、私が東京から来たことを伝えると、皆さん「岩手のためにありがとうございます。」とってください、とても親切・丁寧に対応していただけたことです。関係者皆さんの助けがあり、比較的早く仕事に慣れることができたと感じています。



結束力の強い復興局メンバー、執務室にて、H27.7月頃

3 印象的なエピソード

主な担当業務の中でも特にやりがいを感じていたのが、復興交付金業務です。庁内各部局からの相談を受け、国との調整を行い、復興事業の財源を確保する業務です。様々な制度的制約をクリアし、復興事業の財源を確保できた時には、微力ながら被災地の復興に貢献できたと感じられ、嬉しい瞬間です。

また、直接業務とは関係ありませんが、印象的なエピソードを1つご紹介します。休日に1人で温泉（岩手は温泉の宝庫です）に行った際に1人の少年と出会いました。その少年と温泉で会話をしていると、仕事は何かと尋ねられました。東京から岩手県復興局に応援で来ていることを伝えたと「世のため人のためになる仕事ができるなんて羨ましい。自分も将来人の役に立つ仕事がしたい。」とのことでした。この言葉を聞き、自らの責任を再確認するとともに、大変うれしく感じたことを覚えています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

復興局は東日本大震災をきっかけに新たに設置された組織です。復興局47名体制のうち、9名が他県もしくは民間企業からの応援職員で、誤解を恐れずにいえば寄せ集め集団的な要素があります。さらに、復興業務というのは前例のない業務も多く、その時その時の状況に応じ、臨機応変な対応を行って業務を進める必要がありました。また、「震災復興」という目標を共有することにより、多忙な状況や困難な課題に直面しても、国、県、市町村、民間等の関係者が連携・一致団結して業務を進めていたことが印象的です。

これらのことは、都に帰ってからも、どこの職場でも共通していえることであり、良い勉強になりました。今後、都政を進めていくにあたって貴重な財産となると考えています。

岩手県

■ 復興計画等

復興局復興推進課
(協働担当)

菊地 万紀子 (主税局)

1 担当業務の概要

私の配属部署は、「協働担当」と名付けられ、復興に関する広報広聴を担当する部署である。県内外でのフォーラム開催や復興情報誌の発行により、復興関係の情報を発信し、震災の風化防止に努めるのが主な業務であり、また、地域住民の意見を県政に取り入れることを目標として、住民からの意見聴取等、様々な活動を行っている。

<主な担当業務>

○震災津波関連資料収集・活用等推進事業の立ち上げ

本事業は、東日本大震災津波で得た教訓を次世代に伝えるため、震災・津波による被害及び復旧・復興に関連した様々な民間資料や行政資料、被災したモノ（遺物）を収集・整理・保存し、原物加工またはデジタル化して、伝承施設やweb等で広く一般に公開する事業である。平成27年度から本格的に実施するにあたり、事業の立ち上げ準備に取り組むこととなった。事業開始に必要な情報収集から始まり、コンセプト形成、事業体制の検討、庁内及び市町村との連絡調整、事業執行に必要な財源の確保等、本格的な始動に向けた基礎づくりが私の業務であった。

若者意見交換会

○若者との意見交換会の企画運営

岩手県では、第2期復興実施計画の重視する視点の一つに、次世代を担う若者や女性をはじめとした地域住民の幅広い参画を掲げている。この取組の一環で、毎年、沿岸地域で生活し、就労している複数人の若者による意見交換を行っている。私の担当は、意見交換会の事務局であり、テーマ設定や人選等、企画から実施までの運営を行った。



後ろが「若者」
手前が県職員

若者同士で意見を述べ合い、県職員があとから質問をするというスタイル

2 苦労したこと・工夫したこと

一番苦労したのは、震災津波関連資料収集・活用等推進事業の立ち上げである。本事業は、過去に何度か事業準備に着手しかけたものの、これまで協議が進んでこなかった。その理由は、他に優先すべき復興事業が山積み、先送りせざるを得なかったこともあるが、何より、これらの知見を、県だけでなく、日本中のほとんどの自治体が持ち合わせていなかったことにある。

そもそも、このような大規模災害の記録を広く収集し、一般に公開している事例は、阪神淡路大震災や中越地震等、数例しかない。また、ITの普及や著作権等、権利処理の法的進展により、当時とは状況が異なっており、過去の事例全てが流用できる訳ではなかった。

そのため、本事業に関するどのような情報をどこから入手し、どのような課題があり、どのような手法で解決していかなければならないのかなど、手探りの状態で一步步進んでいくことになった。次に、事業に対する県の方針を固めるには、収集した情報やそこから導き出した論点を、局の幹部に理解して頂いた上で、判断いただく必要があるが、前述のとおり、この事業自体、未開の地を切り開くようなものであり、そこまでの道のりが非常に難しかった。

財源の問題もあった。自主財源に限られる岩手県は、本事業の財源を国の補助金や交付金に頼ることになるが、国の集中復興期間が平成27年度で終了ということもあり、制度運用が厳しくなりつつあり、申請には、労力と神経を費やした。

さらに、市町村との関係性も難しかった。県内では独自に本事業に取り組む市町村がある一方で、全く取り組みが進んでいない市町村もあり、進捗にばらつきがあった。このような状況下で、どのように市町村の協力を仰ぐか、また、県と市町村との役割をどのように棲み分けていくのか、といった調整が必要とされた。この調整は、未だ途中である。

3 印象的なエピソード

岩手県では、平成26年度は、36都道府県4市町村から161名の自治体職員が派遣され、様々な部署で復興関連の業務にあたっているが、その中の有志と、復興に関する自主的な勉強会を立ち上げ、派遣職員同士の交流を深めたことが印象に残っている。

正直、勉強会よりも、飲み会や休日のイベント参加といった交流会の方が盛んではあったが、顔を合わせる中で、互いの業務について情報交換することにより、各事業の内容や実情が少しずつ理解できるようになり、大変勉強になった。また、日本各地から自治体職員が集まっているので、お国柄の違いを知ることが出来、さながら日本中を旅したような気分であった。

2月には、その派遣職員のネットワークを活かして、岩手県知事と派遣職員との昼食懇談会が実現した。知事と直接対話し、知事の人柄に触れるとともに、「よそ者」からみた岩手の魅力や、岩手に対する期待・意見を伝えることができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

まず一つは、大都市以外の目線で、地方自治を捉えられるようになったことである。

大都市と地方で抱える問題や状況が異なるということは頭ではわかっていたが、実際、地方の自治体で働いてみて、はじめて、財源の問題等、実情の厳しさを知った。よく、全国知事会等での議論で、大都市対地方の構図になってしまうことがあるが、相互理解を深めなければ、真に解決の方向を見出すことは難しいと感じた。

もうひとつは、「協働」のあり方を学んだことである。

県では、復興事業に限らず、様々な事業が、学術機関や業界団体、市民団体等と協力して行われている。震災を機に、様々な団体が県内で活動するようになり、行政の手が行き届かない部分は、NPO等が補完する体制が作られつつある。また、事業に取り組む際、業界団体や大学、研究機関などと共同で行うことも多い。一方、都では、「協働」がなかなか進んでいないのが実情である。県の協働のあり方は、発展途上ではあるものの、学ぶべきところは多いと感じた。

岩手県で復興関連業務に携わって常々感じてきたことだが、復興のゴールは被災地ごとに異なっており、ひとつとして同じものはない。どれが本当に正しいのかはわからないが、岩手県が辿った復興の過程は、今後の日本において、大規模災害からの復旧・復興の大きな選択肢の一つとなることは間違いない。いつか必ず訪れるであろう災害に備えるためは、職員一人ひとりが、派遣期間に得た知見だけでなく、今後の復興過程を知識として蓄え、都政に還元することが大切だと思う。これからも、時々、現地に赴き、復興の歩みを肌で感じるとともに、その過程を注視していきたい。

最後に、県でも前例のない事業を派遣職員である私に任せて頂いた上、なかなか成果が出せずに苦しんでいた私を、時にさりげなくサポートし、暖かく見守って下さった復興局の皆様に、感謝申し上げます。

定点写真



宮古市田老地区 被災前



宮古市田老地区 被災直後



宮古市田老地区 平成25年9月

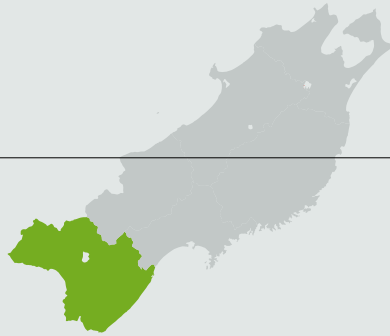


宮古市田老地区 平成26年11月

急ピッチで進む復興工事。
画像を拡大すると、建造物が立っていたり、盛り土がされていることがわかる。
一週間経つと、がらっと風景が変わっているほど。
劇的に変化する風景が、沿岸のあちこちでみられる。

■ 復興計画等

企画調整部企画調整課



福島県

業務概要

○新生ふくしま復興推進本部の運営に関すること

新生ふくしま復興推進本部は、復興に関する様々な事業を一体的に推進していくための進行管理や総合調整機能を担っている。また、「新生ふくしま復興推進本部会議」を月２回ほど開催し、知事、副知事、部局長らの出席のもと、復興事業に関する事項の決定や復興の進捗状況の情報共有を行う。マスコミにもオープンにしており、県民への情報発信の役割も担っている。

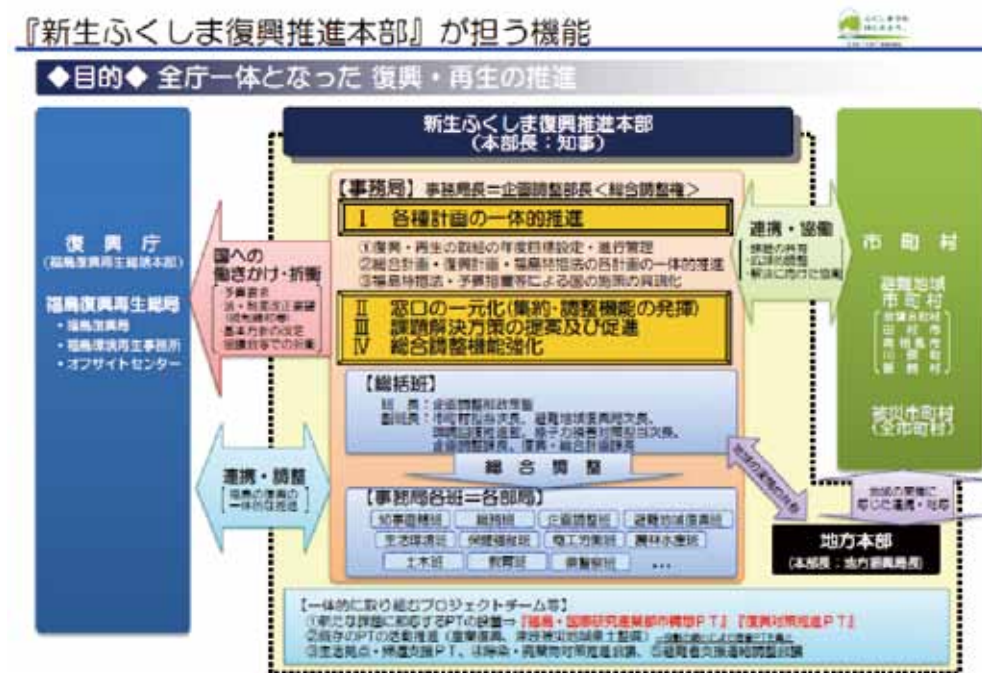
【本部会議の議事内容の例】

(第 32 回／平成 27 年 1 月 26 日)

- ・総合計画審議会からの意見に対する県の対応（案）
- ・“ロボット産業革命の地ふくしま”に向けて（案）

(第 33 回／平成 27 年 1 月 31 日)

- ・復興公営住宅の整備見通しについて
- ・ふくしま復興のあゆみ（第10版）について
- ・「ふくしま復興ステーション」について
- ・「ふくしまの今が分かる新聞（拡大版）」について



新生ふくしま復興推進本部が担う機能

○福島国際産業研究都市構想（イノベーション・コースト構想）に関すること

原子力災害被災地である浜通り地域の産業復興を目指した構想である。国際廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点、スマート・エコパーク（リサイクル産業拠点）、新たな産業集積（エネルギー関連産業、

スマート農業)、インフラ整備(JR常磐線再開、道路、工業団地)などが構想の柱となっている。現在、政府および県・市町村において構想の具体化に向けた検討会が設置され、有識者等を交えて検討を進めている。

○福島再生特別措置法に関すること

同法には、原子力災害からの福島の復興・再生に関する施策を総合的、継続的、かつ迅速に進めるための特別な措置が規定されている。産業や暮らしの復興に係る計画の策定、国による公共施設工事の代行、事業者に対する特別償却や税額控除などの税制上の特例、健康管理調査の実施に関する必要な措置などが規定されている。実施区域や対象の拡充、新たな措置の新設などに向けた法改正にかかる国や県庁各部局との調整業務等を行っている。

○復興推進委員会および「新しい東北」事業に関すること

復興推進委員会(委員長:伊藤元重東大教授)は、東日本大震災からの復興に向けた政策に関する政府の有識者会議で、被災3県の知事や学識経験者、財界人など15名の委員で構成されている。復興にかかる各事業の進捗状況の把握、事業内容への提言、現地視察などを行っている。

「新しい東北」は復興庁が実施している事業で、主な事業は下記のとおり。

- ・「先導モデル事業」:NPOや大学、民間企業等による、被災地における先進的な地域づくりの活動を支援する補助金。
- ・「官民連携推進協議会」:自治体、民間企業、各種団体、大学等、約700の団体が会員がとなっている協議会。復興および復興支援に取り組む各主体の連携を促進し、新たな事業を創出することなどを目的としている。WEB上での交流のほか、各被災3県において実際に顔を合わせて情報交換等を行う「会員交流会」を行う。また、「復興金融ネットワーク」「販路開拓支援チーム」など、分野に特化したワーキンググループも立ち上がっているほか、新たな商品開発等の取り組みを促す「復興ビジネスコンテスト」が開催されている。

○原子力災害からの福島復興再生協議会に関すること

同会議は、原発事故により甚大な被害を受けている福島県の復興再生に向けた対策等を協議するために設置された会議で、福島再生特別措置法の中に規定されている法定協議会となっている。政府側からは、復興、経産、環境の各大臣、福島側からは知事、県議会議長のほか、各町村会の代表、経済団体の代表などが出席し、福島第一原子力発電所、除染、中間貯蔵に関することや、被災者の生活支援、産業復興、風評風化対策などについての状況報告や討議、要望等が行われる。



原子力災害からの福島復興再生協議会の様子
(平成27年2月1日)

福島県

■ 復興計画等

企画調整部企画調整課
(新生ふくしま復興推進
本部担当)

嶋田 竜太郎 (総務局)

1 担当業務の概要

- 復興推進委員会に関すること：開催日程や議事内容についての復興庁の事務局との事前調整、県側からの出席者（知事または副知事）へのレク資料・日程表等作成、ハイヤーの手配や動線などについて東京事務所と調整を行った。秋に行われた同委員会による現地調査の際には同行し、サポートした。
- 新しい東北、官民連携推進協議会に関すること：県側の窓口として、復興庁および県庁各部局との調整等を行った。「先導モデル事業」については、選考にあたっての審査にかかる業務を行った。郡山で行われた会員交流会（11月26日）の開催については、県庁各課からの出展ブースの調整、知事の行程、動線、挨拶内容等を調整した。



官民連携推進協議会・会員交流会の様子
(平成26年11月26日、郡山市)



復興推進委員会による現地調査
(平成26年10月28日、JR富岡駅)

- 新生ふくしま復興推進本部会議に関すること：会議の運営業務等を行った。
- 原子力災害からの福島再生協議会に関すること：会議の運営補助、報告メモ作成等を行った。
- イノベーション・コースト構想／スマート農業の推進：イノベーション・コースト構想に関する検討会議開催にかかるゲストスピーカーとの調整や運営補助のほか、特命的に、第一原発が立地する自治体が希望していた植物工場の整備推進に関する業務を担当し、課題解決に向けた調整、進捗管理、国との協議などを行った。
- 「ふくしま復興を考える県民シンポジウム」に関すること：3.11の節目にあたり、県と福島大学の主催で3月15日に開催した「ふくしま復興を考える県民シンポジウム」の準備、運営に関する業務を行った。
- その他：幹部のイベント等への参加に関する事前調整、随行など、特命的な業務を行った。

2 苦労したこと・工夫したこと

特命的に指示を受けた植物工場の整備推進に関しては、第一原発から5キロの場所での整備ということで、様々な課題が存在し、それを1つ1つ解決していく作業となった。最も苦労した点は、実施主体となる町役場のマンパワーが不足しており、また農業等のことが分かる技術職員がいなかったため、なかなか実務が進まなかったこ

とである。課題に対して様々な提案を行っても、そのことを理解できる職員がおらず、事業の具体化に時間がかかった。町内復興拠点の形成に向けた雇用の創出や復興のシンボルにという目的ではあったが、作った野菜が本当に売れるのかどうか心配する向きも多かったため、それに対する課題と対応策を明確にしながら進めた。また、地元首長の意向で動き出した構想であったが、職員にはその指示が十分に浸透していなかったため、町職員のモチベーションを高めながらと、気を遣うことも多かった。さらに、当初は県の農林水産部も植物工場のような新しい技術の導入には慎重であったため、技術職員の協力をなかなか得られず、手探りしながら進めていった。

このため、民間企業や復興庁の協力を得ながら、できるだけ分かりやすい説明資料を作成したり、現地や避難中の町役場仮庁舎へ足繁く通いきめ細かい対応を心がけるなど、1つ1つ粘り強く進めていくよう努めた。

3 印象的なエピソード

植物工場の整備推進の業務に関しては、当初は冷ややかな対応をされていた原発被災地の町役場の職員の方々が、課題が1つ1つクリアされ事業計画が具体的にになっていくに従って、自ら課題解決のために動かれたり、打合せの雰囲気も徐々に良くなっていった。ついに、交付金のための事業計画書を町から県の出先機関へ提出された際には、役場の職員の方がそのことをうれしそうに報告してくださったのは印象的だった。

復興の主役はあくまで被災地域の方々、避難しておられる方々であって、我々のような支援する側ではない。やはり、主役の方々が課題解決に向けて自ら動かれて、1つ前に進んだという感覚を自らつかまれることで、充実感が生まれるのではないかなと思う。復興を実感するというのはそういうことであり、それがまた次のステップへの足がかりとなるのではないかと感じた。



植物工場の先進事例視察の様子

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- 福島県は復興予算の獲得のために、国への要望、協議などに多大な時間と労力をかけている。これは都との大きな違いではないかと思う。都はある程度、自主財源で施策を遂行できるため、スピーディーな実施が可能であるが、県はそうではない。必ずしも現場の状況を熟知している方ばかりではない国の職員への説明に多くの時間を費やす場面も多い。このことから、地方分権における財源問題の重要性をあらためて実感した。
- 福島県庁は係長を置いておらず、非常にフラットな組織。組織間の風通しもそれなりにあって、若い職員であっても時には部課をまたいで縦横無尽に仕事をされている方もいた。都庁はチームプレイ型の組織だと感じているが、どちらがいいというのではなく、それぞれ、メリット、デメリットがある。都に帰ってからも、福島県庁で見聞きした経験を生かして、仕事の進め方という点で自分なりに考えていきたい。
- 不慣れな県庁での業務は戸惑うことも多かったが、所属の上司の方が丁寧に指導してくださり、また同僚の方々にも親身に助けていただいたことは、大変ありがたかった。すべての方々に感謝したい。福島復興は、まだまだこれからである。引き続き、福島のことを忘れず、もし自分の担当業務の中で福島復興業務と連携できることがあれば、積極的に関わっていきたい。

福島県

■ 復興計画等

企画調整部企画調整課
(新生ふくしま復興推進
本部担当)

大平 晋太郎 (財務局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

① 新生ふくしま復興推進本部会議の運営

福島の復興・再生の取組を全庁一体となって加速していくための「新生ふくしま復興推進本部会議」(本部長:知事)に係る会議資料や会場の準備、会議の運営を担った。



新生ふくしま復興推進本部会議H27.1.30

② 風評・風化対策

・部幹部職員用名刺の作成(復興のあゆみや福島のPRを兼ねたデザインの企画)

農林水産物のモニタリングの状況や避難者数の推移などを盛り込んだ2つ折り名刺を企画・作成し、幹部職員を通じてこれまで数百人の方に福島の状況を伝えた。

・イメージフレグランスコンテスト 2014

日本アロマ環境協会が主催するフレグランスコンテストへの協力を行った。「福島の復興を応援したい」という協会のご厚意により“会津”をテーマにコンテストが開催され、3つの関連イベントに参加したほか、協会・環境省・市町村及び県庁内との調整、知事挨拶の作成などを行った。また、受賞作品については「ふくしま大交流フェア」において展示し、東京方面への福島のPRにも活用した。

・ふくしま大交流フェアへの出展

福島の今を伝えるため、職員研修課と連携して若手職員によるプレゼンテーション事業を行った。ブースの企画、準備、当日のスケジュール作成、主催者側やプレゼンメンバーとの連絡・調整などを担った。

③ イノベーション・コースト構想

・県・市町村検討会議の開催と分科会への出席

イノベーション・コースト構想の具体化に向けて月1回程度の県と関係市町村による検討会議を立ち上げ、市町村や国等の各関係機関との調整や会議資料及び会場の準備などを行った。

また、検討会議の下に設置された分科会へも出席した。

・国の推進会議及び具体化に向けた各検討会への出席

知事や市町村長が出席する推進会議のほか、構想の具体化のために設けられた国際産学連携拠点、ロボット研究・実証拠点、スマート・エコパークの整備に関する各種検討会に出席した。

・現場視察

復興庁の幹部職員とともに、新たな木材加工の手法であるCLTや国際産学連携拠点整備に係る大学を視察した。

④ 情報発信（ホームページ、ポータルサイトの立ち上げ）

・ホームページ

県のトップページに掲げられる「新生ふくしま復興推進本部」や「イノベーション・コースト構想」に関するページの管理・運営を行った。

・ポータルサイト

県が新たに立ち上げた復興ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」内の担当ページについて、企画・構成を行った。

⑤ 各団体の復興への取組に関すること

・民間団体及び大学生（10団体、3大学）

福島を応援する団体の活動に対する協力や調査目的で来庁する大学生への対応を行った。

・県外市議会議員の視察

防災への取組のために来県した県外の市議会議員を避難指示区域内へ案内し、東京電力（株）のご協力により福島第二原発を視察した。

⑥ その他

・復興財源調べ

今後の復興財源の検討に供するため、政府資産の状況や時事的な話題について調査を行った。

例：日本郵政、JT、たばこ税、東京メトロ、決算剰余金、宝くじ、IR（特定複合観光施設）、外為特会

・知事要望

要望書の準備や政党、省庁への知事の要望活動に同行した。

また、県選出国議員への説明会の準備、運営を行った。

2 苦労したこと・工夫したこと

○苦労したこと

・イノベーション・コースト構想関連の会議が多く、国の分野別検討会は都内での開催となるため移動を含めて時間が取られる。また、県・市町村検討会議は準備や会議後の対応に時間が割かれるなど、他の仕事が溜まってしまう。

・急な出張が多く、自分の計画通りに仕事が進まない。

・特定の仕事だけでなく、幅の広い仕事をするのが求められる。

・日常的に決まり切った業務はほぼ無く、日々新たな仕事が生じてはそれに対応していく必要がある。

・業務の性質上、スピード感のある仕事が求められ、一つの仕事にかけられる時間が少ない。

○工夫したこと

・仕事を前倒しで進め、締切まで時間があっても先延ばししない。

・その時々で思考を切り替え、柔軟に対応する。

・周囲の状況や課題を認識し、国の情報についても気を配る。



原子力災害からの復興再生協議会H27.2.1

3 印象的なエピソード

・第一原発の視察

福島復興を考える上で中心となる現場を直接見ることができ、また、東京電力（株）の社員の方から直接話を聞くことができたのは非常に有意義であった。

・イノベーション・コスト構想の具体化に向けた取組

今後我が国や世界が直面する課題への先進的取組となり得る国家的プロジェクトに関与することができたことは非常に刺激的であった。会議の間では通常自分のレベルでは決して扱うことがない議論が行われ、課題に対する解決へのアプローチやプロセスを学ぶことができた。

・職場の環境

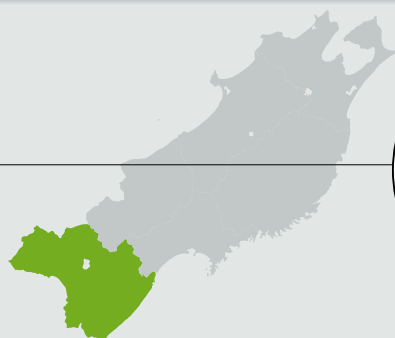
国から出向している上司や意識が高く優秀な県職員と共に働くことができ、やりがいを感じるとともに非常に勉強にもなった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・この1年でこれまで自分が経験してこなかった多くのことを経験し、様々な視点から物事を考えることができるようになった。こうした全般的な自分の成長を都政の随所に還元していきたい。
- ・震災の風化が進む中で、改めて福島をはじめとする東北の被災地に目を向けてもらえる様な取り組みを行っていきたい。
- ・行動を起こして機会をつかむことで非常に多くのものが得られると感じた1年だった。人生という限られた時間をいかに過ごしていくかということを考えたときにより教訓になった。

復興計画等

避難地域復興局
避難地域復興課



福島県

業務概要

避難地域復興局は、東日本大震災後に新設され、今年度で3年目の新しい部署である。局長・次長を筆頭に、避難地域復興課と生活拠点課で構成された総勢31名の組織で、副主査（34歳以下）・主事（31歳以下）の職員が12名と多く、他部署と比較し、かなり若い年齢構成になっている。また、うち自治法派遣職員は4名となっている。

福島県には、東日本大震災に伴う原子力災害により、主に、原発の立地している沿岸部とその周辺部の市町村で、避難指示等が出された12の市町村が存在しており、震災から4年が経過した今なお、自主避難を含め、12万人以上の方々が避難生活を余儀なくされている。

この12市町村を避難地域と呼び、当局では、この地域の復興を図るため、市町村ごとの課題や広域的連携が必要な課題を把握し、帰還に向けた環境整備のための部局横断的な取組を実施している。

また、長期化する避難生活では多くの住民の方々が仮設住宅や借上住宅などに入居し、家族離ればなれの生活や慣れない環境の中で暮らしている。そのため、安定的な住環境を提供するための復興公営住宅（恒久住宅）の整備や、それに伴い必要となる住民サービスの確保及びコミュニティの維持・形成を図る取組も実施している。



津波被災地域の様子



相馬の野馬追

避難指示区域の概念図

平成26年10月1日時点



福島県

■ 復興計画等

避難地域復興局
避難地域復興課

木村 麻美（福祉保健局）

1 担当業務の概要

(1) 担当業務について

今年度、私は大きく分けて以下の3つの業務を担当した。

- ① 4月～7月：福島復興再生特別措置法に基づく「避難解除等区域復興再生計画」の県担当
- ② 8月～年度末まで：12市町村の将来像の検討
- ③ 通年：富岡町（避難地域の市町村のひとつ）担当

なお、本報告書では、②の12市町村の将来像の検討について、私の担当した業務を詳述することとする。

(2) 避難地域の将来像の検討について

避難地域復興局の業務概要に上述したとおり、福島県では震災から4年が経過した今でも避難地域が存在し、未曾有の災害を経験した福島県が真の復興を果たすためには、この地域の再生・復興が必要不可欠である。

また、長期化する避難生活を送る住民の方々は、いつふるさとに戻るのか、将来的な生活はどうなっていくのか、先の見えない大きな不安や葛藤を抱え、心身ともに疲弊している。

こうした状況において、この地域の将来の姿はどうなっていくのか、その復興の姿を示していくことは、県・市町村にとっても、何より住民の方々にとって、非常に大きな意味を持つ。

そこで、国・県・市町村が一体となって、この12市町村に特化した将来の姿を検討し、発災から約10年後にあたる2020年時点、同じく約30～40年後にあたる2040～2050年時点での復興の姿を描くことで、この地域の再生・復興を一段と加速させるものが「12市町村の将来像」である。

私はこの業務で、主に県側の窓口として復興庁（国）と市町村との調整、また、県としての将来像の検討などに携わっている。

2 苦労したこと・工夫したこと

将来像を検討していくために、平成26年12月に国が立ち上げた有識者検討会に先立ち、県においても、平成26年10月にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を立ち上げ、全庁を挙げて議論を進めている。

私はPT及びWGの事務局として、将来像の考え方や議論の進め方、課題・論点の提示、議論のとりまとめなど、様々な業務を担当したが、想像以上に多くの壁があった。

中でも、大きく2つ挙げると、まず、将来像の検討に限らず、すべての復興関係業務に共通することだが、誰もこれまで経験したことのない、「初めての取組」であるということである。目指すゴール（目標）の設定から、到達するための方向性や取組、調整の方法など、そのひとつひとつがまさに手探りで、自分たちで考え、まとめ、形にしていかなければならないことの難しさを痛感した。

次に、最も大きな壁だと感じたのが、将来像を語る上で、「復興」に対する思いが一人一人違うということである。改めて言うまでもなく、当然のことかもしれないが、何を「復興」と感じるか、「復興」に至る道のりをどのように描くかは一人一人異なり、異なるからといって「正解」や「間違い」などは存在せず、すべてが「正解」という中で、検討を進める県庁内部のPT・WG・事務局の職員間ですら共通認識に立つことが本当に難しく、日々頭を抱える思いだった。

こうした状況で、工夫したことは、当事者意識を持って考え続けることだったように思う。福島に縁もゆかりもない派遣職員だからこそ、本当にこれで良いのか自問自答をしながら、諦めずにひたすら考え続けることで、色々な方々の復興への思いに触れ、チームとして一歩ずつ進むことができたと感じている。

3 印象的なエピソード

今年度担当した業務は、主に復興庁や市町村との対外的調整業務や県庁内部での調整業務であったため、自分の仕事が復興に寄与できているのか、住民の方々の役に立つことができているのか、目に見える成果がなく、自信が持てずにいたが、その中で、所属する部署の上司が繰り返し掛けてくださった言葉は大きな励みになっている。

その言葉は、「東京都からの派遣職員としてではなく、一福島県職員として仕事を任せられるし、よくやってくれている。」というもの。自分を派遣職員ではなく、同じ県職員として認め、そのうえで、仕事を任せ、評価してもらえたことが純粋に嬉しかったし、それと同時に、目に見える成果はなくとも、震災以来、ずっと走り続け疲弊している県職員の方々にとって、ほんの少しでも役に立てたのかもしれないという自信を持つことができた。

また、避難地域復興局での業務を経験できたこと、そのものが大きなやりがいのあることだったと感じている。将来像の検討に関する業務をはじめ、避難地域復興局の業務は、地元のことを知らない自分が担当していいの不安に思うことも何度もあったが、復興の要である業務に従事させていただけたことは、自分自身を成長させ、貴重な経験をさせていただいたと感謝している。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今年度の業務を通して、初めてのものを作り上げることの難しさを痛感し、その中でも仕事を全うするためには、ただ考えるだけでなく、考えたことを形にし、わかりやすく伝える力や交渉・調整する力、器の大きさが重要であることを身に染みて感じた。そのどれもが今の自分には決定的に足りないため、これからどこでどんな仕事をするにしても、しっかりと身につけていきたいと考えている。

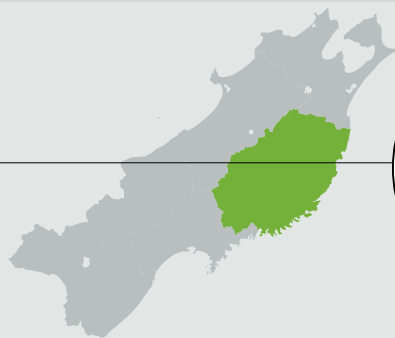
また、諦めずに考え続けることの大変さ、そして大切さ。そのうえで、仕事と自分の生活とのバランスを保つこともまた大事なことであることを、身をもって教えてくださる方々がたくさんいたことは、私の人生において、得難い教訓を与えてくださったと感じている。

昨年度も今年度も、思いばかりが先行し、言いたい放題・やりたい放題してしまったが、そのすべてを受け止め、そのうえで、同じ県職員として迎えてくださった同じ部局の職員の方々をはじめ、すべての福島県関係者の皆様に、この場を借りて、心から感謝を伝えたい。また、派遣を継続したいという我儘を認め、引き続き、貴重な経験をさせてくれた東京都にも感謝している。

福島県での二年間で経験したことは、楽しいことも、また苦しいことも、そのすべてが私にとって人生観が変わるほどのかけがえのない、大切な宝物であった。しっかりと胸に刻んで、これからも日々精一杯生きていきたいと思う。本当にありがとうございました。

用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課



岩手県

業務概要

沿岸広域振興局は、北は田野畑村から南は陸前高田市までの沿岸各市町村を中心に管轄しています。土木部はこのうち釜石市と大槌町を担当し、その他の市町村は岩泉・宮古・大船渡の各土木センターの担当です。

私たちは、釜石市・大槌町で岩手県が施行する次の事業に係る用地の取得及び補償業務を用地課長以下総勢 18 名（うち都派遣は 6 名）で担当しています。

○道路・河川・港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防・急傾斜地崩壊対策、災害公営住宅など土木部所管事業

○漁港海岸災害復旧事業（水産部を兼務）

課内共通事務については、第一グループのプロパー職員が担っています。

● 沿岸広域振興局所在地



用地課長①	○内数字が現員数				
用地第一グループ	主任主査(総括)	主任主査	主査	主任	主事
計⑦	プロパー①	任期付①	プロパー① 都派遣①	都派遣②	プロパー①
用地第二グループ	主査(総括)		主査		主事
計⑦	プロパー①		任期付① 都派遣①		プロパー① 任期付① 都派遣②

登記事務員②、臨時職員①

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第二グループ

小野寺 稔 (建設局)

1 担当業務の概要

以下の事業に係る用地取得及び補償業務

○一般県道吉里吉里釜石線道路整備（大槌町赤浜地内）

井上ひさしさん著「吉里吉里人」をご存知ですか？あの吉里吉里です。

○白浜（鵜住居）漁港海岸災害復旧（海岸堤防）（釜石市箱崎町地内）

「釜石の奇跡」として有名になった鵜住居です。管内には「白浜」と称される地域が複数存在するため、旧町村名などで区別しています。



白浜（鵜）漁港被災状況（平成23年4月撮影）
津波は左側の防潮堤（高さ約5m）の天端を越えて集落を襲いました。ここ白浜集落でも、防潮堤の門扉を閉鎖しようとした複数の消防団員の方が殉職されたとのことです。あらためて御霊のご冥福をお祈りするとともに、復興の前進をお誓い申し上げます。



白浜（鵜）漁港西側を臨む（平成26年7月撮影）
既存防潮堤と市道の間に新しい防潮堤を築造する計画となっています。過去の国土調査で土地の筆界が定まらない土地がありましたが、平成25年度に実施した用地測量で決まりました。（都市整備局派遣 平野主事担当）

2 苦労したこと・工夫したこと

【苦労したこと】

まず用地測量業務を用地課が主管していることに面食らいました。都の建設局であれば、工事主管課の測量係が担当する業務ですが、岩手では事務職の用地担当者が物件調査・補償算定とセットで設計・監督をこなします。東京では、しばしば「境界が決まってないのに買えるわけがない」と発言してきましたが、岩手では自らに降りかかる言葉になりました。

また、地権者との交渉・現地調査・関係機関との調整のための移動手段が難しい問題です。もともと公共交通機関の路線が少ない上に JR 山田線釜石⇄宮古間は大きく被災して不通が続いており、バスの運行本数もわずかです。必然的にどこに行くのも公用車が基本となりますが、軽四輪は配置されておらず、すべて普通車のワンボックスかステーションワゴンタイプです。免許取得後、軽自動車ばかり運転してきた私は普通車の運転に自信を持

でず、席を並べる前澤さん（港湾局から派遣）や上司である第二グループ総括主査にかなり頼ってしまいました。地権者対応はもちろん、さまざまな困難事案やレアケースに際して、都庁や法務局の出張所へ気軽に相談に行けた東京とは大きく違う点です。

今まで経験した用地取得業務が、土地評価や物件補償金算定と折衝に専念させてくれる組織と事務分掌、発達した公共交通網に支えられていることを痛感しました。

総じて「用地のベテラン」と目されて派遣されたにもかかわらず、目に見える成果を出せず悔しい思いをする日々が続きました。

【工夫したこと】

特別に工夫したことはありませんが、地権者等が高齢の方の場合にはゆっくり、はっきりと話すことを心がけ、相手方が話しているときは聞き役に徹して話の腰を折らないことに留意しました。また、高齢の地権者の中には、強い東北訛りでお話しになる方もいて、岩手生まれの私でも聞き取れないときがあります。そのようなときは、臆せず一語ずつ確認するよう心がけました。

3 印象的なエピソード

被災されたほとんどの地権者は、自宅などの再建の原資として県などが支払う土地代金を充当しようと考えておられます。年末も押し詰まって、補償金額をお示しする説明会を開催したところ、諸々の事情により契約締結に至らない方も一様に明るい表情でお帰りになりました。復興事業の進み具合を感じていただけたことで、「さらに頑張らねばならん」と自分にネジを巻いた師走の1日でした。

また、私事になってしまい恐縮ですが、私は岩手県南の一関市大東町に生まれ高校卒業まで岩手で過ごしました。私が岩手の復興応援のために働くことを家族や親戚も喜んでくれましたが、昨年秋に長患いの末に父が亡くなりました。亡くなる直前まで頻りに父を見舞いながら家族を励ますことができたのは、釜石勤務であればこそのことです。

あらためて、送り出してくれた東京都の皆さん、受け入れてくださった岩手の皆さんに感謝申し上げる次第です。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手への派遣では、今まで「うわさ」には聞いていたものの、自分が手がけることになるとは思ってもみなかった仕事をたくさん経験しました。都においてそのまま適用できるわけではありませんが、多くの情報を得て経験を積んだことは、帰京後の用地取得や公物管理に必ず活けると確信しています。



平成26年末に補償金提示の「説明会」を実施しました。
(世間は御用納めでしたが…)
白浜集落内の仮設団地集会所をお借りしました。

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第一グループ

坂谷 知映（産業労働局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

【業務内容】

用地測量調査業務委託の設計、土地評価、補償金算定、用地交渉、契約事務など

【担当事業】

道路関連では、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった道路整備を進めるための「まちづくり連携道路整備事業」をはじめとする4事業を、また河川関連では、国で整備する自動車専用道路「釜石山田道路」と歩調を合わせて策定した河川改修計画に基づく治水整備事業1箇所を担当しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

岩手県での生活も、用地取得という業務も初めての経験であり、右も左もわからない状態からのスタートでした。

4月に赴任して事業を任せられ、前任からの引継ぎや、工事担当者からの事業説明を受けましたが、土地勘もなく、工事図面も読めず、土木用語もわからず、1回聞いただけではほぼ理解できませんでした。研修や事務マニュアル、用語解説を読むなどして、基本的なことは理解するよう努めましたが、やはり実践となると応用能力が問われるもので、何を参考にしたらよいのか、どんな資料を集めればよいのか、何を作成したらよいのか、細かいところでたびたびつまづきました。委託設計書の作成や土地・補償台帳、図面作成ソフト（CAD）、財産管理などのシステム操作についても、そもそも根底にある計算や法令などの知識が乏しいため、慣れるまでに相当苦労しました。

工夫とまではいえませんが、資料を読んでも理解できないことは周囲の職員に聞いてひたすらメモを取っていました。また、業務用のフォルダがかなり錯綜しており、初めのうちは必要なものを探すだけで時間をとっていたので、よく使用する書類の様式や、委託発注の設計・算定の基準、共通仕様書等の類は、1つのフォルダにまとめておき、すぐに発見できるようにしていました。

3 印象的なエピソード

自分が用地業務を担当すると知ったときは、本当に不安でした。被災地の復興につながるのであればどんな業務でも尽力すると意気込んでいましたが、実際に仕事してみると、打合せの内容や、私の質問に対する先方の答えの意味がわからず、自分がいることで周囲の職員の手を止めることになり、支援どころか逆に負担になっているのではないかと落ち込むことも多々ありました。

それでも、県職員の方々や国・市町の方々が丁寧に答えてくださったおかげで、少しずつ話の内容がわかるようになってきました。委託設計、土地評価、補償金算定など、分厚いマニュアルや基準書と格闘し、苦戦してやっと仕上げた測量委託業務の成果品が無事に納品されたときや、用地交渉で事前に勉強してきたことをお話し、無事に契約をいただけたときは本当にうれしかったです。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災は、国内観測史上最大となる未曾有の大災害で、復興を進めていくにあたっては、資材の不足、人材の不足、法律や規則の壁などいくつもの課題に直面しました。

職員や庁舎も被災するという非常事態の中、いかに臨機応変に判断し、対応するかといった協議を積み重ねていくことは、国も県も市町村も、気力と体力の勝負であったことと思います。また、全国からの応援職員を受け入れる現場の職員にとって、仕事の進め方や考え方の違いを調整・統率する気苦労も大変なものであったと推察します。

被災地に来て、事前の十分な備えと事後の迅速かつ柔軟な対応がいかに大事か、頭ではわかっているけど、実際にそうした事態になったときに動けるかどうか、日ごろからの意識にかかっていると改めて感じました。

常に最大限の被害を想定し、さらに実際にはそれ以上の被害が起こるかもしれない、ということを意識して、訓練により体に覚えさせること。大災害が発生したら、全国レベルでの行政や官民の協力体制をいかに迅速に構築するかが重要であるため、日ごろから意思疎通を図っておくこと。

災害や事故のような非常時はもちろんですが、日常業務で不測の事態に遭遇したときにも、この基本は忘れず、これからも業務に当たっていきたいと思います。



釜石市平田地区災害公営住宅(平成26年1月完成)



大槌町中心部(平成26年7月撮影)

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第一グループ

倉下 佳子 (主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

岩手県沿岸広域振興局土木部用地課において、用地取得の業務を担当した。主な担当事業は、①釜石港須賀地区・大平地区港湾災害復旧事業、②上閉伊郡大槌町吉里吉里地区急傾斜地崩壊対策事業、③花露辺の沢（1）砂防事業、④釜石市片岸町室浜地区一般県道吉里吉里釜石線地域連携道路整備事業、である。

公図や不動産登記簿、住民票等で地権者を確認し、工事担当における事業用地確定と並行して、用地測量調査業務委託により用地測量や移転物件調査を行い、土地評価・物件補償金算定、用地交渉、土地等売買契約、所有権移転登記、土地代金等支払、と業務を進めていく。



現場写真①



現場写真②

2 苦労したこと・工夫したこと

- ・用地経験はおろか、土木関係の業務を担当する経験がなかったため、専門用語の理解や業務工程の先読みができないことに苦労した。

用地測量調査業務委託を行うにあたり、図面の読み方、言葉の使い方、「赤線・青線」、すべてをその場で理解し覚える、という状況であり、区画整理事業が関係する事業については、初歩的な区画整理事業の制度理解と並行しながら市町村との調整を行ってきた。また、初歩の初歩を学んだとしても、震災復興に係る特例制度がある場合、その都度確認が必要となり、少しでも業務を進めたいという意志とは裏腹に、担当業務を熟知していないもどかしさが募った。

- ・管轄地域である釜石市・大槌町は初めて訪れた場所であり、土地勘もなく、地名の読み方を覚えていくことか

ら始まり、岩手県職員や地域の方のお話を伺いながら、その土地の言葉や文化・風習を覚えていった。

- ・わからないことは、調べる、周囲の職員に確認する、見て学ぶ、主税局徴収課での交渉経験を活かす、など、当たり前のことを当たり前にし、自分自身が持つスキル・経験に新しい知識を詰め込んで、土木初心者が即戦力に近付けるよう心掛けて業務に当たった。

3 印象的なエピソード

- ・派遣された4月第1週の週末、三陸鉄道全線開通のイベントに足を運んだ。地元の鉄道の運行再開を心待ちにしていた住民の方の笑顔を見て、災害の復旧が進み、少しずつ動き出していくことが地域の方にとって大きな前進なのだと、その時復興支援の業務への決意を新たにした。

- ・「遠いところから岩手県のためにわざわざありがとうございます。」用地交渉において地権者の方にいただいた言葉であり、また被災した職員の方やプライベートの時間においても、何度もいただいた言葉であった。

「困ったときはお互いさま」、私の友人がよく口にする言葉であるが、私にできることがあるならば、との思いで派遣公募に応募したが、感謝されることも多く、岩手県の方の心のあたたかさを肌で感じる瞬間であった。

- ・「本来なら地元の人間でやるべき仕事だ。地元の人間がしっかりしなきゃダメだ。」週末にボランティア活動を行ったときに会った方のお言葉。まだまだ各地からの支援を受けている現状であるが、その支援を頼りながらも、故郷の復興に対して様々な問題が起きても自分たちで解決していく、という強い意志を感じ、この町が力強く進んでいく未来を想像し嬉しくなった。
- ・関東在住の地権者を訪問し用地交渉を行った際、遠い故郷を常に心配し、復興事業の進捗を気にしていることが真に伝わってきた。被災したその地で応急仮設住宅等に住みながら復興事業の進展を心待ちにしている方、家族を思い県外でも同じ思いで暮らしている方、日本全国で故郷を思い、町が新たに動き出していくことを期待している方たちの気持ちに応えることができるのが今なのだ、と実感する出来事であった。



(26.4撮影。三陸鉄道・釜石駅) 運行再開時の始発列車

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・復興とは、と聞かれた時、何が正解であるかはわからないが、地域住民の方、復興事業を支える業者や市町村、県、国…、様々な立場や考え、制約がある中で、でき得る限り迅速に対応し、また一方でスピード感を過度に重視することなく、必要な調整・確認を確実にしながら復興を進めていくことが大事であると、この1年間現場で勤務し様々な話を耳にする中で感じた。
- ・全国各地から派遣された応援職員との交流を通して、各自治体が抱える課題や、課題解決への取り組みを知る良い機会となった。今回の派遣を機に、今後もどこかでつながっている縁を大切に、地方自治体間で連携しながら業務を進めていくことの重要性を改めて感じた。

- ・岩手県のどの職場においても、震災前は現在より職員数も少なく職員間でお互い支えあい、ベテラン職員が若手職員を真摯に育成しながら業務を進めてきた様子が随所に感じられ、人材育成が課題である東京都として見習いたい部分であった。
- ・もしも、首都圏で……。その時には、被災状況を逐次確認し、住民の方の意向を汲みながら各方面との調整を行い、復興に携わる都内外からの人々総出で苦境に立ち向かっていくことになるであろう。有事に率先して対応できる職員であるよう、派遣期間の終了後も身を引き締めて担当業務に携わるとともに、今回お世話になった岩手県をはじめ、東日本大震災で被災した各自治体の発展に、微力ながらもこれからもずっと支援を続けていこうと思う。



(26.4撮影。釜石市唐丹町花露辺)砂防えん堤築造予定地



(26.6撮影。宮古市田老地区)田老漁港付近にある田老町漁業協同組合の施設。津波の到達地点(昭和(10m)・明治(15m)・平成(17m超))が記されている。

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第一グループ

高橋 吾郎 (下水道局)

1 担当業務の概要

(1) 下表各事業における事業用地の取得、借地契約及び測量調査業務委託等の発注、監督など

番号	事業名	事業概要	地権者数	事業用地面積
1	一般県道吉里吉里釜石線(室浜)地域連携道路整備事業	室浜地区防災集団移転促進事業の施行に伴う県道整備事業	34人	9,182.52㎡
2	一般県道吉里吉里釜石線(室浜の2)地域連携道路整備事業	今回と同規模の大津波が来た時に、室浜集落の住民が避難できるための交通ルート確保を目的とした県道整備事業	18人	22,749.1㎡
3	一般県道吉里吉里釜石線災害復旧事業	土砂崩れの被害にあった県道の復旧事業	1人	1,000㎡未満
4	甲子川総合流域防災(水位計設置)事業	豪雨による氾濫被害の未然防止を目的とした甲子川流域系の水位計設置事業	1法人	1,000㎡未満

(2) 成果

番号1：34件分の用地取得及び物件補償完了、保安林解除申請書類手続き中

番号2：18件中7件分の用地取得及び物件補償完了、丁損調査業務委託完了、保安林解除申請書類手続き中

番号3：用地取得、物件補償、保安林解除完了

番号4：借地契約完了（交渉の結果、同意が得られず取得は断念することとなった）

2 苦労したこと・工夫したこと

- ・不在者財産管理人制度手続き
- ・相続人多数の土地に対する交渉、契約

3 印象的なエピソード

地権者の皆様に土地のご協力を頂いたおかげで、今年度の上半期で概ね事業用地取得を完了し、工事も同年度下半期から着手となり、目に見える形で復興事業を進めることに貢献できたこと。

また、事業用地をお譲り頂いた地権者から、「3年越しでやっと事業が進んできた。ありがとう。」と感謝され、用地職員冥利に尽きたこと。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

(1) 担当事業において短期間で用地取得に至った要因分析

- ・工務担当職員と綿密に連携を図り、阿吽の呼吸で用地交渉や他機関との調整等を円滑に進めることが出来たこと。
- ・どうすれば最短で目的が達成できるか（用地取得の完了及び工事の着手）、常日頃から頭の中でシミュレーションしてきたこと。
- ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業など、他自治体等（釜石市や国）施行の事業との調整を、問題が発生するたびに速やかに行ったこと。

(2) 得られた教訓

復興事業に関わらず、都行政において事業を進めていくためには

- ・地元住民の理解・協力
- ・起業者（東京都）としての説明責任
- ・他関係機関との連携
- ・机上の理論だけではなく、速やかに問題点の整理、解決案を導き出して実際に行動を起こす

ことが重要であるということを痛感した。

将来、首都直下型地震などが予想されているが、災害発生時には多種多様な問題に直面し、また職員の迅速な対応が求められることとなる。

災害発生時に迅速な対応を図るためには、組織間での連携を図ることや問題発生時には解決に至るまでのプロセスを速やかに導き出すことなど、日常業務を遂行するうえで常に危機感とスピード感を持って取り組むことに慣れておく必要がある。

職員一人ひとりに、日頃から臨機応変に対応できる資質が備われば、災害発生時においても迅速に対応することが可能となり、復興事業を推進することができると考える。



釜石市室浜地区 防災集団移転促進事業及び県道吉里吉里釜石線道路整備事業 工事進捗状況

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第二グループ

前澤 寛 (港湾局)

1 担当業務の概要

- ① 防潮堤災害復旧事業に伴う事業用地の取得
- ② 用地測量調査業務委託の積算・発注・監督業務
- ③ 用地取得事務全般（土地評価、物件補償金算定、用地交渉、土地売買契約の締結）

<担当地区>

(1) 箱崎漁港海岸災害復旧事業、(2) 大槌漁港海岸（安渡地区その3）災害復旧事業

2 苦労したこと・工夫したこと

① はじめての用地取得業務について

用地取得業務は、今まで全く経験がないため、4月赴任当初は、用地に関する専門用語や登記簿など土地の権利関係を示した書類を見て、分からないところは、プロパー職員や建設局派遣のベテラン用地職員など多くの方々から聞いて、覚えるところから始まった。また、岩手県や東北地区用地対策連絡会主催の用地業務研修会等に参加し、物件補償の考え方や土地の評価算定方法、用地交渉のながれなど多くの項目を習得しなければならない為、精神的にも肉体的にも疲れる日々が続いた。

なかでも、用地測量業務委託を発注する際に、積算システムを操作し、発注に必要な積算を行うわけだが、契約部署へ持ち込み期限が迫っている中、全く操作方法が分からないシステムをプロパー職員に教わりながら操作し、何度も事務処理を訂正しながら期限直前までやりとりしていた所が一番苦労したことだったと感じている。

② 土地評価算定での苦労と達成感について

用地買収にあたり、最初に行う事は、事業対象用地の価格を決定することである。評価方法については、県が採用している評価方法で行い、個々の土地価格を算出し決定している（職員評価と言う）。私が担当している箱崎漁港海岸は、赴任当初、防潮堤の法線等の設計が確定していないため、事業用地幅が最終決定していない状態であった。用地幅が確定するおおよその時期としては、平成26年夏頃の予定と聞いていたため、先行して事業用地の土地評価算定を行うこととなった。

土地評価算定にあたっては、何度も現場を調査し、その地区で標準的な土地（不動産鑑定士が評価）と評価対象地との土地形状、間口・奥行、前面道路幅員など比較し、格差率を算出のうえ、土地価格を決定する。次に土地価格の案ができた段階で、用地課長はじめ、用地職員の同行により、図上では分からない現場の状況を調査する。また、買取対象地の価格バランスも重要であるため、同時に検証を行っている。検証後、何度か土地価格の見直しや修正等を行い、防潮堤事業用地の土地価格を決定することができた。赴任から約半年後の事である。自分で土地評価し、土地価格の決定が取れた時の達成感は大きかったが、用地取得事務という特殊性の高い業務に私自身良い意味で、大変刺激を受けることとなった。



箱崎漁港を上空から撮影した様子(震災前)

3 印象的なエピソード

土地価格が決定し、事業用地内の地権者へ土地売買契約に向け個別交渉に入った。各地権者は、被災されているため、地区内外の仮設住宅や新たな土地へ家を再建している方が多い。地権者は漁師が大半で、漁の話や漁場での出来事などの話を聞くことがある。特に震災当時の話を多く聞き、津波に吞まれながら九死に一生を得たという貴重なお話を伺ったり、自分が所有している裏山へ近所の人を避難させるため、体の不自由な方やお年寄りの方を何回か往復して避難させた事などをお聞きし、津波の恐ろしさを改めて感じた。地権者の方々は、一生忘れられないであろう辛い体験をされていても、突然の自宅訪問でも必ず笑顔で接してくれ、契約に快く同意いただけたことが大変印象的であった。またご訪問の際、「震災から3年以上経過し、復興が進んでいる実感が無い」、「いつになったら、震災前の生活に戻れるのか」、「早く防潮堤を整備してもらわないと夜も安心して寝られない」などお叱りの言葉や切実なご意見を頂くこともあった。その一方で「防潮堤事業に協力するから、1日も早く町に戻れるようにしてほしい」と力強い応援を頂き、逆に励まされることが殆どであった。



被災後の箱崎漁港周辺(2014.5)
(この場所に高さT.P+14.5m、幅約60m×延長520mの防潮堤が整備される計画)



復興に向け嵩上げ工事が進んでいる大槌町役場周辺



大津波により崩壊した防潮堤



東日本大震災津波の高さを記したプレート
(釜石市庁舎)



仮設住宅裏の空き地によく現れる野生の鹿

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

直接住民の方々と接することで、震災時の話や避難生活で仲間とも別れ「仮設住宅で一人で寂しい。早く地元で暮らしたい」と涙された方を多く見てきた。震災後4年を経過するが、今なお仮設住宅で、自立再建に向け日々頑張られている方々が多くいる。この方々が1日でも早く、安心して暮らせる日が迎えられよう、今以上に行政と住民が一致団結して、復興に向け、理解と協力が必要不可欠であると感じる。1年という短い赴任期間であったが、この経験を活かし、被災地の現状とともに、復興に向けて頑張っている住民の方々の姿や、全国各地から岩手県に復興支援で来て日々奮闘している応援職員等の方々の姿を、派遣元の多くの人へ広く伝えていきたい。そしていつか、復興した岩手県の新しい姿を自分の目で確かめに行きたいと思う。

計画平面図（箱崎地区）

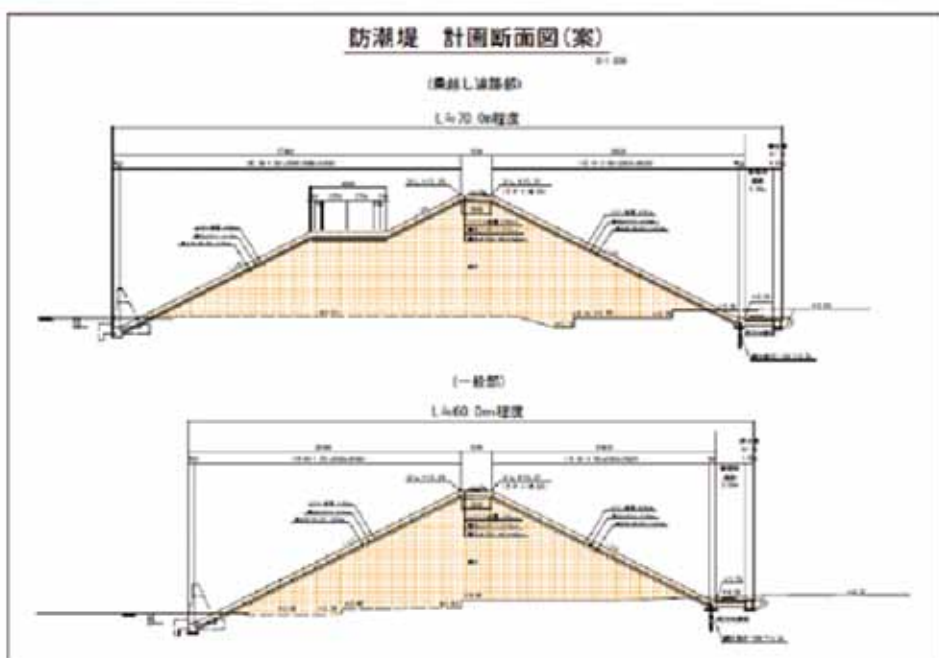
【岩手県】



箱崎漁港海岸災害復旧事業計画平面図

計画断面図（箱崎地区）

【岩手】



防潮堤計画断面図

岩手県

■ 用地取得

沿岸広域振興局
土木部用地課
用地第二グループ

清水 晴恵（総務局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私は沿岸広域振興局土木部（水産部兼務）用地課用地第二グループに配属となりました。管轄の用地取得対象地域は岩手県釜石市内、大槌町内です。

(1) 土木部及び水産部の兼務

用地課職員は全員、土木部と水産部を兼務しております。震災前は水産部内に用地課がありませんでした。震災により水産部管理の漁港や防潮堤が大きな被害を受け、復旧作業や新規建設に伴い用地買収業務が膨大となりました。そのため、もともと土木部に組織されていた用地課の職員が兼務という形式をとり、業務にあたっています。私が行った土木部の事業としては、道路の路線変更に伴う用地買収や立木の移転補償、水門改築工事に伴う用地買収などがあります。水産部の事業としては、防潮堤及びその臨港道路等付随する構造物の建設に伴う用地買収や建物の移転補償などがあります。

(2) 用地取得の業務

大抵の人は用地取得するにあたってどのような業務があるのかイメージがわからないのでは、と思います。実際に私もそうでした。業務内容としては、用地取得の対象の土地とその隣の土地の境界を決め、取得する土地の面積を決める作業、取得する土地の評価をし、土地の価格を決定する作業があります。その作業が終わったら、地権者の方へ土地の売ってもらうために用地交渉を行い、合意が得られれば契約を締結し、登記の移転を行います。これらについて私を含む用地課の職員が行っております。

(3) 主な担当の現場

担当者はそれぞれ「自分の現場」を持っています。私の主な「現場」は、大槌町にある白石地区と赤浜地区の防潮堤やそれに伴う道路の建設予定地の用地買収です。水産部事業が主な業務でした。2地区とも、震災で大きな被害を受けた地区であり、現場周辺は災害危険区域に指定されており、町の事業である防災集団移転事業も実施されています。



震災前(2005年)赤浜地区現場付近の写真



震災後(2014年)赤浜地区現場付近の写真

2 苦労したこと・工夫したこと

業務遂行に当たっては、私自身よりも受け入れ側の岩手県の方々がかなり苦労したのではないかと思います。理由としては、私を含む、4人の東京都からの派遣職員が用地業務を初めて遂行する職員だったからです。1年間、職務を遂行すると、段々と慣れてきて、数で勝負しよう！と思えるようになってきましたが、仕事のやり方も文化も異なる、ましてや用地業務自体が初めての職員を業務の軌道に乗せるのは大変な事だったと思います。用地業務はとても専門的な業務であり、業務遂行にあたり、どれだけ「引き出し」をもっているかが重要となるため、困ったときには、用地のベテラン職員への相談は欠かせませんでした。

私が苦労したことを強いて言うならば、地図等の図面を理解し、道に迷わないことやCADソフトを使いこなすことでした。

3 印象的なエピソード

地権者さんとの会話を通じ、用地取得を加速して、復興を進める一助にならなくては、と思う機会が多くありました。私の「現場」である防潮堤建設事業地は津波で被災した地域のため、地権者さんの中には3月11日の東日本大震災で犠牲となられた方、今なお仮設住宅にお住まいの方々が沢山いらっしゃいます。そんな中、多くの地権者さんが事業に積極的に協力してくださり、業務を遂行するにあたっては、「ご苦労様」「ありがとう」「頑張って」という労いの言葉、「早く復興を」という言葉をいただきました。その度に、経験の浅い私は申し訳なく思う気持ちを持ちながらも、自分ができる精一杯の努力をしようと気持ちが引き締まる思いでした。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が貴重な経験をしたと思うことは、実際に経験してみないとわからない、という気持ちを肌で感じたことです。頭でわかっているのと体でわかっているのでは全然違うことを痛感しました。それは、得られた教訓と言ってもいいかもしれません。

また、私が今後の都業務を遂行するにあたっては、たとえ業務に追われて余裕がなくなったとしても、「岩手県の人達のような純粋な心のあたたかさ」を忘れずに持ちたいと思っています。

1日も早い被災地の復興を願う都民の理解があったからこそ、私は被災地で業務を遂行することができたと感謝しております。震災の記憶の風化が進んでおりますが、被災地の復興は道半ばです。

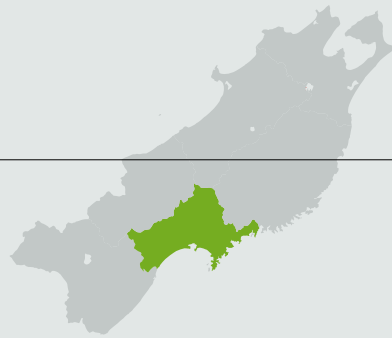
つながりを力にし、東京でもこれらの経験を胸に業務を遂行していきたいと思っています。



大槌町白石地区
現場付近の被害状況(2015年1月撮影)
陸地が地震により沈下し、海に沈んでいる様子

■ 用地取得

仙台土木事務所



宮城県

業務概要

宮城県仙台土木事務所は、仙台市、名取市、岩沼市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、亶理町、山元町、松島町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村を管轄しています。この5市8町1村内の国道（286号、346号、457号のみ。仙台市内は除く）、県道（仙台市内は除く）、河川（1級（国管理分は除く）2級）、砂防・急傾斜施設等の整備・維持管理を行っています。



管内図（宮城県 HP より：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/kannaizu.html>）

震災関連の災害復旧工事は 446 箇所、事業費ベースでは 186.3 億円となっております。

組織は総務部（総務班、経理班、行政第一・二班、用地第一・二班）、道路部（道路管理第一・二班、道路建設第一・二班）、河川部（河川砂防第一～四班）、建築部（建築第一・二班）があります。仙台土木事務所の派遣職員は、北は山形県から南は沖縄県と 1 都 10 県から来ています。用地班 12 名、道路部 2 名、河川部 20 名が配属されており、河川・道路等の災害復旧、復興事業を担当しています。

宮城県

■ 用地取得

仙台土木事務所
総務部用地第一班

高田 比呂子（主税局）

1 担当業務の概要

都市計画街路「八幡築港線」の用地買収業務に携わりました。事業区間 1.2km、取得筆数 156 筆、関係人約 180 名で、現道幅員 18 ～ 20m の片側 1 車線道路を、幅員 30m の片側 2 車線道路として整備します。

この道路は、接続する築港大通線とともに、特定重要港湾仙台塩釜港のアクセス道路の一路線であり、塩竈市街地と塩釜港、多賀城市、仙台市内までを結ぶ重要路線となっています。震災時には、宮城県内で唯一の燃料輸送基地となった塩釜油槽所からの燃料輸送路として利用され、非常に重要な役割を果たしました。

その一方で、震災による地盤沈下により大潮や大雨時にたびたび浸水被害を受けています。このため、塩竈市の復興にあたり、産業振興の面はもとより、災害時の緊急輸送路、避難道路として市民の安全性の確保とともに、アクセス性の向上、円滑な交通の確保および市街地間相互の接続を図るため、復興交付金事業として、拡幅並びに嵩上げを行うものです。



塩竈市港町二丁目（撮影日：平成25年12月13日）



塩竈市港町二丁目（撮影日：平成27年1月28日）

八幡築港線と築港大通線の交差点部で平成27年2月より地盤改良並びに拡幅工事に入る現場。25年撮影時にあった建物は、震災で被災し、1階部分はほぼ浸水したそうです。今回の事業に伴い、敷地のほぼ全体が事業用地となったため、この写真が撮影された3ヵ月後に取り壊されました。

2 苦労したこと・工夫したこと

私自身が用地業務未経験で、最初はなにもかもがわからず、役に立つのかなと思い悩む日々でした。

現場は、住宅や工場が連たんした地域であり、補償対象となる家屋や物件が多く、また、中には規模の大きなものもあり、補償対象物件等の調査算定業務委託の成果品がかなりの量となりました。それを手分けしてチェックしていくのですが、それだけで数週間を要しました。一般的に通常妥当な工法であるか、また、積算上、誤りがないか・・・最初は標準書のどこに積算方法が記載されているかを探していくことから始まり、ここを見ればいいとわかれば、それをメモしてすぐに出せるようにしてと、小さな工夫を重ねていくことから始めました。

3 印象的なエピソード

いろいろな意見があり、正直、泣きたくなるようなことを言われることもありました。そんななかで、思い出のある土地をお譲りいただき、「大変だろうけど、頑張ってね」と言われたときは、本当に嬉しくて、また、ありがたく思いました。

また、周りの職員の方々や、現場である塩竈市や他の自治体、関係機関の皆様に変にお世話になりました。いろいろな課題等ありますが、その都度、親身になって、相談に乗っていただき、解決策への糸口を示していただいたり、お手伝いいただいたりしながら、ここまで進めることができました。

私は応援職員として来ましたが、いろいろな方に応援いただいているなぁと感じることが数多くありました。そうしたことの積み重ねがあって、2年間頑張れたと感謝の気持ちでいっぱいです。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

業務だけではなく、自治体職員として被災し、その後の数週間をどのように過ごしたのかといったこともいろいろお聞きしました。また、いろいろな方と知り合い、その方々が震災時、どんな状況だったのか、時にはつらいお話を聞くこともありました。そうしたなかで、いろいろと考えさせられました。いつあるかわからない。だからこそ、いざというときに自分はどうするかを、日頃から考え、備えることの重要性を改めて痛感しました。

また、東京で仕事しているとなかなか出会う機会のない他の自治体の方と一緒に仕事をし、他県ではこうしているということをいろいろ学ぶことができました。ここでできた縁を今後も大事にし、これから頑張っていきたいと思います。



塩竈市舟入二丁目(撮影日:平成24年11月6日)



塩竈市舟入二丁目(撮影日:平成25年12月13日)

撮影角度が南北で異なりますが、同地点を撮影したものです。震災後の地盤沈下で、大雨が降ると、写真のように冠水しています。こちらの現場は、道路中心で約1m嵩上げします(現在、用地交渉しているため、工事着工は来年度以降となります)。



塩竈市港町二丁目(撮影日:平成23年3月19日)

震災直後の築港大通線の写真です。

宮城県

■ 用地取得

仙台土木事務所
総務部用地第一班

松沢 透（水道局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当した業務概要

私が配属された仙台土木事務所は、各都道府県からの応援職員が派遣されており、宮城県職員と合わせ約 160 名の職員が道路、河川、街路等の災害復旧及び整備・維持管理業務に従事しています。事務所は、県庁等の仙台市中心部からはやや東に位置しています。担当する業務は、震災で被災した河川の復旧に伴う用地買収業務であり、現場は、宮城県南部の巨理郡山元町に水域を持つ二級河川「坂元川」「戸花川」に防潮堤を整備する事業です。

坂元川・戸花川は、東日本大震災により河川堤防が破堤、護岸流出及び沈下し、その附帯施設（橋梁、水門等）も破損等著しく被災しました。これにより操作不能に陥り再開門不能となったことから、津波制御の方式は従来の水門方式から堤防方式へ変更となります。堤防方式では、水門を撤去、河口から旧 JR 常磐線までの堤防高を海岸堤防と同じ高さ（T.P+7.2m）とし、発生頻度の高い津波（数十年～百数十年に 1 回程度）に対応した堤防高となり、また最大クラスの津波に対しても粘り強さを発揮する堤防構造にて整備することとなります。また、旧 JR 常磐線から上流部で被災した堤防は、沈下高を考慮して原形復旧します。このような事業を進めるにあたり、工事に必要な用地を取得するため、平成 25 年度より事業用地を買収しています。

2 苦労したこと・工夫したこと

年度当初は、土地勘が全く無いことから現場に行くまでも一苦労でした。何度も道を間違え、ようやく現場にたどり着くというような状況でした。また、あるはずの資料が何処に綴じてあるのかわからず、地権者の方からの問い合わせにも正確に答えられずお叱りを受けたことも多々ありました。登記関係では、行方不明者も多く筆界が未確定となり、分筆がなかなか進まず苦労しました。全く話を聞いて頂けない地権者の方と交渉するため、自宅訪問するも門前払いされ暗い気持ちで事務所に帰った事も何度もありました。このように苦労したことは多々ありましたが、山元町の職員の方々や他県から派遣されているベテラン職員の方々、裁判所の書記官等様々な方に相談協力を仰ぐ事で解決した事例も多くありました。

3 印象的なエピソード

用地買収業務では、難航していた交渉が調って契約を頂いた時にやりがいを実感します。電話交渉を何度も重ね、自宅にも何度も伺い門前払いされ「災害復旧のためなら何でもなっているのか。甘えているんじゃないか。」等と強くお叱りを受けた時の言葉は忘れられませんが、その後も何度も粘り強く説明を行った末最終的には納得され「今まで色々きつい事を言って申し訳なかった。これからも頑張る。」と契約を頂いた時がとても印象に残っています。また、仮設住宅で不自由な生活を送られている地権者の方々と交渉した際は、津波襲来時自宅の二階で水に浮いているコタツの脚にしがみついて何とか難を逃れた等の現地でしか聞けない生の声を伺った時は、改めて津波の恐ろしさや脅威を痛感しました。



防潮水門の被災により背後地に甚大な被害が生じた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

派遣されてまず感じた事は、復興が想像以上に遅れているという事でした。業務を進めていくたびに感じたのは、相続関係や土地所有者が行方不明により筆界が未確定で事業用地がなかなか取得できず復興工事が早急に行えないという事でした。また、業者の確保ができず、契約が不調になってしまう案件が多々ある事等も、復興の加速化が思うように進まない理由の一つだと思います。復興を加速するためには、国や自治体による支援体制の強化や連携体制の確保が重要であるとともに、柔軟な発想がまだまだ必要だと思います。今後東京においても様々な災害が想定されています。的確に災害に対応するためには、各団体の連携の更なる強化や枠に囚われない柔軟な発想等を養うことが求められていると思います。



被災前



被災後

津波は国道6号を超え襲来。海沿いの防風林は全く無くなってしまい旧JR常磐線坂元駅もホームだけとなってしまった。



津波で被災したままの状態となっている旧JR常磐線坂元駅。現在は、内陸部に高架したJR新常磐線の工事が着工している。旧JR常磐線は今後、県道相馬亘理線となり仙台土木事務所用地買収後工事着手予定。



線路部分を高架にし、津波対策を施すJR新常磐線の工事状況(国道6号より撮影)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

宮城県

■ 用地取得

仙台土木事務所
総務部用地第一班

那波 賢 (主税局)

1 担当業務の概要

私が担当する業務は、2つの事業区間での河川整備に係る事業用地の取得で、主に地権者との交渉を行っています。

各事業の概要ですが、一つは、一級河川名取川水系南貞山運河の河川災害復旧事業です。当該運河は、仙台湾沿岸に位置し、五間堀川から分流して広浦に流入する約5kmの河川です。古くは、舟運を目的として江戸時代に建設が始まったもので、近年では、治水や利水といった機能に加え、歴史、環境および景観等の魅力を有する土木遺産として多くの方々に愛されてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う大津波により、運河堤防・護岸は甚大な被害を受けました。宮城県としては、被災からの運河の復旧のみならず、河口からの津波遡上も考慮し、運河の拡幅、堤防の嵩上げおよび堤防構造の強化を計画しており、治水安全度をさらに向上させた沿岸部の復興を目指しています。

もう一つは、二級河川七北田川水系南貞山運河及び一級河川名取川水系北貞山運河の河川災害復旧事業です。当該運河も東北地方太平洋沖地震により、河川堤防の沈下が生じ、堤防の一部が完全決壊する被害を受けました。また、地震による津波が海岸堤防を乗り越え、堤内地に立ち並ぶ人家等に甚大な被害をもたらしたところです。

今回の河川堤防の災害復旧にあたっては、沈下した河川堤防を、震災前の計画堤防高2.4mに復旧するものです。

2 苦労したこと・工夫したこと

用地担当として難しかったことは、必要となる知識の裾野の広さと事業の進捗状況に伴いやるべきことが大きく異なることです。

まず、年度当初から取り組んだ一級河川名取川水系南貞山運河では、既に前年度から用地取得が始まっており、年度当初から契約を取ってることが主な業務内容でした。その際、用地未経験であることもあり、事業概要の把握、河川堤防の知識、図面の見方、登記事務の仕組み、税控除などの多岐に渡る知識を早期に得る必要がありました。最初は、地権者宅に伺っても相手の質問に答えられず、チームを組んでいる他県派遣のベテラン職員の下でついて行くのが精一杯の状況でした。そこで日々のOJTから知識・体験を吸収するだけでなく、資格取得のための予備校に通うなど自己啓発に努め、今でもまだ十分とは言えませんが、地権者の方への説明をスムーズに行えるようになりました。

また、年度途中から主担当となった二級河川七北田川水系南貞山運河及び一級河川名取川水系北貞山運河の事業についてはほとんど進捗しておらず、用地業務としては、買収前の境界を確定するための図面作成から始めました。通常の用地交渉とは異なり、内部での調整が多く、技術担当、河川管理担当、測量コンサルと打合せを何

度も行い、図面を作成しなければなりません。当該事業区間は約9kmと長大で、担当となった当初、この区間に対応する計14枚の境界確定図のほとんどが未着手の状態でした。各確定図の作成に複数の業者が関わり、また複数年度に渡って作成されていることから、全体を把握し、整理するのが大変でした。分からないことも多いですが、分からないことをそのままにせず、疑問に思ったことをひとつひとつ解消しながら、事業を押し進めています。

3 印象的なエピソード

私にとって今回の派遣は、平成23年4月2日から5日間、宮城県南三陸町で現地支援業務を行って以来2度目の被災地派遣となりました。東日本大震災という未曾有の災害からの復興に対して、何か自分ができることはないか、という思いから今回の派遣に手を挙げました。

毎日とても濃い日々を過ごしているので、エピソードを選ぶのが難しいですが、今現在、自分が携わっている仕事が形になることにやりがいを感じています。自分が契約した土地に工事が入り、次世代に残せるものができあがっていく姿を見るのは、非常に感慨深く感じます。また、こうして出来上がったものが、被災地の人々の安心・安全に役立つことを通じて、復興の力に少しでもなれたことを誇りに思います。

1年間という短い期間でしたが、復興事業に関わることができ、おこがましいかもしれませんが、自分がやらなければ誰がやるのだ、と高いモチベーションを持ちながら仕事できたことは本当によかったと思います。

また、大変なときに励ましてくれる妻や家族のありがたさを感じる1年でした。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回、被災地に派遣されたことで多くの気づきがありました。特にこの用地交渉を通じて感じたことは、出会った多くの地権者の方々が前向きに生活再建・事業再建に取り組んでおられるということでした。日常業務では、他部署・関係事業体との調整や所内事務作業が大半を占めますが、行政職員として誰のために仕事をしているのか、ということを改めて考える良い機会となりました。

また、住民の方々は行政に対して期待をしており、その期待に応えるため真摯に住民と向き合うことの重要性を改めて認識しました。

今後、宮城県で得た思い・経験を糧として、東京都での業務に取り組んでいきたいと思っています。

●名取川水系南貞山運河



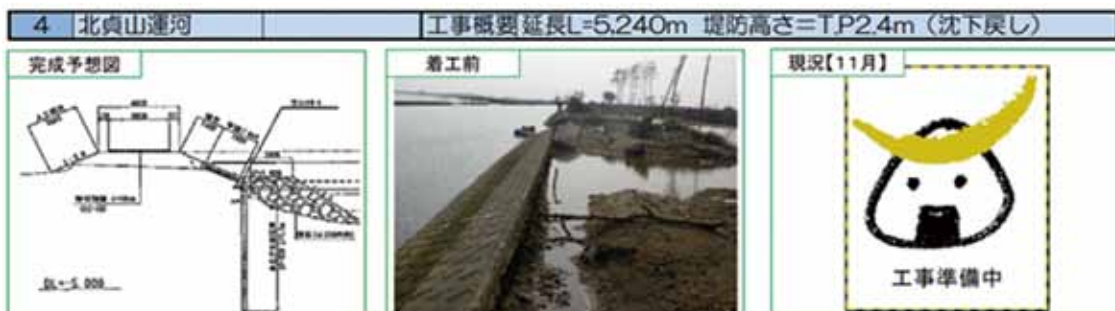
「県内各市町村の津波被災前後の状況」宮城県HPより

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/dobokusom/ds-hikaku-index.html>)



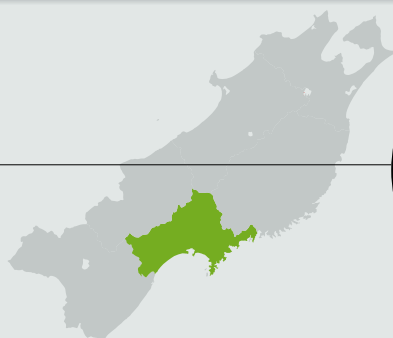
「沿岸市町毎の事業進捗状況（仙台土木復旧・復興のあゆみ別冊）」宮城県HPより
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/ayumi.html#pan>

- 名取川水系北貞山運河（写真の出典について名取川水系南貞山運河と同じ）



■ 用地取得

気仙沼土木事務所



宮城県

業務概要

宮城県気仙沼土木事務所は宮城県北東部の太平洋沿岸部にあり、岩手県南部と接する所に位置し、気仙沼市・南三陸町の土木行政を行っている。

管内は水産業・林業・観光業等を基幹産業とし、人口は、約8万2千人（平成26年3月末時点）で、東日本大震災では約7千人の尊い命が奪われている。

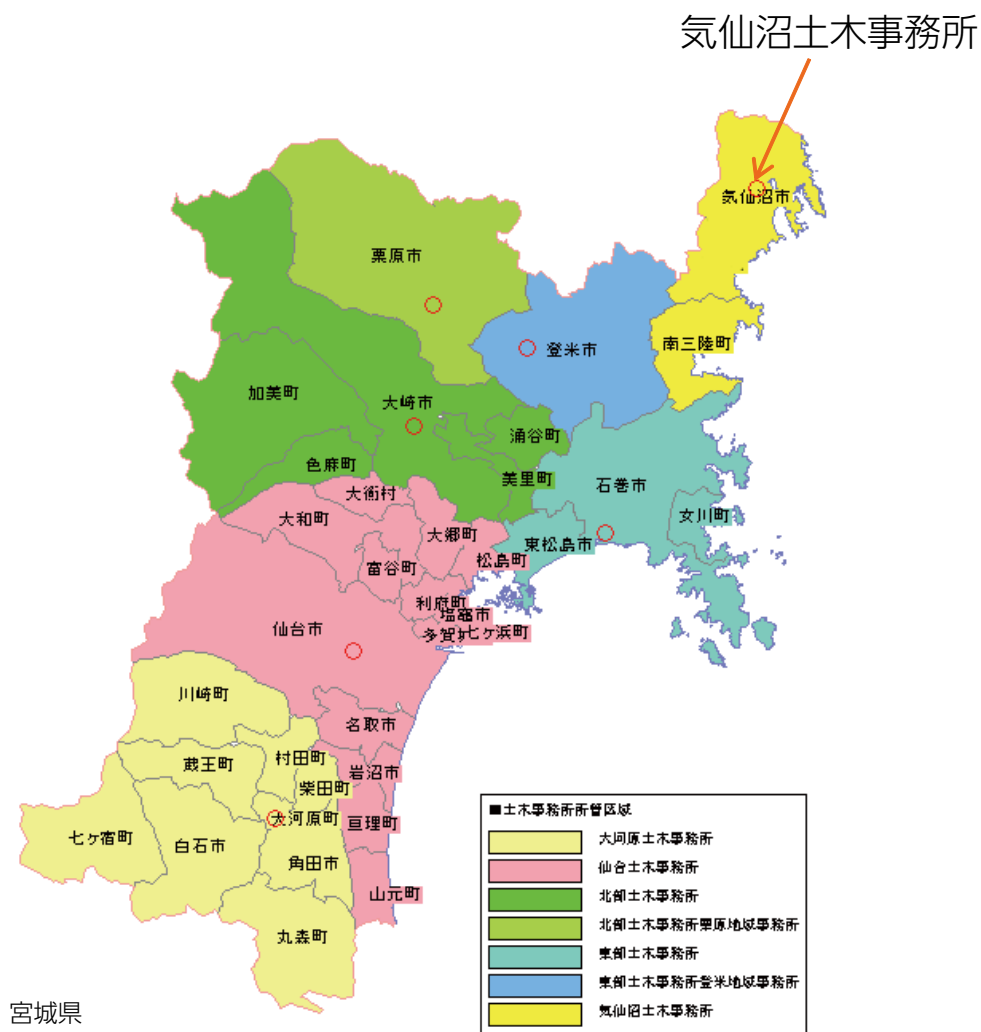
東日本大震災により甚大な被害が発生した、公共土木施設の早期復旧と復興まちづくりへの支援はもとより、地域産業の積極的な推進を図るうえでも、河川、道路、砂防、港湾、海岸保全などの生活基盤や生産基盤の整備推進が求められている。

当所の職員数は、県職員64人、都道府県派遣職員21人、任期付職員10人、嘱託員6人及びアルバイト等全体106名で構成されている。

組織目標は、県土木部の目標である「復興実感年・復興の花を咲かせよう」を受け

- 公共土木工事の復旧・復興を実感できる用地取得及び本格工事の推進
 - 市町の震災復興計画に基づく復興まちづくり計画の加速化を図る復興事業の推進
 - 復旧・復興の本格化に伴う工程管理及び環境対策（交通渋滞・路面汚損）等の徹底
- を目標に掲げ一日も早い宮城及び東北の復旧・復興を目指している。





組織	主な業務	都派遣職員
総務班	所内の連絡調整、庶務	
経理班	委託業務に係る入札・契約	
行政班	道路・河川・海岸等の占有許可、公共財産管理	
建築班	建築物の審査・認定・点検	
用地第1班	工事に伴う用地買収・補償・登記(大島架橋)	
用地第2班	工事に伴う用地買収・補償・登記(気仙沼市内)	
用地第3班	工事に伴う用地買収・補償・登記(南三陸町内)	3名(事務職)
道路管理班	県道及び国道の維持・管理	
道路建設1～2班	被災した県道及び国道の復旧	
大島架橋建設班	大島架橋の設計・建設	
河川砂防1～3班	被災した河川及び海岸の復旧	3名(土木職)

宮城県

■ 用地取得

気仙沼土木事務所
総務部用地第3班

工藤 修 (建設局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

南三陸町内における以下の事業の用地買収

- 1 八幡川河川災害復旧事業用地買収
- 2 長須賀海岸災害復旧事業用地買収
- 3 泊崎半島線復興道路事業用地買収

2 苦労したこと・工夫したこと

私が担当している南三陸町までは片道およそ 40 キロの距離がある。鉄道が切断されている現状では車が唯一の交通手段だ。片道1時間半、往復3時間の道程だ。

復興が遅れている要因としては、震災後3年が過ぎた今、事業者間で初めて調整に入っている状態であることが挙げられる。国道や港湾、町の再生、それと私の担当している八幡川の防潮堤工事（高さ約 10 メートル）など、震災当時、各々の事業者が調整せずに復興の計画を作成したためだ。

例えば八幡川の防潮堤の高さと港の堤防の高さが一致せず、同じ高さで繋がらない。上を横断する国道の高さも未だ調整中だ。また、町が施行するまちづくりや公園の計画が何度も変更され、完全復興の町の全体図が見えていない。

また、公園計画の縮小により町で買い取って貰える予定だった土地が買い取って貰えない事となり、住民からは不満の声が上がっている。

志津川地区で津波に流された地域に住居を建てる事は出来ない。工場や商業施設しか建てられない。また、町が国費を貰い、施行している「防災集団移転促進事業（以下、「防集」という。）」は、震災前に人が住んでいた住宅用地しか買い取らない（国の指導による）。そのため、商店や駐車場だった場所は買取りが出来ない事となっている。

地権者の要望は、家の建てられない地域の土地を買って貰って、それを基に高台に住宅を建てて一日も早く震災前の生活を取り戻すことだ。

私が、気仙沼土木事務所に配属された時は八幡川防潮堤予定地の買収は、町が防集で買い取った土地だけで、計画区域は虫食い状態だった。そんな状態の中でも工事は発注され施工業者が決まっていた。業者からは工事に入れないと苦情がきた。

そのような中で、用地買収を開始した。ただ、八幡川の丈量図（平面図上に計画線や買収面積が記載されている買収者側が作成した図面）は出来ていた事が幸いだった。未だ国道の丈量図はできていない。

堤防や国道の高さは、防潮堤の高さに合わせる事で調整した。用地交渉を開始して、全筆（土地全部）買収は、

問題なく買収が進んだが、分筆（1つの土地を分割する）買収はそうはいかなかった。

防潮堤の計画線でしか事業用地として買収できないためだ。交渉に行っても断られるのは目に見えている。何とか良い方法はないか色々考え、丈量図を何度も見直した。

防潮堤で町道が埋まってしまうに事に気付いて、これだと思った。

町道の機能回復のための用地を買えないかと思い、県職員に相談し問題ないことを確認した。あとは南三陸町が受け取ってくれるかだ。役場の建設課と何度か調整し、やっと引き取って貰える事となった。これなら交渉に行けると思い、分筆買収予定者を訪問し、全筆買収することを告げ契約に至った。平成27年1月時点で、未相続の土地の一部を除き買収が終わり工事も着手出来ている。

3 印象的なエピソード

- (1) 用地交渉は、ペアが原則である。私のペアは平成26年6月に任期付職員で採用された元宮城県警の女性警察官だ。平成26年10月に南三陸の現場に向かっていった時、国道の迂回路で2台先を走っていた車が大きなカーブで対向車の大型トレーラーを避けるために横転した。トレーラーもその場で立ち往生する状況となった。

幸い怪我はなかったが、気がつく道路は大渋滞となった。そこで110番通報したがなかなか警察官が来ない。現場の手前50mに一本の町道があり、普通車なら迂回できた。そこで大型車を左端に寄せ普通車や小型トラックを迂回路に2人で誘導した。およそ30分後警察官が到着したが、渋滞は増々激しくなっていた。警察官と協力しておよそ1時間半交通整理を行った。

元警察官のスムーズな誘導により、大きなトラブルもなく交通整理ができた。

- (2) 私の担当に県道の復興道路泊崎半島線がある。その計画線の中に17筆の土地が筆界未定（境界が確定していない土地）となっていて、それを解決しないと道路整備が出来ない状況にあった。関係人は32人、筆界を確定するには確定図に全員の実印を押してもらい印鑑証明が必要だ。この筆界確定の作業は、私の前任から引き継いだ仕事で、4月の時点で一人の地権者からどうしても印鑑を押して貰えない状況だった。

ある時、その人が「わざわざ東京から東北の復興のために来てくれた事は有難いが、どうせ貰方も一年で帰るだろう。こんな田舎の漁村のことなんかそんなに気にするなよ。次の人が来ても押さないよ。」

私は、「〇〇さん確かに1年で帰ることになるかもしれないが、決して遊びに来ているわけじゃない。東北出身の一人として全力で復興の役に立てればと頑張るつもりだ。貴方が押してくれるまで何度でも来ますよ。」

それから何回も訪ねた時。「もうわかった。工藤さんに任せるよ。」

色々な要望事項もあったが、出来ることは協力する事を約束し、平成27年1月22日全員の分の押印と印鑑証明を貰えた。

「やった。」と思った。



長須賀海岸(ビフォー)



長須賀海岸(アフター)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

用地交渉に行くときよく言われることがある。「お前だったらこんな半端な土地残されて土地売るか。」私は売らないと思うと答える。「お前が売らないのに、俺には売れというのか。」返す言葉がない。どこの自治体でも同じように、行政で働く者は、住民の立場に立った行政を常に最優先すべきであると思っている。



防災庁舎(八幡川ビフォー)



防災庁舎(八幡川アフター)

宮城県

■ 用地取得

気仙沼土木事務所
総務部用地第3班

飯田 哲也（主税局）

1 担当業務の概要

南三陸町内の海岸堤防及び道路事業の用地買収

- 1 館浜海岸災害復旧事業
- 2 国道 398 号志津川復興道路事業
- 3 志津川登米線災害復旧事業

2 苦労したこと・工夫したこと

私の担当した国道 398 号志津川復興道路事業は計画がなかなか決まらず、平成 26 年 8 月に出来ると言われていた丈量図（土地の買収面積が確定した図面）も平成 27 年 1 月末時点で全体の半分も出来ていない状況であった。

私は赴任してすぐに当該事業の物件調査をすることになった。物件調査は事業の計画に係ることで、移転を余儀なくされた方の物件の移転費用などの補償額を算定するための調査である。通常は計画が固まり、丈量図が完成してから調査となるが、道路の工事スケジュール上、早めの調査、算定が求められ、計画が固まらないままの調査となった。仮の計画での調査であったため、中には、調査はしたものの計画の変更で補償費の算出が不要になったものや、一部、面積が確定しないと補償費を算出することができないものもあり、調査には多くの日数を費やした。

計画地域の建物は全域が津波で流された。その中には震災前に店舗を経営していた方もいて、そうした方の多くは仮設の店舗を建て営業を再開した。

道路が完成しないと本店舗が建てられない（本店舗を建てても移転の可能性があるため）状況で、計画の遅れは計画地域の方々に多くの負担をかけた。その中には、計画や移転に前向きで道路の完成を心待ちにしている方も多くいる一方で、計画が遅れる事で南三陸町から人が内陸部に流れてしまい、ここで再建するのは難しくなったといった声もあった。

物件調査が完了したものから交渉にあたった。物件の移転補償について説明をすると必ず、移転先が見付からないという声を聞く。計画地域の近隣は事業が交錯しており、また町の防災集団移転事業（震災前の住宅地であった土地を買取り、高台への移転を促進する事業）で移転先として買取られた土地は、国からの補助金を使い買い上げられており、事業（土地造成）が終わらないと被災者に売る事が出来ないといった状況もある。更に店舗経営をする上では、場所も重要ということもあり移転先が見付けられない方もいた。

そうした方一人一人の要望を可能な限り聞き入れ、移転先等の相談に乗ることで少しでも早く事業が進められるよう心がけた。

3 印象的なエピソード

用地交渉のため南三陸町へ向かう道中、車内で携帯電話が鳴り、今回交渉を予定していた地権者の方から、日程を変更して欲しい旨の連絡が入ったことを知った。すぐさま事務所に戻り、次回の約束をとるべくその方に電話をした。その方が言うには「かいこうび」で手伝いがあったため都合が悪くなったとの事であった。その日は金曜日であったため翌週の月曜日に再度交渉をお願いした。

月曜日、約束の時間にその方の家に行き、用地買収の話をした。事業内容、補償内容共に納得していただき、無事契約をいただく事が出来た。その後、南三陸町の被災前の状況や、仮設住宅の住み心地、これからの再建計画等様々なことを伺った。次の交渉の約束時間も押し迫っていたこともあり、席を立とうとした時、その地権者の方が言った。

「この間は、かいこうびで予定を変更してしまって悪かったね。これはその時取れたウニの塩漬けだよ。よかったら持って行って。」

とされた。

そのウニはとても新鮮で、金色に輝いていて、とてもおいしそうであった。しかし、地権者の方にご馳走していただくわけにはいかないのでお断りした。最後に「かいこうび」とは何なのか気になったので聞いてみた。

「かいこうび」とは「開口日」と書く。ウニやあわびなど一部の海産物に対する解漁期間の事らしく、南三陸町ではウニの開口日は年に数回程度で前日に知らされ、漁ができるのは早朝の2時間ほどしかない。

そのような貴重なウニを持っていったと言った地権者の方の気持ちがとてもうれしかった。

その日の夜は、地元の魚屋でウニを買い、ウニ丼にして食べた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣期間中、私が担当した国道 398 号志津川復興道路事業の計画は大幅に遅れた。遅れた要因は色々あるが、その中でも、事業者間（行政間）の調整を当初の計画時に行わず、今になってやっと調整に入っている状態であることがあげられる。用地交渉に行くと必ずと言っていいほど「いつになったら道路ができるのか」と聞かれる。それほど町の人は早期の道路完成を望んでいるのだ。

町の住民（都民）の声を聞くことの重要性を改めて実感する事ができた。東京都で働く人間として都民の立場に立った行政を最優先に考えたいと思った。



館浜海岸災害復旧事業施工状況 1



館浜海岸災害復旧事業施工状況 2

宮城県

■ 用地取得

気仙沼土木事務所
総務部用地第3班

溝口 直樹 (産業労働局)

1 担当業務の概要

被災した道路・河川・海岸の復旧事業に係る用地買収、補償金支払い、所有権移転登記申請

- ① 港川災害復旧事業
- ② 伊里前川災害復旧事業
- ③ 泊崎半島線外1路線災害復旧事業

2 苦労したこと・工夫したこと

買収対象となった土地の中には、先祖代々受け継いできた土地であるため、手放すことに抵抗を感じている地権者もいる。そのような方々は土地に対する思いも強いので、ただ条件を提示するのではなくまずは話を伺い、相手の思いを汲み取った上で復旧事業の必要性を説明し、納得していただいた上で契約を結んでいただいた。

また、地権者にとっては、自分が住んでいた土地が買収され、その補償金で今後の生活再建をしなければならないため、こちらで力になれること、例えば代替地の情報提供や残地（所有する土地の一部のみが買収され、残った土地）への新たな乗り入れ道路の取り付け等については可能な限り対応するよう心がけた。

3 印象的なエピソード

用地買収は業務の性格上、公共事業の名目で最終的には土地を強制的に取得する権限を有しているため、赴任当初は、地権者からは煙たがられるだろうと予想していた。しかし、実際に用地交渉で地権者と話をしていくと、多くの地権者は土地の提供を快く承諾してくれ、中には「地域の復興に力を貸してくれてありがとう」と感謝されることもあった。これは私が派遣職員だからではなく、宮城県職員の場合も同様とのことだった。

現在も地権者の多くは仮設住まいを強いられており、災害復旧計画も順調ではない中で、不満の言葉ではなく感謝の言葉をいただいたことにはいい意味で衝撃を覚え、「三陸地域の方々の役に立ちたい」と改めて感じた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

三陸沿岸部はもともと数十年おきに大津波に見舞われている地域であり、それ故に住民の方々の防災に対する意識は、都内を含め他地域よりも高かった。その中でも今回これだけの被害がでってしまったという事実は、首都直下型地震に対する備えについても大きな課題となってくるであろう。災害時の人々の避難経路確保や建物の倒壊・火災による被害の拡大阻止、ライフラインが止まった時の対応等、今回の震災で浮かび上がった教訓をもとに、普段から防災に対する意識を職員ひとりひとりが高める必要があると強く感じた。

撮影箇所： 2級河川 港川（本吉郡南三陸町歌津字港地内）



津波により浸水した港川沿岸部地域(平成24年8月撮影)



浸水地を埋め立て、防潮堤建設準備が進む(平成27年1月撮影)

産業再生等

復興局
産業再生課

岩手県

業務概要

岩手県復興局には正規職員が計 47 名おり、そのうち 9 名が他自治体等からの応援職員である。応援職員の派遣内訳は、東京都：5 名、千葉県：1 名、福井県：1 名、富山県：1 名、民間保険会社：1 名である。局内には、復興推進課、生活再建課、まちづくり再生課及び産業再生課の計 4 課があり、私は産業再生課に配属となった。

産業再生課の目的は、大きく分けると以下の 3 つに集約される。①事業者ニーズを把握し、国や県他部署等との調整・折衝による復興計画の着実な推進、②「岩手県産業再生復興推進計画」による税制特例措置の活用促進、③被災地での起業促進による産業の創出。

震災前から人口減少・高齢化に悩んでいた岩手県沿岸部の市町村。東日本大震災という未曾有の災害によりその傾向に拍車がかかるのを食い止めるべく、県が取り組む産業復興関連事業の「旗振り役」を担っている部署が復興局産業再生課である。



赴任直後(平成25年5月)に見た三陸鉄道・島越駅付近【田野畑村】津波により、線路ごと高架橋が流失していた。
※ドラマ「あまちゃん」で、震災後の象徴的シーンで使われた場所



平成26年9月に立ち寄った三陸鉄道・島越駅付近。津波により流失した高架橋及び線路が見事復活。復興は着実に進んでいるのだと実感。



ローカル番組内の復興特番の撮影にて。We LOVE IWATE!!
(平成26年3月撮影)

岩手県

産業再生等

復興局
産業再生課

石川 真広 (福祉保健局)

職員派遣

任期付職員派遣

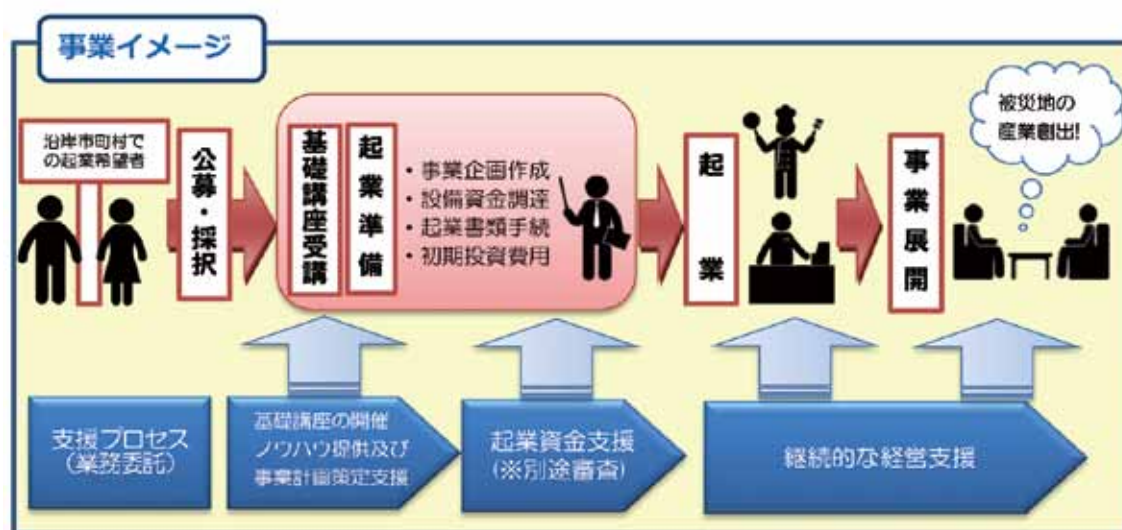
監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私が産業再生課で主に担当した業務は、「さんりく未来産業起業促進事業」である。これは、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた県沿岸 12 市町村において新規起業希望者を募り、備品等の整備補助や経営ノウハウの支援等を行うことで、被災地での起業を促進することを目的とした事業。平成 25 年度から始まり、今年度で 2 年目となる比較的新しい取組である。なお、平成 25 年度は計 25 名の起業者を生んだ。



「さんりく未来産業起業促進事業」のイメージ

県沿岸部のまちは、津波により甚大な被害を受け、多くの住居や事業所が被災した。震災後、住む場所のみならず、働く場所をも失った方々は、住み慣れたまちを次々と後にした。現在、被災地では、土地のかさ上げ工事や集落の高台移転等のまちづくりが（人手・建築資材不足等による遅れはあるものの）着々と進んでいるが、産業・雇用のないまちに人は戻ってこない。このままでは、どんなに立派なまちを作り上げても、「立派なゴーストタウン」と化してしまう。これを防ぐためには、新たなまちづくりと並行して産業の再生・雇用の創出を行っていく必要がある。この取組の一端を担うのが本事業である。

本事業は、事業計画の策定支援や経営に関する助言等の「起業ノウハウ支援」と、起業に必要な備品整備等に活用できる「補助

事業を利用した起業者の商品・サービス等
(左：鰯の冷燗、右上：自然体験ツアー、
右下：ハーブティー)

事業（補助金）」から構成される。前者は、担当の起業支援員と経営アドバイザー（ともに外部委託）による起業希望者の密着支援がなされ、後者の補助金額は上限 200 万円。大規模事業者の創出ではなく、あくまで中小事業者（主に個人事業主）の創出を想定した事業である。

また、「未来産業」などと言うと、最先端技術を活用したハイテク産業をイメージされるかも知れないが、本事業における「未来産業」は、もっと地に足のついたものを指している。それは、地域で愛される食堂であり、地域資源を活用した製造業やレジャー業であり、まちの美容師や工務店等々、地域に根付いたビジネスである。

「津波により流されたまちを一新して、最先端のまちに変える」というと聞こえは良いが、実際にそれが沿岸部のまち（特に住民）に馴染むのかという疑問が残る。この点、本事業は震災前のまちの延長線上に位置する事業を生み出すことを狙っているため、継続可能性も高いものである。

なお、本事業を活用した起業家は、東日本大震災を機に起業を決断された方が多い。津波によりご家族を失ったことが起業の契機となった方、都内で働いていたが、震災を機に生まれ故郷での起業を決意しリターンされた方等、復興への想いが強い方々である。そういった方々とやり取りする中で、勇気付けられることも多々あり、この方々のエネルギーが被災地の未来を支えていくのだと感じた。

いまだに岩手県内だけで、3 万人弱の方々が応急仮設住宅等を住まいとしており、「復興はもちろん、まだ復旧にも至っていない」という声がある中、本事業は復興のその先を見据えたものである。規模こそ「草の根活動」的なものかも知れないが、事業を活用して起業した方々が、5 年後、10 年後に地域の代表的な事業者に成長し、復興後のまちににぎわいを生む存在になってくれることを願ってやまない。

2 苦労したこと・工夫したこと

事業の性質上、補助金の申請者はこれまで行政の補助を受けたことの無い方ももちろん、書類を作る機会も無かった方が多く、大量の申請書類作成に当たっての申請者とのやり取りには苦労した。申請書類作成の補助は、起業支援の一環として外部団体に委託しているのだが、担当者により習熟度が異なり、こちらの書類提出意図を汲みきれてない場合も多かった。

そういったケースを想定して、事業開始前に、同事業を共に担当している岩手県プロパー職員と協力して、「事業マニュアル」を整備し、申請予定者及び委託先団体へ配付するとともに事業申請前の説明会を開催した。しかし、それでもなお思うようにはいかず、提出された申請書類をチェッ



海の目と鼻の先で新巻鮭を仕込む事業者（「さんりく未来起業促進事業」による起業家）。

災害危険区域に指定されており、住居は建てられないが、新巻鮭作りには最適な潮風が吹くのだという。【宮古市】



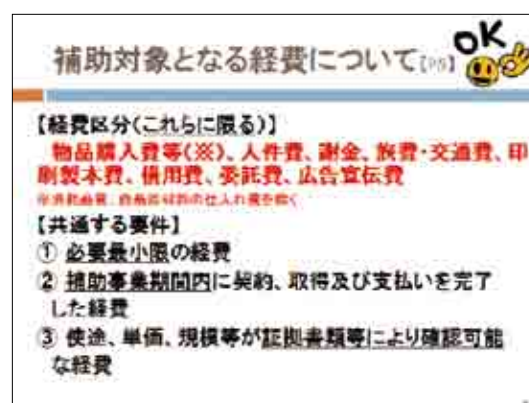
震災を期に地元を盛り上げるべく、レストランを開店した事業者（「さんりく未来起業促進事業」による起業家）。漁業権を活用し、自ら採った魚介を使った絶品料理は口コミで人気を集めている。【宮古市】



記入例を盛り込んだマニュアル

クするたび頭を悩ませていた。

例えば、マニュアルにおいて記載例を充実させた結果、「記載例に示したとおりに書けば良い」と捉えられてしまい、ヒアリング時に「PC等、機械系は苦手」と語っていたはずの高齢の起業者が、「Facebook等を利用してPRを行う」と記載した事業計画書を提出してくる例もあった。そういった方々には、丁寧な説明を繰り返し行い、徐々にこちらの依頼を踏まえた書類が提出されるようになっていった。人に正確に物事を伝えることの難しさを改めて実感する機会となった。



マニュアル配付に加えて開催した説明会の資料

3 印象的なエピソード

補助事業はどうしても、書面上のやり取りが大半となるが、前述のとおり、起業者側からはなかなか思いどおりの書類が提出されず、悶々とする日が続いていた。

そんなある日、補助事業の完成検査のため、補助事業を活用して整備した物品が並んだ事業所を訪問したときのことである。これまで（申請書類の山と格闘していたためか）面会するたび浮かない表情をしていた事業者が、目をキラキラさせつつ笑顔で、自らの事業について語ってくれた。これまでほとんど見たことのない表情であり、気付いたら私自身も笑顔になっていた。

補助事業は公費の支出がからむため、書類審査等で厳しいことを言わざるを得ない場面も多々あった。ただ、その点に固執してしまい、本来の目的である「起業促進」を忘れかけていたことがあったように思う。復興関連の補助事業では、残念ながら不適正事例も若干見受けられる。そのため、厳正な審査はもちろん大前提なのだが、それによって起業希望者の意欲をそぐようなことをしてはいなかったか反省した。

産業分野における補助事業には、その効果に賛否あるのも事実だが、少なくとも、この事業者には文字どおりの補助となってくれたのではないと思う。浮かない表情の苦しい時期があったからこそ、とびきりの笑顔が生まれたのだ・・・と信じている。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

本事業の補助事業部分は、市町村相手ではなく個人を相手方とした補助事業であり、都道府県レベルでの事業としては珍しい部類に入る事業であると思う。例えば市町村が相手であれば、相手方もある程度ノウハウの蓄積があり、やり取りもスムーズかも知れないが、個人相手では話が違った。大半がノウハウゼロの状態。その分、どうすれば内容を理解いただけるか、文字通り血眼になって考え、なんとか補助にこぎ着けたときの達成感も味わうことができた。

私が産業再生課で得られたものは、実は、仕事を進める上で最も基本的な「全身全霊を目の前の仕事に注ぎ込む」ということだったのかも知れない。私は入都して間もなく5年が経つが、何でもスマートに仕事をこなそうとしていたように思う。今回の担当業務は、「仕事というものは元来泥臭いものなのだ」ということを再認識する良い機会となったように思う。

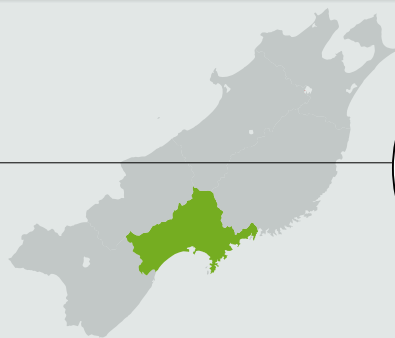
今後の都での業務においても、ときにはスマートに、ときには泥臭く、両者をうまく使い分けて業務に臨んでいきたい。



高台土地造成工事中の山田町

産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室



宮城県

業務概要

企業復興支援室の主な業務は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）等である。

室の主な業務は以下のとおりである。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

本制度は、東日本大震災により被災された中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助する制度である。（補助率は75%以下）

なお、グループ補助金は、平成23年度から始まり、第12次認定までの交付決定状況は、213グループ、交付決定事業者数は3,751件、交付決定額は約2,339億円である。なお、平成26年度は13次公募まで実施し、平成27年度もグループ補助金は継続される予定である。

○ 申請ができる中小企業等グループの要件

構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

- ①サプライチェーン型 ②経済・雇用効果大型 ③地域に重要な企業集積型
- ④水産（食品）加工業型 ⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

※いずれかのタイプのグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金交付申請を行うことができる。

○ 補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊若しくは滅失等により継続して使用することが困難になったもので、補助金交付決定後に復旧・整備等に着工・実施する下記の経費。

「施設」… 震災前に所有していた施設（建物）で、復興事業計画の実施に必要不可欠と認められるものの復旧・整備費

「設備」… 震災前に所有していた設備（機械等）で、復興事業に係る事業の用に供するもののうち資産として計上するものの復旧・整備費

（※）「商業機能の復旧促進のための事業」… 共同店舗の新設、共同店舗や街区の再配置に必要な環境整備費

（※）「賑わい創出のための事業」… イベントの開催費

・（※）については、⑤商店街型のみ補助対象

・県外に設置、賃貸を目的とする、土地、什器などは、原則として対象外

○ 補助率

補助事業に要する経費の3/4以内

○ 資材等価格高騰への対応

グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により、施設の復旧工事契約を結ぶことのできていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図っている。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越しや特別の措置である再交付を行ったにも拘らず、当該期間に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を締結できていない被災事業者を対象として、増額支援を行っている。増額支援は第12次公募から開始し、増額申請は、グループ補助金の公募と合わせて受付を実施している。

○ 新分野需要開拓等を見据えた新たな取組

グループ補助金は、震災により損壊等した施設等の復旧を支援するものであるが、平成27年度から、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等）の実施を支援することとしている。

2 被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

本制度は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて、無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援する制度である。



執務室の様子

宮城県

産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室
企業復興支援班

吉田 佑樹（総務局）

1 担当業務の概要

宮城県経済商工観光部企業復興支援室において、私はグループ補助金に関する公募、交付、進行管理を担当した。当事業に関する業務は募集から補助金支出、財産処分となる。

なお、事業の主な流れは下記のとおりである。

～募集から交付決定まで～

- 相談会の実施
- 補助事業の募集・受付
- 復興事業計画評価委員会の開催
- 計画認定の決定
- 補助金額の内示
- 補助事業者向け説明会の実施
- 補助金交付申請書の受付（事業者→県）
- 補助金交付申請（県→国）
- 補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

- 補助金交付決定
- 事業の実行
- （一部事業の完了）
- （県による履行調査・現地調査・書類審査）
- （概算払い・補助金の支出）
- （計画変更）
- 事業の完了
- 県による履行調査・現地調査・書類審査
- 補助金額の確定
- 精算払い・補助金の支出
- （財産処分）

私の担当している事業者は、交付決定時期が第1～8、10、12次（平成23～26年度）の24グループ210事業者（完了事業者含む）で、所在地は石巻市、東松島市、気仙沼市、多賀城市等と多岐に渡っている。

2 苦労したこと・工夫したこと

（1）公募業務

募集から交付決定までの流れは上記のとおりである。復興事業計画の公募期間に関わらず随時申請に関する相談に応じているが、公募期間中の10日間程度を特別相談期間として設定し、気仙沼市及び石巻市で特別相談会を実施した。

平成26年度は応募する事業者等も減少し、グループの組成が困難である、補助対象として認められるか等といった相談を受ける機会が多数であった。また、一度交付決定を受けたものの、当時復旧ができなかった施設や設備等の復旧を行いたいといった事業者からの相談も受けている。

認定にあたっては、グループが共同して行う復興事業が評価のポイントにもなっているため、グループの特徴、構成員の内容（業種等）、共同事業の内容を把握し、構成員の見直しを含め、共同事業の再構築等ブラッシュアップを随時一緒に考えながら対応を行っている。再構築をアドバイスしながら、後々のトラブルを未然に防ぐため、補助対象か否かを確認し、事業者に対して納得が得られるよう、説明内容を工夫しながら対応を行っている。

（２）補助金の支出

事業者からの事業完了の報告を受け、履行調査を実施するが、制度趣旨を考慮した上で、過去の事例を参考にしながら、適切かつ迅速に補助対象の判断をすることが重要である。補助対象経費を確定するためには、「事業に必要不可欠」で、「被災前に所有していたものと同等程度のもの」等といった要件に則り判断するが、多岐に渡る業種の様々な申請があるため、どこまで対象とすべきか、よく考えながらの対応が必要である。被災前と復旧後の状況を適切に見極めることや、他の事業者との公平性を失わないこと等に留意し、補助金の適正な執行に心がけている。

また、業務を進めるにあたり、思いがけない相談を受けることもあり、対応に苦慮することもある。事業者からの様々な要望を受け、可能な限り期待に応えるよう努めているが、制度上困難なものもあり、事業者の方に、何度も何度も足を運び、納得してもらうこともあった。

しかし、多くの事業者の方とお話をする機会がある中で、「この制度があって助かった、ありがとう」と声を掛けていただいた時に、この仕事に携わって良かったと強く感じている。



被災直後

（３）財産処分

このグループ補助金で取得した施設や設備、あるいは増加した資産を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には、事前に知事の承認が必要となるため、財産処分の処理が必要となる。

事業者によっては、復旧から４年が経過し、設備を修理したが、海水の影響等により故障が頻発し、代替設備の導入を希望する事業者や、個人事業からの法人化、売却や取壊し、担保権設定といった相談を受けることが多い。個々の事業者の状況の理解や制度の理解を深めつつ、過去のケースを参考にしながら、迅速に対応を行っている。中には、グループ補助金の運用を開始し初めてのケースもあり、処分方法の検討が困難な場合もあるが、先入観を持たず広い視点から処分方法を検討し、国との調整を行ないながら、財産処分の業務を実施している。

3 印象的なエピソード

履行調査に行ったときに、「グループ補助金のおかげで施設・設備を復旧することができた」、「事業を再開することができた、業務を継続することができた」等との言葉をいただいた時や、実際に復旧した施設・設備を目にした時には、自分の担当する事業によって被災事業者の後押しをすることができたと感じている。また、応援職員として宮城県に派遣されていることを話した際に、支援への感謝の言葉もいただいたこともあり、やりがいにつながっている。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

担当しているグループ補助金業務については、平成 23 年度から現在まで継続されているが、被災地の状況や住民の思いは時間が経過する中で変化している。被害状況や復旧状況は多様であり、無事に復旧できている事業者もいれば、資金不足により復旧を断念した事業者もあり、様々な状況の方がいることは日々感じているところである。震災直後の混乱期はスピードが重視される状況になると考えるが、発災から時間が経過するほど、多様な被災地・被災者の現状を理解・考慮する必要性が発生すると考える。

また、非常時における簡略化された事務がもたらす影響や、柔軟な対応が公平性を欠く可能性があることを強く意識しながら、制度設計を含め、先を考えた対応が必要である。事故が発生してから対応しては、処理が後手に回ってしまう可能性があるため、事務の簡素化と履行確認の厳格化の両立をいかに図るかが重要である。広い視点から起こりうる事象を検討し、対応策を整えておくことで、迅速かつ適切な対応をとることが可能となり、補助金業務の適正執行につながると思う。

被災事業者の施設・設備の復旧については、グループ補助金等を中心に支援してきたところであるが、事業が軌道に乗るまではもう一段の支援が必要であり、金融、人材、販路等あらゆる施策を講じる必要があると考えている。



復旧後の施設

宮城県

■ 産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室
企業復興支援班

堀口 陽平（病院経営本部）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

■組織体制（企業復興支援班）

班長1名、副班長1名、班員15名（うち、自治法派遣職員5名、任期付職員6名）

■主な事務分掌

私は、企業復興支援班でグループ補助金に関する業務を担当しました。本補助金に関する業務の流れは以下のとおりで、募集から補助金支出までわたっています。

～募集から交付決定まで～

- 相談会の実施
- 補助事業の募集・受付
- 復興事業計画評価委員会の開催
- 計画認定の決定
- 補助金額の内示
- 補助事業者向け説明会の実施
- 補助金交付申請書の受付（事業者→県）
- 補助金交付申請（県→国）
- 補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

- 補助金交付決定
- 事業の実行
- （一部事業の完了）
- （県による履行調査・現地調査・書類審査）
- （概算払い・補助金の支出）
- （計画変更）
- 事業の完了
- 県による履行調査・現地調査・書類審査
- 補助金額の確定
- 精算払い・補助金の支出
- （財産処分）

この中で私が担当した業務は、交付決定から補助金支出までの事務全般です。

現地調査では、県の担当者が事業者のもとに直接伺い、復旧物が書類のとおり復旧されているか、事業実施場所に設置してあるか等の確認を行います。

また本補助金では、事業者ごとに県の担当者を1名ずつ設けており、担当者は各事業者に対して、進捗状況の調査を行ったり、電話で直接話を伺ったりしながら、各事業者の復旧状況を正確に把握し、各々の状況に合わせた手続きの案内やアドバイスを行っていきます。

私の担当事業者は、交付決定時期が第5～7次（平成24年度）、13次（平成26年度）の補助事業者7グループ186事業者で、地域は気仙沼市が一番多く、次いで石巻市、東松島市です。

2 苦労したこと・工夫したこと

■苦労したこと

東京都では、新規採用以降、庶務関係の業務に従事しており、補助金に関する業務を経験したことがなかったため、着任直後は補助金にかかる制度や法律の勉強が大変でした。特に、事業者が復旧した施設や設備が補助対象に該当するかを審査する履行調査は、運用や制度を理解する事に時間がかかり、とても苦労しました。

また現地調査では、私の担当が主に気仙沼市ということもあり、車で片道2時間半かけて調査に伺っていました。宮城県庁から気仙沼市まではおよそ130kmの距離があり、多いときは週3日ほど宮城県庁から気仙沼市に行くこともあったので、丸一日調査に時間を費やし帰庁後、溜まったデスクワークを処理するという日も少なくありませんでした。

■工夫したこと

多くの事業者の復旧状況や書類作成状況を把握しながら、庁内の事務手続きや事業者との各種調整など、同時に複数の業務を行うことが多かったので、情報の整理とスケジュールの管理を工夫しました。特に情報の整理については、今まであまり得意ではなかったエクセルを一から勉強し直して、マクロや関数を積極的に活用し、情報が交錯しないように、また必要な情報をすぐに表示できるように工夫しました。

3 印象的なエピソード

■うれしかったこと

直接事業者の元に伺い履行調査をする際に「東京都から来ました。」と話すと、事業者から「遠いところからよく来てくれたね。本当にありがとう。」とお礼を言われることが多く、その度に、被災者のためにより一層頑張ろうという思いに駆られました。

被災地で働く以上、やはり辛いこともたくさんあります。しかし、それと同じくらい現地の皆さまの暖かさに触れるなど嬉しいことも多く、被災地派遣を希望してよかったと思いました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

本補助金は、国、県、市町村、商工会、事業者、施工業者など様々な人が関わっています。その中で、それぞれの立場で物事を考え、県として大局的に判断しなければいけない場面が何度もありました。何事にも共通して言える事ですが、一つの問題を様々な視点から考え、あらゆるケースを想定して判断する大切さと難しさを感じました。

また、震災から数年の混乱期は、少しでも早く復旧する必要があることから、まず第一にスピードに重点を置いた対応が必須でした。そのために簡略化された事務作業や事業者ごとの事情に考慮した柔軟な対応が求められていました。そして、混乱期に比べ徐々に落ち着きを取り戻している今、当時の対応が、月日を経てどのような影響をもたらすのか結果が出始めています。そういったことから、先を見据えた対応もまた必要だと感じました。

最後に、今回の被災地派遣では、被災地の復興と自分自身の資質向上の双方に繋がる貴重な経験をすることができました。復興は少しずつ進み始めていますが、一方で、未だに被災直後と変わらない生活を続けている人もいます。どこまで後者のような人に寄り添った被災者支援ができるかが、今後の被災地復興の課題であると思います。

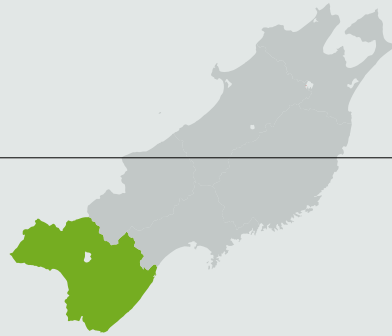
被災地派遣での貴重な経験をもとに、多角的かつ長期的な視点での判断が可能となるよう自ら積極的に情報共有を行うと共に、都民のために真に必要なことは何かを常に考え行動していきたいと思っています。



東北地方の季節行事「芋煮会」の集合写真
(開催の経緯)宮城県職員の方々の「派遣職員の人にも芋煮会を経験してもらいたい!」という思いのもと、宮城県職員の有志により開催。

産業再生等

保健福祉部食品生活衛生課



福島県

業務概要

食品生活衛生課の目的は日常生活全般にわたる安全で安心できる環境の確保で、主な業務は次の4つである。

- 1 食品安全確保対策の推進
- 2 動物愛護の推進
- 3 衛生的な環境対策の推進
- 4 水道事業の推進

課の人数は 22 名（内自治法派遣職員は 3 名）。出先機関に保健福祉事務所（県内 6 カ所）、衛生研究所、食肉衛生検査所がある。



あんぼ柿出発式
平成26年12月5日

福島県

産業再生等

保健福祉部
食品生活衛生課

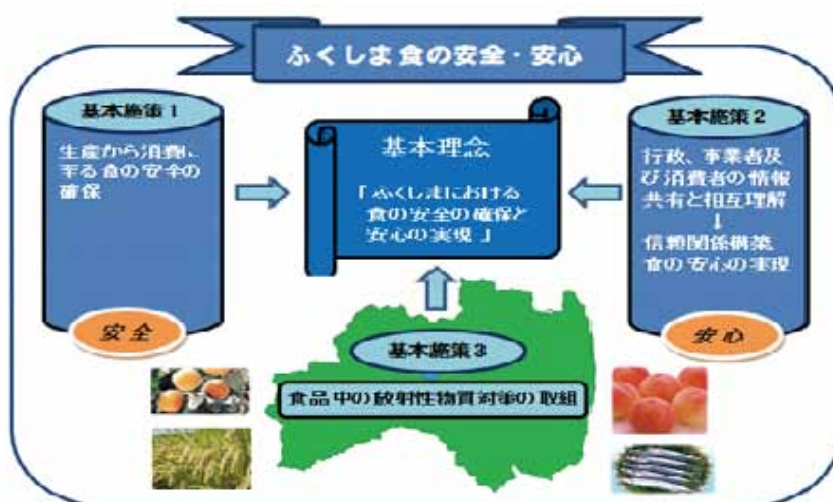
高橋 優季（主税局）

1 担当業務の概要

私の担当した業務は、加工食品の放射性物質検査の結果集計及び公表資料作成業務である。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は食品の放射性物質汚染をもたらした。福島県はこれまでの食品安全に関する基本方針を見直し、平成 24 年 11 月、食品安全の基本方針である「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と具体的な活動計画である「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」を策定した。その基本施策の一つに食品の放射性物質対策を盛り込み、食品の放射性物質検査を含めた様々な事業を実施してきた。

県は農林水産物のモニタリング検査、学校給食の検査など生産・流通・消費の各段階において検査を行っている。この検査の 1 つに加工食品の放射性物質検査がある。



具体的には県内6つの保健福祉事務所および衛生研究所から上がってきたデータを集約し、公表用の資料や厚生労働省に報告する様式を作成する。データの集計の際にポイントとなったのは次の2点である。

① データクレンジング

検体名称の表記の統一や商品名を一般的な名称に置き換える作業である。(例として「バウムクーヘン」と「バームクーヘン」を「バウムクーヘン」に統一)

② 出荷制限の有無の確認

福島県産の原材料の一部は原子力災害特別措置法に基づき出荷制限がかかっている。例として野生のきのこをあげる。検体の原材料にきのこが使われている場合、そのきのこが出荷制限のかかった野生のものではないことを確認し、その旨を明示する。

2 苦労したこと・工夫したこと

○データベースの作成

業務において一番時間を要したのは検体名の表記の統一である。

過去の検体と違う名前にするとデータの正確性を損ない、また集計が困難になる。赴任当初、検体名をどのように修正したかのデータベースがなかったので、作業に時間がかかった。そこで、保存してある前年度以前の複数のファイルからデータベースを作成した。完成したデータベースは、データの正確性の確保にとどまらず、作業時間の大幅な削減にも貢献した。

○データ集計プログラムの作成

データの統合作業や加工作業を手動で行うことは、集計ミス発生の確率を高くし作業効率も悪い。ミスが生じると検査結果の数値がずれ、データの正確性・信頼性を大幅に損なうことになる。そこで、この作業を表計算ソフトのマクロ機能を使い自動化した。当初プログラミングの経験は全くなかったため、プログラムの完成まで時間がかかったが、完成したプログラムは安定して動作している。

3 印象的なエピソード

担当業務が黙々と検査結果を集計するものだったことや今年度の検査結果のほとんどが放射性物質不検出（検出があったものも基準値を大幅に下回っていた）こともあり、業務において特に印象に残るような出来事はない。

ただ、この結果の裏には生産者の血のにじむような努力がある。『福島と原発 2』（著：福島民報社編集局、出版社：早稲田大学出版部）などには放射線量を下げようとするための努力が詳細に書かれている。この本を読んだことで、無味乾燥だった数字の裏に生産者の努力する姿が見えるようになった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣を通して、自治体職員の情報リテラシーを高める必要があると感じた。東日本大震災及び原子力発電所の事故により、避難者情報、放射性物質に関する情報など莫大なデータが生じた。通常の業務で扱う情報であればそれを処理するシステム等も整備されているであろうが、突発的な情報は既存のソフトウェアや手作業で対処しなければならない。莫大なデータを手作業で処理するのは、時間がかかるだけでなく集計ミスを引き起こしたり、職員のストレスを増大させたりする。日常業務の効率化のためだけでなく、災害後の迅速な対応のためにも情報リテラシーを組織的に高めていく必要があろう。

産業再生等

商工労働部雇用労政課

福島県

業務概要

【雇用労政課の業務・事務分掌】

○県の労働施策の企画調整 ○労働法令制度の普及啓発 ○ワーク・ライフ・バランスの推進

○労働相談 ○緊急雇用創出事業（※） ○ニートの自立支援 ○労働者の福祉対策

○労働関係の情報収集・調査統計 ○県内企業の人材確保支援 等

（※）緊急雇用創出事業・・・平成 20 年のリーマンショック後、失業者等の雇用機会を創出するために各都道府県で行っている厚生労働省所管の基金事業。平成 23 年の震災後、雇用情勢が悪化した被災地域の基金を特に積み増し、県が直接実施するほか、市町村が実施する場合に補助、民間企業への委託などにより県内の雇用改善を図っている。「地域人材育成事業」・「起業支援型地域雇用創造事業」・「震災等緊急雇用対応事業」等のメニューがあり、雇用労政課で行っている多くの事業の中で、現在占める割合が高い。

【人員】

○福島県職員 15 名（課長 1 名・副課長 1 名・主任主査 2 名・主査 3 名・副主査 2 名・主事 6 名）

○派遣職員 4 名（埼玉県 2 名・奈良県 1 名・東京都 1 名） ○中小企業労働相談員 2 名

○臨時職員 4 名 合計 25 名

【県内の雇用情勢】

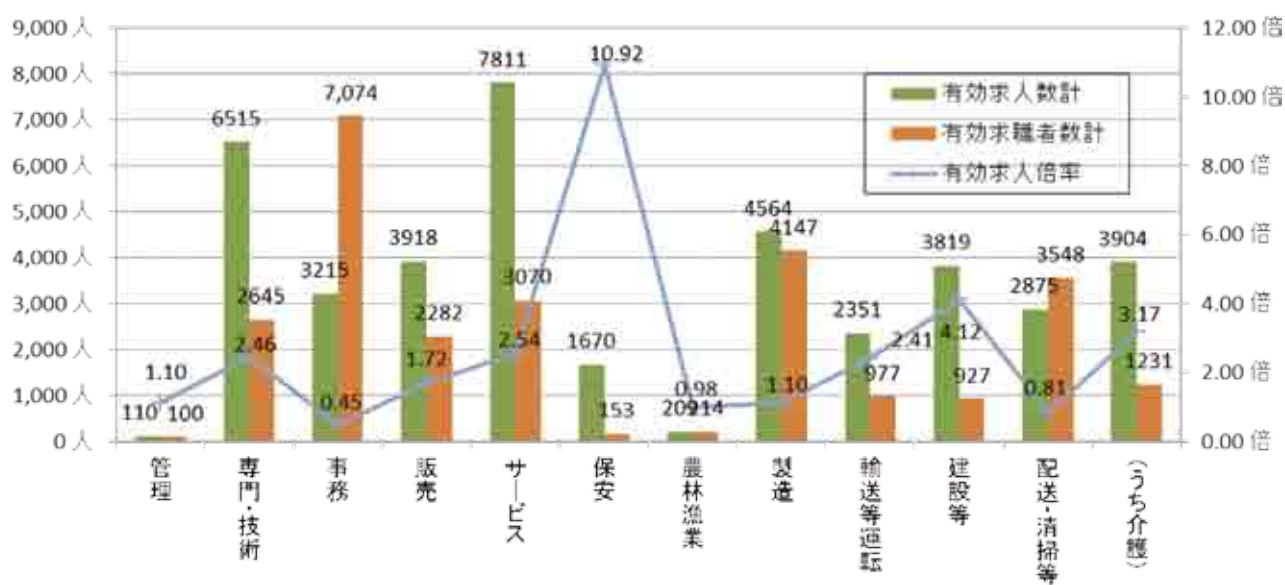
○福島県の平成 26 年 12 月における有効求人倍率は 1.52 倍（全国平均 1.15 倍）であり、東日本大震災以降、復興需要等により着実に求人は増加し全国平均を大きく上回る状況が続いている。ただし、正社員の有効求人倍率は 1.01 倍。

○全国的に雇用状況の改善は見られるが、中でも福島県をはじめ被災 3 県の雇用状況は改善しており、逆に人手不足感も出ている。

○なお、近年で特に雇用情勢が悪化していた平成 21 年度の有効求人倍率は 0.34 倍と、全国平均 0.45 倍を下回っていた。

○一方、福島県は浜通り・中通り・会津で異なる特色を有しており、有効求人倍率においても、震災被害が大きい相双地方では復興需要が高いため 2.73 倍と 2 倍を超える数字であるが、直接的な被害の少なかった会津地方では、復興需要が低いこともあり 1.24 倍と地域間の偏りが大きい。

○福島県内全体的には有効求人倍率は回復しているものの、業種のミスマッチは顕著である。専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客・給仕など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転、建設等の職業では求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配送・清掃等の職業では求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。



常用有効求人数及び常用有効求職者数の状況（平成26年12月） 福島労働局調べ

請戸漁港



請戸漁港 1



請戸漁港 2



請戸漁港 3

福島県

産業再生等

商工労働部雇用労政課

深山 剛士（総務局）

1 担当業務の概要

緊急雇用創出事業の1メニューである「ふくしま産業復興雇用支援助成金」を担当した。平成23年度から実施している事業であり、東京都派遣職員が平成24年度から3年連続で担当している。当初は1名で担当していたようだが、予想以上の業務量のため年々手厚くなり、平成26年度は福島県職員4名、派遣職員2名（埼玉県1名・東京都1名）、臨時職員2名の合計8名で担当している。

主に、①平成26年度交付決定業務と②平成23～25年度に交付決定した企業への支払業務を担当した。

【ふくしま産業復興雇用支援助成金の概要】

- 制度概要・・・被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図るため、将来的に県内の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で被災求職者を雇用する場合に、県等の産業施策と一体となった雇用面（雇入れに係る費用）の支援を行う
- 対象事業所・・・平成23年3月11日以降に、新しい事業や地域の中核となる事業を対象とした国又は地方自治体の補助金・融資の事業を実施する事業所
（例）グループ補助金、企業立地補助金、制度融資（ふくしま復興特別《設備資金》）等を実施した事業所
- 対象労働者・・・県内在住の被災求職者で、平成23年11月21日以降に雇い入れた労働者
期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で更新の定めがある労働者
労働時間が週20時間以上の雇用保険の一般被保険者
- 支給額・・・フルタイム 最大225万円（1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円）
短時間 最大110万円（1年目60万円、2年目30万円、3年目20万円）
助成金の総額は、1事業所につき1億円を上限
- 交付決定業務・・・福島県内に7か所ある地方振興局（県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき）で受付を行い、雇用労政課で審査の上で交付決定を行う
- 支払業務・・・委託先企業である事務センターに、概ね6か月ごとに実績報告書・賃金台帳・タイムカード等を提出してもらい、一次審査を行う。雇用労政課で二次審査の上で支給する。（交付決定後から3年間、この事務を行う）

2 苦労したこと・工夫したこと

【①交付決定業務】

平成26年度は延べ2千社以上の申請があった。申請書類は多岐にわたるが、労働条件通知書の明示義務違反、最低賃金法違反など、労働法令に違反するような雇用契約も散見されたため、その指導・補正に時間を要した。また、対象事業所・対象労働者の要件に該当しない申請で不支給の説明をすることも多かったが、事業所の理解がなかなか得られないこともあり、対応に苦慮した。

要綱だけでは分かりにくい助成金であったため、手引き・Q & A・表などを整備し、ホームページに公開するなどの工夫をチームで行った。

【②支払業務】

交付決定後3年間にわたり、募集年ごとに支払月をずらしながら概ね6か月ごとに助成金が支払われるため、年々支払件数が増大してくる。対象労働者数が多い事業所では助成金ファイル（福島県庁では簿冊と呼ぶ）が膨れ上がり、まずは書類管理が大変だった。簿冊は県庁内には置ききれないため、事務センターに保管してあるが、助成金支払時に県庁で審査する際は、段ボール箱で100箱以上が送られてくる。これを一件一件、確認しなければならない。フルタイムで交付決定しているが労働時間が短い、最低賃金に達していない等、支給要件に該当しない案件や法令違反案件があり、是正等の対応を行った。

特に赴任した平成26年度当初は、5月の出納整理期間までに支払わなければならない件数が膨大であったため、慣れない助成金審査業務の中、夜遅くまで審査に追われた。

3 印象的なエピソード

平成26年度は7月中旬から募集を開始するため、1か月前からホームページに要綱等を公開し、県内各地で募集説明会を行った。ホームページに公開すると問合せの電話が殺到し、説明会においても数百人規模の会場が満員になるなど、この助成金についての関心の高さが感じられた。

また、助成金の1次受付は地方振興局で行うが、募集開始当初は申請が殺到することが予想されたため、いわき・相双地方振興局で受付業務を行った。雇用労政課での助成金業務は机上での書類審査がメインであり、事業者とのやり取りは電話等で行う。そのため、ほとんど出張はなかったが、助成金説明会や地方振興局での受付業務で被災企業の担当者と直に接するときに、「雇用助成金のおかげでとても助かっている」などの感謝の言葉をいただくことができた。また、その際に自分が東京都の派遣職員だということを話すと、被災者支援全般に対して東京都へのお礼を言っていたこともあった。

なお、平成26年12月現在、この助成金で延べ2万人以上の交付決定実績があり、「ふくしま産業復興雇用支援助成金」をはじめとした緊急雇用創出事業により、福島県内の雇用は着実に改善してきていると感じる。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県は震災後に業務量が大幅に増加したため、自治法派遣職員以外にも新規採用職員や任期付職員を多く採用しており、職員一丸となって業務に励んでいる。福島県庁での勤務経験が少ない職員にも即戦力としての役割が求められており、そのための研修制度やOJTなどが機能していると感じた。

私は雇用助成金の大量の書類審査業務がメインのため、全般的な震災復興業務については理解不足な点も多かったが、特に雇用労政課の中で感じたこととして、業務の効率化を追求していること、普段は穏やかだが仕事に対して妥協をしない姿勢など、学ぶべきことが多かった。



吾妻山(五色沼)



燧ヶ岳(檜枝岐村)

産業再生等

商工労働部産業創出課

福島県

業務概要

商工労働部は、産業創出、企業立地、商業まちづくり、雇用労政、経営金融、観光交流に関する事業を所管している。その中で産業創出課は、中小企業の創業支援・復興支援、災害対応ロボット産業・再生可能エネルギー関連産業・医療関連産業の集積等に関する事務を所掌している。課内室である医療関連産業集積推進室を含めると、職員数は39名（平成27年1月31日現在。臨時職員含む。）である。なお、産業創出課において県外から派遣されている職員は、私を含め東京都2名、千葉県1名であった。

ここでは、再生可能エネルギー関連産業の育成と集積についての業務を報告する。

福島県では、復興の大きな柱に再生可能エネルギーの飛躍的推進を掲げている。平成24年3月には、『再生可能エネルギー推進ビジョン』を策定し、2040年頃を目処に県内エネルギー需要の100%に相当する再生可能エネルギーを生み出すという意欲的な目標を掲げている。

このような中、平成25年2月には、導入目標の達成に向けた再生可能エネルギー先駆けの地を目指すための2015年度（平成27年度）までのアクションプランを策定した。平成25年度の導入実績は累計529MW（前年比+127MW）であり、導入見込量の488MWを上回っている。

アクションプランでは、地域主導、産業集積、復興牽引の3本の柱を掲げている。産業集積に向けた当面の方策としては、再生可能エネルギーの普及啓発、人材育成から、研究開発、実証事業、取引拡大まで、産業集積に向けたあらゆるフェーズに対するきめ細やかな支援を実施するとともに、これにより地元企業における専門人材の育成、新規参入を促進することとしている。

平成26年度における産業創出課の再生可能エネルギー関連産業の育成と集積に関する業務をまとめたものが次ページの図1である。中央部にある「普及・啓発 人材育成」から「海外展開」に至るまでの7つの各ステージにおいて、産学官連携のもとで各種事業を一体的に推進していくことで県内外の企業・研究機関の参入や技術の高度化を促進し、福島県を再生可能エネルギー関連産業の一大集積地とすることを目指している。

平成26年4月には、産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所が開所し、県は、同年3月に結んだ協定の下、再生可能エネルギー分野における県内企業等への技術開発支援、人材育成、情報発信の3本の柱を掲げ、連携を図っている。また、ドイツノルトライン＝ヴェストファーレン州やフラウンホーファー研究機構に続き、平成26年12月には在日本デンマーク王国大使館との覚書を締結し、共同研究や情報交換での交流を図る等、世界の再生可能エネルギー先進地域との交流が加速している。こうした貴重な連携や交流の機会を活かすことにより、研究開発の活性化や技術の高度化を通じた再生可能エネルギー関連産業のさらなる集積が期待されている。

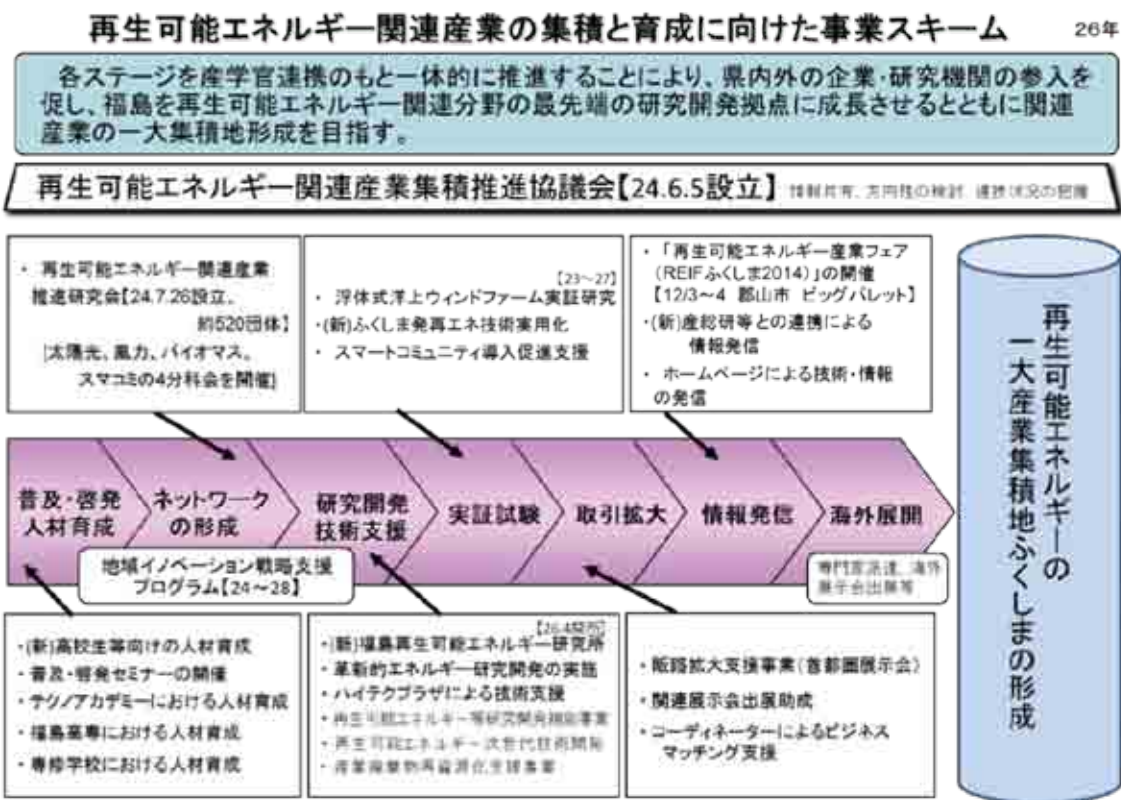


図1 再生可能エネルギー関連産業の育成と集積に向けた事業スキーム



産総研福島再生可能エネルギー研究所

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課

田代 葉子（主税局）

1 担当業務の概要

私が配属された福島県商工労働部産業創出課は、課長、主幹2名、主任主査4名、主査3名、主事6名、技師2名、専門員1名、コーディネーター等4名で組織されており、私は主事として以下の業務を担当した。

（1）ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま）2014の企画・運営・広報業務

REIFふくしまは、福島県と（公財）福島県産業振興センターが主催の、再生可能エネルギー分野に特化した地方最大の専門展示会であり、関連産業でビジネスに取り組む企業・団体に情報の発信・収集及び商談・交流の場を提供することを目的としている。3回目の開催となる今年度は、平成26年12月3日（水）～4日（木）に郡山市のビッグパレットふくしまで開催された。国内外の企業や研究機関による最新技術・製品の展示や出展者によるプレゼンテーションはもとより、研究機関や県内企業の特徴的な取組を紹介するセミナー、海外出展ブースツアー、ものづくり取引商談会、さらには平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所と連携した視察ツアーが実施された。開催当日は、過去最多の170企業・団体、260小間の出展、6,080名の来場があり、企業間の活発な商談や交流が行われた。

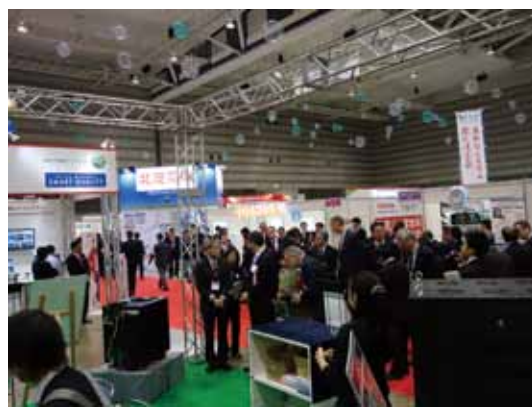
私は県の担当として、大使館や大手企業等への出展案内、各種イベントの企画調整、広報活動、当日の運営管理等、REIFふくしま2014に関する業務全般を担当した。

3回目の開催であった今年度は、過去の開催のノウハウがあったものの、初の試みとなる他会場への視察ツアーを企画するなど、過去2回のREIFふくしまを超える実績をつくるという目標を掲げていたため、精神的重圧が大きかった。しかし、上司や同僚、共催団体の担当者と協力し合い、着実に準備を進めたおかげで、無事開催にこぎつけ、大盛況のうちに終了することができた。開催を通じて、チームで支え合って一つのものを創り上げる喜びと達成感を味わうことができた。また、今年度は広報活動に力を入れ、テレビ、ラジオ、新聞、都営地下鉄中づり広告など様々なツールを使い、効果的に発信するにはどうしたら良いかということを一から自分たちで考えたため、広報業務に携わってみたいかった私にとってはとても貴重な経験になった。

来年度も10月末に4回目の開催を予定しているが、実利のある商談が行われ、福島県における活発な交流の中心になるようなフェアを継続的に開催し、「再生可能エネルギー先駆けの地」が実現することを期待している。



オープニングセレモニーの様子



内堀福島県知事と来賓の会場視察の様子



REIFふくしま2014展示会場の様子



ENEX2015福島県パビリオン出展の様子

(2) 首都圏で開催される再生可能エネルギー関連展示会への出展に関する業務

首都圏展示会への出展は、再生可能エネルギーに関連する県内企業の販路開拓の支援をするとともに、県の関連産業の育成・集積に向けた取組を紹介することを目的として、福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会が出展するものである。

平成26年度においては、平成27年1月28日（水）～30日（金）に東京ビッグサイトで開催された「ENEX 2015」に県内企業8社とともに福島県パビリオンを出展した。私は県の担当として、県の出展に関する業務や出展企業間の調整等の業務を担当し、出展企業が商談に結びつく展示になるようサポートをした。企業と共同で出展することは、企業と同じ目線に立って仕事をする貴重な機会であった。

(3) 知的財産支援に関する業務

知的財産支援に関する主な事業には、「ふくしま宝の山事業」と「知的財産活用推進事業」がある。ふくしま宝の山事業は、福島県内の中小企業が保有する技術の利用促進と競争力のある独自商品の開発を促進するため、県内企業の知的財産取得を支援することを目的としている。知的財産活用推進事業は、特許情報の有効利用を促進し、県内企業等の技術開発及び事業化の進展を図るとともに、発明考案の奨励、創意工夫の高揚及びこれらの実用化を促進することにより福島県産業の振興を図ることを目的としている。

私は県の担当として、県が保有している特許権（県有特許権）の管理、（一社）福島県発明協会や東北経済産業局特許室との調整、福島県発明展・東北地方発明表彰式・創意工夫功労者表彰伝達式等の表彰式の開催補助、産学官金の有識者が意見交換をする場である知的財産プラットフォーム委員会の開催に関する業務を担当した。

(4) 産学官連携に関する業務

産学官連携に関する事業の一つである「ふくしま産学官連携推進事業」は、福島県における地域資源を活用し、産学官が連携した研究開発や、人材育成、さらには新商品等の開発を支援することで地域産業の復興に向けた取り組みを支援することを目的としている。私は県の担当として、産学官交流のつどいへの県知事出席のための調整、県知事から委嘱されている産学官連携アドバイザーの連絡調整等に関する業務を担当した。

2 苦労したこと・工夫したこと

再生可能エネルギー、知的財産権に関する知識が乏しかったことが最も苦労した。また、イベント等を実施するにあたっての基本的な経験が不足していることを痛感させられた。わからないことは自分で調べることはもちろん、正直にわからないことを声に出し発信して、周囲から教わることも大切だと学んだ。派遣中は常に学ぶ姿勢で、たくさんのことを吸収しようと心掛けた。



産総研福島再生可能エネルギー研究所視察ツアーの様子

3 印象的なエピソード

3年間 R E I F ふくしまに携わっている上司から、「過去最高の R E I F だった」と言っていただいたことが、どんな数字の成果よりもうれしく、辛い時期でも諦めずに、精一杯やって本当に良かったと思った。また、R E I F ふくしまをはじめとする様々なイベントや会議で、企業や団体の方々が私の名前や顔を覚えていてくれて、声をかけてくれたことが嬉しかった。仕事における人と人の繋がり大切さを実感した。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県の中でも、商工労働部産業創出課は新しいことにチャレンジしている部署であるため、前例がないものが多かった。そのような状況の中では、臆せずに自分の考えや最終ビジョンを持って推し進める勢いが、ときには大切だということを学んだ。また、忙しいからこそ業務の全体像を把握し、スケジュール管理を徹底する習慣が身についた。加えて、様々な人に自分の事業について説明する機会が多かったのも、それぞれの人の立場に合わせた資料作り、説明を工夫できるようになった。都政においては、以上のような経験を活かしたい。

商工労働部は「明るく、元気に、前向きに」をモットーとしており、産業創出課はそのモットーどおり、どんなに忙しくても笑顔の絶えない職場であった。常に笑顔でいることの大切さを産業創出課の皆様に教えていただいた。

福島県復興のために少しでも力になりたいという想いで派遣を希望したが、結果的には頼りになる上司や素晴らしい先輩方に職員として一から育てていただき、私自身が大きく成長させていただいた1年間だった。様々な場面で支え、暖かく見守ってくださった福島県の皆様と、このような機会を与えてくれた東京都関係者の方々に心から感謝する。ありがとうございます。



三春の滝桜



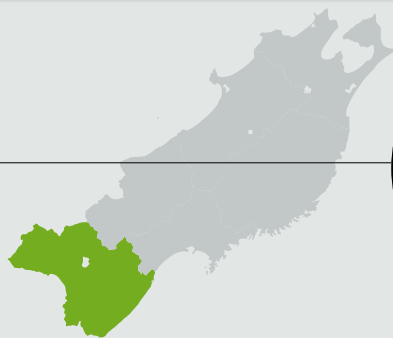
五色沼



浄土平

産業再生等

商工労働部産業創出課
医療関連産業集積推進室



福島県

業務概要

○組織

商工労働部	東京都の産業労働局に相当し、産業創出、企業立地、商業まちづくり、雇用労政、経営金融、観光交流に関する事業を所管
医療関連産業集積推進室	中小企業の創業・復興支援、再生可能エネルギー関連産業やロボット関連産業の集積推進を担う産業創出課に、専ら医療関連産業の集積を推進するために設置された課内室
職員数	常勤職員は 11 名（平成 27 年 1 月 30 日現在。平成 27 年度は増員予定）。 内訳 室長 1 名 拠点整備担当 5 名 補助金や展示会出展支援等担当 5 名

○予算規模（平成 26 年度当初）

11,689,336（千円）

○政策上の位置付け

「医療関連産業の集積」は福島県が東日本大震災以降、新たな時代をリードする新産業の創出として復興総合計画に位置付けた重点プロジェクトの1つ

○うつくしま次世代医療関連産業集積プロジェクト概要

目的 元々一定の集積があった医療関連産業について、一層の集積推進を行うことによる県内の医療機器の生産額向上と雇用の増大

目標 平成 32 年時点で医療機器生産額 3,250 億円達成

内容 研究開発支援、異業種からの参入支援、人材育成、販路拡大、拠点整備

成果 平成 24 年度時点で 1,033 億円（全国 4 位）の生産額が平成 25 年度時点で 1,245 億円（全国 3 位）



福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課
医療関連産業集積推進室

松田 悠希 (教育庁)

1 担当業務の概要

○研究開発支援：うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト補助金に係る業務

補助対象 医療・介護ロボット等から一般医療機器まで開発、試作、治験等を行う企業を対象に一部経費を補助

補助内容 最大3年間の補助期間、上限3億円/年、補助率 1/4 ～ 3/4
※平成 24 年度より開始され、平成 28 年度に終期予定

業務内容 新規交付 (11 件)、継続交付 (年度当初 35 件、年度末 46 件)、支出等経理業務、補助事業進捗管理及び支援

○販路拡大及び情報発信：医療機器設計・製造展示会&最新技術セミナー「メディカルクリエーションふくしま 2014」における広報及び運営に係る業務

事業内容 県内にて、県内企業をはじめ、ものづくり企業の優れた技術とメーカーの製品を一堂に展示 (平成 26 年度は計 221 企業・団体)

各種最新セミナーを行う展示会を開催することによる、商談マッチングの促進と情報発信

業務内容 主に県チャンネルによる広報、海外団体による知事表敬・副知事交流調整、国関係省庁及び商工労働部長らによるパネルディスカッションの調整

○販路拡大：医療機器展示会「メディカルショージャパン」への福島県ブース出展支援業務

事業内容 医療機器生産県ふくしまの PR と販路の開拓のため、日本医療機器学会大会併催医療機器展示会メディカルショージャパン&ビジネスエキスポに、県と事業者による福島県ブースを出展

業務内容 出展者実行委員会開催、展示ブース等広報の企画、展示会に向けた他団体との交流企画・調整



メディカルクリエーション2015ロゴ



メディカルクリエーション2014の様子

2 苦労したこと・工夫したこと

○専門的な知識

平成 26 年度は、補助金終期も近くなってきたこともあり、補助事業の進捗評価が一層重要になってくる時期であることから、年度当初から専門的な知識が求められました。

通常のビジネス、ものづくりの仕組みを理解することに加え、医療機器は販売に当たり、医薬品医療機器等法に基づく承認・認証が必要になり、それらに関連する専門用語の習得に苦労しました。

○幅広い業務

補助金の経理、企業の事業支援、そして展示会等の広報まで、同時並行で幅広い業務に取り組むことが大変でした。制度整備当初の担当が代り、また外郭団体設立に伴う体制変更に伴い、担当事業では屋台骨となることに苦労しました。年度途中からは、業務を整理し、四半期の各種業務のスケジュールを整えて関係者と共有することで対応しました。

3 印象的なエピソード

○補助金事業は、平成 26 年度から、新たに医療関連産業の集積を目的に設置された一般財団法人に、管理業務を委託することとなっていました。

これにあたり、委託業務に変わっても継続した事業執行となるよう、また補助事業者が一層事業執行に集中できるよう、県と委託先の事業分担等の整理とスケジュール調整を行いました。委託先事業者や補助事業者から評価いただいた際は嬉しかったです。

○展示会では、例年のドイツ・韓国からの出展に加え、平成 26 年度は台湾の 2 団体から出展いただくだけでなく、知事表敬・副知事との交流が行われ、その調整を行いました。医療機器に力を入れている台湾とは、福島県及び日本と様々な交流が図られており、今後も一層の結びつきが強まっていくと言われています。そのきっかけの 1 つに貢献できたことは誇らしく思います。

○出展支援事業では、本年度で 7 回目となり、事業を振返り、更新する時期となっていました。県内出展事業者と会議を重ね、行政と一体で出展する意義・効果を確認し、それをふまえて展示会開催元にあたる日本医療機器学会との交流を企画しました。実際に出展事業者と同展示会の大会長への訪問等が実現した際には、とても嬉しかったです。



メディカルクリエーション2014 高校生のブースツアー

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○想いをもった業務執行

想いをもって業務にあたり、想いを語り、また自分自身それを裏切らなければ、味方になってくれる人たちができ、そうしてはじめていい仕事になると学びました。

○結果に責任をもった業務執行

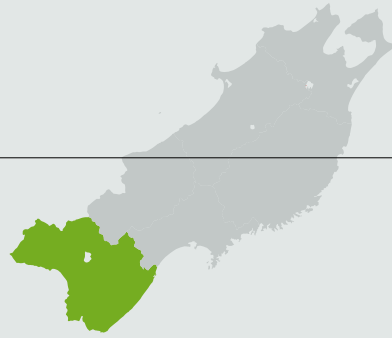
どんなにがんばったつもりになっても、結果が伴わなければ職責に当たっていないという厳しさも実感しました。担当する委託・補助業務では、委託先・補助先事業者と共感し、同じものを目指していけるようになってはじめていい結果となるのだと思います。不条理もたくさんありますが、それと戦いきってのはじめて仕事の成果を上げられるものだと思えました。

○最後に

生活再建分野において、復興は着々と進みながらもまだまだという状況があります。これに対して、産業振興分野では明るい話題を提供すると共に、県外避難者の方々へ県内雇用を提供し、また、次世代が福島県で希望をもって生きていけるようにしていくことが求められているように思います。その中で私ができたことは限られたものであったと思いますが、福島県庁の同僚や先輩、県内事業者の方々、委託先の一般財団法人の方々、そして被災地支援福島県事務所をはじめ東京都の皆様に支えられ、学ばせていただき、微力ながらも私だけではできなかった「きっかけ作り」をできたように思います。次に続かれる派遣の方、或いは県職員の方に想いを引継ぎ、県民が産業振興を実感できるまでになるよう心から祈っています。

産業再生等

観光交流局観光交流課



福島県

業務概要

(目的)

- ① 観光交流に係る総合企画及び調整に関すること
- ② 観光の振興に関すること
- ③ 観光復興キャンペーンの推進に関すること
- ④ 旅行業及び通訳案内業に関すること
- ⑤ コンベンションの誘致の促進に関すること
- ⑥ 定住・二地域居住に関すること
- ⑦ グリーン・ツーリズムに関すること

⇒福島県の観光の魅力を発信していくため、様々な事業を展開している

(規模) ※観光推進担当に関し記載

課長 1、主幹 1、観光復興推進員（管理職級） 1、主任主査 1、担当者（県職員 3、他県等人事交流 1、他県等派遣 2、県内市町村より派遣等 4）

(内容)

【県事業】

・観光復興総合対策事業

風評払拭プロモーション事業、日本一の観光地づくり推進事業、県内周遊観光魅力づくり推進事業、市町村観光力づくり支援事業、旅行 AGT 対策事業

・県内周遊観光魅力づくり推進事業

温泉巡り等誘客イベント、県内周遊誘導イベント

・スキーエリア誘客対策事業

・会議等誘致・交流促進事業

合宿誘致・交流促進事業

コンベンション開催支援事業

・教育旅行誘致事業

誘致促進、教育旅行再生に向けた調査等

【観光復興キャンペーン委員会事業】

- ・デスティネーションキャンペーン推進事業
- ・プロモーション推進機構関連事業
- ・観光誘客プロモーション事業
- ・スキーエリア誘客対策事業
- ・その他

福島県

産業再生等

観光交流局観光交流課

稲毛 照久 (交通局)

1 担当業務の概要

○プレデスティネーションキャンペーン（※）「福が満開、福のしま。」福島県観光キャンペーン開催に伴うイベント等対応業務

・H26.4 プレDCオープニング対応（郡山駅におけるオープニングイベント対応）



・H26.5 全国宣伝販売促進会議（郡山市 ホテルハマツ）



・同 全国の旅行関係者等による県内視察旅行（エクスカーション）対応
…奥会津・南会津エリア方面を担当

- ・H26.6 プレDCクロージング対応（郡山駅～福島駅間 団体臨時（S L）列車運行に伴う列車内でのおもてなし等）



○アジア最大級の旅行見本市「ツーリズムEXPOジャパン 2014」への出展

- ・H26.9 東京ビッグサイトにて、「ツーリズムEXPOジャパン 2014」が開催され、福島県からも同展示会にブース出展。これに係る準備事務を担当。



○「ふくしまデスティネーションキャンペーン」本番に向けたプロモーション等

- ・H27.2 DC直前首都圏観光キャラバンの実施
首都圏各駅にて福島県観光パンフレット等のサンプリング、旅行会社店舗等における訪問・PR活動を実施したが、これに係る準備事務を担当



※デスティネーションキャンペーン（以下「DC」と略す）は、JR旅客会社6社や旅行会社と連携した国内最大規模の集中宣伝販売キャンペーン。DC開催に併せ、受入体制の整備（観光素材等の発掘と磨き上げ、おもてなしの充実等）による観光地（地域）の活性化を図ることが目的である。なお、本番開催年の前年には「プレDC」が、本番開催年の翌年には「アフターDC」が、それぞれ実施されるのが通例となっている。

○「福島県観光力づくり支援事業補助金」に係る事務

- ・スキーム等の整理（制度設計、補助金交付要綱の制定）
- ・平成 26 年度における、県内各市町村への事業募集・交付決定・完了報告等とりまとめ
- ・平成 27 年度実施に向け、県内各市町村との「事前協議」の実施

2 苦労したこと・工夫したこと

観光振興の業務は自身にとって初めての経験であったことから、基本的な用語や事業における考え方等に関し、初期段階で速やかに習得する必要があった。

各種業務システム等（財務、庶務）の操作に不慣れであり、また、システムにおける基本的な考え方も都のものと異なる場合が多く、習熟に苦労した。特に、旅費に関するシステムは、公用車を多用する福島県と、鉄道（公共交通機関）を利用する都とでは根本的な考え方が異なっており、入力に時間を要した。なお、福島県は全国第三位の面積を持ち、出張に伴う県内の移動は主に公用車を利用することが多かったが、高速道路をはじめとする基幹道路網は一通り整備されてはいるものの、県の中通り北部にある県都・福島市から、浜通り南部のいわき市や奥会津に位置する只見町、檜枝岐村といった市町村へはかなり距離があるというのが率直な印象であった（概ね片道3時間程度かそれ以上の所要時間を見込む必要がある）。

また、業務の進め方についてであるが、各種調整業務が県内市町村（全 59 市町村あり数としては多いというのが実感）、観光関係者等、各事業の業務委託先業者等、多岐にわたっており、そのとりまとめに時間を要することが多かった。

なお、DC に向けた諸業務や、補助金交付事業については、いずれも前例のない新規の事業であり、前年度の業務の進め方等を参考とすることができないため、かなり苦労した。

3 印象的なエピソード

イベント対応等の業務では、お客様等と接する貴重な機会となり、その際に福島県に対する応援のメッセージをいただくことが多く、何よりも励みになった。また、県内各市町村の観光担当者や観光関連事業者の方々と意見交換をする機会があり、より現場に近い生の声を直に聴くことができたのは、とてもためになった。私見であるが、都より県のほうが、市町村等とのやりとりも多く、互いが対等かつ協力して事業に取り組んでいるという印象があった。

なお、県内には魅力的な観光スポットが数多く点在しており、観光振興業務の関連で実際に訪問する機会もあったが、その美しい風景に心を癒された。

観光振興という業務は、地方公共団体においてはかなり特異な事業分野と思われる。一般的にはイベント対応等の華々しいイメージが想定されるが、一方でそれらの事前準備や各事業における事業計画、ないしは検討その他を同時に進めなければならず、かなりのボリュームのデスクワークを伴う地道な面も持ち合わせている。特に、福島県は平成 27 年 4 月から 3 ヶ月間、DC 本番を控えていることから、その業務量は増大しており、多忙を極めているのが実情である。

また、県内への観光客の入れ込み状況は、震災直後の平成 23 年よりは回復しているものの、原発事故による風評等の影響もあり震災前の水準には戻っていない。

【観光客入込状況（延べ人数）】

平成 25 年（1～12 月 48,314,763 人）⇒平成 22 年（震災前）比 約△ 15.5%

平成 24 年（1～12 月 44,459,024 人）⇒平成 22 年（震災前）比 約△ 22.2%

平成 23 年（1～12 月 35,211,010 人）⇒平成 22 年（震災前）比 約△ 38.4%

平成 22 年（1～12 月 57,179,069 人）

※平成 25 年に、NHK 大河ドラマ「八重の桜」が放映されたため、特に会津エリアの回復幅が大きくなった。

しかしながら、観光関連の事業は県内のあらゆる産業・分野への波及効果（雇用の確保など）があり、極めて裾野が広いという特色がある。このため、震災復興という観点においては、即効性が高いこと、また福島県の現状やその魅力をダイレクトに訴求できるというメリットがあり、観光振興における県庁内及び観光関係をはじめとする県民の期待は大きい。そういった期待に応え、かつ来県いただいたお客様に喜んでいただくのが、この業務の醍醐味であると考えている。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都は2020年のオリンピック・パラリンピック開催に向け一丸となって準備にあたっていく必要がある。また、開催時には最高のおもてなしを実践することとなるが、これらの取り組みが一朝一夕に進むわけではなく、前もって計画的に着手していかなければならない。今回、福島県への派遣で経験した、「ふくしまDC」に係る準備や取り組みはまさにこれらと同じ性質のものであり、その具体的な実施内容や成果については、オリンピック・パラリンピックに向け今後、都が取り組まなければならない様々な事業における参考事例として、活かすことができるものと考えている。

なお、本稿が出ている頃には、福島県ではDCの本番期間中に入っており、福島県にお越しになった大勢のお客様を、県民が一体となって最高のおもてなしでお迎えしていることと思う。春の訪れとともに、福島県内各地では一斉に花々が咲き誇り、まるで桃源郷のような風景が県内各地に広がり、一年を通じて最も魅力的な季節を迎える。また、DC期間中には、週末を中心に県内各地でイベント等が催され、福島県に来県されたお客様に存分に楽しんでいただける企画が目白押しとなっている。

皆様も、福が満開春のふくしまに、是非とも足を運んでいただき、花・食（酒）・温泉をはじめとする県内の様々な魅力に触れていただき、そしてリピーターとなっていただければ幸いである。



産業再生等

農林水産部農産物流通課

福島県

業務概要

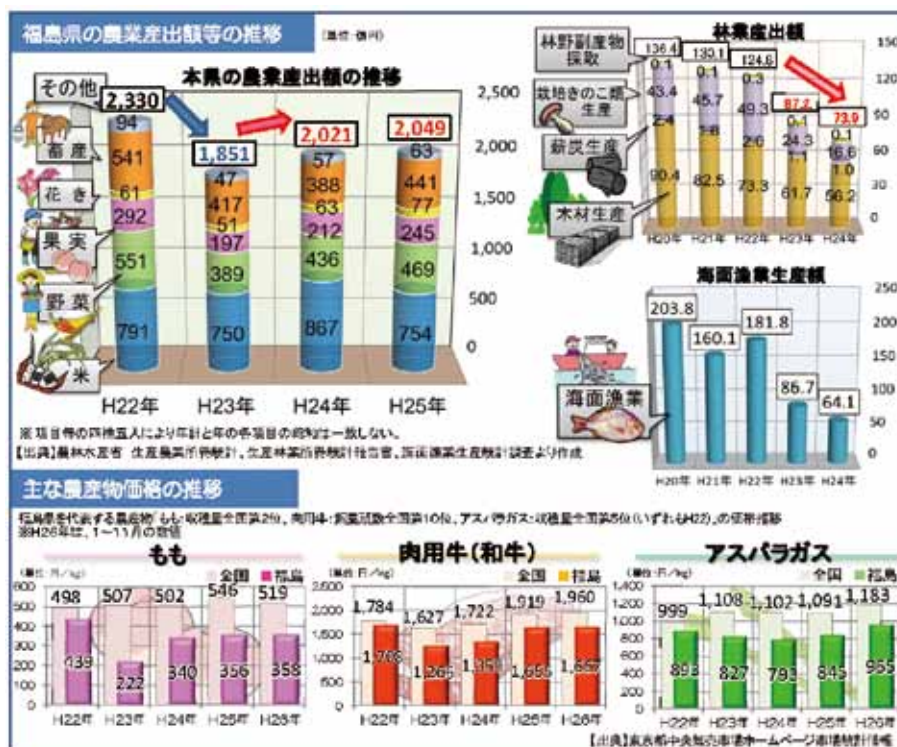
福島県では、主要産業である農林水産業の復興を目指し、様々な施策を実施しているものの、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害の影響により、農林水産物の産出額の低迷が続いている。

漫画「美味しんぼ」の「鼻血問題」等の影響を受け、消費者庁が行った消費者意識の実態調査（平成26年8月）において、「福島県の食品を買うことをためらう」と回答した消費者が微増するなど、今なお、福島県に対する根強い風評がある。

そのような中で、派遣先の部である農林水産部は、農林水産業の復興・再生・振興に関する事業を所管しており、「福島県復興計画」において、農林水産業再生プロジェクトを重点プロジェクトに位置づけ、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と安全・安心を発信する様々な活動を展開している。

その中で、農産物流通課は、職員数が25名（平成27年1月1日現在）で、農林水産物の安全・安心、消費・販路拡大、6次産業の推進等の事業を所管しており、3つのライン（消費ライン・流通ライン・6次化ライン）がある。

消費ラインでは、主に県内での風評払拭及び地産地消の推進に向けた事業を、流通ラインでは、主に県外での風評払拭及び消費・販路拡大に向けた事業を、6次化ラインでは、1次・2次・3次の各産業分野の多様な主体が、産業の枠を超えて相互に連携・融合し、付加価値を向上・創造する取組（＝地域産業の6次化）を推進している。



福島県の農業産出額等の推移

福島県

産業再生等

農林水産部農産物流通課

加藤 健太郎（福祉保健局）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私が所属する福島県農林水産部農産物流通課の流通ラインは、主幹1、主任主査1、主査2、副主査1及び主事2の計7名で編成されており、私は主事として以下の業務を担当した。

(1) 首都圏を中心とした復興支援イベント対応業務

福島県では、県産農林水産物の風評払拭及び消費・販路拡大を図るため、全国各地で開催される出展イベントを通して、旬の農産物等を販売PRしている。私は、主に、首都圏でほぼ毎月定期的に行われる「ふくしま応援産直フェア」及び「復興！ふくしま『福ふく市』」などのイベント業務を担当するとともに、イベントが多く開催される夏から秋にかけて、関西圏にも出張し、県産農産物のおいしさと安全性をPRしてきた。

① ふくしま応援産直フェア

「ふくしまから はじめよう。」のスローガンのもと、ほぼ毎月月末の水曜日から金曜日までの3日間にわたり、JR秋葉原駅構内で開催している。改札内での開催という好立地にあるため、仕事帰りのサラリーマンが多く来場し、活気に溢れたイベントになっている。



ふくしま応援産直フェア

② 復興！ふくしま「福ふく市」

東京都が主体となり、区市町村や鉄道事業者、金融機関などの民間団体等と連携して、都内各地で県産品の販売と福島観光を支援する「ふくしま⇄東京キャンペーン」を実施している。その一環として、毎月29日（12月を除く）を「ふくしまの日」と定めた定期市、「復興！ふくしま『福ふく市』」を、食のまち「築地場外市場」で開催している。築地という立地条件を活かし、世界中から多くの観光客等が来場し、世界に発信する貴重な機会となっている。



復興！ふくしま「福ふく市」

(2) ふくしまから はじめよう。若い力による風評対策提案事業

本事業は、これまでの風評払拭活動に加え、若者の行動力や感性等の「若い力」を活かして、農林水産物を中心に観光等も含め様々な「ふくしま」の魅力を発信する斬新な活動を支援し、実施するものである。事業実施にあたってはまず企画を公募した。61団体から企画提案があり、県では、厳正な審査を経て選定した9団体と委託契約を締結した。私は、



「若い力」選定団体のフォトセッション

この団体の活動に対し、適宜相談・調整・イベント立会い等を実施しながら、メディア誘致を図り、団体の活動を紹介することで、福島県の魅力を発信してきた。

(3) 各種復興支援イベントの取りまとめ

福島県の復興支援イベントについては、首都圏を中心に年間 100 件を超える回数が開催されており、テーマについても、農林水産物だけでなく県産品や観光等多岐にわたり、所管する関係部署と連携しながら開催することが多い。そのため、横のつながりを深めるため、各部署で対応するイベントの情報を共有し、連携を図ってきた。

2 苦労したこと・工夫したこと

○1の(1)のイベントは定期的なイベントであるために、数ある復興支援イベントの中で情報が埋もれてしまい、情報発信が十分にできていない状況であった。そこで、多くの消費者やメディアに関心を持ってもらうために、各月のイベントで販売する旬の農産物を、写真等を用いながらプレスリリースや Twitter などの SNS に掲載し、分かりやすいイベントの告知を行った。結果的に、NHK や J-WAVE などのメディアに取り上げてもらい、旬の農産物を中心に PR することができた。

○1の(2)の事業は平成 26 年度の PR 関係事業の目玉となる新規事業であり、着任当初は公募型プロポーザル募集要領案のみ作成されていたため、どのように業務を進めていけば良いのか、一から勉強する必要があった。そこで、類似事業等を参考にしながら、事業目標、事務処理スケジュール及び作業手順等を設定し、課内での情報共有や実施内容の検討などを行いながら進めた。

また、各団体の進捗状況に差が大きくあり、また企画内容に変更が生じることも多く、団体の活動状況が把握しきれないことがあった。そこで、団体に月報を提出させるとともに、団体の事務所を訪問し、定期的に書類の確認を実施するなど、団体の実施状況を各月月初に把握し、必要に応じて事務指導を実施するよう努めた。

○1の(3)の業務については、他部署とのこれまでの情報共有に加え、他部署が窓口となる復興支援イベントの詳細を確認し、農林水産物関係業者にとっても効果が期待できるイベントについては、情報提供を行い、参加を促すなどの工夫を行った。

3 印象的なエピソード

○1の(1)のイベントの中で、来場者から「以前はかわいそうだから福島県産品を買っていたけど、今はおいしいから買いに来ている。」という話を伺った。震災当初に比べ、「ふくしま応援産直フェア」や「復興! ふくしま『福ふく市』」に来場するリピーターが増えており、今までの PR 活動が着実に実を結んでいると実感した瞬間であった。

○1の(2)の事業の中で、活動の中心を担っている大学生や NPO 法人の若手職員等が、その活動を通して、生産農家やシェフなどの福島県の復興を担う方々と知り合う機会が生まれた。大学生や NPO 法人の若手職員等からは、「事業を通じて貴重な経験と人脈を得ることができた。風評を打破しようと取り組む福島県人の姿に刺激を受け、改めて福島の魅力を感じ、これからも福島復興に関わる業務を続けていきたい。」という感想を頂いた。福島県魅力を発信するだけでなく、福島県の将来を支える意欲的な若者の活躍の機会を創出できたことにやりがいを感じた。

○1の(2)の企画の1つとして、福島県外の大学内で福島県産農産物の PR イベントを開催しようと企画していたところ、学内の留学生を中心に福島県産農産物を取り扱うことに対する激しい反発があり、やむを得ず、大学内でのイベントを中止する事態があった。東日本大震災から 4 年が経過し、福島県産農産物に対する安全性が高まっている中、外国などの福島から遠い国や地域では、福島県産農産物の安全性に対する情報が行き届いておらず、まだまだ根強い風評があることを、身を持って体感する出来事であった。



立命館大学での農産物直売イベント

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○新規事業を担当するうえでは、類似事業等を参考に、事業目標、事務処理スケジュール及び作業手順等を立て、周囲に報告相談しながら、緻密に業務を進めていく必要があることを学んだ。前例のない業務につき、想定外の事態が生じることもあった中で、場当たり的に対応せず、常に目標やスケジュール等を微修正しながら一つずつ事務を処理することで、致命的なトラブルやミスの防止につながった。私は、都に戻って配属された職場で、新規事業の立ち上げに携わる機会があった場合、今回の経験を活かして、計画的に業務を遂行する自信がついた。

○団体等との連携について、団体が効率よく業務を進めることができるよう、相手の立場や意見に沿って物事を進めていく必要があることを学んだ。団体のほとんどは、学業や他の仕事と兼務しながら取り組んでおり、団体へのフォローが十分に至らず、結果的に事業の進捗に遅れが生じることもあった。都においても、多様な団体と連携する機会が増えている。私は、今回の経験を教訓として、学生やNPO法人、農業関係者など、多様な関係者の立場や意見を汲み取り、円滑に業務を進められる柔軟な対応を心がけていきたい。

○東日本大震災の発生から月日が経過し、被災地に関する話題が全国的に薄れつつある中、福島県では、12月未までに実施した新米の全量全袋検査で放射性物質の基準値超ゼロを初めて達成するなど、県職員を始め、産学官が一体となった懸命な努力により、明るい話題がたくさん出ている。

私は、2年間で培ってきた経験やつながりを大切に、福島に関する正確な現状や取組を周囲に積極的に伝え、復興から新たな“チャレンジ”を目指す福島県をずっと応援していきたい。そして、できることなら、東京都の業務の中でも、福島県等被災3県と連携する業務に携わり、自身の経験やつながりにより、都政に貢献していきたい。

福島県をはじめとする被災地の一刻も早い復興・発展と県民生活の安定が図られることを願いつつ、本報告の結びとする。



土湯温泉若旦那による農産物PRイベント

福島県

産業再生等

農林水産部農産物流通課

伊藤 孝（教育庁）

1 担当業務の概要

自身は農林水産部農産物流通課の消費ラインに主事として派遣された。消費ラインは農産物流通課の庶務担当部署でもあるため様々な業務を行ったが、主な担当業務は以下のとおりである。

○米の消費拡大に向けた各種 P R 業務

米の消費拡大に向けた運動を推進する協議体である、「福島県米消費拡大推進連絡会議」の事務局運営に携わり、農林水産物の中でも特に福島県産米の消費拡大に向けた P R 活動を行った。福島県は震災前に全国 4 位の作付面積を誇る米どころであったが、震災後作付面積・流通量が大きく減少し、また依然として残る風評等の影響で、震災から 4 年が経過した今でも、震災前の水準を下回ったままの状態にある。こうした状況の中で、30 代目を迎えた福島県産米のキャンペーンクルーである「うつくしまライシーホワイト」等とともに、各種イベント等において福島県オリジナルのお米「天のつづ」を中心に米の消費拡大に向けた P R 活動を行った。

具体的には、消費者向けまたは業者向けのイベントにブースを出展し、職員が説明を行いながら福島県産米の試食・販売を行ったり、お米の全量全袋検査（福島県では、ベルトコンベア式放射性セシウム検査機器を使用し、米の全量全袋検査を行い基準値以下の米のみ出荷することとしている。）の仕組みや、県産米の安全性を伝えるパネル・リーフレットを作成して普及・啓発を図ったりしている。自身は特に、うつくしまライシーホワイトの選考会運営から研修・各種イベントへの派遣に向けた調整、またイベントの運営やその準備（会計処理等）を中心に行った。

○農産物直売所台帳・農産物加工組織台帳の作成業務

福島県は平成 25 年 3 月に「福島県農林水産業振興計画（ふくしま農林水産業新生プラン）」を策定し、福島県の農林水産業振興に向けた重点施策等を示している。この中で、農産物の直売や食品加工といったアグリビジネスや 6 次化の推進が掲げられており、その実態を把握し施策へと反映させるため、農産物直売所台帳・農産物加工組織台帳を毎年度作成している。自身はこの台帳作成を担当し、調査・取りまとめから印刷し関係部署に送付するまでを行った。



2 苦労したこと・工夫したこと

米の収穫期にあたる秋以降は毎週のようにイベントが入り、その上同一日程に重複して実施されることもしばしばである。そのため、他の職員を含めて出張が非常に多く、場合によっては一週間近く県庁を不在にすることもある。その中で、会計処理等の実務や資材の準備を行い、また次のイベント等に向け職員・関係機関等との調整を行う時間を確保していかなければならなかったことには苦労した。

そのため、他の職員の予定を含めた業務のスケジュール管理を意識するようになり、また作業を進められる日にできるだけ片付けておき、できた余裕を突発的な対応や休息に充てるといったメリハリをつけた仕事を意識するようになった。また、後述のエピソードにも書いたように、直接店頭に立って消費者・業者に対し説明を行うため、どう伝わりやすい形でPRできるかという点には特に苦労し、同時に工夫した点であった。



「天のつぶ」パンフ表紙



「天のつぶ」写真

3 印象的なエピソード

イベントにおいては、職員自らPRブースで実際に店頭に立ち、消費者や業者の方へ福島県産米の試食・販売を通し、おいしさや安全性のPRを行った。そこでは、直接お客様に対してお米の特徴や安全性への取組みをわかりやすく、かつ端的に説明することが求められる。最初は米の特徴や各種取組についての知識が少なく、またそうした対面で消費者等に説明するといった経験が少なかったため、試行錯誤の連続であった。その分自身の説明で、「おいしい」「応援している」といった好意的なご意見をいただいたりお米を購入していただいたりした時はとても嬉しく、そのときのことはとても印象深い。もちろん好意的な意見ばかりではなく、なかには厳しいご意見をいただいたり、そもそも足を止めていただくことすら苦労したりするイベントもあったが、より多くの方においしさや安全性を伝えるべく、伝え方等を工夫しそれを実践していくというのはとてもやりがいのあるものであった。



イベントの様子

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

イベント関連の部署への配属は初めてであったので、最初は一番主な業務であるうつくしまライシーホワイトの選考会を無事に終えることのみを中心に考えていた部分があった。その中で、「選考会はとても大事だが、それはゴールではなくスタート」という言葉を着任の際前任の方にいただいたが、1年間様々なイベントに携わって、ようやくこの言葉の意味が分かった気がする。

イベントはあくまでも風評払拭を図る「手段」の一つであって、本来はそれ自身が目的ではないはずである。日常の業務が忙しかったり、達成感のある大きいイベントだったりするとつい忘れてしまいそうになるが、本来は決してそれが目標ではなく、次のイベントでより目的に近づくにはどうするかを考えることが必要である。選考会についても、そのイベントを無事終えることは非常に大事だが、実際には選考で選ばれたうつくしまライシーホワイトにその後イベント等でPRをしてもらって初めて、消費拡大や風評払拭といった成果につながっていく。その意味で、時には他のラインにまたがって予算・資材等様々な面で協力し、イベントが終わる度に次のイベントへ向け修正を図っていくという、常に先を見据えた今回経験した業務の進め方は、東京都の業務でも活かせる大事な考え方だと思う。

また業務以外でも、同じ職場に派遣されている他県・市町村からの派遣職員と交流したり、県職員の勉強会に参加したりと、本当に様々な方と接する機会をいただいた。その中で、改めて他の自治体と東京都の違いを知ることができ、またここ福島県で作ることのできた人との繋がりは、今後活かしたい貴重な財産だと感じる。

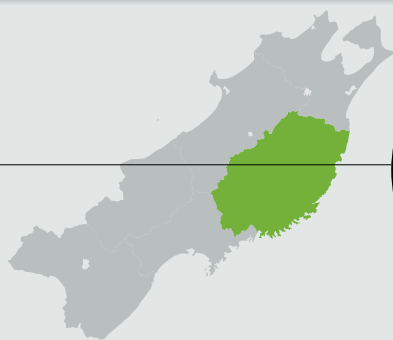
最後に、こうした職員派遣という機会をいただき、送り出していただいた東京都の方々、現地で色々サポートをしていただいた東京都被災地支援福島県事務所の方々、そして右も左も分からない中で時に厳しくも優しく接してくれ、貴重な経験をさせていただいた、農産物流通課をはじめ福島県の方々に心から感謝したい。



H25.26年度福島県派遣職員蔵王スキー旅行

■ 税務

沿岸広域振興局
経営企画部
県税室



岩手県

業務概要

○復興支援チーム

沿岸広域振興局は、沿岸部の9市町村（田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、住田町）を管轄。県税室は、都税事務所に相当する部署。

※東京都のように事業別の局毎に縦割りで出先事務所が設けられているのではなく、地域ごとに広域振興局という「ミニ県庁」が設置されているイメージ。

復興支援チームは、平成25年度に、釜石市にある沿岸広域振興局本局内に設置された。

職員構成は、特命課長（岩手県職員）と、派遣職員3～5名から成っている。

※人数に幅があるのは、派遣元自治体によっては半月～3ヶ月程度の短期間の派遣となっているため。具体的には、東京都・山口県・大阪市から各1名1年間・札幌市から1名3ヶ月間、静岡市から7名交代で6ヶ月間の派遣。

沿岸被災地域における家屋評価と復興特例法の課税免除を担当。もともと県税室にある課税班に加え、震災復興による事務内容・量の増加に対応するため設置。



執務室風景

岩手県

■ 税務

沿岸広域振興局
経営企画部
県税室

山崎 織枝 (主税局)

1 担当業務の概要

○「家屋評価事務」を担当

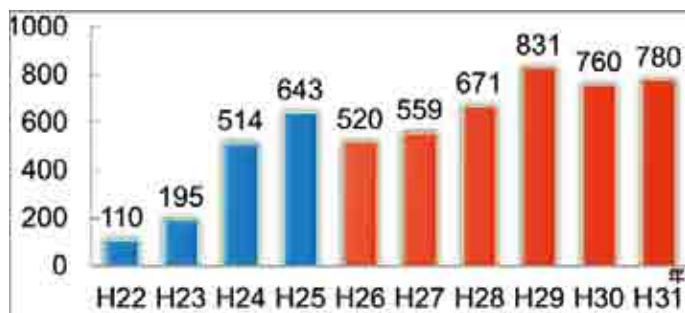
建物（家屋）について、不動産取得税（都道府県税）および固定資産税（市町村税）の税額の根拠となる資産の価値『評価額』を決定する業務。家屋の新築（増・改築含む）時に調査・決定を行なう。

大抵は、固定資産台帳を整備し固定資産税を毎年課税する市町村が評価し、都*道府県では不動産取得税（取得時1回のみ課税）が高額と見込まれる大型の非木造家屋を選抜して評価している。一方、岩手県では非木造家屋の全件を県による評価の対象としており、他都道府県に比べ、評価物件の範囲が広く件数も多い。

*多摩地区の例。特別区の地域では都が固定資産税を課税するため、全件都税事務所で評価している。

被災地区では、がれき撤去等の復旧作業が終わり、復興が進むにつれ、整地された土地に家屋が次々と再建されている。

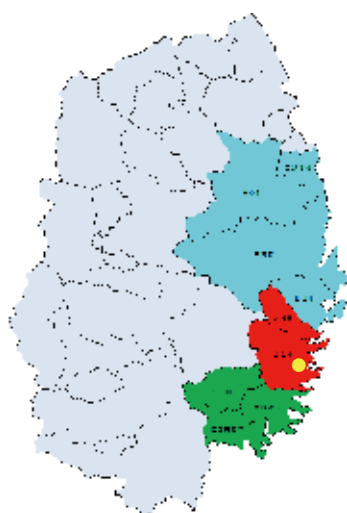
<沿岸広域振興局の家屋評価物件の推移 (H26 以降は見込) >



平成 24 年から被災家屋の新築再建が急増。その後も嵩上げ・土地区画整理事業が進み安全な新築用地が確保され、新築再建が多数見込まれることから、25 年度の復興支援チームの発足に繋がっている。

※税制上では、震災後 10 年の間に被災代替家屋を取得した場合に不動産取得税の控除があるため、この 10 年間に新築再建が進むものと予測される。

沿岸広域振興局はさらに釜石（本局）、宮古、大船渡の 3 地区に分かれているが、復興支援チームによる家屋評価は沿岸広域振興局管内全域を対象としている。釜石の合同庁舎を本拠地としているので、移動の距離・時間的な制約から、宮古市田老が北限とされた。また、復興支援という性格から沿岸部を中心に調査を行なった（そのため 26 年度は田野畑村・岩泉町・住田町での実績はなし）。



担当地区	往復の移動時間(平均)
宮古市(市街)	3時間
山田町	1.5時間
大槌町	1時間
釜石市	30分
大船渡市	2.5時間
陸前高田市	3時間

2 苦労したこと・工夫したこと

・調査の移動距離が非常に長い。

県自体が非常に広く（東京都の約7倍）、担当管轄（沿岸広域振興局管内：東京都の約2倍）も広い。調査現地までの数十キロメートルを、庁有車を運転して移動する必要があった。移動に時間も掛かり何度も足を運ぶことが難しいため、図面等資料の借受（ないし返却）と調査を同時に行なう、近隣物件はまとめて調査に行くなど、行程・日程の効率化を図るようにした。

・各自治体それぞれに独自の評価の方法があり、職員間で調整する必要があった。

国で定めた全国共通の「固定資産評価基準」があるが、基準の中で言及されていない細部等、それぞれの運用をしている部分も多い。評価方法の違いがあった場合は、その都度、積極的な意見交換を行い、円滑な業務の遂行と統一的な評価に努めた。

・今年度から岩手県で導入した家屋評価システム（HOUSAS）に慣れる必要があった。

同様の処理ソフトはいくつか存在し、東京都ではたまたま HOUSAS を導入していたため基本的な操作には通じていたが、導入自治体毎にカスタマイズが行なわれており、改めて確認・学習する点が多かった。また、各地からの派遣職員、県職員とも確認・検証しつつ足並みを揃えていった。

3 印象的なエピソード

新築建物を見に行く仕事なので、再建された家屋を見ると感慨深いものがあった。不動産取得税に関しては津波による被災の代替建物に係る控除があるため、被災建物の状況を訊く際に、被災から新築再建に至るまでの苦労を聞くことも多かった。また、取得者とのやり取りの中で、派遣職員であると分かると感謝や応援の言葉を掛けられることもあった。

庁有車で移動していると、工事中が多く復興途上であることを感じるが、同時に、復興工事が進んでいることも感じられた。特に、行き交うダンプカーの多さには驚かされた。時期をおいて再び同じ地区へ調査に行ったとき、嵩上げ・区画整理等の工事による変化に驚かされることも多かった。もっとも、調査に行くたびに工事で道が変わり、迷ってしまっ困ることもあった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災から4年が経ち、被害に対する救援・復旧といった臨時的な支援の段階から、被災がなければ順調に進むはずだった本来の発展・成長に迫り着き追いつくようにしていく、本格的な復興の段階へ移ろうとしている。今回担当した評価・課税といった、いわゆる「普通で地味な」事務・領域にも復興事業が浸透し、必要とされて

くることを知ることが出来た。

今回の派遣では、震災からの復興という負からの立ち直りを見つめることになったが、様々な危機や好機、例えばオリンピックのような一大事業も含めて、それらを乗り越えるだけでなく、その後に何が出来るか、何を残せるかを考える視点を持つことが出来たと思う。

また、全国からの被災地派遣で、他の自治体職員と共に仕事できたことは今後の貴重な経験となった。普段は全く同じ法律や規定の下で同じ内容の事務に携わっていても交わる機会はなく、まさに、隣は何をする人ぞ、という世界であった。派遣職員として一緒に仕事をする中で、確認・検討を通し、それぞれの地域性なども背景に考慮しつつ、「そういう考え方もあったか」と知識や視野を広くすることが出来た。

被災地での評価物件の例		
店舗・事務所		
	復興も兼ねて、大手チェーンも新たに進出。(岩手県沿岸地区にはセブンイレブンは無かった)	今年度最大の家屋。イオンタウン釜石。釜石の旧中心街(被災地区)に進出。
工場・倉庫		
	沿岸地域に特徴的な家屋その①:水産加工工場。	その②:冷凍・冷蔵倉庫。保温用の金属扉が特徴。
漁港施設		
	沿岸地域に最も特徴的な漁港関連施設。これは荷捌き場。水産物を水揚げ、荷捌きする。	これは作業場。漁協が漁業者に区画を貸し出し、牡蠣養殖の作業等に使われている。
宿泊施設		
	観光ホテル。観光業も徐々に復興しつつある。	復興作業員向けの寄宿舎も多い。

税務

財務部資産税課

石巻市

業務概要

石巻市における税務部門は資産税課、市民税課、納税課の3課体制となっている。そのうち資産税課は固定資産税・都市計画税の賦課を行う部署で、家屋グループ・土地グループ・償却資産グループの3グループで構成されている（グループは都における係に相当）。課の業務は固定資産税・都市計画税に関すること全般で、石巻市内で個人や企業が所有する土地・家屋・償却資産を捕捉し、固定資産評価基準に基づいて各資産の評価額を算定し、市長による価格決定を経たのち毎年5月に課税している。

職員数は地元職員17名、派遣職員16名、臨時職員6名の総勢39名で、派遣職員は首都圏の自治体のほか関西や九州の自治体からも派遣されている。都からは私を含めて2名の職員が派遣されている。震災後に課の業務量が増大しているため、地元職員とほぼ同数の派遣職員が配置されている。

石巻市は震災の最大の被害地の一つであり、津波により多くの家屋や設備が流出・破損した。住宅だけでも4万棟以上が被害を受けている。また、石巻市の被害の特徴として津波が北上川を遡上したため、沿岸部だけでなく、北上川流域の広範囲にわたり被害を受けていることが挙げられる。

石巻市による防災集団移転事業は遅れているものの、震災前に宅地造成済の土地が一定数あったため、市内における住宅の新築は盛んである。また、長期化する仮設住宅暮らしに限界を感じ、やむを得ず津波の被害を受けた元の場所に住宅を建てる住民も多い。こうした事情により、年間の新築棟数は震災前が500棟程度であったが、震災後は2,000棟を超えるに至っている。また、石巻市の経済を担う水産業や製造業での設備投資も進んでおり、家屋・土地・償却資産のいずれの部門でも震災前後で固定資産の状況に大きな変化が生じている。



内陸部の田畑を宅地造成している(新渡波地区H27.1.16)



完成した災害公営住宅(黄金浜H27.1.16)



高台避難が困難な区域に建設中の津波避難タワー(大宮町H27.1.27)

石巻市

■ 税務

財務部資産税課
家屋グループ

山田 陽介 (主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私は家屋の評価・課税事務を担当した。家屋担当の主たる業務は新築家屋の評価で、他にも家屋の滅失や増築、既存家屋の評価替えなど評価額に影響する事務は全て処理する。また、新築家屋の評価は現地調査を基本とするため、家屋担当は納税者と接する機会が非常に多い。初めての住宅購入で固定資産税を知らない所有者もあり、納税者への税の説明も重要な業務となっている。

また、石巻市では都では経験しなかった納税通知書の発送や非課税・減免事務も担当した。都でも評価担当と課税担当は連携していたが、最初から最後まで自身で業務を完結させるのは初めてであった。

一方で都が所管している不動産取得税は道府県税であるため、石巻市においても市ではなく宮城県の所管である。新築家屋の評価は市と県で分担しており、基本的には木造家屋と非木造の小規模家屋（戸建て住宅や小さめの倉庫・事務所）は市が担当し、それ以外の非木造家屋（マンションや大規模な工場・倉庫・事務所）は県が担当している。

業務に関する都との比較では、都では担当しない課税事務まで引き受けた半面、評価に時間を要する大規模家屋の調査がなくなったといえる。

2 苦労したこと・工夫したこと

都と石巻市で業務のやり方に違いがあることは想定していたが、派遣職員が多いため業務面で都と他の派遣元自治体との違いに苦労することがあった。都では当たり前だと思っていた考えが通用しないこともあり、都の考えが必ずしも全国共通ではないことを学んだ。困難事案では地元職員から都ではどう対処するか尋ねられる機会も多かったが、都の考えを一方向的に述べたりはせずに、地域の事情にも考慮する姿勢で取り組んだ。

また、税の説明時には生活再建支援制度から道路の拡幅工事まで市に関わるあらゆる質問を受けて大変だった。「石巻市職員」として業務を行うため、そのような質問を受けるのは当然であるが、派遣職員のため即答できないことを告げて担当から後で説明させる形で対応した。こうした対応をしていく中で、復興事業は報道されるような大規模なものだけでなく、被災者が直面する日々の課題を解決していくものまで様々であることがわかった。

税の調査は相手から歓迎を受けることはあまりないが、都からの派遣職員だとわかると労われたり、感謝されたりすることが多かった。復興が遅れている状況にもかかわらず納税への理解を示していただき、大変ありがたかった。

3 印象的なエピソード

石巻市の沿岸部には国内有数の規模を誇る製紙工場をはじめ、大規模な工場や倉庫が並んでいる。これら工業港エリアは平成 23 年度から 26 年度まで固定資産税が課税免除となっていた。市としては石巻経済を支える水産業や製造業等の各社には当面は事業再建に注力していただき、企業の体力が回復した上で納税してほしいという方針であった。そして震災から 3 年がたち経済活動がある程度回復してきたため、27 年度から課税再開の見込みとなった。正式決定は市長並びに市議会を経てからだが、資産税課では課税再開を見込んで震災後初めてとなる工業港エリアの一斉調査を行った。

石巻市では合板工場が工業港周辺に集積しており、私はその中でも最大規模の合板工場の調査を担当した。都では大規模な工場を調査した経験はなく、どのように着手すべきかわからなかった。地元職員に相談しながら、現地調査の前に震災前の課税台帳や平面図と最新の航空写真を照合させ、震災後に状況異動している可能性のある家屋をリスト化し、手作りの構内配置図も作成した。これは都での航空写真と異動リストを用いた現況把握の調査（分別調査）経験が役に立った。工場内の異動状況は事前にイメージしていたものの、実際に訪れてみると、轟音と煙の中でカットされた合板が次々と宙を舞う光景に圧倒された。増築部分の床面積を計測したが、住宅の増築とは異なり数千㎡単位の増築であった。家屋の一边が 100 メートル以上あり、持参した 30 メートルの巻尺では足りず、柱と柱の間を細かく計測していった。

半日がかりで調査を終えたが、企業の担当者も工場内の物件数が多すぎて、震災前後で課税物件がどう異動したかは完全には把握しかねていたとのことであった。担当者から「今回の調査で固定資産の状況が整理できて良かった。」との言葉をいただき、調査をした甲斐があった。増築部分を含め課税が再開されると、企業側には数千万円の税負担が生じる。調査前は課税再開に難色を示すのではと不安に感じたが、「石巻の企業として市の財政に協力したい。」という反応で大変うれしかった。



大規模な工場が並ぶ石巻工業港(潮見町H27.1.27)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

一年間の派遣で、震災により固定資産税の現場でどのような事態が起こりうるのかを学んだ。被災者にとって住宅再建は最重要事項であり、行政による復興事業が本格化する前から自力再建による住宅の建設需要は大きい。税制面からも被災者をサポートするには、国が示す特例制度を自治体固有の事情に配慮しながらわかりやすく周知し、手続きの簡素化をはかることが重要となる。震災対応を最初から完璧にこなすのは不可能なので、納税者の意見に耳を傾け、業務の見直しを逐次行うことも大切である。

また、東京が被災した時には全国に支援を求める可能性が高い。この時に都の組織が他自治体の応援職員でもすぐに適応できる職務環境であれば、「都の組織を理解する」時間が減り、本来の支援業務にスムーズに取りかかれる。今後は自身の職務が「外部の人間にもわかってもらえるか」という意識を強く持つようにしたい。

震災から 4 年を迎え、石巻の復興はようやく本格化してきたところである。震災当初から全力で働き続ける地元職員の方々、そして不自由な環境下でも辛抱強く暮らし続ける石巻市民には本当に頭が下がる思いであり、多くのことを学ばせてもらった。石巻で得た経験を都の業務で活かしていくとともに、復興していく石巻をこれからも応援し続けたい。

石巻市

■ 税務

財務部資産税課
家屋グループ

細木 拓馬 (主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私が配属された資産税課家屋グループは、プロパー職員が5名、他自治体からの派遣職員が9名、宮城県採用の任期付職員が2名の計16名が所属している。

家屋グループの業務内容は、「固定資産税及び都市計画税（家屋）の課税に関すること」であり、その中で私が主に担当した業務は以下のとおり。

◎新築又は増築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税のもととなる評価額の算出のための調査、計算及び税額の決定

私が担当した地域は河南地区（旧河南町）といい、津波の被害を受けた地域から内陸部へと離れた場所であり、高速道路のICからも近いため、震災後河南地区に移住するという方が多く、平成26年完成の新增築家屋は358棟になった。家屋グループの中で1班2人の5班体制で、平成26年9月から本格的に平成27年度課税にむけた新增築家屋の調査を行った。

◎震災代替特例の適用に関すること

地方税法の中に、東日本大震災で滅失又は損壊した家屋の所有者が、代わりとなる家屋を新たに取得した場合に固定資産税及び都市計画税を一部減額する特例がある。私が所属した資産税課は、他自治体からの派遣職員が多く在籍する課のひとつで、多くの派遣職員が一年で交代するため、特例適用について法やこれまでの適用基準を人員が代わる度に各人で調べなければならなかった。その状況を打開するために、特例適用の是非を決めるためのマニュアルを作成した。

また、新增築家屋の調査の際に特例適用の可能性があるかの事前調査を行ったうえで申告書を提出してもらい、精査した後、特例適用のデータをソフトに入力する作業を行った。

◎震災課税免除地域に所在する既存家屋の在来調査

地方税法の中に、東日本大震災の津波により被害を受け、市長が認めた区域内の土地及び家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税を免除するという規定がある。

この震災課税免除地域は家屋の修繕や取壊しなどの異動が特に激しく、課税上の家屋と実際の家屋の状況が乖離してしまうため、歩いて一棟ずつ家屋の異動の有無について確認した。

また、沿岸部の工業港付近には広大な敷地をもつ企業が多数所在しており、外からでは家屋の状況を正確に把握できないため、各企業にアポイントをとり、敷地内の既存家屋を調査した。

2 苦労したこと・工夫したこと

平成27年度課税に向けた新增築家屋の調査について、今年は評価替えという三年に一度の基準の見直しの年であり、石巻市の場合新基準での評価を行わなければならなかった。また、震災課税免除地域の在来家屋調査を行っていたため、新增築家屋調査の本格的な始動が9月からにずれ込んでしまった。さらに、石巻市では震災前と比較して3倍を超える新增築家屋が発生しており、調査が始動してからは一日に8棟調査を行う日が度々あり、スケジュール管理に大変苦労した。

そして、現地調査の後、固定資産税の評価額の算出のため調査結果をもとに固定資産評価基準というものに則って評価計算を行わなければならない。今回、石巻市の新增築家屋の調査を行うチームは1班2人の5班体制で、計10人のうち9人が全国の自治体からの派遣職員で構成されていた。そのため、どの調査員が調査に行っても公平な評価が行えるよう、自治体間の垣根を越えて入念な調整を行った。

また、新增築調査に伴い、上記のとおり震災代替特例という制度の適用の是非も事前に調査を行い、所有者の状況に応じて必要な提出書類等をご案内していくことも平行して行った。その中で、震災により被害を受けたが、震災代替特例の適用を受けるための要件を満たしていないケースで、被災者の事情を伺いながらも、適用することができない旨を説明していくことに苦労した。

3 印象的なエピソード

新築調査のために各家に訪問させていただいた際に様々な人たちから、震災の後、家が建つまでの苦労を聞いたことである。

特に私が担当した河南地区というのは、元々沿岸部で生活をしていた方々が移り住んできた物件が多く、「昔からの馴染みの土地に建て直したいけれど、危険区域に指定されて家が建てられないからこっちに移り住んだ」と言う人がたくさんいた。

そのような、震災により大きな被害を受けて、ようやく家を再建した人たちに対して税金を算出するための調査をお願いしますと言っているのだから、強い非難の声があるのではと思っていた。しかし、大抵の人が快く調査に応じてくださったことに驚いた。それと同時に、しっかりと納税者に対して説明を果たす責任と正確な評価・課税を行わなければならない責任を再確認することができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災した後どのように組織が動いていくのかがとても大切だと感じた。私が所属した資産税課は全国の自治体から派遣職員が来ており、各自治体でやり方も様々だった。そのため、幾度となく会議が行われ、公平な課税ができるようにやり方を統一させていった。万が一、東京が被災したときに備え、他の自治体から派遣職員に来ていただくことを想定して、受け入れの体制をしっかりと検討しておく必要があると思った。

最後に、一年間被災地での復興支援という貴重な経験ができました。一緒に仕事をした石巻市職員、他の自治体からの派遣職員、またサポートしていただいた東京都職員の皆様に、心から感謝申し上げます。



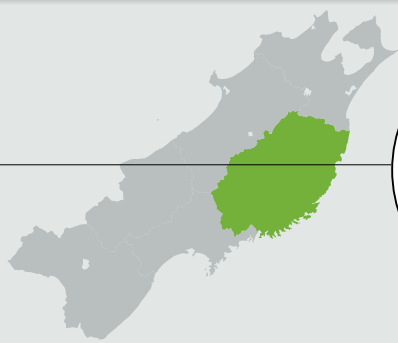
震災前は住宅が立ち並んだ沿岸部。津波によりほとんどの家屋が流失した。



須江(河南地区)に平成26年に完成した復興公営住宅。

■ 避難者支援

復興局
生活再建課



岩手県

業務概要

1 局の概要

岩手県復興局は、地震及び津波からの地域の「再生と復興」に向け、まちづくり、産業再生及び被災者の生活再建など部局横断的な課題に取り組んでいます。

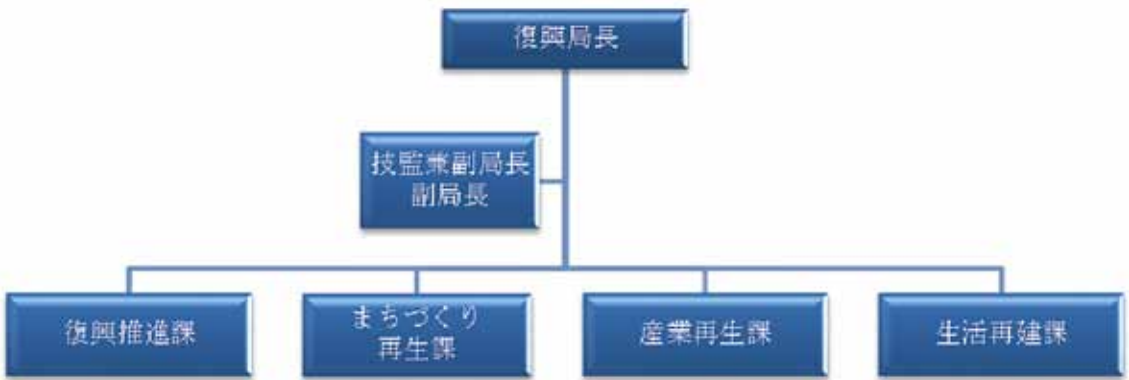
平成 26 年度は、迅速な復興の達成と平成 31 年度に予定されている県の次期総合計画の策定を見据え、平成 23 年度から 30 年度までの 8 年間で全体計画期間とした「岩手県東日本大震災津波復興計画」の「第 2 期～本格復興期間～」の初年度であり、「第 1 期～基盤復興期間～」の取組成果をベースに本格復興に向けて業務に取り組んでいます。

◇岩手県東日本大震災津波復興計画



○復興局の組織及び配置人員

・組織図



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

・各課の業務内容

組 織	業務内容
復興推進課	岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理、復興交付金に関する国及び市町村との調整、復興に関する広報及び県民運動
まちづくり再生課	被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整
産業再生課	ものづくり産業、観光産業等の復興に関する企画及び調整
生活再建課	被災者の生活再建支援、「被災者相談支援センター」の運営、県内外の避難者支援

・配置人員

所 属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
復興推進課	15名	5名	3名	23名
まちづくり再生課	6名	0名	1名	7名
産業再生課	6名	1名	1名	8名
生活再建課	11名	3名	3名	17名
計	38名	9名	8名	55名

※局長、技監兼副局長及び副局長は復興推進課に含む。

※応援職員は、都道府県（東京都、千葉県、富山県、福井県）及び民間企業の職員



復興局のある岩手県庁【岩手県盛岡市】（平成27年1月）



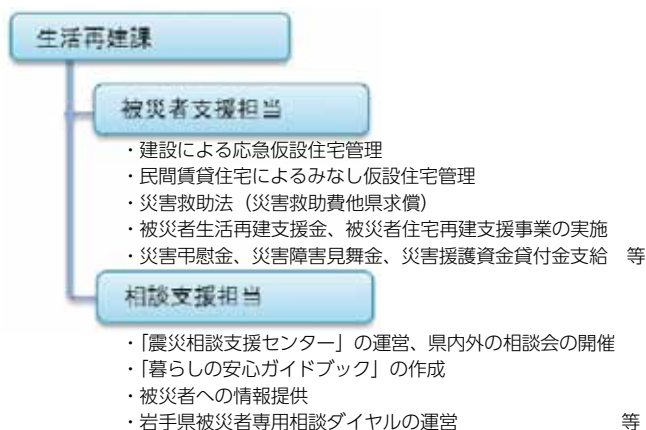
復興局の執務室【岩手県庁12階】（平成27年1月）

2 課の概要

復興局生活再建課は、組織目標を「被災者の暮らしの再建を図るため、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う」と定め、被災者への支援や支援金等の支給に関する業務に取り組んでいます。

組織と主な業務は、下図のとおりで、職員数は、17名（岩手県11名（管理職3名、一般8名）、他都道府県3名及び臨時職員3名）です。

○組織と主な業務



等

岩手県

■ 避難者支援

復興局
生活再建課
被災者支援担当

石川 雅嗣 (都市整備局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 担当業務の概要

私は、復興局生活再建課被災者支援担当に配属されました。被災者支援担当の体制は、担当課長以下、7名の一般職員（うち、他都道府県からの派遣は、私を含めて2名）と臨時職員が2名であり、担当した主な業務は次のとおりです。

(1) 民間賃貸住宅によるみなし仮設住宅の管理

民間賃貸住宅によるみなし仮設住宅（以下、「みなし仮設住宅」という。）は、災害救助法に基づき建設された応急仮設住宅（プレハブ仮設）だけでは、必要な戸数を確保できないため、民間のアパート、マンション及び空き家となった一戸建て住宅を県が借り上げて、自宅の再建や災害公営住宅への入居などの住宅面での新たなスタートができるまでの間、被災者の方に入居していただくものであり、私は、入退去の契約や賃貸料の支払に係る事務やトラブル対応などの業務を行いました。

(2) 応急仮設住宅共益費支援事業の執行

応急仮設住宅共益費支援事業は、災害救助法に基づき設置した応急仮設住宅（プレハブ仮設）及び集会所等に係る共益費（集会所の光熱水料及び仮設住宅団地内の外灯の電気料など）について、各市町村が負担する共益費相当額を県が独自財源により応急仮設住宅等共益費負担金として交付するもので、市町村との交付対象の調整や交付手続を行いました。



防災集団移転促進事業により整備された区画に住宅建設が進む崎浜地区【岩手県大船渡市】（平成26年11月）



応急仮設住宅に入居されていた方も入居した災害公営住宅下和野団地【岩手県陸前高田市】（平成26年10月入居開始）

2 苦労したこと・工夫したこと

応急仮設住宅（プレハブ）の入退去管理は、各市町村が行っていることから入居者の状況を市町村が把握しながら業務に取り組んでいますが、みなし仮設住宅は県が契約関係を行って、日々の管理は一般の賃貸住宅と同様に管理会社等が行っています。

このため、入居開始から3年を経過し、入居実態がない・入居している人数が増えている・無断でペットを飼育しているなどの連絡が借り主である県に寄せられ、その都度、入居者への連絡又は物件への訪問（沿岸部の場合には公用車で片道2時間程度の移動）し、入居者の方々とお話をしました。

被災され、応急仮設住宅にお住まいの大勢の方々が復興に向けて前を見て生活している中それぞれの事情があると思いますが、心無い入居者に対し、複雑な気持ちになりながら業務を進めたことが残念でした。

3 印象的なエピソード

みなし仮設住宅として入居していた物件が河川改修事業により移転を求められた方が相談に来られ、お話を聞き、入居されている方に不利益がないように国土交通省の担当官と補償費用の調整を行いました。資料を作成して、入居者の自宅を訪問し、説明したところ、後日「無事に引越しが終わった。ありがとう。」と電話を受けたときに、生活再建課の組織目標である「被災者一人ひとりに寄り添った支援」が少しできたかな？と感じました。

また、平成27年1月に開催された「いわて三陸復興フォーラム」において、現在の業務の制度及び状況をまとめた資料（「被災者への応急仮設住宅の供与について」）により、約70名の聴衆の前で説明と質疑をさせていただきました。緊張しましたが、課内の方々の協力もあり無事に発表でき、いい思い出となりました。



いわて三陸復興フォーラム(平成27年1月16日)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県復興局では、岩手県職員のほか、東京都や千葉県などの都道府県職員、そして民間企業から派遣されている職員が集まり、「三陸復興」のため意欲的に業務に取り組んでいて、様々な仕事のやり方や考え方を学ぶことができました。そして一つの目標に向けた絆（チームワーク）で業務に取り組んでいくことの重要性を改めて感じ、今後都で仕事をしていく上で貴重な経験と財産を得ることができました。

今後、災害時や大規模なプロジェクトを推進する場合、地方自治体間の連携は必須となるはずです。今回の派遣を通じ、得ることのできた他の組織で勤務した経験や他の自治体の方々との人脈を、災害時だけでなく、今後の業務で活用していきたいと考えています。

また、都では庁内調整の業務が多く、恥ずかしながら住民の方との交渉をしたことがありませんでした。今回の業務を通じて、県民の方との直接お話をさせていただく機会を得て、丁寧に説明するだけでなく、相手の被災時の状況や今後の生活のことなどに傾聴しながら、一人ひとりに寄り合いながら調整を行っていくことの大切さと、時には心苦しいですが厳しく対応する重要性を学ぶことができました。

5 最後に

復興局では、応援職員を温かく迎えていただき、県庁内でも公募制人事が行われていることもあり、県の方も復興に対する意欲の高い職員が多く、忙しくても仕事の進め方などの相談に乗っていただきました。そして、復興局長より「縁あって岩手県に派遣されたので、岩手を満喫して欲しい」と言われ、休日には岩手山への登山や「安比リレーマラソン」などのイベントにも参加させていただき、「オン・オフ」をしっかりと切り替えることができ、公私共に充実した生活を過ごさせていただき感謝しています。

そして、私は、東京都に入都するまで岩手県盛岡市で生活しており、東日本大震災で故郷である岩手の被災状況をテレビなどで見るたびに心が苦しくなり、少しでも生まれ育った故郷のために働きたいと派遣を希望し、都の方々の理解を得て派遣していただきました。派遣期間中は、実家で家族と暮らしながら勤務ができ、故郷の復興に携わりながら実家で少しですが親孝行もさせていただき、とても感謝しています。

東日本大震災から4年が経過しましたが、被災地の復興が本格化するのはいまだこれからです。岩手県をはじめ、被災された皆様一人ひとりが幸せになる復興が実現するよう、都民はもとより国民が「復興できた」と言えるまでには時間を要することを理解し、どんなときも被災地のことを忘れず関心を寄せていただき、特産品の購入など小さいかたちでもかまわないので、支援で続けて欲しいと願っています。

そして、各地が復興を遂げて、一人ひとりが安心して生活できる日が1日でも早く訪れることを願っています。



復興局職員と登山(平成26年7月)



復興局長とともに安比リレーマラソンを完走
(平成26年9月)

岩手県

■ 避難者支援

復興局
生活再建課
相談支援担当

吉富 夕希子 (建設局)

1 担当業務の概要

■相談対応

私は、復興局生活再建課相談支援担当に配属され、主に県外・内陸避難者支援に関する業務を担当し、移動先の自治体や支援団体等が主催する交流会に出席して、相談対応を行いました。

震災の影響により、全国各地や県内内陸市町村に移動されている方が多数いらっしゃいます。4年経った今でも、41都道府県に1,700人余り、内陸19市町村に4,000人弱の被災者の方が居住している状況ですが、まちづくりや復興事業に追われる被災市町村ではそのような方々への支援にまでなかなか手が回らないこともあり、県でその役割を補完している面もあります。

■情報の提供等

前述した、相談対応のほか、被災者への情報提供、「暮らしの安心ガイドブック」作成、アンケート調査などを行いました。

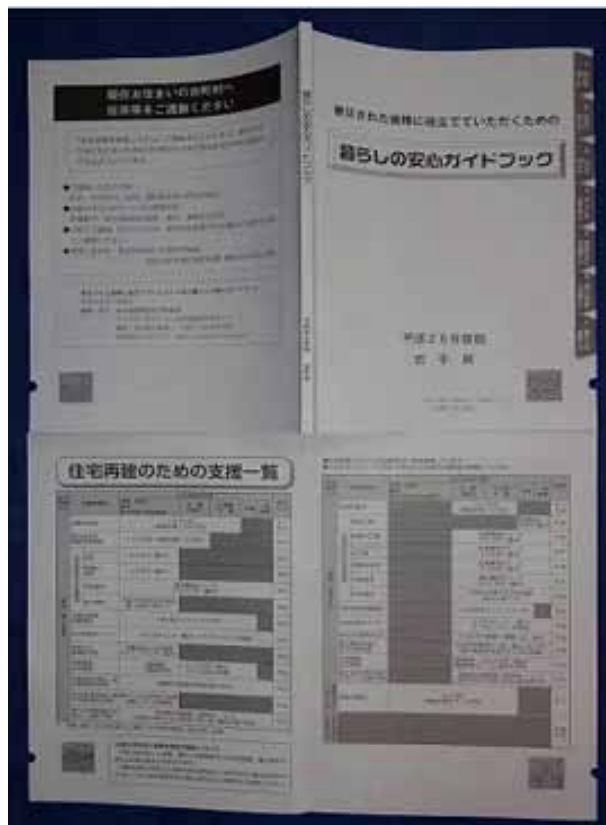
(1) 被災者への情報提供

ふるさとから離れていると、なかなか情報が入りにくいのが現状です。そのような情報格差を補うため、復興の進捗や支援事業の情報等を直接郵送により定期的に提供しました。特に、需要が高い災害公営住宅の情報は、いずれ県内に建設予定の災害公営住宅の募集状況が分かる一覧表が必要であると考え、住宅担当部署と連携して作成しました。

出身地別、居住地別に情報を送付するなど、地元に戻りたいと願う被災者が地元に戻ることができるよう、また、移動先での暮らしが充実したものとなるよう、丁寧な情報提供に努めました。

(2) 「暮らしの安心ガイドブック」の作成

これまで、被災者の生活再建に係る支援事業や相談窓口等を一冊に取りまとめたガイドブックを作成・配布し、被災者の方々の不安や課題が解消されるよう、分かりやすい情報提供を行っていましたが、内容をより充実させ、全ページに音声コードを配置し、ユニバーサル



「暮らしの安心ガイドブック」(平成26年度版)

デザインへと進化させました。

(3) 被災者へのアンケート調査

今後の居住場所の意向や支援ニーズ等を把握し、施策へ反映させることを目的に、年1回、被災者へのアンケート調査を行っていましたが、本年度は初めて、全数調査を行いました。作成・発送から集計・考察まですべて職員の手で行っているため、厳しい作業ではありましたが、今後、まちづくりが本格化する時期を迎え、決断を迫られる被災者により効果的な支援を行うためには必要だと考えました。

結果的に、支援を必要としている被災者を特定することができ、個別訪問の実施へとつながり、意味のある改善だったと感じています。

2 苦労したこと・工夫したこと

4月から、「引き継ぎ」を意識して、業務を遂行してきました。

どのような仕事をする上でも当たり前のことのようにですが、派遣職員という立場であるということと、復興局という場所で仕事をするということで、特に留意しました。

私が配属された「復興局」という組織は、既存の各部署からさまざまな職員が集められてできた組織です。まだまだ時間は要しますが、いずれは、解体される部署であろうし、そうでなければならないとも思います。発災によってできた特別な組織であるからこそ、復興の過程において単なる「通りすがり」に過ぎない私自身であっても、既存の各部署に帰結させる仕事のやり方をしていければと考えていました。

他方で、平成26年度は、県の復興基本計画における本格復興期間の始まりの年ということで、従来の取組みに対して、前例踏襲ではなく、見直しできる箇所はないかという視点を常に念頭に置いてきました。そのときそのときで最善の取り組みであったとしても、継続していくうちに、綻びも出てくれば、改善しうる点も見えてきます。その気付きや疑問をそのままにせず、検討を行い、丁寧に取組みに反映させたことで、一つ一つの事業についてこの時期に必要な見直しが図れたと考えています。

ただ、その際には、岩手県のやり方を尊重するよう心掛けました。岩手県で働く中で、同じ行政であっても当然に、東京都とは違う点が多々あり、戸惑うことやすぐには理解できないことも無かったわけではありません。

それに対し、もちろん、東京都のやり方をうまく活用できる部分は取り入れながらも、ただの批判や押しつけにはならないよう、私自身は、可能な限り岩手県のやり方に合わせたつもりです。

配属先では、業務分担上は2人担当制を敷き、私の担当業務にも、副担当という形で正規の県職員の方がいらっしやいました。業務において互いに余裕があるわけでは無い状況でしたが、いつも助けていただき、相談しながら議論を重ね、目的を共有して一緒に仕事を進めることができたと思っています。

岩手県での仕事は、目標が明確で、自分で考えたことを形にできる面白さがありました。人間関係や職場環境に悩んだこともありましたが、のびのびと仕事をさせていただいたことに深く感謝しています。

3 印象的なエピソード

仕事上、被災者の方と直接接する機会が多かったのですが、岩手県の職員として見ていただきお話を聞けたことは、非常にやりがいを感じるものでした。

実際の被災体験を真には理解できないことに加え、地名もわからなければ制度の内容にも詳しくないところからのスタートでしたが、方言を少しずつ真似しながら覚え、制度や岩手県のことを勉強し、相手方の状況を想像し、気持ちに寄り添う努力をする中で、少しずつ「岩手県職員」になれた気がしています。

先日、県のホームページで「暮らしの安心ガイドブック」を見たという首都圏在住の一般の方から、「来たるべき首都圏での大地震に備えて、地域の防災・減災対策として大変参考になるので、暮らしの安心ガイドブックを送ってもらえないか」というお問い合わせをいただきました。そのとき、とても嬉しい感情になったことを今

でも覚えています。

平成 27 年は阪神・淡路大震災から 20 年目です。恥ずかしながら私は、阪神・淡路大震災によって被災者生活再建支援制度ができたことを、岩手県に来るまで知りませんでした。しかし、その制度のおかげで、今回の震災の被災者の方々が少しでも救われています。

私は、岩手県職員として、岩手県も、今回の震災の被災県として、次の被災地へ、後世へ、何か一助となるものを残していかないといけないと考え、業務に取り組んできました。何か大きなものを成し遂げられたわけではありませんが、今後も、岩手県の復興に様々なかたちで携わっていきたいと思っています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

1 年間、特別な場で仕事をする機会を与えていただいて、実際の被災後の現場において働く中で得られたものは、私にとって大きな財産になりました。

避難者の受入側の東京都ともやり取りをすることが多く、東京都を始め、全国各地で自治体や支援団体等のみなさんが本当に熱心に支援をしてくださっていることを知り、少しの驚きとともに、感謝の気持ちでいっぱいでした。受入側と被災側の両方の状況を理解しながら、連携して取り組んだ経験は、今後、立場が変わった際にも生きてくると感じています。

また、私は、ご支援に対する謝意を伝え、引き続き連携して取り組んでいただけるようご協力をお願いし、相手方の直接の担当者において支援が必要だと認識してもらうことが、担当としての役割の一つであったと考えています。

そう遠くない将来、必ずや東京でも大きな災害が発生し、被災地になるでしょう。

どこの組織であってもそうだと思いますが、残念ながら全員が同じ方向を向いているわけではありません。働かない人も動かない人も必ずいます。そうであっても、私は、担当者として、少なくとも自分自身は強い気持ちを持って仕事に向き合い、動ける人間でいたい、と改めて思いました。

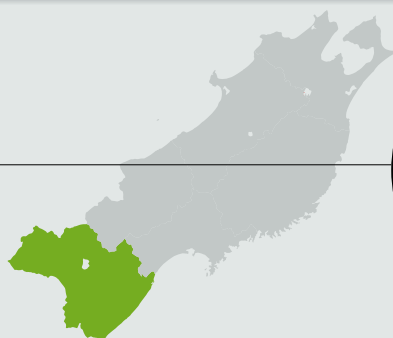
最後になりましたが、受け入れてくださった岩手県の皆様、そして、送り出してくださった東京都の皆様にご心より感謝申し上げます。東京都の皆様には、多々ご迷惑をお掛けすることばかりだったにもかかわらず、あたたかく応援をしてくださり、本当にありがとうございました。



県外避難者との交流会

■ 避難者支援

生活環境部避難者支援課



福島県

業務概要

私が派遣された避難者支援課は、震災後の平成 24 年度に発足した組織で、大きく分けて生活支援担当と避難者支援担当の 2 つに分かれます。生活支援担当では、災害援護資金や災害弔慰金、被災者生活再建支援金に関することや、応急仮設住宅の供与に関する事務等を行っています。避難者支援担当では、避難者への情報提供や避難者支援団体への補助事業、避難者からの相談対応等を行っています。避難者支援課には、私を含めて他県（栃木県、東京都、富山県、福井県、愛知県）から 7 名の職員が派遣されており、また、福島県からも避難者の多い 14 都府県に 11 名の職員が駐在員として派遣されており、避難者交流会での相談対応や、避難者受け入れ都道府県との調整等を行っています。



津波被災地域の様子



花見山

福島県

■ 避難者支援

生活環境部
避難者支援課

丹野 陽子 (福祉保健局)

1 担当業務の概要

○避難者への情報提供事業

私は、避難者が避難先にあっても、ふるさととのつながりを維持し、安心して生活できるよう、避難元市町村や県からの広報誌やお知らせを毎月ダイレクトメールで送付する事業を担当しました。送付数は原発避難者特例法指定 12 市町村からの県内・県外避難世帯約 42,000 世帯と、それ以外の市町村からの県外自主避難世帯約 5,000 世帯の計約 47,000 世帯です。

地元のテレビ番組や新聞では復興関連のコーナーが設けられていたり、毎日、県内各地の放射線量等をお知らせしていたりと、県内にいるとニュースや新聞で震災関連のニュースを目にしない日はありません。しかし、県外にいますと、県内の様子について知る手段は少なく、避難生活が長期化する中で、このような情報提供はとても大切だと感じました。

県の広報物としては、県の広報誌「ゆめだより」や、避難者支援課で発行している「ふくしまの今が分かる新聞」、地元新聞（福島民報・福島民友）のダイジェスト版、県外で受検できる内部被ばく検査の案内等を送付しました。

○応急仮設住宅の供与に関する事務

応急仮設住宅のうち、UR 住宅や雇用促進住宅の供与に関する事務や、入居者や管理会社からの相談、問い合わせへの対応を担当しました。住宅の住替えに関しては、1 件 1 件個別の判断が必要であり、特に病気の場合等、急を要する案件もあることから、相談があった際には迅速に対応できるよう、管理会社等と連絡を取り合いながら対応しました。

○交流会や相談会への参加

県外では、支援団体や避難者受け入れ自治体等によって週に 1 回・月に 1 回など、定期的に行われている交流会や相談会のほか、避難者の多い都県では年に数回、大規模な交流会等が開かれています。このような交流会に参加し、避難者からの相談や要望等への対応をしました。

2 苦労したこと・工夫したこと

○幅広い業務を把握している必要性

避難者支援課の業務は、避難者と直接会う機会が多く、相談や問い合わせの電話がかかってくることも多々ありました。避難者支援は県の施策だけでも多岐に渡っているため、県庁にはどんな組織があるのか、避難者向けの支援はどのようなものがあり、どの部署が担当しているのか等、把握するのに苦労しました。4 月や 5 月は、県の組織すらわからない状態だったため、特に大変でした。

○さまざまな立場からの意見

避難者支援業務をする中で、避難者、県民、支援団体の方、避難元・避難先自治体の職員等、様々な立場の方のお話を聞く機会がありました。その中で、特に印象に残っているのは「私は避難したくても仕事も家族もいて避難できなかった。自主避難している人たちばかり支援するのではなく、県内に残って頑張っている人のこともちゃんと見てほしい。」「避難指示区域の人は避難元市町村から独自の支援を受けていて、手厚く支援してもらっ

ているが、自主避難者への支援は少ない。もっと増やしてほしい。」という意見です。

避難者と一口と言っても避難指示区域からの避難者とそれ以外の地域からの自主避難者がいます。また避難指示区域外では、自主的に避難した人と、不安を抱えながらも県内に留まる人がいるなど、その立場によって状況は異なり、抱える問題も違います。このようにさまざまな立場からの意見を聞いた際に、どうしたらいいのか悩むこともあり、県職員や派遣職員ともそれぞれの思いや考えについてたくさん話をしました。

○車での移動

都では、出張の際には電車やバスなどの公共交通機関や、タクシーでの移動しか経験がなく、業務で自動車を運転したことはありませんでした。しかし、福島県では県内や近隣県への移動は基本的に公用車を使います。私自身、学生の頃に免許は取得していましたがほとんど運転する機会がなく、ペーパードライバーの状態でした。派遣中は実家から通勤していたため、休日は早朝に父親を助手席に乗せて運転の練習をしましたが、業務で運転できるほど上達することができず、結局ペーパードライバーのままでした。そのため、若手でありながらも車に乗せてもらうばかりで、非常に申し訳なく、情けなく思いました。

3 印象的なエピソード

交流会で避難者と直接話すと、こんな声が聞かれました。「毎月、避難元市町村や県からの広報物は届くが、情報が全然足りない。」「国や県は自分たちに都合のいい情報だけを発信しているのではないか。」

避難者への情報提供事業の担当として、県や市町村から情報は毎月送っており、内容も除染の状況や支援情報等、充実しているはずなのに、そのような意見が出るのはなぜなのだろうと考えました。こちらが伝えたいと思ってたくさんの広報物を送付していても、自分に必要のない情報は全く読んでもらえず、そのまま捨てられてしまうこともあります。多くの情報を一方的に提供するだけで満足するのではなく、避難者のニーズに沿った広報物を検討すること、そして、正しい情報は根気強く丁寧に繰り返し説明していく必要性を強く感じました。

一方で、そのような意見の他に、避難者から「毎月送られてくるのを楽しみにしている。」「自分も見捨てられていないのだと思ってうれしくなった。」というような有り難い言葉もいただきました。自分の仕事が避難者の役に立っているということが実感でき、とてもうれしく、やりがいを感じることができました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私は高校卒業までを福島で過ごしました。現在も福島に両親・親戚や友人などが多く暮らしています。

大切な人がいる大好きなふくしまの現状を自分の目で見たい、ふるさとのために役立ちたい、そんな思いを抱えての派遣でしたが、思いだけが強く、空回りすることも多々あり、自分のスキルや経験不足を痛感しました。

そんな中で、1年間この業務に携わって自分なりに一番よく考えたのは、自分が今やっていることが、「何のための、誰のための仕事か」ということです。様々な声を聞いた際に、この方法が本当に正しいのか迷うこともありましたが、避難者の生の声を聞くことで、「福島の復興」という大きな目的の中の大切な事業であることを改めて感じることができました。自分の担当する仕事の先には、全国に避難している方々がいる。毎月の広報誌を待っている避難者がいる。そう思うたびに身が引き締まりました。

避難者支援に限らず、行政の仕事は一筋縄ではいかないこと、解決にかなりの時間を要することがたくさんあります。自分の担当する業務が実際にはどのように住民に届き、どんな効果があるのかがなかなか見えないこともあります。そんな状況でも、ただ業務を円滑にこなしていくのではなく、自分の担当する仕事は何のためにやっているのか、本当に役立っているのかを想像すること、そして自分の仕事の先にいる住民の存在を意識すること、それがとても大切なことだと思いました。都に戻ってからこの気持ちを忘れず、業務に取り組んでいきたいと思っています。

福島が本当の意味で復興したというためには、インフラや環境の整備はもちろんですが、それだけでは足りません。避難者がそれぞれの生活再建を果たすこと、福島で生活する人々の放射能に対する不安がなくなること、これからの日々希望を持ち、心穏やかに生活できること。それが達成できたとき、本当の意味で復興したと

いえるのではないのでしょうか。そう考えると、福島
の復興にはまだまだ長い時間がかかるかもしれません。

私にとってこの1年は本当にあっという間でしたが、ふるさとや自分とも向き合えたかけがえのない
時間となりました。そして、福島県職員だけでなく
様々な県からの派遣職員と同じ目標に向かって仕事
ができたことは、今後の長い都庁人生においても、
貴重な経験であり、財産となるでしょう。不安も抱
えての派遣でしたが、福島県に、避難者支援課に派
遣されて多くのことを考え、学びました。福島県派
遣への背中を押してくださった都の上司や先輩・同
期、派遣期間中も手厚いサポートをしてくださった
東京都被災地支援福島県事務所の皆さん、そして、

1年間一緒に仕事をした福島県の皆さん、派遣職員の皆さん、出会えたすべての方々に深く感謝しています。



「ふくしま避難者交流会」でのパネル展示の様子
(平成27年1月12日 東京国際フォーラム)



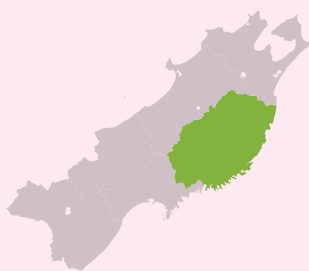
避難者支援課で発行している
「ふくしまの今が分かる新聞」

任期付 職員派遣

第2部

岩手県

大船渡市



光富 正敏
滑川 正倫
飯野 達夫
西川 泰弘

1 大船渡市及び市役所の概要

大船渡市の人口は、震災前40,769人、平成26年末現在38,896人。岩手の湘南といわれる比較的温暖なところで、漁業、水産加工業を中心とする市である。1960年のチリ地震でも大きな被害があり、2010年に、50周年の節目として、大々的な避難訓練を実施したばかりであった。ちなみに、「津波てんでんこ（津波が来たら、各自てんで高所へ避難しなさい）」という言葉は、大船渡市綾里在住の故山下文男さんの創案したものである。

東日本大震災での被害は、死者行方不明者あわせて419人、建物被害5,566世帯（総世帯数14,420世帯）であった。市役所の職員数は、一般行政職276人（平均年齢42.3歳）である。

派遣職員は、79人（うち土木職39人、建築職4人）で、北海道から鹿児島までの都県市区および経済同友会、国境なき技師団から支援に来ている。ほとんどの派遣職員は任期1年であるが、希望してもう1年延長した人もいる。宿舎は仮設住宅が大多数だが、民間アパート入居者もいる。

ハード面の復興は、市長をトップとする復興推進対策本部の下に、災害復興局があり、政策立案とともに、高台移転（防災集団移転促進事業）、区画整理、災害防災拠点整備などの事業を実施している。道路、上下水道の復旧、災害公営住宅の建設は、都市整備部。漁港施設、漁港海岸の整備は、農林水産部の業務である。

市の他に、2種漁港、市管理以外の海岸保全施設、農地の復旧は、岩手県大船渡農林振興センター、湾口防波堤は、国直轄（東北地方整備局釜石港湾事務所）で実施している。

【コラム】困ったこと

最初に困るのが、地名の読み方がわからないことと、地元の人の言葉がわからないことだ。訛り（大船渡はケセン語）だけでなく、文法も違う。たとえば、「Aさんはいらっしゃいますか？」と聞いたとき、「Aは、出かけてました。」という答えが返ってくる。過去のことを言っているのか、現在はどうなんだ？と疑問になる。後になって、土地の人に聞いたら、「出かけている」ということを、丁寧にいうと「出かけてました」となるらしい。

地元の人同士（特に年配の人）でしゃべっているのが、全くわからない。また、同じ苗字（佐藤、及川、千葉など）が多く、ファーストネームか屋号で呼ばないと通じないことがある。

2 担当業務（農林水産部水産課）

（1）初期段階の取組

ア. 着任時の業務

着任してすぐ、4人の都派遣職員で、地図を見ながら漁港めぐり。ほとんどが、県道から降りていったところにあるのだが、降り口が分らず、市役所にもどって住宅地図で確認し、再度探してやっと辿りついた。全16港の1種漁港を廻るのに、3日を費やした。

まだ施設が壊れたまま放置されていたり、荷捌き所が水に浸かっていたりで、被害が生々しい。ウミネコがのんびり遊んでいた。



その後、担当業務の割り当てがあった。滑川は野野前漁港、飯野は泊漁港、西川は泊里漁港が割り振られ、光富は無任所となった。西川と光富は、取り敢えず、臨港道路の応急復旧工事の設計を直営でやることになった。まずは、現地踏査と関係者協議。写真撮影、距離測定などを実施。道路の一部は海水がたまっているが、フォークリフトが道路上を行き交っている。その後、道路に面している水産会社の事務所を訪問。協議相手は、もと建設会社に勤務していた役員。技術屋出身なので話が早い。工事時期、順序などを相談して引き上げた。

設計図は光富がJW-CADで描き、西川が土木積算システムで積算。比較的短期間に設計を仕上げて、係長に渡したのだが、なかなか起工しない。当地の漁港復旧工事は係長が担当していて、現地調整がいろいろあるようだ。



イ. 契約不調問題の解決

大船渡市には、漁港建設を実施する業者が4社しかない。これまでは、小さな工事をちょっとずつ積上げて来たので、それで良かったのだろうが、5年間で災害復旧を完了させなければならないのに、人手が足りない。北海道から九州までの土木技術者が集められているのだが、特に資格をもった監理技術者の不足が致命的だ。

光富に対しては、設計施工一括発注や、CM（コンストラクション・マネジメント）などについて、どういう内容で、どんな実施例があるか、大船渡市で適用可能か、などについてレポートが求められた。契約不調も2度、3度となり、水産課としては大手マリコンに発注せざるを得ないと腹を決めたものの、契約担当の財務課が、市内業者や市議会を気にしてか、なかなか決断してくれない。

市の職員は、大手業者との付き合いがないので、大手を指名するとしても、どんな会社があって、どのくらいの額なら受けてくれるのかも分らない。そこで、滑川と光富でマリコンと連絡をとって来庁してもらうことになった。

災害復旧工事数本を合併起工として、工事量のボリュームを確保することにし、契約部門との折衝は、プロパーの課長補佐に任せた。もう一度、地元業者に発注して、不調を確認した後、県実績のあるマリコンと地元業者を含

めて指名し、やっと契約することができた。

(2) 漁港復旧工事(滑川、飯野、西川が担当)

県と市の工事順序は真逆で、県は先ず防波堤復旧を優先し、港内の静穏度を確保してから漁港施設の復旧をするという正攻法。市は、一日も早く生業(なりわい)を復旧させるため、まず、船着場の嵩上げ、道路の応急復旧を優先した。このため、市営の漁港は、現在ほとんど漁業生産額が震災前の水準に復旧しているが、県営漁港では、まだ使えない漁港もあるという状態だ。

しかし、市営の漁港は、低気圧が接近する度に手戻り工事となったり、わかめやアワビの漁期には工事を中断したりで、なかなか思ったように進捗しない。また、建設作業員や大型型枠は、漁港復旧工事間で使いまわしているため、工事が出来ない期間も生じてしまう、という苦労があった。

業務を委託している設計業者や、工事請負業者の担当の中には、知識・経験が充分でない人もいたため、飯野の設計知識、滑川の海洋工事施工経験、西川の業者操縦法などを発揮することによって、担当の工事を進捗させるだけでなく、プロパー職員からも頼られる場面も多くなってきた。

	ビフォー	アフター
野野前漁港 (滑川担当)		
泊漁港 (飯野担当)		
泊里漁港 (西川担当)		

その後、担当替えがあり、これまでの担当に加えて、滑川は、蛸ノ浦、長崎、合足、飯野は、小壁、西川は、碁石の各漁港も担当、飯野、西川は、防潮堤も担当することとなった。

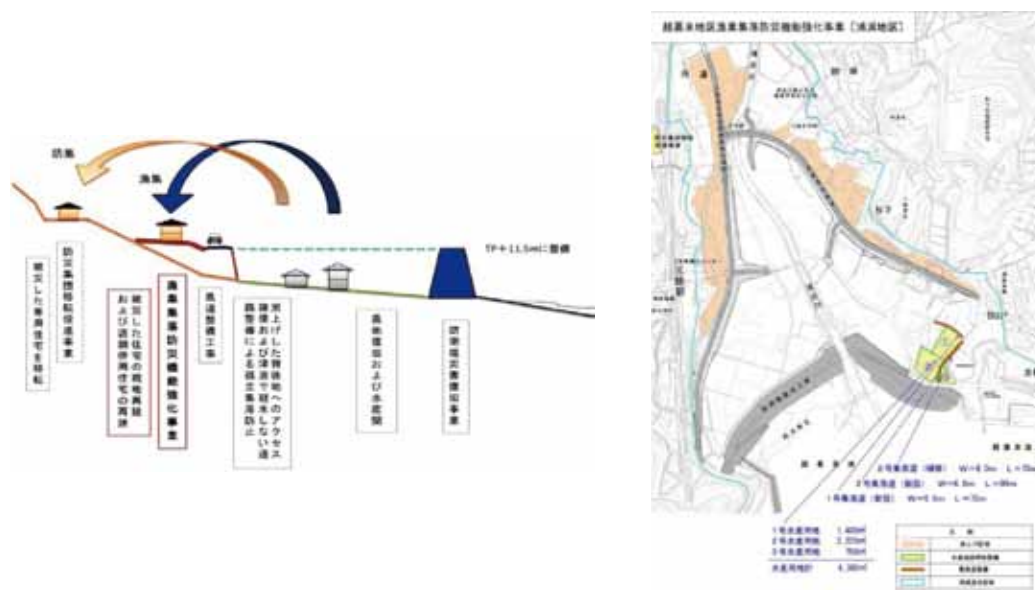
(3) 漁集事業への取り組み(光富が担当)

高台移転のための宅地造成は防災集団移転促進事業で実施しているが、津波で流された低地の復興は、大船渡駅周辺の区画整理事業だけで、特に都市計画区域外である旧三陸町の区域では、漁業集落防災機能強化事業ぐら

いしか、復興交付金事業のメニューにない。光富が赴任する前は、前任者があまり積極的でなく、復興交付金申請が2度不採択となっていた。

浦浜地区では、県道が嵩上げ（最大6m程度）となるので、宅地も嵩上げしないと道路背後に水溜りができることになる。復興庁への説明資料を私が作る事となった。水産庁から防災計画官や企画係長が現地視察に来たので、相談すると、内水排水の費用と嵩上げ費用との比較資料を作ったかどうかという指導があった。早速、岩手県の地区別雨量データなどを入手して、必要な排水施設を想定し、費用を算出した。

嵩上げた後の復興イメージその他の資料も要求されたが、全て直営で作成し、復興庁の計画策定支援（復興交付金申請ヒアリングをこう呼んでいる）に臨んだ。思ったより感触が良く、採択となった。



3 被災地復興に向けた課題

漁港海岸の設計では、擁壁部分は大部分出来ているが、陸閘が問題となっている。今回の震災津波で、水門・陸閘を閉鎖に行った消防員などが、数多く犠牲となっている。県は、当初、光ファイバーと衛星通信で全てを遠隔制御にする計画だったが、そのランニングコストの膨大さに驚いて、少数の重要地点はJ-ALERTを使って、県が閉鎖信号を発出することとし、その他の水門・陸閘は常時閉鎖（通過時にボタンを押して開放し、一定時間後自動閉鎖）又は浮上式（フラップゲート方式）とするよう方針転換し、市町村の同意を得るべく説明に回っているところだ。

また、養殖業に従事する漁民からは、沖の筏で作業しているときに地震が起きた場合、漁港に着いたとき陸閘が閉まっていたら避難できるのか？乗り越え道路が作れないのかという意見も出てきており、場合によっては、防潮堤の設計を見直さなければならなくなる。

4 大船渡での生活

派遣職員は、多くが仮設住宅住まいであり、都派遣の4人は同じ団地に住んでいる。市役所までは、17km。それぞれ自家用車通勤で、峠を2つ越えて約25分の道程だ。

真冬の朝は、車全体が凍りついた状態で、まずエンジンを始動してヒーターを目一杯にし、解氷スプレーをかけて、氷を取り除かないと、視界が確保されない。解かしたそばからまた凍り付いてしまうこともある。また、雪が積もっていると、玄関の戸も開かないくらいのときもある。したがって、真冬では、朝早くに起き、まず雪が積もっていないか確認。積もっていれば、通路の雪かき。身支度をしたら車の雪落とし、ヒーター掛け、解氷などをし、走行速度も落とすので運転時間も長くなる。また、1週おきに、市役所駐車場と少し離れた代替駐車場と交代となるので、代替駐車場から市役所まで歩くのが大変な時もある。



食事は、昼は4人とも弁当を自席で食べる（飲食店が近くにない）。夕食は自炊している者と惣菜などを買って来ている者（中食）があり、赴任して太った人、ダイエットと運動で体重をコントロールしている人もいる。スーパーで買い物して帰宅、それから料理すると時間が遅くなってしまう。なるべく地元の魚、野菜を使いたいが、必ずしもスーパーに並んでいない。サンマ、タラ、白子などが、東京より大分安い、あまり魚の種類が多くないのが残念。

休日は、スキー、テニス、ゴルフ、水泳、ウォーキングなどでリフレッシュしている人と「まちづくり協議会」などに参加している人がいる。

最長5年という任期（1年更新）の半分くらいとなる。漁港復旧工事は平成27年度中にはほとんど完成となるが、防潮堤は未着工のものもあり、陸開は制御方式が決まらなと設計もできない状況だ。集落の復興も用地交渉の段階であるが、在任中に何とか目処を付けたいと思い、頑張っていきたい。



大船渡線BRT（盛駅にて）

宮城県

南三陸町



小永井 耕一
須釜 弘
佐藤 季治
對馬 和彦

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 業務概要

建設課

目的＝震災前は町役場の土木建築工事関係全般を担当する部署であったが、震災後は、復興事業に関する用地・基盤整備は復興3課(復興用地課、復興事業推進課、復興市街地整備課)が担当し、建設課はそれらの上物(土木・建築)を担当する部署となっている。

規模＝課長(1人)、課長補佐(1人)、技術参事(1人)、建設総務係(5人)、土木建築係(17人)、漁港係(6人)、漁業集落整備係(5人)、臨時職員(2人)、総勢(38人)

分掌＝建設総務係(庶務、服務、予算、調査等建設事務に関すること)、土木建築係(道路、河川、堤防、公共建築等町有施設の土木建築に関すること)、漁港係(漁港の整備に関すること)、漁業集落整備係(漁業集落の整備に関すること)

派遣職員の担当業務

土木建築係にて、公共施設等総合管理計画の基礎となる「公共施設等基本計画」の策定を中心に、「町立南三陸病院・総合ケアセンター新築工事」の監理業務や「庁舎・総合支所建設事業」の設計・工事発注業務を主に担当している。それら以外にも、シロサケふ化場整備事業、志津川漁港荷捌き施設(魚市場)整備事業の現場監理や、地域資源活用型施設(ネイチャーセンター)整備事業の設計監理を依頼されている等、業務は目白押しである。

【小永井耕一】



町立病院・総合ケアセンター完成予想図(南面)
(平成27年10月末竣工予定)



町立病院・総合ケアセンター工事現場(平成26年12月)

復興事業推進課

目的＝被災者が早期に住居を確保出来るように関連する下記事業を行う。

- ・防災集団移転促進団地の整備に関すること。
- ・災害公営住宅の整備に関すること。
- ・被災者の住宅再建に係る助成事業に関すること。

規模＝課長（１人）、課長補佐（１人）、移転促進第１係（１１人）、移転促進第２係（５人）、公営住宅整備係（７人）、住宅再建支援係（５人）、臨時職員（１人）、総勢（３１人）

分掌＝移転促進第１係（戸倉地区、市街地を除く志津川地区）の防災集団移転促進団地の整備に関すること。防災集団移転に係る関連施設との調整に関すること。）、移転促進第２係（歌津地区の防災集団移転促進団地の整備に関すること。防災集団移転に係る関連施設との調整に関すること。）、公営住宅整備係（災害公営住宅の整備に関すること。災害公営住宅整備に係る関連施設との調整に関すること。）、住宅再建支援係（被災者の住宅再建に係る助成事業に関すること。前号に掲げるもののほか、居住地等の高所移転に関すること。）

派遣職員の担当業務

移転促進第２係にて、旧歌津町内８地区１１団地別に地権者や移転希望者を対象とした説明会、土地利用計画の策定、用地取得に向けた地権者交渉、関係機関協議等、造成工事着手への準備を進めた。【須金弘】

災害公営住宅整備係にて、入谷地区・名足地区災害公営住宅整備事業の現場施工に関するＵＲ都市機構との打合せ、現場発生土の処理計画に関する地権者交渉、仮申し込みに関する住民相談や案内、定点写真撮影、完成検査等を行った。【佐藤季治】



南三陸町 防災集団移転促進事業・災害公営住宅整備事業計画 造成工事等状況図

復興市街地整備課

目的＝南三陸町の震災復興事業のうち次の業務を担当する。

- ・被災市街地復興土地地区画整理事業
- ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設整備事業（防災集団移転促進団地の基盤造成、災害公営住宅の基盤造成）
- ・高台連絡道路整備事業
- ・松原公園（近隣公園）の災害復旧工事のための都市計画変更
- ・復興祈念公園の都市計画決定と整備事業
- ・志津川都市計画区域の都市計画変更等業務

規模＝課長（１人）、課長補佐（１人）、復興拠点整備係（７人）、復興都市整備係（７人）、総勢（１６人）

分掌＝復興拠点整備係(庶務、服務、予算、説明会等事務に関すること、一団地の津波防災拠点市街地形成施設整備事業、高台連絡道路整備事業、防災集団移転促進団地、災害公営住宅の基盤造成)
復興都市整備係(都市計画の変更等、土地区画整理事業、公園整備事業)

派遣職員の担当業務

復興都市整備係にて、漁港整備計画において換地ラインを決定して建築許可を取得する等、造船団地の建築に向けて準備を整えた。また、都市マスタープランの作成に携わるほか、産業振興課の依頼に応じて協議会を立ち上げる等、知識・経験の活用に努めている。【對馬和彦】

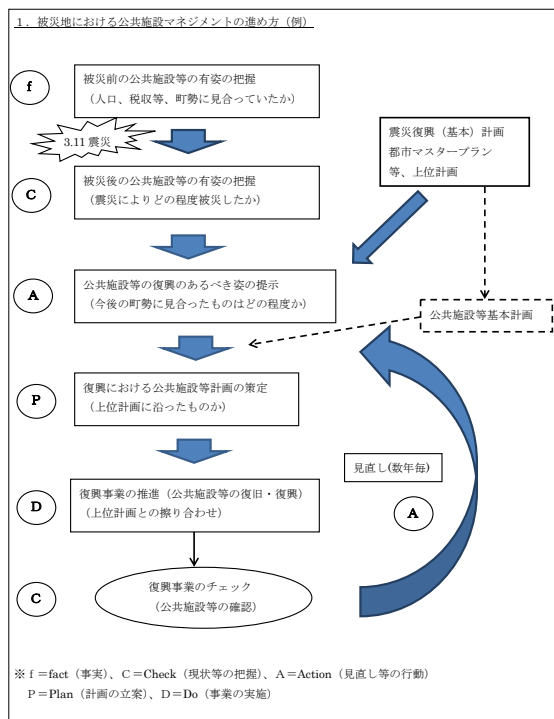
2 成果・実績

○小永井耕一(建設課土木建築係)

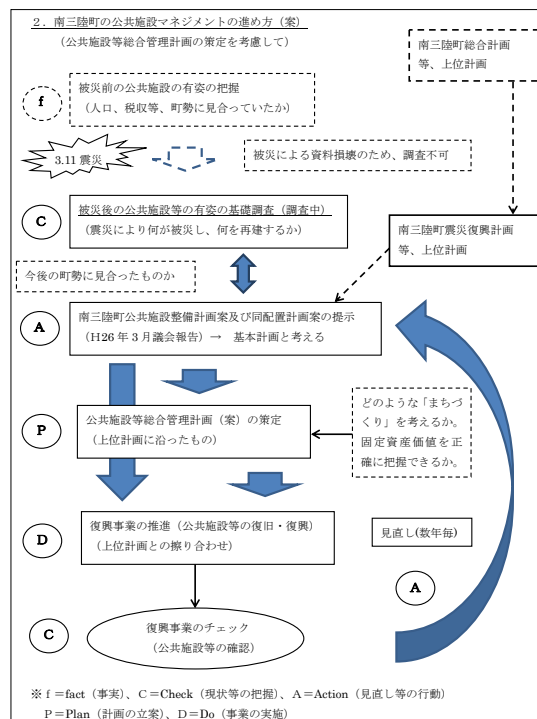
平成26年9月1日に着任早々、前赴任先である岩手県大槌町での経験をもとにして、「南三陸町公共施設マネジメント構想」を立案し、副町長以下、総務課、企画課、復興3課への説明を経て、平成27年度予算に策定業務外部委託費用を計上することについて合意を得た。

総務省からは、平成26年4月に各自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされ、大槌町ではそれに先立って「大槌町公共施設マネジメント白書」を策定し公表していたので、今回の総務省からの通知回答の基礎資料となった。

南三陸町にも同様に総務省からの通知は届いていたが、既に平成26年3月に「南三陸町公共施設整備計画案」を議会説明し公表していたので、それに対する扱いをどのようにするか検討している状態であった。当職はそれに対して、今後策定する都市マスタープランと連動して「公共施設等基本計画」を策定して町の財政計画への反映を明らかにし、それを基に「公共施設等総合管理計画」を調製して総務省に報告する旨提案し、賛同を得た。



被災地における公共施設マネジメント例



南三陸町における公共施設マネジメント案

○須釜弘(復興事業推進課移転促進第2係)

平成27年1月末現在、南三陸町内の防集団地20地区28団地のうち、13地区17団地の造成工事が完成しており、当課で担当する防集団地は平成27年度内に全団地完成予定である。



防災集団移転促進事業 館浜団地造成工事



防災集団移転促進事業 石浜・名足団地造成工事

○佐藤季治(復興事業推進課災害公営住宅整備係)

災害公営住宅整備における各地区の進捗状況は下記のとおりである。

- ・入谷地区(集合住宅42戸、木造戸建9戸)平成26年7月完成 入居済
- ・名足地区(集合住宅28戸、木造戸建5戸)平成26年7月完成 入居済
- ・枳沢地区(集合住宅20戸)平成27年1月完成、2月2日 入居開始
- ・伊里前地区(集合住宅50戸、木造戸建10戸)工事中 平成28年1月完成予定
- ・戸倉地区(集合住宅70戸、木造戸建10戸)工事中 平成28年1月完成予定
- ・志津川東地区6街区(集合住宅247戸、木造戸建18戸)設計中 平成28年第1四半期～第3四半期順次完成予定
- ・志津川中央地区4街区(集合住宅115戸、木造戸建32戸)計画 平成28年第4四半期完成予定
- ・志津川西地区3街区(集合住宅74戸、木造戸建8戸)設計中 平成28年第3四半期完成予定



入谷地区災害公営住宅 (平成26年7月完成)



名足地区災害公営住宅(平成26年7月完成)

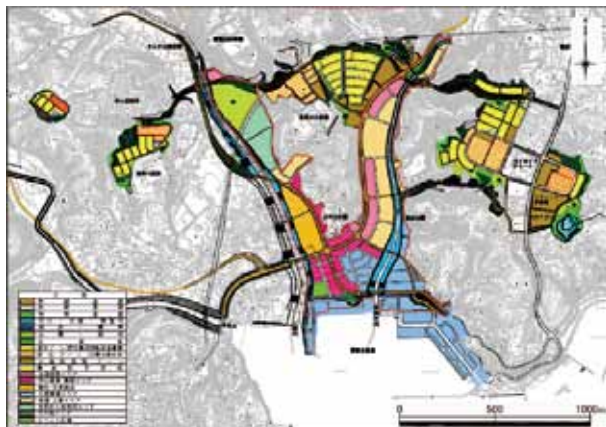


枳沢地区災害公営住宅(平成27年1月完成)

○對馬和彦(復興市街地整備課復興都市整備係)

- ・復興祈念公園区域の縮小に伴う区画整理区域の拡大変更
- ・近隣公園の位置変更に伴う変更
- ・都市計画道路の1路線追加決定(平成26年2月18日告示)
- ・公共下水道の廃止(平成26年4月30日告示)
- ・土地改良法による区画整理のための用途地域の一部廃止(平成26年5月30日告示)等

上記について、区画整理区域の拡大と公園の変更以外は完了している。



南三陸町志津川地区復興事業展開図 UR担当分

色が塗られていない部分でも、県営ほ場整備、漁港改修などUR担当以外の復興事業が行われている。

志津川地区の将来土地利用構想などのマスタープランの必要性を県から指導され、現在用途地域の抜本の変更のため、作業中である。区画整理地区内及び一団地の津波防災拠点施設区域の用途地域の変更にあたっては、現在策定中の「志津川地区まちづくりマスタープラン」と復興計画見直し後の土地利用計画との整合が求められている。

3 業務の遂行に当たって、工夫したこと、印象的に残ったこと、等

○小永井耕一

平成23年3月11日の震災後4年が経過した。この時期で自治体の「公共施設計画」が未だ作られていないとしたら、その自治体の方が問題であろう。

政権も変わり、「地方創生」「国土強靱化」の名のもと、総務省より「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされ、それにより、地方の「まちづくり」と「保有資産の管理」をどうするのかが、被災自治体にも問われている。このような時期に当職は南三陸町へ赴任した。状況は変化している。既に策定された計画をゼロから見直すのではなく、地域の状況を見据えてそれを尊重しながら、手を加え、進めていく。これが「継続しながら発展させていく」方法なのだ。

当職のように、複数の被災自治体での勤務経験を有する者は少ないのではないかと。それにより、復興の仕方も地域の实情に合わせてそれぞれのやり方で行っていることの大切さが身をもって感じられた。「復興」と一口に言っても色々なやり方があり、すべてを一つのやり方で括れぬ難しさがある。これからは、復興のスピードもそれぞれであり、一律に「良い」「悪い」とは言えず、全国民の息の長い「みまもり」が必要であると感じた。ただし、いろいろな意味での「地域差」は出るであろう。

今後は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、建設工事を始めとする復興事業にも何らかの影響が予想される。ただ、世界の目は復興をどのように成し遂げるかの日本を見ている。5年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックは、復興を果たした日本を世界に見せるための最高で最後のチャンスである。我々はそれを念頭に置いて、日々の「枝葉末節」と思われる仕事に対しても真摯に対応しなければならない事を深く感じた。

我々任期付職員は、勤務場所が被災地であることが条件で採用され派遣された。現役派遣職員のように、即、都に持ち帰って活かせることは、直接にはないかもしれない。ただし、全国に先駆けて任期付職員を被災地に派遣した東京都の職員であることを胸に秘め、任期が終了しても続くであろう復興事業や東京オリンピック・パラリンピック関連事業にお役に立てることがあれば幸いである。また、それこそが都民の尊い税金で派遣された我々の使命であろう。



南三陸町防災庁舎(震災遺構候補)

○須釜弘

係長の指示のもとに町技術職員1名、他自治体派遣技術職員3名で地区内団地造成工事を分担し行っている。担当団地に関しては、用地交渉から工事の監理まで一連の業務を行い、各団地同時並行で進めることになるため、日々変化する各団地の状況を把握し、スケジュール管理をする必要がある。

防災集団移転促進事業では、地区別に、都市計画法の開発許可、農地法・自然公園法の許可、地域森林計画の変更等について、南三陸町復興整備協議会で承認を得て復興整備計画(南三陸町・宮城県による共同作成)を公表することで、掲載した事業に関係する各種の特例措置が適用される。

そのため、早期の工事着手には、それらの手続きに係る協議を円滑かつ迅速に行う必要があり、計画段階から工事着手に向けた準備期間には労力がかかり、特にマンパワーが必要であると感じる。震災から4年が経過し、震災直後より復興を目指し励んでおられる町職員の方々の心身の疲労は計り知れず、東京都からも引き続き、復興への支援が必要と考える。

岩手県大船渡市の出身で中学2年まで同地で過ごしたこともあり、東日本大震災による故郷の被災は私にとっても非常に悲しい出来事であった。東京に居ながら、復興のための力にならなければと震災後に感じたものだが、いざこの地に来てみると、自分に何が出来るのか自問自答しながらの職務だった気がする。

南三陸町役場職員の方々と一体になり取り組む中で、復興事業の進め方や、被災された方々の生活再建の方法など多くを学び、尊く貴重な経験をさせていただいている。地域の方々と共に進める復興事業には、とてもやりがいを感じる。まだまだ多くの方が仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、復興事業を進める立場として日々責任を感じるが、困難にも明るく対応する課のプロパー職員の姿勢に助けられることも多かった。

町内の防集団地が順次完成し、ようやく復興の進捗が目に見えてきた。今後もお役に立てるように努力していきたい。

○佐藤季治

近年経験することが出来なかったが、戸建住宅の上棟式で餅まき等を見学出来て良かった。他に獅子舞等こちらの年中行事等も興味深く見学出来た。又、竣工式の諸準備に係の皆さんと行い、無事に式を終了出来たので、着実に災害公営住宅整備事業が進められている事を実感できた。

災害公営住宅が完成間近になり、入居者の現場見学会の時に皆さんがほっとした感じで、『これで仮設から移れる』と笑顔で話されていたのがうれしかった。入居後にも広い所に住めてよかったと言って頂いた。ただ多少手直し等もあったので今後の工事監理に活かしたいと思う。

私は岩手県出身の為、町民が話す言葉はよく理解できるので、仮申し込み受付時に於ける住民との電話や説明会での相談等では、違和感なく話すことができた。

これからも公営住宅の整備基準という制約のあるなかで、知恵を結集して、限られた予算のなかで、予定通りに整備事業を進めて行く為に、係の皆さんと力を合わせて業務にあたりたい。

公文書作成方法及び条文に従った業務の進め方はまだ解らないところがあるが、上司、同僚への報告・相談を密にしていく。

○對馬和彦

都市計画変更等業務で特に工夫した点は、今後予定されている用途地域の全面見直しに備えて都市計画マスタープランの策定準備を意識しながら各業務を行った点である。印象に残ったことは、今後絶対に経験することはないであろう公共下水道の全面廃止である。また、ほ場整備事業(土地改良法による区画整理)のための農業振興地域設定にあたって、用途地域の一部廃止したことも今後体験できない特異な都市計画であろう。

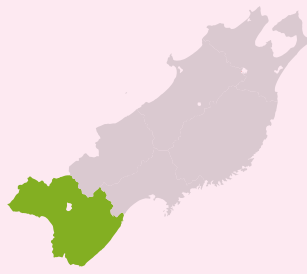
被災市街地復興土地区画整理事業については、公園区域の縮小から区画整理区域を拡大し、八幡川右岸の残存民有地を左岸に集約し、商業・業務市街地を形成することを前任者から着任当初伝えられたのだが、復興庁の区域の拡大は認めないという査定から平成25年1月時点で業務が宙に浮いてしまった。その後、現在の区域60haで平成25年10月に認可を受け、平成27年6月の仮換地指定と9月の使用収益の開始を目指して作業中である。

このような事業展開ではあるが、漁港区域の造船所は操業環境を整備しつつあり、区画整理法第76条の建築許可を運用したことが心に残っている。これは、造船所街区として設定した街区内で、従前の敷地内で換地に支障はない構内建築であることを確認して建築許可を出すよう工夫したものである。

国道迂回路の用地交渉では、八幡川右岸の国道45号及び国道398号の工事用迂回路用地の借地交渉が難航したため、国道事務所に協力して行った。基本的に工事に反対などする権利者はなく、町の計画がどうなっているのかきちんとお話しして先の展望が見えれば快く借地交渉に応じていただいた。町の計画とは、今検討している内容であり、確実に将来こうなりますという説明ではない。それでも権利者の皆さんは、検討しているということを知って安心していただけたようであった。

福島県

鏡石町



原田 誠
金子 範彦

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 はじめに

私たちが東京都の災害派遣職員として平成24年9月に鏡石町に派遣されて2年6ヶ月が経った。鏡石町都市建設課に配属された当初は、町の被災箇所は仮復旧と災害本復旧工事が同時に進捗している状況で、災害当初に応援に来ていた延べ17名の自治体職員も1名だけであった。

私たちが担当したのは主に、道路と農地（関連施設含む）の災害復旧の現地調査から工事発注と現場監理であり、災害箇所が多く、町内の地区を覚えるのは大変であった。

特に冬期の施工監理は初めての経験で、慣れない現場での施工管理に苦慮しながら、復旧を完成させるとともに、農地の復旧は限られた期間の復旧工事となり、工程管理に苦労した。

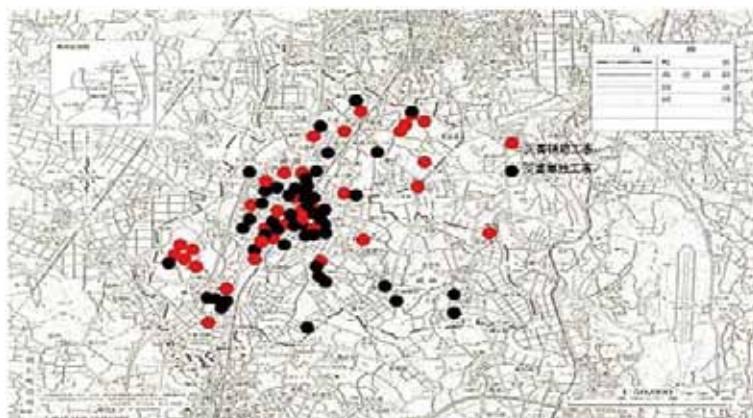
震災から5年目を迎え、町の復旧も道路及び農地をはじめ、行政や学校施設、上下水道等のほとんどが今年度末で完成する予定である。

2 成果・実績

I .道路復旧事業（原田が担当）

担当した工事

年 度	工 事 内 容	件 数
24	災害補助工事(29件)、災害単独工事(7件)	36件
25	災害補助工事(5件)、災害単独工事(21件)、地滑り対策工事(1件)	27件
26	災害単独工事(23件)、公園施設(1件)、溜め池(1件)	25件
計		88件



工事箇所図

復旧状況（岡ノ内地区）



施工前（5工区）



施工前（10工区）



盛土施工中



路床高の確認



完 成（5工区）



完 成（10工区）

復旧工事は町内全域に及び、地元業者が中心になって施工しており、道路、農地、上下水道の他に町が発注するほとんどの工事を受注している中で工事の優先順を調整して実施しているが、遅延が生じると玉突きで遅れるので進捗管理を常に意識しながら現場監理をしている。

また、発注件数が多い中、工事竣工成果品資料の作成やまとめ方に各社の特徴があるため、できるだけ統一を図り、業務量を少なくできるよう、指導を心掛け対応したところである。

■苦勞した点

苦勞した点は、当初、町の地名がほとんどわからず工事現場へ出向くの迷いながら辿り着いたこと、住民からの電話対応に言葉が理解できず、返事に窮する場面が何度かあったことである。

そんな中でも、現場において住民の方から要望を受けた後、「役場では見ない顔だね。」と言われ、「東京都から被災地に派遣されている者です。」と答えると、感謝の言葉をかけられた事や、「後で別の職員に連絡する。」と言われ、内心がっかりした事もあった。

昨年2月の大雪の時は町道のほとんどが交通マヒの状態で動けない車両が多く、発生し助けを求める電話や除雪の苦情が鳴りっぱなしであった。

また、隣町との境付近で大型車両数台が立往生して道路を塞いでいる現場では、夕方雪と暴風の中、余りの寒さに手足が痛いほどであった。

■得られた事

今回、鏡石町に派遣されて感じた事であるが、今まで地元において行政と直接関わる事がほとんどなく、復旧工事をはじめ、「花植え」、「田んぼアート」他「早朝ラジオ体操」、「ロードレース」、「オランダ祭り」等、住民と行政が日常的にいろんな形で係わっている事は私にとっては初めての経験であり、また、愉しく参加させてもらった。

福島県は有名な温泉が多くあり、個人的に休日を利用し温泉めぐりを楽しんでいる。

Ⅱ .農用地等災害復旧工事(金子が担当)

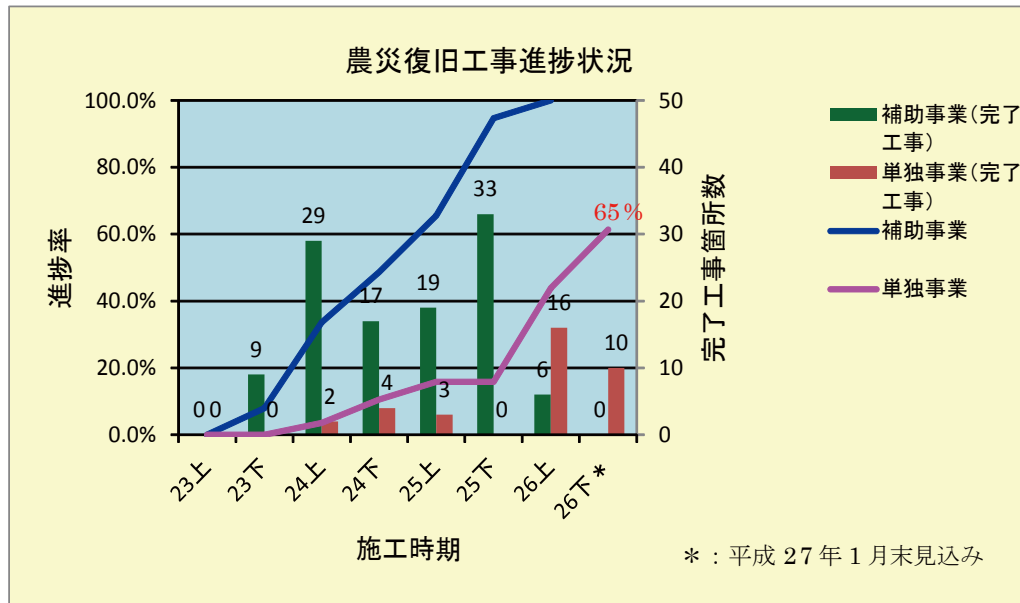
東日本大震災から3年10ヶ月が経過して、農用地等災害復旧工事(以後、震災という)の進捗率は上がってきている(次ページの進捗率のグラフ参照)。

補助事業は平成26年6月をもって完了し、単独事業は平成26年度末の完了を目指して鋭意、工事を進めているところである。しかし、補助事業については、完了後に大雨に見舞われたりした結果、再度、被災したケースが複数発生し、測量実施後、設計・積算を行い、発注に至っている。ただし、平成26年7月に所属部署内の異動により、残った震災は後任の職員に引き継いでおり、現在は、直接関わることはない。

再被災した箇所については、今回の震災にかかわらず、過去に台風等で何度も被災した経緯があるようである。被災した際に、地権者自身で修復した箇所もあり、中途半端な工法で修復したことも原因と考えられるが、私見を述べさせていただければ、予算の問題はあるが、査定の際に申請を却下された工法を採用して抜本的な対策を講じていくことが今後、必要ではないかと考える。

復旧工事内訳

工事の種類		工事件数	工事箇所数	担当工事件数
補助事業	農地	11	49	6
	施設等	45	64	3
	農地+施設等	15	—	8
	小 計	71	113	17
単独事業	農地	6	41	6
	施設等	6	16	6
	農地+施設等	5	—	5
	小 計	17	57	17



工事進捗状況



法面および排水路修復 工事着工前



法面および排水路修復 工事完了後

■業務におけるエピソード

鏡石町における派遣期間が1年以上経過した頃には、施工検査等で現場に出向く際に当初のように道に迷ったり、現場でお会いした地権者の方々との会話の中で言葉が理解できないということはなくなった。

農災の現場は町道から農道に入った場所が多く、町内に点在する農災現場へ行き来しているうちに、かなり道も詳しくなり、地名を聞けばおおよそ場所の予想がつくまでになり、冗談で町の職員の中で町の地理に一番詳しいのでは…と言われるまでになった。また、農災の場合、農繁期に工事を中断するため秋から冬にかけて工事が集中することが多く、特に冬期は現場によっては風が吹き抜けることがあり、防寒対策を万全にしても体感温度はかなり低く感じられた。しかし、施工業者の方々は、寒空の下、屋外で作業をしていることを思えば、「贅沢は言えない」と思い直した。



施工検査立会の様子①



施工検査立会の様子②

Ⅲ.災害公営住宅建設工事(金子が担当)

平成26年7月の所属部署内異動により、災害公営住宅建設工事を監理する担当となった。

建物概要は以下のとおりである。

A棟	R C壁式構造2階建て 延べ床面積 933.34m ²	入居戸数:2DK 5戸 3DK 7戸 計12戸
B棟	R C壁式構造2階建て 延べ床面積 935.34m ²	入居戸数:2DK 5戸 3DK 7戸 計12戸
集会所	鉄骨構造 平屋建て 延べ床面積 98.40m ²	

監理担当といっても、実際は鏡石町が一般財団法人ふくしま市町村支援機構に設計・監理を委託しており、業務としては、定例打合せ（隔週水曜日）への出席、県（県中建設事務所）や一般財団法人ふくしま市町村支援機構による実地検査時の立会および現場に出向いての施工状況の確認である。

平成26年6月末までに基礎杭工は完了しており、7月からはA棟およびB棟の地中梁の築造の段取りを行っていた。工事はA棟を先行させ、平成26年11月中旬にはB棟躯体コンクリート打設が完了し、その後、屋上防水工事、内装工事と続いている。なお、平成27年1月末の建築工事の進捗は約85%である。外構工事については、建築工事とは別に発注されており、平成26年12月上旬に入札があり、現在、建築工事に支障がない範囲で工事を行っている。外構工事の進捗は平成27年1月末で約10%である。

建築工事は平成27年2月までに完了予定であり、外構工事も時期的に天候への懸念もあるが、平成27年3月中旬（契約工期は3月16日まで）の完了を目指して、鋭意、施工中である。



災害公営住宅 施工状況

■ 業務におけるエピソード

災害公営住宅建設工事は建築主体の工事であり、建築は専門外ということもあり、定例打合せでは飛び交う建築用語に四苦八苦している。また、建築工事は工種が土木に比べて多く、工程表も工種が多いことでかなり複雑化しており、どの工種がクリティカルになっているのか理解するのが大変である。それに比べて外構工事はおおまかにはU字側溝布設工、舗装工(駐車場および進入路)、ネットフェンス工であり、これまでの土木の知見等で対応している。外構工事も建築工事と同様、一般財団法人ふくしま市町村支援機構が設計を担当しているが、建築が専門の人間が設計していることもあり、設計内容に疑問を感じる点もあるので、定例打合せ等で疑問点を提起し、疑問を解決したいと考えている。

Ⅳ .公園遊具設置工事(金子が担当)

平成26年7月の所属部署内異動により、町内3箇所の公園に遊具を設置する工事の担当となった。3箇所のうち、不時沼児童公園については地元業者が遊具の設置まで行ったが、かげ沼公園と鳥見山公園の複合遊具については地元業者が遊具固定のための基礎ブロックを作成して配置後、遊具メーカーの施工部門にて設置を行った。なお、鳥見山公園については、事前に設置箇所の現況調査を実施しておらず、施工前に現況測量を行って、遊具設置位置、作業ヤード範囲、土工量等を確定した。これに基づいて設計変更を行った。なお、遊具設置は、平成26年9月末で完了している。



鳥見山公園



かげ沼公園



不時沼公園

■ 業務におけるエピソード

遊具の設置は平成26年9月末で完了し、張った芝の管理を考慮して11月1日に遊具の開放を考えていたが、11月では時期的に寒くなり、利用しにくいのではないかという意見があり、開放日を1ヶ月前倒して竣功検査後間もない10月1日にすることとした。開放後、大型複合遊具を設置した鳥見山公園へ様子を見に行ったが、休日には多くの家族連れが、平日も多くの幼稚園児が利用しており、他の2箇所の公園でも子供たちが利用する様子を見て、開放時期を早めてよかったと感じた。



遊具で遊ぶ子供たち(鳥見山公園)

第3部 監理団体等 職員派遣

宮城県

公益財団法人
東京都都市づくり公社

川上 真生

気仙沼市 建設部
都市計画課 土地区画整理室 整備係

1 派遣先部署の概要

◎土地区画整理室の目的

東日本大震災で津波や火災等により、交通網やライフラインの寸断等壊滅的な被害を受けた地区において、市民の生命及び財産を守り、安全で利便性の高い住宅地を再建するため、地盤の嵩上げ、道路、公園、ライフラインの整備を行う土地区画整理事業を実施すること。

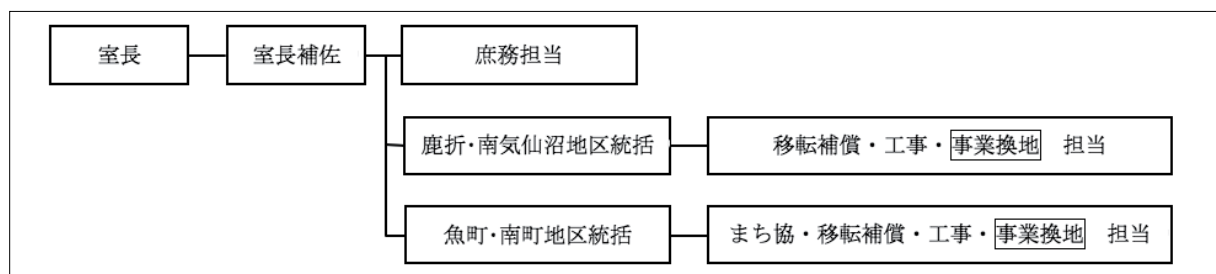
※気仙沼市では、鹿折地区・南気仙沼地区において昭和40年頃に区画整理事業を行っているが、現在の市職員には区画整理経験者はほとんど残っていない。

◎組織規模

【建設部】

計画調整課、土木課、都市計画課、土地区画整理室、建築住宅課、災害公営住宅整備課、用地課、防災集団移転推進課、下水道課、三・大・唐・本整備促進課

《土地区画整理室》 市固有職員4人＋派遣職員11人



◎所管業務

気仙沼市施行の鹿折地区、南気仙沼地区、魚町・南町地区の3地区において、復興整備計画に基づき被災市街地復興土地区画整理事業を実施する。

◎施行地区

◆鹿折地区

事業認可：平成 25 年 3 月 28 日（変更認可：第 1 回 平成 26 年 3 月 27 日）

施行面積：42.0ha

施行期間：平成 25 年 3 月 29 日～平成 30 年 3 月 31 日

事業費：約 138.9 億円

◆南気仙沼地区

事業認可：平成 25 年 3 月 28 日（変更認可：第 1 回 平成 26 年 3 月 27 日）
 施行面積：32.5ha
 施行期間：平成 25 年 3 月 29 日～平成 30 年 3 月 31 日
 事業費：約 137.7 億円

◆魚町・南町地区

事業認可：平成 26 年 3 月 27 日（変更認可：第 1 回 平成 27 年 1 月 22 日）
 施行面積：11.3ha
 施行期間：平成 26 年 3 月 28 日～平成 31 年 3 月 31 日
 事業費：約 99.5 億円

◎地区の概要

◆鹿折・南気仙沼地区

市民の生命や財産を守れる安全で利便性の高い住宅地の再建及び産業の再生を図るため、盛土嵩上げゾーンと低地ゾーンを設ける。

盛土嵩上げゾーンでは T.P.+3.0m ～ 5.5m の盛土嵩上げによる安全な住居系市街地の整備を行う。低地ゾーンでは T.P.+1.8m の高さを基本とした盛土を行い、商業・工業市街地の整備を行う。

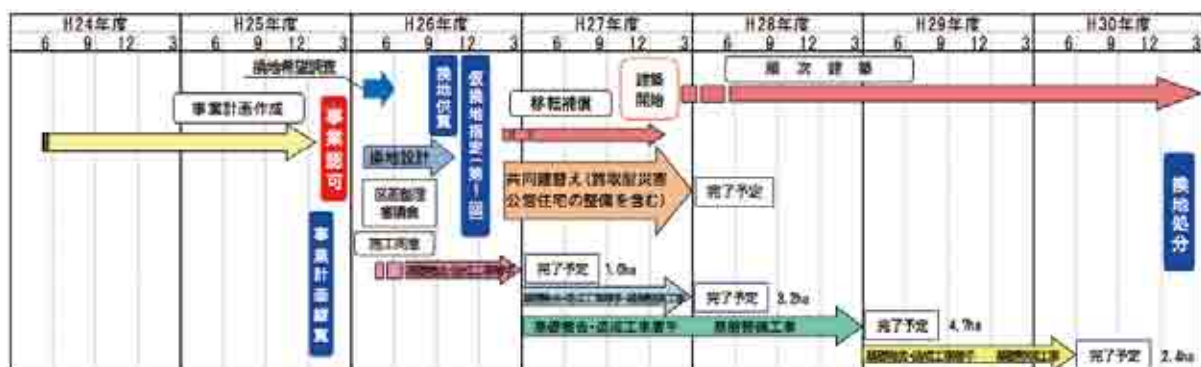


※当初計画であった平成26年秋頃までの災害公営住宅用地の整備について、南気仙沼地区では予定どおり実施し、平成26年10月に仮換地の引渡しを実施した。また、鹿折地区についても平成27年3月に仮換地の引渡し予定である。

◆魚町・南町地区

道路や公園などの公共施設の整備、改善や、宅地の盛土嵩上げなどにより商業系及び住宅系エリアを形成し、活気ある商業地、観光地の早期復興を図る。

魚町地区では T.P.+1.8m 以上、南町地区は T.P.+1.3m 以上の造成を行い、商業系の市街地の整備を行う。



※災害公営住宅用地を平成26年度末までに整備することを目標として、買収による用地確保、先行整備街区の換地設計作業、造成工事を進めている。

2 担当業務の概要

【鹿折地区・南気仙沼地区】

① 事業計画業務

- ・事業計画変更(平成27年4月変更認可予定)
整備実績及び設計に基づく事業費の見直し、土地利用計画及び公共施設計画の見直し(関係機関協議、個別説明会要望を反映)
- ・公共施設管理者負担金協議
公共施設管理者負担金覚書の変更に伴う管理者協議(用地費・補償費の見直し、事業期間の延伸)

② 換地業務

- ・換地変更権利者調整(平成27年3月目途)
市内部調整を要する変更対象及び難航権利者への対応

【魚町・南町地区】

① 事業計画業務

- ・事業計画変更(平成27年1月23日公告済)
土地利用計画及び公共施設計画の見直し(まちづくり協議会提言及び換地設計案を反映、関係機関協議)
- ・工程管理(年間工程の策定、施行管理)

② 換地業務

- ・用地買収業務
買収希望調査の実施、候補地の選定、減価買収地ほか公益施設用地の買収
- ・審議会運営業務
審議会委員選挙事務、各種基準の決定、運営全般
- ・換地設計業務
換地希望調査の実施、暫定換地作成、街区変更検討、換地設計案作成、個別説明会の開催

3 苦労したこと・工夫したこと

私が今年度担当することとなったのは、魚町・南町地区という地元では内湾と呼ばれる市役所に近く、気仙沼湾に面した中心市街地である。

気仙沼市施行の3地区は、鹿折と南気仙沼の2地区が平成25年3月に事業認可を受け、魚町・南町地区は1年遅れの平成26年3月に事業認可となった。震災から3年を経過してようやく事業認可となった内湾地区は、震災後間もなくまちづくり協議会を立ち上げ、地元住民でまちづくりを検討してきた経緯がある。1年先行する鹿折、南気仙沼地区の事業進捗もあり、一日も早い事業着手が望まれていた。

そのような中で、派遣赴任して早々の私を含めた内湾チームに与えられたのは「平成26年度中に災害公営住宅建設に着手するための用地を確保すること」という課題であった。

当然に用地確保するためには換地設計を組んで換地先を決めなくてはならず、換地設計の決定、仮換地指定までを1年に満たない期間でこなすということになる。これまで考えたこともないような短期間で事業の一区切りとなる換地設計の決定までたどり着けるのか、どう進めていけば可能なのかを考えなければならなかった。

とはいえ、限られた時間と労力の中で考えて立ち止まるわけにもいかず、ひたすら動く、動きながら考える。当たり前の進め方に沿って、ただし時間だけは確認して動き続けるということ。ひとつひとつの工程において、数日刻みで進捗具合、課題を確認し、工程を見直して進めていく。早いスピードで動くほどに自分の現在地を良く把握しておく必要がある。

このように、チーム一丸となり止まらず動き続けることで、一連の流れである換地希望調査、用地買収、審議会運営、事業計画変更、換地設計という土地区画整理事業の第一段階をこなすことができた。

4 印象的なエピソード

私がお手伝いさせていただくことになった土地区画整理事業は、先に記したとおり約3分の2が派遣職員であり、またそれぞれが日本全国から応援に来ており、全員が区画整理事業の経験者ということでもない状況で、平成26年度がスタートした。

職場環境はもちろん、住環境でさえも一変した不慣れな状況下で、被災地復興という目標をもって事業を進めていく。1年間という短期間、見知らぬ人間が集まった中でも、ここまでまとまって動くことができるんだという驚きとチームワークの大切さを実感させられた。

また、これまで経験したことのない用地買収業務において、携わる皆が手探り状態の中で魚町・南町地区の減価買収約5,000㎡と公益施設充当の買収を含めた約10,000㎡の買収を達成し、事業を成立させるための準備ができたことが大変印象深かった。

5 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

1年間ではあったが、今回の被災地派遣の経験は、これまでの公社業務とは全く違うもののように思えた。

報道を通じてでしか知り得なかった被災地の現状を肌で感じられたこと、また復興に向かって様変わりしていく光景を間近に見られたことは、得難い経験であったと思う。

被災地で行われる事業は、同じ土地区画整理事業ではあるものの、事業を行う目的が被災地復興という待ったなしのものであり、それに伴うスピード感、事業展開の考え方の多様化などを感じることで、ここでの勤務は自分にとって新鮮な取り組みを経験できる機会になったと考えている。

これらの被災地派遣で得た経験を今後の業務に活かしていきたいと思う。



H25.9時点 鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業



H26.12時点 鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業



H25.9時点 南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業



H26.12時点 南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業

株式会社ゆりかもめ

宮城県

石巻市建設部
建築課電気設備グループ

上野 幹根

1 派遣先部署の概要

○ 組織の目的

市有建築物の設計、監督、修繕その他、設備を含めた建築全般に関することを目的に設置された。なお、震災以降、公共建築物の災害復旧業務も担当している。

○ 規模

建築を担当する営繕グループ、衛生空調設備を担当する機械設備グループ、電気設備グループの3グループからなり、建築課員33名中13名は、東京都中央区、神戸市、京都市、大阪市、浜松市、桐生市などの自治法派遣に基づく全国市町からの支援職員と市職員20名(市任期付職員である私を含め)より構成されている。また、市職員は、住宅管理課兼務または石巻地方広域水道企業団職員との併任をしている。

○ 内容

病院、診療所、保育園、幼稚園、小中高校、消防署、公民館、庁舎支所、水産・観光施設等の市有建築物の災害復旧、耐震補強、改築改修(地質調査含む)等の地質調査、各種工事の設計積算、工事発注、工事監理、当該建築物を所管する課への技術支援業務をあわせて行っている。

業務の流れとして、建築を担当する営繕グループが建築設計したものに機械設備、電気設備グループが設備設計を行い、図面照査、積算精査確認を行い、建築、機械設備、電気設備の工種別に発注することを基本としている。工事施工監理体制も工種別に建築、機械設備、電気設備のグループから監督員を選出している。

2 担当業務の概要

被災した中学校移転新築、消防署、学校給食センターの災害復旧工事、小中学校・中央公民館・屋内運動場特定天井対応を含めた耐震補強工事、フットボール場スコアボード改修工事、小学校プール附属棟改築工事等の設計、工事発注、工事監理及び建築工事に係る関係書類(計画通知(防火区画貫通、受変電設備等)、エネルギーの使用の合理化に関する法律による届出、消防設備、着工、設置、電力使用開始等の届出)の作成と申請業務を行った。

今年度の業務としては、直営設計業務3件、設計委託業務監督員7件、工事発注業務8件、直営工事監理業務3件、工事監理業務委託監督員4件を担当した。



女川消防署牡鹿出張所建設予定地
(設計委託監督・工事発注・施工監理担当)



女川消防署牡鹿出張所工事着手(平成27年1月着手)

3 苦労したこと・工夫したこと

- ・小学校屋内運動場、中央公民館アリーナ、武道場の各天井で、高さ6m超、水平投影面積200㎡超、単位面積重量2kg超の吊り天井を特定天井(構造部材)と呼び、昨年3月までの建築基準法施行令の天井(内装(非構造部材))としては、地震や振動、衝撃によって脱落しないよう規定されていた。これまで定量的な明示や耐震上の配慮がなかったが、兵庫県南部、宮城県沖をはじめとする地震において、構造部材に加え、天井やバスケットゴールをはじめとする非構造部材の多くも被害を受けた影響により、建築基準法で具体的な耐震基準(告示改正)が定められ、昨年4月に施行された。



東浜小学校屋内運動場天井等落下防止対策
設計調査状況(設計監督員)

従来の天井及び天井裏は、配線・配管の通り道や照明器具・非常灯・誘導灯等の据付場所であり、設備設計をする者としては、あまり深くは考えていなかった。設計する上で、落ちない天井を維持するか、天井そのものをなくすかの検討は、構造材による施工条件の制約や改修経費の両面から、各施設の施工方針を判断することになった。

仮に天井がなくなるとした場合は、今まで気づきもしなかった天井の役割について、たくさんの機能があることに驚かされた。吸音、遮音、反射性のある天井材を組み合わせることで室内の音をコントロールすることや断熱機能を用いて室内空調環境を調整する役割もあった。

直営設計を担当した中央公民館アリーナについては、建築担当にて既設天井撤去、特定天井を告示対応した

部材への変更、留め具による固定、振れ止めブレース設置、天井と壁がぶつからないためにクリアランス（隙間）を確保した設計を行っていただいた。そのうえで、卓球、バレーボールの一般試合、レクリエーション、講演会、コンサートの各場面に合わせた基準照度、照度分布、まぶしさ（グレア）を考慮し、特定天井材の荷重仕様に合わせた照明器具として、調色調光可能なLEDダウンライトを選定、採用した。



石巻中央公民館アリーナ改修前



石巻中央公民館アリーナ改修後
(球技一般試合照度)直営設計



石巻中央公民館アリーナ改修後
(講演会照度)直営設計

- 石巻東学校給食センター設計については、主要熱源を電気、都市ガス、プロパンガス、重油にした場合の初期投資、維持管理費、災害時の復旧時間の比較検討を行い、都市ガスを主な熱源とした。なお、非常時の炊き出し用にプロパンガスの設置、非常用電源確保の観点から自家発電機の設置、防災用電源の確保の観点から太陽光発電設備を設置し、震災経験からの職員の意見をもとに設計に加味した。

また、オール電化設備を採用しなくても照明、空調等の一般回路とは別に、電気オーブン、フライヤー等の電気加熱厨房機器への専用回路を設計し、電力会社の電力計を一般回路用計量器、専用回路用計量器に分けて設置することにより、通常電力料金より割引された「業務用電化厨房契約」を電力会社と結ぶことができ、維持管理コストの削減に努めた設計をした。

- 建設工事における電力会社との事前協議において、電力会社変電所から建設予定地までの配線距離や同じ配電線上にある他の工場、施設などの需要家様に対し、市有建設物の構内変圧器投入の際の励突による電圧降下を防止するよう電力会社から指導があり、当初の高圧交流負荷開閉器(LBS)の設計から、励磁突入電流を抑制し電圧降下を防止するための励突抑制開閉器へ設計を変更した。
- 担当する建設工事敷地内に敷設された民間電柱や電力会社電柱が市有地内に存在し、建設工事や車両通行の妨げとなることがあり、所有している電力、電話会社へ赴き、継続的に移設協議を実施した。
- 被災した中学校移転新築工事では、建設設計プロポーザルにて選出された業者と基本設計、実施設計へ移行する業務を担当した。この業務では、参加した建築設計会社の視点、プロポーザルを審査された方の視点、地域住民の方の視点、教職員や生徒さんの視点から選出された業者とともに設計業務を行った。私の所属する建築課の視点としては、学校利用者にとって使い勝手の良いものであること、維持管理がしやすいものであること、初期費と維持管理費のバランスが良いこと、そして、何よりも石巻市の公共建築物としてあるべき姿であることに留意し、業務を行った。各方面から様々な意見や提案が交錯した。プロポーザルから基本設計、実施設計への移行する業務への難しさ、選出審査の方法、設計責任の所在などプロポーザルの長所短所を垣間見ることができた。

4 印象的なエピソード

- 平成25年9月の赴任当初から市民球場スコアボード直営設計、工事発注、直営施工監理を行い、平成26年3月に完成した。少年、中高、社会人野球だけでなく、楽天イーグルス対横浜DeNAベイスターズ2軍公式戦の試合を新設スコアボードにて行っていただき、各方面からお褒めの言葉をたくさんいただいた。

今年度は、野球場からサッカー・ラグビーのスコアボード改修設計の担当となった。石巻にて「なでしこリーグ」、「JFLリーグ」、「ジャパンラグビートップリーグ」の公式試合ができる仕様となるよう、任期満了まで努力

する所存である。

- 石巻東学校給食センター設計委託及び工事発注、工事監督員として、市内の他の給食センターにて、設備、運用、職員の方の休憩場所、執務室について使用状況の確認を行った。その過程では、小学生高学年向けの給食をいただく機会があり、子供たちが喜んでくれる安全安心な学校給食の提供を目指して、人気メニューであるカレーライスを金曜日の献立とする工夫など、子供たちへの給食を提供する思いをたくさん知ることができた。私自身も子供であった時代と二十数年前の教育実習を受けたときの給食以来の貴重な体験となった。
- 積算業務では、公共建築工事積算基準における工種別の工事費、法定福利費計上理由、代価表作成方法、歩掛等の考え方や新営工事、新営改修工事、改修工事の位置づけについて、基礎から学習し、積算業務の重要性を改めて体験することができた。



石巻市学校給食 小学校高学年メニュー
(ユニセフの食器が使われています)



(仮称)石巻東学校給食センター建設予定地(設計委託監督、工事発注、施工監理監督員)

5 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

今回、被災地派遣の転機となったのが、総務省が平成25年3月1日付で発令した「東日本大震災に係る民間企業等からの人的支援に関する通知」である。自治体の第3セクターから会社内に在籍した状態で被災地自治体が受け入れる制度において、平成25年9月1日から平成27年3月31日までの1年7ヵ月間、休職派遣という形態で石巻市建設部建築課へ任期付市職員として勤務する機会をいただいた。

全国各地から年齢も経験も技術も異なる支援職員が石巻市へ集まって復興業務に携われたことは非常にやりがいがあった。特に大阪市交通局や京都市交通局からの鉄道技術者も同じ部署に派遣され、公共建築物の復興と一緒に従事できたことは、私自身も励みになった。

東日本大震災の最大の被災都市である石巻が世界の復興モデル都市石巻を目指して4年が経過した。全国の自治体から派遣されている職員や市職員とともに、私自身も微力ながら、第2のふるさと石巻の再興・地域の復興に取り組ませていただいた。

被災地を支援したい希望を叶えてくれた株式会社ゆりかもめ、私を受け入れてくださった石巻市役所、派遣スキームは異なるが、陰ながら支援していただいた東京都被災地支援宮城県事務所の方々に深く感謝を申し上げる。

今年は、3月21日にJ R石巻線が終点の女川まで開通し、5月30日にはJ R仙石線も不通となっていた高城町

(松島町) 一陸前小野(東松島市)間を含めた全線で運転が再開する。復興が目に見える形で実感できることが被災した皆さんにとって一番の勇気につながるものと感じている。

今後も復興が目に見える形で実感できるものとなるよう、石巻の復興へ向け努力する所存である。



住吉小学校プール附属棟改築工事(改修前)
直営設計、工事発注、施工監理直営



住吉小学校プール附属棟改築工事(改修中)
直営設計、工事発注、施工監理直営



向陽小学校プール附属棟改築工事(改修前)
直営設計、工事発注、施工監理直営



向陽小学校プール附属棟改築工事
(改修後)直営設計、工事発注、施工監理直営



東京都住宅供給公社

木根田 伸

いわき建設事務所
建築住宅部 建築住宅課

1 派遣先部署の概要

平成26年度の福島県いわき建設事務所における業務運営の基本方針は、「震災からの復興をけん引し、被災者及び長期避難者の生活再建を力強く支援する社会基盤の再生・整備」である。

この基本方針のもと、復興公営住宅整備、復興再生道路及び防災緑地等の事業推進における様々な課題に建設事務所全体で取り組んでいる。

いわき建設事務所組織図

いわき建設事務所	総務部	総務課
		行政課
		用地課(派遣1名)
	復旧・復興部	河川・海岸課(派遣8名)
		道路・橋梁課(派遣7名)
	企画管理部	企画調査課
		管理課
	事業部	道路課
		河川砂防課(派遣1名)
	建築住宅部	建築住宅課(派遣7名)
	勿来土木事務所	総務課
		業務課
	鮫川水系ダム管理事務所	総務課
		業務課
小玉ダム管理事務所		

2 担当業務の概要

平成26年4月1日に着任した福島県いわき建設事務所建築住宅部では、主に東日本大震災からの復興で重要な位置づけである復興公営住宅整備工事、県立高校災害復旧工事及び港湾関連施設の災害復旧工事の設計・現場監理業務を担当した。

そのほか、実施計画に基づく既存県営住宅の管理工事等の設計・現場監理業務を担当した。私が所属する建築住宅部は23名で構成され、そのうち自治法等派遣職員は7名である。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

部長	1名
課長	1名
係長	1名
課員	
福島県職員(建築8名、設備2名、土木1名、事務2名)	13名
神奈川県派遣(土木2名、設備1名)	3名
広島県派遣(建築)	1名
京都府派遣(建築)	1名
福井県派遣(設備)	1名
東京都派遣(東京都住宅供給公社)(設備)	1名

・福島県復興公営住宅整備工事

福島県が整備する復興公営住宅は原子力災害によって被災した方々の入居に限定した住宅である。

いわき建設事務所管内では1,760戸を整備することとし、そのうち私が担当した業務は以下の整備工事における機械設備工事の現場監理である。

団地名	地 区	規 模	竣工予定
下神白団地(2.3工区)	永崎	PC造5階建4棟120戸	H27.3
湯長谷団地	常磐	RC造5階建1棟50戸	H27.3
八幡小路団地	平	PC造3階建1棟12戸	H27.7



下神白団地1工区 完成(外観) H27.1



下神白団地1工区 完成(室内) H27.1

・福島県立高校災害復旧工事

いわき建設事務所管内の県立高校は、東日本大震災により津波や地震被害を受けた高校の新築工事を行っており、そのうち私が担当した業務は以下の高校新築工事における機械設備工事の現場監理である。

高校名	地 区	規 模	竣工予定
磐城農業高等学校	植田	校舎棟:SRC造3階建7,111㎡	H27.5



磐城農業高校旧校舎棟 被災状況 H23.3



磐城農業高校校舎棟 施工状況 H27.1

3 苦労したこと・工夫したこと

・工程管理

いわき建設事務所管内での工事は、建設作業員の労働力確保が非常に困難であり、工程管理に苦労している状況にある。そうした中、復興公営住宅の建設工事では被災者の方々が安心して暮らせる住宅への年度内入居を進めるため、工程短縮と品質の確保に重点を置き、現場監理を行った。

・高校新築工事

高校の新築工事は派遣元（東京都住宅供給公社）ではこれまで経験したことのない工事であった。

私が担当した磐城農業高校は普通教室のほか食品実験施設等が複数あり、その設備は複雑なものであった。また、施工中における学校からの要望事項の調整等に苦労したが、福島県職員や他県派遣職員からのアドバイスを受けながら、現場監理を行った。

4 印象的なエピソード

・いわき市内で第1号となる復興公営住宅（下神白団地1工区）の完成

福島県が整備する復興公営住宅がいわき市内で初めて完成し、入居が開始された。

なお、この住宅には、原子力災害により避難生活を送ってきた富岡町の方々が入居する。

私は内覧会に立会った際の、これまで仮設住宅等で暮らしてこられた方々の明るい表情が見られたことに、復興公営住宅の建設に携わった喜びを感じた。

また、後日開催された入居者への鍵渡し式は、注目度も高く、全国ニュースで放映された。

5 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

被災地派遣では震災後、不安の多い暮らしをしてきた方々に安心して復興公営住宅に入居していただくための仕事に直接携わることができた。

派遣元では安心で安全な住宅の供給を事業目的としており、あらためて、事業目的の意義を再認識できた一年間であった。

福島県

公益財団法人東京都
スポーツ文化事業団

及川 良彦

公益財団法人
福島県文化振興財団遺跡調査部管理課復興調査 1 班

1 派遣先部署の概要

公益財団法人福島県文化振興財団は、福島県における芸術文化の振興と文化財等の研究調査、保存や活用を図るため、多様な活動を総合的に展開している組織である。埋蔵文化財事業を行う遺跡調査部は福島市山下町分庁舎にある。職員は39名(内派遣職員5名) からなり、福島県教育委員会から業務を受託し、県内遺跡の分布調査(試掘調査)及び記録保存のための本調査、県内市町村埋蔵文化財調査への技術協力等を実施している。県庁の事務担当課は福島県教育庁文化財課である。本年度は常磐自動車道・会津縦貫北道路・一般国道115号相馬福島道路・復興基盤総合整備・県道広野小高線整備・県道北泉小高線整備の6事業が実施された。特に復興支援事業では、山形県、栃木県、東京都、大阪市の各財団から5名の派遣職員の応援により、集中的に発掘調査を実施して、道路や農地の早期復興に努めている。



遺跡調査部事務所(山下町分庁舎)

遺跡調査部組織図



2 担当業務の概要

私が所属した復興調査1班は、主には場再整備事業(土取り場)予定地内の天化沢A遺跡(てんがさわえーいせき)(南相馬市)を担当した。平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれとともに大津波によって、福島県浜通り地方の沿岸部地域は甚大な被害を受けた。福島県では、津波で浸水した地域をかさ上げし、被災農地の再生を図る復興事業を実施している。天化沢A遺跡は、水田のかさ上げに用いる土砂の採取予定地にある。そのため土取り工事に先立ち、埋蔵文化財の記録保存を目的とした発掘調査を、他都府県からの職員の協力を得て実施した。

遺跡の時代は大きく弥生時代と奈良・平安時代にわかれ、弥生時代は尾根の先端に、奈良・平安時代は尾根から斜面にかけて展開していた。特に斜面には奈良・平安時代の製鉄関連の炉跡や炭焼き窯が密集していた。

発掘調査は対象面積が30,200㎡と広大なため、班長以下10名(のち11名)の職員、現地雇用の作業員90名体制で実施した。平日は基本的には4泊5日の出張である。出張先では近くの宿泊地に滞在し、発掘現場へ公用車で往復する。月曜の朝、分庁舎から公用車に分乗し南相馬市内へ向かい、週末の金曜日は福島市内の分庁舎に戻るというサイクルであった。

遺跡現地では、管理課文化財主査という立場で発掘調査を担当し、復興業務としての調査の技術支援を行った。



天化沢A遺跡発掘調査看板



天化沢A遺跡の調査 黒く見えるのが製鉄炉

3 苦勞したこと・工夫したこと

東京都と福島県で大きく異なる点は、契約と調査体制の違いであった。福島県では、教育庁文化財課が発掘調査の原因者である福島県農林水産部相双農林事務所と契約し、それを受けて教育庁文化財課と当財団が委託契約を結ぶという流れであった。従って、財団と原因者である相双農林事務所は契約関係にはないという点が特徴であった。東京都では教育庁と原因者と財団が三者協定を結び、契約は直接原因者と財団が結ぶ方法がとられており、頭では理解しつつも実際の対応ではとまどう部分が大きかった。

また、南相馬市の現地においては遺跡発掘の事業だけではなく、農地のかさ上げ工事や、道路のかさ上げ工事などが並行して行われており、様々な業種の工事が輻輳する状態であった。しかしながら現地での様々な工事等の工程を調整する部署が存在しないようであり、農林関係の情報は漏れ聞こえてきても、土木部関連の工事予定などは、突然工事が始まってから知るのが実態であった。

調査体制では雇用面の違いが大きい。遺跡調査部では発掘作業員を直接雇用している。作業員の募集チラシから始まり、面接を経て雇用契約を結ぶというものであり、出勤簿管理なども調査員の業務の一つとなっていた。東京都では発掘調査をゼネコン業者に委託しており、雇用関係の業務を行うことはない。南相馬市や相馬市の地元の方々は実際の被災者であり仮設住宅から日々通う状態であった。ほとんどが発掘初体験であり、東京のようにベテランの発掘作業員が多いのとは大きな違いであった。そのため、一から作業を覚えてもらう必要があり、当初は不慣れた作業員を相手に、言葉に表せない我慢が必要であった。一方、休憩時や昼休みにこうした作業員



平安時代の製鉄炉跡の調査 焼けた炉の壁や土製の送風管が斜面下に捨てられていた

から災害の実態等を直接聞くことができた点は大きい。今後の災害対策に生かせる貴重な会話となった。

最も苦労したことは重機の問題であった。一般的に発掘調査のイメージは、人力による手作業が主体的と思われがちであるが、パワーショベルやキャリーダンプなどを用いて土砂の移動を頻繁に行う必要があり、重機は必須である。通常、遺跡は地下に埋もれている。そのため調査は、地表の土を除去したのちに開始される。この表土と呼ぶ土を除去するには、パワーショベルによる慎重な表土剥ぎが必要となる。調査を開始する面に達する深さは一定ではなく、数センチで面に達する場合もあれば、数10センチ、場合によっては1メートルに及ぶことがある。そのため、地層を見極め、細心の注意を払いながら、時にはミリ単位の厚さで丁寧な重機操作が必要となる。しかも掘りすぎは遺跡の破壊に直結するため、高度な運転技術が必要とされる。加えて発掘調査が必要な30,200㎡という広さと、尾根と谷が幾重にも織りなす丘陵地形のため平坦面が少なく、常時斜面作業となる難度の高い遺跡でもあった。パワーショベルの運転に慣れたベテランオペレーターが存在が重要となる。

もちろんこうした作業には、調査員が重機の先に立ち、地層を確認しながら動作も交えて様々な指示を作業責任者に出し、それに合わせた重機操作が求められる。私の当初の作業はこうした技術指導であった。

ところが、現地では復旧・復興のための様々な工事が同時進行的に行われており、有能なオペレーターは他の工事等に従事していることから、遺跡の調査には経験の少ないオペレーターが回されることが多かった。また、ベテラン登場で安心したのもつかの間、すぐ他工事が開始し入れ替わってしまうことが常であった。東京の調査より劣るレベルのオペレーターの場合は、時にはきびしい言葉で注意を喚起する必要があった。復旧・復興工事が集中する浜通り地区では慢性的にオペレーターが不足しており、遺跡の調査においても大きな課題となった。

宿泊場所の確保も大きな問題であった。浜通り地域に集中する復興・復旧工事のため全国から人が集まってきており、宿泊場所数と宿泊者数の需要と供給のバランスが大きく崩れているようであった。宿の長期確保は難しく、同じ宿に職員全員が泊まることは一度もなかった。南相馬市内の遺跡の調査であったが、市内の宿泊施設に滞在できたのは数日のみで、多くは北に隣接する相馬市内の宿を利用することが多かった。およそ8か月の調査中に宿泊した宿は南相馬市4か所、相馬市4か所の合計8か所にも及んだ。宿の確保は今後も困難が予想される。

4 印象的なエピソード

通常遺跡の発掘調査を行うと、現地を一般公開する場合が多い。とはいえ遺跡の中は、大型重機が動き回り、深い穴や段差があり、危険は一般の工事現場と同じである。そのために、いつでも見学できるわけではない。通常は日を限って公開が行われている。

私が担当した、天化沢A遺跡では調査も終盤をむかえ、遺跡の見ごろとなった11月1日(土)に一般公開を計画し、事前の準備や広報を行ってきた。前日までに大方の準備が終了し、安全確認をかねた予行演習も行い、翌日に備えた。ところが、当日はあいにくの冷たい雨となり、しかも時間の経つにつれて降りが強くなる、最悪の天気となった。見学会の中止も予想されるところであった。現場はすでに水を含んでおり、しかも斜面地のため、とうてい歩行は困難となり、泥濘で滑るどころか、安全面でも



重機による表土剥ぎ 薄く表土をすきとっていく



斜面地の表土剥ぎ 非常に難しい作業



見学会の準備 雨の中の再設置

大変危険であった。そのため、遺跡現地の見学は中止となり、テントを近くに張り、出土遺物について説明し実際に手に取ってもらうことに方針を変更した。既に丘陵の上に設置し固定してあったテントや通行用のマット類は急きょ取り外され、新たに山の下に移動し再設置するよう指示が出た。この作業は大きな混乱を招いた。

しかし、地元作業員さんたちは、雨合羽を泥だらけにしながらかの作業に従事してくれた。再設置の時間は短く、合羽の中は汗まみれになっていた。こうしたおかげで、遺物の説明会を時間通りに開始することができたのである。頭の下がる思いであった。

遺跡から出土した遺物が並んだテント前には、地元はもちろん県外からも雨の中大勢の見学者が集まっていた。車も大行列であった。猛烈な悪天候にも関わらず、100名もの参加者があった。当初は、見学者数よりスタッフ数の方が多いのではとささやき合っていたが、それを見事に裏切る数であった。テントの内外で担当職員の説明が行われ、いつの間にか地元南相馬市教育委員会の方々や、南相馬市の調査支援に全国の県教育委員会等から派遣されていた方々も、一般の方々への説明役をかってでていた。また、一隅では専門家同士の議論もたけなわとなっていた。

見たことがある笑顔の人がこちらを向いているなと思ったら、宮城県に戻り文化財の仕事についていた大学の後輩がひょっこり見学会に来てくれていたことも、印象に残ることの一つであった。仙台からバスと電車を乗り継いで原町駅までどり着き、その後約5kmの道のりを、徒歩で約1時間も雨の中歩いてきたようだ。熱心に見学し、土器や石器を手に取り、こまめに写真を撮っていた。帰り際の彼の足もととは、泥だらけでおまけに雨が靴の中まで浸みているようだった。

テント内は小さな子供から年配の方まで幅広い年齢層の人々で黒山の人だかりとなっていた。定刻の午後3時となり、見学会は終了した。その頃、駐車場から道路への誘導作業も困難をきわめていた。道路は泥濘となり、大きな轍もできていた。最後の見学者が帰路についたのは定刻もだいぶ過ぎてのことであった。



見学会の状況 テント内に並べた出土遺物の説明



見学会遠景 テントを人が取り巻き、車も長い列



見学会を取り上げた新聞
(福島民報 平成26年11月4日掲載)

5 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

まず、多くの方々との交流が今後の事業に活かせる点は間違いない。職場の福島県の財団遺跡調査部の皆さん、県教育庁文化財課の担当者、南相馬市教育委員会文化財係の皆さん、そして地元作業員との交流、さらに福島県へ派遣された沖縄、福岡、高知、京都、茨城各県とさいたま市の職員との交流と情報交換も定期的に行うことができた。東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議(三県一市)にも参加させていただいた。

また、これとは別に「IMF」(アイエムエフ 岩手、宮城、福島の頭文字をとったもの)と名づけられた東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員交流会にも参加し、全国の支援職員との交流を深めるとともに、情報交換ができた。

特に、天化沢A遺跡で4月より12月まで泊まり込みの調査を行った同僚たちとは、勤務時間以外でも交流を持つことができ、週末になると、県内だけでなく、新潟県や山形県、宮城県や岩手県へも出かけ、遺跡をはじめとした文化財見学に明け暮れることができた。また、三陸地方の復興状況を同僚の案内でこの目で見ることもできた。この経験は大きな財産となることは間違いない。こうして培った人脈は今後大いに役立つことは確かであろう。

次に、東京都は福島県と比べ遺跡の発掘環境に恵まれていることを実態として感じることもできた。一方、東京では時間に追われる業務をこなし続けていたことも、福島に来て改めて感じることもできた。もっとも大きかったのは、朝夕合わせて4時間あまりの通勤から解放されたことであった。東京で働く場合の大きなデメリットを痛感した。

最後に、毎日公用車の窓からみた南相馬市の復旧・復興はほとんど進んでいないように見えた。しかし、出向した当初の4月に比べると、多くの工事が進み、また新たな工事も増えている。

少し気がかりなのは、南相馬市や相馬市において、民間の大規模な土取り工事が各地で行われていることである。あたかも、地元文化財担当者のチェックの網をかいくぐるように。筆者が担当した天化沢A遺跡は国や県に係る事業のために、遺跡の存在が知られていなかったものの、運よく県教育委員会の現地踏査と試掘により、新たな遺跡と認定された。そして本格的な発掘調査を行い、図面や写真記録として残すことができた。県教育委員会や地元教育委員会は遺跡が存在する場所の土取りは極力避けるよう開発部局や業者との調整を行っている。しかし、今後も大量の土砂が復旧・復興に関連する工事に必要なことは間違いない。こうした需要に応えるために、相馬市や南相馬市では民間の土取り工事が頻繁に行われているのは確かであり、そのために未周知の遺跡が失われてしまわないか心配だ。

それ以上に心配なのは、我々を受け入れている派遣先の福島県や財団の方々、あるいは地元南相馬市の職員の業務量が大幅に増加しているように見えることだ。まだまだ復旧・復興に長い時間がかかることは誰が見ても明らかである。

短期決戦で目の前の業務と勝負しようとせず、安全・安心を第一とした業務追行を期待したい。今後も継続した支援が必要だと思っている。



調査開始時の遺跡遠景 (H26年4月15日)



調査終了間近の遺跡遠景 (H26年12月16日)

現地 事務所

第4部

業務概要



東京都被災地支援
岩手県事務所

渡部 一紀

東京都被災地支援
宮城県事務所

重野 達史

東京都被災地支援
福島県事務所

三浦 崇

1 赴任当初の状況

●岩手県事務所

岩手県事務所がある盛岡市は、東日本大震災の津波の被害を受けた沿岸部から100数十km離れており、私が赴任した平成26年4月には震災の被害の影響は感じられなかった。一方、津波の被害を受けた沿岸部は、平成26年3月末までにはがれき処理が終了しており、広大な空き地に無数の建物の基礎が残っている状況であった。空き地の中に一部残っている建物を目の当たりにすると津波の高さが想像を絶するほどであり、建物の損壊の状況から被害の甚大さを実感した。

また、岩手県では平成23年度から8年間を計画期間としている復興実施計画において、平成26年度から3年間を本格復興期間と位置づけており、沿岸地域の土地区画整理事業の工事現場などは、これからまさに復興に向かっているダイナミズムを感じられた。



宮古市田老地区防潮堤(平成23年3月撮影)



宮古市田老地区防潮堤(平成26年7月撮影)

●宮城県事務所

平成26年4月から本事務所に着任し、被災地調整主査として業務にあたっている。もともと、被災地の支援に関心があり、少しでも役に立ちたいと、プライベートでも石巻市などの被災地を訪問していた。今回、縁あって赴任のお話をいただき快く引受けた次第である。

復興にかかる工事は現在、ピークを迎えている。宮城県における平成26年3月末の災害公営住宅事業着手率は約68%（平成26年12月末では約85%）、防災集団移転促進事業着手率は約93%（平成26年12月末では約99%）である。東京都の任期付職員の多くが携わるこれらの現場に行ってみると、土砂を運搬するダンプカーがひっきりなしに出入りし、作業員が忙しく立ち働く姿が見られる。

ここまで来るには、被災自治体住民の意向の取りまとめ、入居や移転を希望する被災者への説明、事業用地所有者との折衝、復興交付金による予算取得に係る国等との調整、それらを反映した調査・測量・設計、関係法令に基づく許認可手続、施工業者の決定、現場発生土の処理計画等、さまざまな困難があった。被災から3年、「やっとここまで来た」というのが実態ではないかと思う。



南三陸町志津川地区(市街地)の震災直後の状況 平成23年3月撮影



南三陸町志津川地区(市街地)の復興状況 平成26年7月撮影

●福島県事務所

福島県の状況については、震災から3年経過しても避難者が県内外で13万人を超えており、原発事故による影響で、農産物の販売や観光客の入込が、回復傾向にあるものの、震災前の状態には依然達しておらず厳しい状態であった。津波被害を受けた被災地に目を向けると、復旧作業は進められているが、沿岸部の一部では船舶や自動車が震災当初のままで、撤去作業が全く行われておらず、震災の状況を直接肌で感じることができた。

一方で、田村市の都路地区が原発から20キロ圏内では初めてとなる避難指示が解除される等、少しずつではあるが、生活環境が整備され、本格的な住民の帰還にむけた動きが始まっていた。



いわき市豊間地区(平成23年3月24日)



いわき市豊間地区(平成27年1月19日)

2 被災地支援事務所の業務概要

(1) 組織の目的

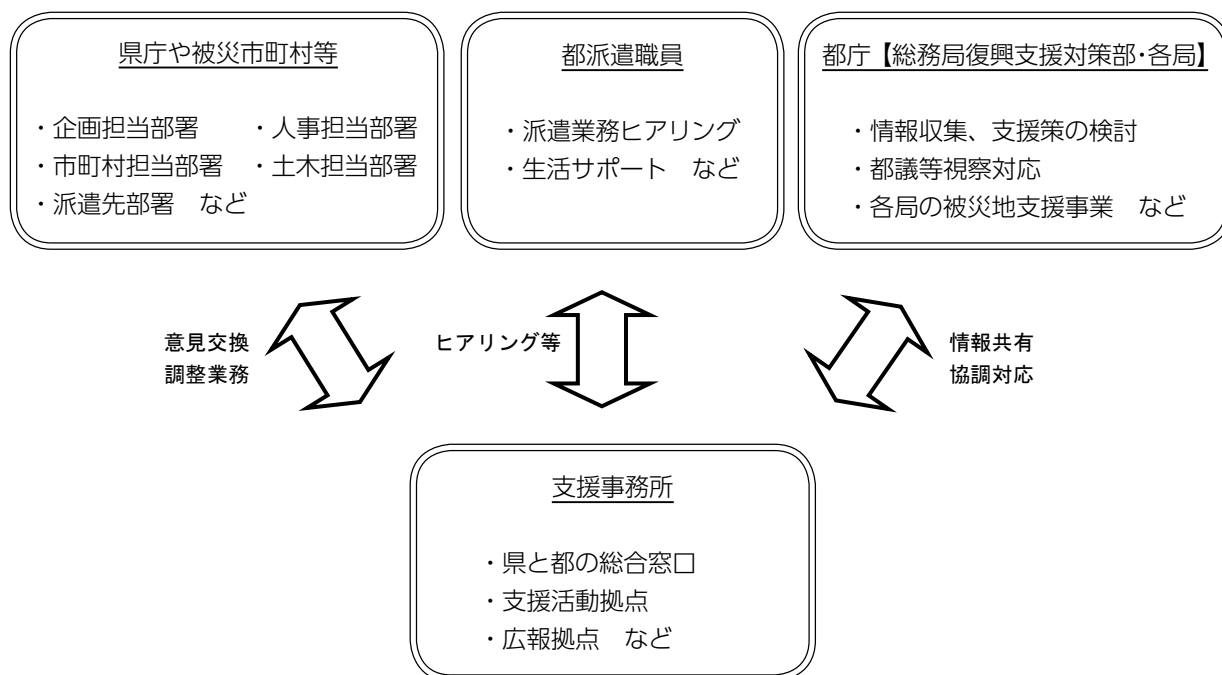
東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から、人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける。

(2) 体制

- ① 岩手県事務所：所長、主査※
 - ② 宮城県事務所：所長、主査※
 - ③ 福島県事務所：所長(26/7/16より復興支援調整担当部長が兼務)、課長、主査
- ※26/7/15まで宮城県事務所長が岩手県事務所長を兼務するとともに、各事務所に課長が在籍

(3) 業務内容

- ① **被災地の課題・情報等の収集、現況報告等**
 - ・ 県庁各部署からの情報収集
 - ・ 復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
 - ・ 視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明 など
- ② **県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整**
 - ・ 自治体派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
 - ・ H26年度後半及びH27年度以降の派遣に関する調整
 - ・ 被災地の農林水産物等風評被害対策に関する調整 など
- ③ **各局が行う支援事業のサポート**
 - ・ 事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
 - ・ 都庁各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス投げ込み など
- ④ **派遣職員のバックアップ**
 - ・ 定期的に生活や業務状況をヒアリング(派遣業務ヒアリング)
 - ・ 必要に応じた日常生活に関するサポート
 - ・ 病気、けが、事故等のトラブルに関する対応 など



【支援事務所の業務イメージ】

3 成果・実績

(1) 県主催の各種会議の出席

●岩手県事務所

- ・復興本部員会議(毎月1回開催)
- ・被災市町村人財確保会議(26/4/24、26/7/29、26/11/11、27/2/13)
- ・東北4県復興担当部長会議(26/5/16)

●宮城県事務所

- ・市町村震災関係職員確保連絡会議(26/7/8、26/11/10)
- ・任期付職員等採用試験に関する意見交換会(26/11/21、27/1/26)

●福島県事務所

- ・新生ふくしま復興推進本部会議(26/4/21～27/1/30 計14回 H27.1月時点)
- ・災害対策本部員会議(26/6/9、26/11/17)
- ・被災市町村職員確保対策連絡会議(26/6/27、27/2/5)
- ・避難者受入関係都県連絡会議(26/6/9、27/2/6)
- ・2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業連絡会議(26/12/2)

(2) 人的支援に関する調整

●3県共通

- ・自治法派遣職員ヒアリング(概ね四半期に1回)
- ・任期付職員との主査面談(各県5、6月に1回)
- ・任期付職員汚職等非行防止研修(岩手県26/10/6-7、10/9宮城県26/10/6-7福島県26/10/8、14)
- ・メンタルヘルス講習(岩手県26/12/2、27/1/29宮城県26/11/27福島県26/11/27)
- ・平成27年度向け派遣職員公募制人事説明会、面接、派遣説明会(26/11/7、26/12/10-12、27/3/2)
- ・任期付職員技術力向上研修(岩手県26/12/5宮城県26/12/5福島県26/12/5)

●岩手県事務所

- ・岩手県任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整
- ・自治法派遣職員の被災地支援業務に係る意見交換会(26/12/3)

●宮城県事務所

- ・任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整(宮城県、沿岸4市町合同)
- ・任期付職員業務ヒアリング(概ね四半期に1回)
- ・用地事例発表会(27/2/6)
- ・技術職意見交換会(2月下旬)

●福島県事務所

- ・任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整(福島県、南相馬市、大熊町、川内村、富岡町)
- ・ふくしま復興応援隊の採用支援
- ・福島県獣医師職員の採用支援

(3) 各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、P R活動等に関する連絡調整

●3県共通

- ・未来への道1000km縦断リレー事業実施の連絡調整
- ・ヘブンアーティストの県内イベントに関する連絡調整
- ・STAND UP SUMMIT(26/8/11東京ビッグサイト)の開催に関する連絡調整
- ・危機管理産業展(26/10/17東京ビッグサイト)被災三県によるトークセッションの連絡調整



未来への道1000km縦断リレー



危機管理産業展トークセッション

●岩手県事務所

- ・「盛岡さんさ踊り」における応援自治体支援感謝PRに関する連絡調整



盛岡さんさ踊り



岩手県民とのふれあい交流

●宮城県事務所

- ・気仙沼市新月中学校へのマリimba寄贈(26/4/7)
- ・県庁オリンピック・パラリンピック関連事業(26/5/22)
- ・後藤・安田記念東京都市研究所取材対応(26/10/9)



STAND UP SUMMITセッションの様子

●福島県事務所

- ・広報東京都11月号福島県産新米PR記事掲載
- ・福島県主催派遣職員対象メンタルヘルス講習会講師派遣
- ・中央卸売市場による被災産地支援研修会の実施



県主催メンタルヘルス講習会



東京都では、東日本大震災や原発事故等による大きな被害を受けた福島県の一日も早い復旧・復興を願い、福島県産品と観光の支援を行う「ふくしま⇄東京キャンペーン」を実施しています。
今年の秋も、福島県からおいしい新米の便りが届きましたので、お知らせします。

福島県アンテナショップ「日本橋ふくしま館 MIDETTE」で新米を絶賛販売中!

県オリジナル品種「天のつづみ」をはじめ、「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」などの新米を順次入荷し、販売しています。ぜひ、お越し下さい。

場 所 中央区日本橋室町4-3-16 柳屋太洋ビル1階(東京メトロ「三越前」・JR「神田」駅下車)
☎03-6262-3977

営業時間 平 日11時～20時
土 日祝11時～18時

東京都の皆さん、震災以降、福島県の復興にさまざまな「支援」をいただき、誠にありがとうございます。
福島県は、収穫量全国第7位(震災前第4位)の米どころです。
25年産米食味ランキングでは、会津産コシヒカリなどが最高ランクの「特A」の評価を得ていますが、今年も香り豊かで甘みのあるおいしい新米ができました。
また、今年も全体的にお米の放射性物質を検査する「全量全袋検査」を実施していますので、安心して召し上がり下さい。
なお、米を含む農林水産物の検査情報や本県の農林水産物の魅力などについて、**HP「ふくしま新発見」**で情報を発信していますので、ぜひご覧下さい。

お問い合わせ 福島県農産物流通課 ☎024-521-7354
総務局復興支援対策部被災地支援課 ☎03-5388-2368

広報東京都で福島の米をPR

(4) その他

- ① 現役職員の派遣状況(H27.1.1時点) ※東京都監理団体等からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数(人)	12	6	11	10	11	6

※福島県の技術には、調査研究職1名を含む。

- ② 任期付職員の派遣状況(H27.1.1時点) (H24.9.1採用、1年ごとに更新し最長5年まで更新)

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	土木	建築	土木	建築	土木	建築
派遣人数(人)	9	1	12	5	5	5

- ③ 物的(車両)の提供(H26年度分) ※提供予定を含む

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両(台)	—	5	5

岩手県

東京都被災地支援
岩手県事務所

渡部 一紀

1 組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

<組織の体制>

東京都被災地支援岩手県事務所 所長

被災地調整主査（筆者）

<主な担当業務>

- ◎岩手県庁、被災市町村及び都庁（総務局復興支援対策部・各局）との連絡調整（人的支援等）
- ◎復興事業等に係る情報収集及び都庁（総務局復興支援対策部）への定期業務報告
- ◎派遣職員バックアップ（業務ヒアリング、生活サポート）など



復興に関する会議に出席

2 苦勞したこと・工夫したこと

◎岩手県は面積が15,279km²と東京都の約7倍の広さを有しており、日本の都道府県では北海道に次ぐ広さがあることが特徴である。事務所のある盛岡市から津波の被害を受けた沿岸部までは100数十kmの距離があり、車で移動すると2時間30分程度の時間を要する。私はこれまであまり長距離の運転をしたことがなかったので、道を覚えることや適宜休憩を取ることなど、安全運転を心がけることに腐心した。



道の駅「区界高原」の冬季の様子

◎岩手県における津波の被害は沿岸部の広範囲にわたっており、ややもすると同じような景色の連続のように感じてしまい場所の記憶が混在してしまう。そのため、できるだけ現地の担当者から被災前の状況や復興の将来像、工事の進捗状況等に関する話を聞いて、今見ている景色の背景や意味を整理・記録して記憶に残そうと努力した。



大槌町町方地区の盛土工事現場
(任期付職員担当現場)
2m程度盛土を行う

3 印象的なエピソード

◎仮設住宅に入居している派遣職員の住居を訪問する機会があり、実際に屋内に入ってみたところ、住居は地面等からの寒さへの防寒対策や結露等への湿気対策が必要で、長期的に住む場所ではないことを実感した。仮設住宅に入居されている避難者が、自力再建や災害公営住宅への入居等によって恒久的な住居に転居できる日が1日も早く来ることを願わずにはいられなかった。

◎岩手県において策定している復興計画では、平成26年度から3年間で「本格復興期間」と位置づけており、被災地は高台造成や土地区画整理のための盛土工事など、まちづくりのピークを迎えている。実際に現地を視察するたびに街の風景が変わっていくことに驚かされ、特に高台造成により地形が変わっていく現場や三陸自動車道が出来上がっていく過程は街が作られている現場に立ち会っていることを強く実感した。



野田村米田地区高台団地
(任期付職員担当現場)
平成26年4月10日撮影



野田村米田地区高台団地
(任期付職員担当現場)
平成27年2月4日撮影

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

◎語り部ガイドの方々など震災当日を経験した方から話を聞く機会があった。当日は目の前まで津波が来たが走って逃げて助かったことや、道路を挟んだ隣家が津波に流されたが、自宅は隣家と比べて高所に立っていたため流されなかったという話に、何が人命や財産への被害に影響するかが分からないことを実感した。また、沿岸地域に住んでいる方は津波の避難訓練を定期的に行っており、実際に震災前でも津波警報が出たときは避難をされていることを聞き、津波の被害が自分にも起こりうる災害と認識していることを感じた。一方、東京の人は津波や震災への危機感が薄いという意見も沿岸地域の方からうかがった。今後、都政においても自分の周りの生活場所においても、できる限りの準備や対策を行っていくことが必要であると感じた。

◎現地事務所の役割の一つに派遣職員のバックアップがあるが、実際に復興事業の最前線で職務にあたっている派遣職員とは違い、客観的に派遣職員の業務や他県の被災地、東京都との関わりを捉えて日常の業務にあたることができた。この経験から、常に現場の視点を持ちつつ必要な施策を都政に反映させていくことが重要であると感じた。

また、派遣職員に対して四半期に1度実施した業務ヒアリングでは、各職員が被災地復興に対する強い思いを持って業務に臨んでいることが感じられ、自分にも大きな刺激になり、住民や社会に貢献するという公務員の業務の原点を再認識した。今後携わる業務についても、社会への貢献を念頭において臨みたい。



住民の方から震災当日の状況を聞く
(田野畑村)



派遣職員による意見交換会を開催

宮城県

被災地支援
宮城県事務所

重野 達史

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

1 組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

事務所の現在の体制は、所長（課長）、主査、現地採用の臨時職員の3名体制である。担当する業務内容は、①都や監理団体等からの派遣職員のサポート（平成27年1月1日現在38名、派遣先自治体：宮城県、気仙沼市、石巻市、南三陸町）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体との連絡調整などである。また、私は被災3県（岩手、宮城、福島）に設置されている支援事務所で唯一の技術職（土木）であり、3県の派遣職員の技術統括を任されている。

表 東京都からの派遣状況（H27.1.1時点）

	自治法派遣 (都庁現役職員)		任期付職員		都監理団体等職員		合計
	宮城県	石巻市	気仙沼市	南三陸町	気仙沼市	石巻市	
派遣先	宮城県	石巻市	気仙沼市	南三陸町	気仙沼市	石巻市	
派遣人数	14	4	13	4	2	1	38



ヘブンアーティスト被災地派遣（石巻市仮設住宅地）



被災地支援宮城県事務所職場

2 苦労したこと・工夫したこと

派遣職員は、調整能力を必要とする困難な業務を抱えるだけでなく、様々な課題にスピード感のある対応が求められている。慣れない環境の中での仕事や生活には不安やストレスがつきものであるし、職場によっては派遣職員同士の交流が十分でないために、疑問点を質問したり悩みを共有できないこともある。

そのため、被災地支援宮城県事務所では、派遣職員が仕事や生活で困っていることを把握するために、個別面談

を可能な限り実施した。直接顔を見ながら、職場では口に出せない愚痴のようなことも丁寧に聞き出し、適切にアドバイス等を行うことで、高いモチベーションを維持し、個々が持つ能力を最大限に発揮してもらえるよう努めた。また、派遣元や派遣先との情報交換や率直な意見交換も密に行い、過重な負担がかかっている場合には適切な対応をお願いした。

私の使命は、派遣職員が気持ちよく仕事ができる環境を整え、被災地の復興に力を尽くしてもらうこと、また、東京都の各局が実施する支援事業を被災地に伝達・浸透させ、東京都が復興に尽力していることを理解してもらうことだと考えている。更に、派遣職員全員が「東京チーム」として仕事の苦勞と成果を共有し、一体感を持って一年間を過ごしてもらうことも私の大事な役割であると考えている。



特産品のリサーチを兼ねた派遣職員との懇親会



派遣職員との意見交換会の様子

3 印象的なエピソード

私は技術職(土木)ということもあり、被災地の復興の技術的側面に関心をもっている。県の土木部土木総務課企画調整班に取材し、「住宅・社会資本再生・復興計画」見直しまでの経緯を調査したことを手始めに、様々な現場に足を運んだ。石巻市総務部防災推進課では津波避難ビル認定について、基本的な考え方や、認定までの苦勞話を聞かせてもらったうえ、第二管区海上保安部石巻海上保安署の協力で津波避難ビルの内部の見学をさせてもらった。また、私が下水道局出身のため、もともと被災地の上下水道の復興には、関心を持っていた。山元町では「上下水道事業包括的業務委託」について、上下水道事業所の職員に直接話を聞くことができ、復興事業という視点からだけでなく、通常の上下水道事業の効率的運営へのヒントをつかむことができるなど、意義深い経験をすることができた。

これらの取材で最も印象的なのは、対応してくださる被災自治体の職員が「東京から来られた方たちに復興事業に携わっていただき、本当に助かっています」等と、毎回お礼を言うてくださることである。その度に「私自身が何か復興事業を受け持っているわけではないのですよ」と説明するのだが、「それでも復興に力を貸して下さっているのだから」と言っていただき、大変感激した。



維持管理業務などを委託する
「特定環境保全公共下水道事業・山元浄化センター」



石巻市津波避難ビル石巻港湾合同庁舎(全景)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災の被害の特徴は「津波」によるもので、沿岸部自治体の市街地は壊滅的な被害を受けた。被災地では、単なる復旧にとどまらない、未来を見据えた先進的なまちづくりという創造的な復興が進められている。震災から5年目を迎える現在、復旧・復興事業の着手率も上がっているが、本格的な復興にはまだ道半ばである。

私たち都庁マンは、「都民の生命と財産」を守る務めがある。東北の被災地での経験を活かし、首都直下地震や南海トラフ地震に備えたい。また、単なる復旧にとどまらない未来を見据えた先進的なまちづくりについて、被災地の事例を踏まえながら考えていきたい。



津波の様子を体験した、唐桑半島ビジターセンター津波体験館



唐桑半島ビジターセンター津波体験館展示室



気仙沼市鹿折地区(平成24年8月撮影)



気仙沼市鹿折地区(平成26年10月撮影)



南三陸町志津川地区(平成26年4月撮影)



南三陸町志津川地区(平成26年7月撮影)

福島県

東京都被災地支援
福島県事務所

三浦 崇

1 組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

私は平成26年4月1日から被災地支援福島県事務所に赴任となり、被災地調整主査として業務を遂行している。事務所は所長（平成26年7月16日より復興支援調整担当部長が兼務）、課長、主査（筆者）と現地で採用した臨時職員の4名体制である。

（主な業務内容）

・福島県の復興支援に係る調整

福島県内の復興状況やニーズ等を的確に把握し、各種支援における都や関係自治体との連絡調整を行う。

・被災地派遣職員のサポート

県内に派遣されている都の現役職員、任期付職員及び監理団体の職員が職務を円滑に行えるようサポートする。



事務所が入っている福島県自治会館



自治会館からの風景（県庁前の様子）

2 苦労したこと・工夫したこと

●福島県庁とは、これまでの事務所の先輩方のご尽力もあり、既に職員と良好な関係が築けていた。その点で、赴任当初からこの案件の窓口がわからないということがほとんどなく、支援要請には遅滞なく対応できたものと思っている。しかし、震災から3年が過ぎ、支援の要請もこれまでの繰り返しではなく、復興が進む中で新たなニーズがあるかもしれないと思っていたが、中々それを見出していくことが難しかった。そこで、県議会や知事が出席する会議等を傍聴したり、新聞等で内容をチェックし、新規事業での支援要請が来ることを想定して職務に臨んだ。2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連では、11月以降に県知事が変わってから展開が急に動いたが、慌てることなく本庁とも連携して、県側の意向を早く知ることができたと思う。

●任期付職員等の技術系職員の多くは津波被災地に派遣されており、事務所がある福島市からはいずれも遠隔地で、県庁派遣の事務系職員と比べると会う機会が限られていた。電話やメールでやり取りをすることは簡単であるが、それだけでは用件のみで終わってしまい、実際に会って話をしないと、職場の状況や、職務についてどのように考えているかは理解できない。なるべく面談や交流会等を利用して、話をするよう努力したが、1年を通して機会そのものが少なかったかもしれない。この点においては反省するとともに、サポート体制を十分とることの難しさも感じた。



任期付職員との被災地視察研修

3 印象的なエピソード

●4月の派遣職員向けの合同着任式の際、県庁職員の方からこの1年間で福島県のすべての観光地を回って福島の良いところを知ってもらいたいという言葉があった。直接業務に関係なくても、行く先々の人や文化に接することで、福島への理解を深め、仕事に役立つこともあるのではないかと、実益も考えて県内を旅行してみたが、そんなことを忘れるくらい純粋に楽しめた。すべての観光地を回ることは残念ながらできなかったが、温泉や食べ物等、福島島の自然やその恵みを十分に堪能することができた。



南相馬市 相馬野馬追



古殿町 越代の桜

●派遣職員や県職員と共に、フィールドワークを通じた合同の自主勉強会に参加した。米の全量全袋検査の様子を視察したり、地元の穀物を使った食品会社や農家に出向き、放射線の自主検査やホームページの活用等で、独自に行っている風評対策を紹介していただいた。現地事務所の業務では県庁や市町村相手の仕事が多くなるが、自治体ではなく、県内企業の取組を実際に見る機会がほとんどないので、貴重な経験ができたと思っている。

この勉強会では、最後に視察した内容を参加者で整理し、問題事項や解決策を出し合った。普段は様々な立場で福島県の復興に従事する人たちが、こうした1つのテーマに取り組む場を設けることで、交流を深めていくことができたのはいい思い出である。



二本松市 全量全袋検査

●視察で多くの自治体を訪れたが、中でも印象深いのは浪江町である。計9回足を運んだ。役場は二本松市に移転しているが、帰町準備のために一部の方は元の役場で業務を続けていた。5月上旬に浪江町に入った時に、町役場の方に被災状況の説明と現地の案内をしていただいたが、そこで、「町の復旧・復興のために全力を尽くしているが、いざ、避難指示が解除された時に、はたして町民がどれだけ戻ってきてくれるのか。」という切実な思いを口にされていた。これは浪江町に限った話ではなく、避難先での生活が長引き、故郷をそのまま離れる決意をした方が増えていく中で、復興に携わる職員が職務に対する気持ちを維持していくのは実に大変なことだと思った。

浪江町に初めて来た時は、震災からほとんど手つかずの状態であったが、そのうち仮置場も整備され、減容化施設の建設や、船舶や自動車の撤去も始まった。訪れるたびに様子が変わっており、少しずつではあるが、復興に向けて進み始めているのを実感できた。今のところ、町は2016年春に避難指示解除の時期を判断するとしているが、自由に立ち入りできるようになったら、改めてここを訪れてみたい。



浪江町 請戸漁港

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私は3年ほど前、選挙の仕事をしていたが、震災の影響で延期されていた統一地方選の支援で福島県や宮城県に来たことがある。約2か月の滞在であったが、まだ震災の混乱が冷めやらぬ中で、どこも暖かい雰囲気でも迎えていただき、また機会があれば被災地のために働きたいと思っていた。今回、公募で福島県への派遣の機会をいただいたことで、この1年間はじっくりと県職員や派遣職員と共に復興にむけて職務に取り組むことができた。

現地事務所の仕事は調整事務がメインであり、支援要請に効果的かつ速やかに対応することが求められる。所属や立場が違う方々と折衝する機会は多かったが、相手の話をよく聞き、時には意見の相違がありながらも職務を遂行してきた経験は、都庁でも今後活かせるであろうと思っている。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、福島県では県内での事前合宿や競技開催の実施を目指している。被災地支援にかかわった者として、この点においても将来何らかの形で福島に役に立てたらと考えている。

用地職員 座談会

第5部

Discussion

平成27年2月6日
宮城県庁1203会議室にて開催



出席者

岩手県沿岸広域振興局土木部用地課

宮城県気仙沼土木事務所総務部用地第3班

宮城県仙台土木事務所総務部用地第一班

小野寺 稔(建設局) | 坂谷 知映(産業労働局)

工藤 修(建設局) | 溝口 直樹(産業労働局)

高田 比呂子(主税局) | 松沢 透(水道局)

コーディネーター

東京都都市整備局市街地整備部用地担当課長 清水 充
(前総務局復興支援対策部被災地支援担当課長)

清水：発災からこの3月で4年を迎え、各県においては、既に応急復旧の時期を過ぎ、本格的な復興の時期ということで、岩手県においては本格復興期間、宮城県においても再生期ということで事業に取り組んでいるところです。一方では、海岸保全施設や防災集団移転、また土地区画整理などが完成に至っておらず、また岩手県でも宮城県でも震災前の人口が戻ってきていない、水産業などでは震災前の経済が回復していないということもあります。産業再生や住民の帰還のためには、インフラや災害公営住宅を含めて、被災された方が早く戻れる環境を整えていく必要があるように感じています。皆さん、それぞれどんなところを担当していっているのか、事例を紹介しながら、苦労したこと、また良かったことなどをお話ししていただければと思います。仙台(土木事務所)からどうでしょうか。



東京都都市整備局市街地整備部用地担当課長 清水 充

松沢：仙台土木事務所は用地班のなかでも一班二班がありまして、一班が街路と河川、二班が道路、と班が分かれております。東京都の派遣職員は3人とも用地第一班で、高田さんが街路で、私ともう1名が河川の災害復旧を担当しています。私が担当している坂元川・戸花川災害復旧の概要についてですが、宮城県のなかでも福島県との県境の災害復旧を行っています。坂元川には、もともと水門があったのですが、津波で被災してしまったので、水門式から堤防式に変える工事を行っています。坂元川の概要としては、水門が元からやられてしまったので操作ができなくなってしまったということから、水門を撤去しまして、河口から旧JR常磐線のところまで護岸堤防と同じ高さのTP(注釈：Tokyo Peilの略称。東京湾平均海面)7.2メートルの堤防を作る予定です。それから旧JR常磐線の先から国道6号までは沈下戻しということで、地盤沈下を戻す工事を行うことになっています。戸花川についても同じような状況です。スケジュール的には、平成26年1月に用地契約会を行い、平成27年1月には安全祈願祭に入りまして、平成28年3月に完了予定となっています。

清水：東京では無いのですが、宮城県や岩手県では用地契約会というのをよく使いますよね。どのような形で行っているのでしょうか。

高田：基本的に災害復旧の現場ですと、物件が

ほとんどないので土地のみということもあって、みなさん一気に集まってご説明をして、という形でやっています。

小野寺：私も昨年末にやりましたけれど、補償金額を提示し、即これでOKなら判子押してください、という感じですね。その場で税務関係のことも説明して、これですければお願いします、という形で行っています。



岩手県沿岸広域振興局土木部用地課 小野寺 稔(建設局)

清水：担当現場での課題があったら教えてください。

松沢：戸花川の曲がっているところが、原野商法で売り出している土地になっていまして、地権者が皆東京等にいて、現地にいない、あるいは行方が分からないような人が多いですね。今探しているのですが、結局分からないので、財産管理人を家庭裁判所で選任して筆界を確認するしかないというような状況になっています。

清水：そのような事例は他の地域でも色々あるでしょうから、追々聞いてみましょう。次は高田さん、どうですか。

高田：私の方が街路ということで、八幡築港線という塩竈市にある県道を担当しております。こちらはもともと都市計画決定されている街路なのですが、今回の震災を受けまして復興交付金での事業となりました。この先の道路に塩竈の石油輸送所がありまして、こちらの輸送所が震災の際被害がそれほど小さくなく、また仙台へのガソリンの唯一の供給路としてこの道路を使っていたということもありまして、塩竈と仙台方面へのアクセスの向上、あるいは緊急避難路、輸送路ということで今進めております。現状は、大体16～20メートルの片側一車線道路ですが、将来的には全幅で30メートル片側二車線の道路に整備を行います。民地を狭んで貞山運河

という運河がありまして、また北の方は塩釜港ということで、震災時にはここから津波をかぶりまして、大分水が来たそうです。津波を受けたとは言いましても市街地として今も機能しているところですし、整備区間は大体1.2キロの区間なんですけども、ほとんどのところに物件が張り付いているような状態です。補償額一定額以上に関しては県庁(本庁)への協議が必要なんですけど、今回、大所の物件等もありまして、県庁への協議物件がかなり出ているような状態です。補償にあたりましては、建物等の調査をコンサルタントにお願いしているのですが、その発注件数だけでも十数本ということで、それを管理していくのも大変だし、出てきた成果を今確認したりもしているんですけど、そのチェックも大変だし、交渉も行かなければいけないし、という状況です。この路線に関しては、仙台土木事務所では初めて、用地総合補償業務委託という、補償説明業務の業務委託を入れています。何件かの成果が上がってきていまして、今のところ全体の契約取得率は約15%となっております。復興交付金事業のため、本来であれば(集中復興期間が終了する)平成27年度末完了予定だったのですが、さすがに平成27年度末までには用地の取得も難しいということで、今事務所としては平成30年度までに整備を終わらせるということで用地買収を進めております。ただ先行区間がありまして、こちらの区間に関しては工事発注が終わりました。地盤沈下が大きかったため、2メートル近くかさ上げする必要があり、まもなく工事が本格的に入る予定となっています。

清水：積算のチェックは高田さんがやっているんですか。

高田：私がやっています。移転工法案をどう考えるかというような根幹的な部分はプロパーの方にお任せしまして、私は図面と計算書が合うかといったところを確認をしています。もともと本業というか、都税事務所で家屋評価を担当していたので、見ることはできるので。

清水：確かに、自分でチェックして頭に入れていかないと相手に説明できないですね。用地総合補償業務委託は、折衝に行って了解をとってきてもうところまでですか。

高田：基本的には了解取っていただき、契約の

用地職員座談会

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

際は私たちも同行はしますが、契約を取っていただいて、最終的には物件の移転確認をするところまでが業務内容になっています。

清水：他の事務所でも使っているということですが。

高田：宮城では東部土木事務所でもやっているんですけど、ただ聞いたところでは、そこらはほとんど土地だけという話ですね。これだけ物件があるところでは仙台土木事務所だけのようです。

小野寺：うちで一件だけやっていますね。

清水：先ほどの松沢さんの話にありましたが、地権者が東京など遠方の場合には、契約交渉は電話と郵便でされるんですか。それとも行かれるんですか。

高田：基本は行きます。向こうが郵便で良いよって言えばもちろん送りますけど。

小野寺：行っている人もいます。行かなければいけないという人はやはり。

松沢：行かなければいけない人はそうなんですけど、逆に来るなって言われることもありますね。

清水：東京でもそうですが、契約を行うまでに大体5、6回は訪問しますよね。郵便と電話になると、色々と工夫も必要なのではないですか。

小野寺：そうですね。郵送の場合、予期せぬところに名前や判子を押して、必要なところに押さない方が結構いらっしゃいますから。ちょっと複雑な書類のときにはかなり気を付けなきゃいけないし、結局行った方が早かったというときもありますよね。

松沢：電話だと結構不審がられますね、やっぱり。

清水：今度は、気仙沼(土木事務所)からよろしいですか。

工藤：気仙沼土木事務所の位置ですが、岩手県の一関市の隣になります。用地は3班までありまして、1班は宮城県のプロパー職員で構成されています。2班と3班は派遣者とプロパーの職員で、2班が気仙沼市、3班が南三陸町を担当しております。私と溝口は3班ですので、南三陸町を担当しております。私の担当業務ですが、八幡川の防潮堤建設予定地の用地買収、長須賀海岸の海岸防潮堤の用地買収、それと泊崎半島線復興道路の用地買収の三本を担当しております。八幡川は前面が海、左岸側はほとんど盛り土が進んでいるんですね。左岸側はURが区画整理事業と

してやっております。右岸は県の防潮堤事業ということで、県でやっております。TPは8.7メートルという計画で、工事は着手していますが、防災庁舎のギリギリのところまで右岸の防潮堤が来てしまうのですね。ただこの防災庁舎を県の方で保存するという方針が出されましたので、そのあたりをどのようにやっていくのが今後の課題になっております。どこもそうだと思うんですけども、地権者の方のなかには、帰宅されるのが夜中の10時とか、そういう方もいらっしゃると思いますので、みなさんご苦労なさっていると感じるところです。



宮城県気仙沼土木事務所総務部用地第3班 工藤 修(建設局)

溝口：私は、二級河川の港川と伊里前川の災害復旧事業と、泊崎半島線の管の浜という地域の道路の災害復旧事業を担当しています。泊崎半島線は、国道と隣接する部分があるのですが、国道の復旧計画がまだ固まっていないのもありまして、ほとんど動き出していないので、港川の用地買収がほぼメインで1年間動いておりました。港川は全部で3工区に分かれておりまして、いわゆるL1(注釈：数十年～百数十年に1回の津波)レベルの津波から(被害を)防ぐための防潮堤を建設するという災害復旧事業になっております。港地区には、JR陸前港駅という駅もあるように、河口付近に住宅が密集し、真ん中を走る国道45号付近にも多くの住宅があります。上流の方は、田んぼが広がるような地域です。苦労した部分ですが、先ほど全部で3工区に分かれていると申し上げたのですが、1工区というのが、昨年4月に私が赴任した段階で、既に契約はすべて完了して、工事に入り出していました。5月に今度は下流の3工区の丈量図(注釈：用地境界を示す平面図)が完成し

まして、そこから用地買収に入っているという状況です。ただし、真ん中の2工区に関しては、まだ丈量図ができていません。というのも、国道（事務所）との協議が終わっていないんですね。その横にJR気仙沼線のBRTが走っているんですが、JRの復旧計画もまだ固まっておられません。JR及び国道との協議が固まらないので、防潮堤の高さも決まらず、丈量図がまだできていないという状況です。

清 水：境界は、昔の国土調査をもとに決めているんですね。

工 藤：そうです。

小野寺：岩手もそうですね。ただ、たまたま私が今持っている現場は、一か所が国土調査をやった筆界を見ていて、それが今回の復旧事業に伴う用地測量調査でもって、確定がされました。もう一か所の現場は、そもそも国土調査をやっていないところで、混沌としています。今用地測量をやってもらって、なんとかまとまりそうな状態ですが。

工 藤：港とか、そちらの方に行くと、国土調査をやっていないところが多いので、筆界未定がいっぱいあるんですね。早く言えば、昔は木が隣同士の境だった。それが無くなると、（境界が）どこだか分からなくなってしまう。

清 水：地権者の方は、仮設住宅に入居されたり、あるいは東京など遠方の方もいらっしゃる。来てもらうのが大変ですよ。

工 藤：そうですね、別に旅費が出せるわけではないし、自腹で来て下さいということですからね。

清 水：さきほど工藤さんの話の中で、権利者の方は夜帰ってくるのが遅いという話がありました。

工 藤：私のところは漁師さんが多いので、そんなには無いですが、もともと市街地だったところだと遅い方が多いですね。

清 水：みんなもう市街地から別の地域に移られているから。例えば仮設住宅に話に行くんでしょうか。

工 藤：そうですね。そこで例えば1時間くらい話すにしても、事務所まで帰ってくるのに大体2時間くらいかかります。話すのは30分とか1時間だけにしても、行っただけで帰ってくるだけで時間がかかりますね。

清 水：行ったついでに何件か回ろうと思っても、そういうわけにはいかないですね。

工 藤：なかなかうまくいかないですね。

溝 口：地権者の方の都合に合わせるのです。

工 藤：土日に行くことも多いですね。あと、漁師さんの町は遠洋に出ている人が多いので、この時期にしかないというもあります。大体いつごろ帰ってくる予定ですかと奥さんに聞いて、帰ってきたら絶対に忘れないで連絡くださいと。1週間くらい休んだらまた漁に出してしまうので。

清 水：色々回って地域特性の情報を掴んでくるというのも大変なことですよ。

工 藤：他のところもそうかもしれませんが、南三陸の場合、津波で全部流されてしまっている、何にも残っていないんですね。書類が残っていればそれをもとに（情報の把握が）できるんですけど。

清 水：例えば、実印を作って登録するのも一苦労ですよ。

工 藤：買収が始まってからみなさん作りに行きますね。でも流された金庫の中から見つかって、ドロドロのままで、持ってくる人もいますね。

清 水：次は釜石よろしいですか。

小野寺：沿岸広域振興局は岩手県のなかでも、北は田野畑村から南は陸前高田市までの沿岸部を中心とした市町村を担当しております。そのうち釜石にあります沿岸広域振興局土木部というところでは、釜石市と大槌町を担当し、その他は岩泉、宮古、大船渡の各土木センターが担当しています。昔の旧〇〇土木事務所のときの名残がそのままのようです。そのなかで用地課は、用地課長以下18名、うち東京都派遣職員が6名となっています。用地第一グループと用地第二グループに分かれています。宮城の皆さんのように、第一がどこ、第二がどことか、あるいは事業の区分で分けているということはありません。唯一うちが特定のところというの、災害公営住宅の敷地の用地取得は、第一グループのプロパーが一手に引き受けているという感じですね。そのなかで、道路、河川、港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防急傾斜地などの用地取得や補償、あるいは災害公営住宅等の用地取得など、これらの事業を土木部が所管しています。その他に漁港の海岸災害復旧事業の用地取得を担当しているということで、水産部の兼務発令を受けております。

坂 谷：東京都からはそれぞれ第一、第二グループで3名ずつ派遣されていますが、そのうち各グループ2名、合計4名は用地業務

用地職員座談会

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

が初めてという職員です。私は事業を5つほど担当していますが、そのうち3つは通常事業、2つが復興関連の事業で、唐丹日頃市線と吉浜上荒川線という県道の道路整備事業です。甚大な震災被害を受けた唐丹町下荒川地区、荒川地区の住民の安全を確保するために、国の縦貫道や国道に接続可能な道路を整備する事業です。土地の交渉は25年度までにほぼ完了していて、私は立木、工作物、電柱などの物件移転補償を行いました。他に担当した事業では、用地測量業務や土地評価も行いました。東京都では用地測量業務は技術職の工務担当が行いますが、岩手県では事務職の用地担当が行います。私は交渉に行く機会は割と少なく、用地測量の委託業務や、委託業者から納品された図面から取得する面積を出し、土地の価格や物件の補償額を算定する、という交渉の前段階の事務が多かったです。

小野寺：他の県から派遣されている用地の担当職員の方と話をしても、岩手では用地測量、境界立ち会いを用地課がやることに大変驚かれます。私自身もびっくりしましたし、それでこの10か月程一番悩みました。

工 藤：それはどの程度まで。すべてですか。

小野寺：まず工務担当が設計を組んじゃうんですよね。それに合わせて、こういう幅が打てるようになったよということで、設計データが用地課に引き継がれると。そこから我々が設計を組むんですね。

坂 谷：工事の設計図ができあがると用地担当の業務が始まります。公図や地積測量図(注釈：工地の地積を明確にした図面で、土地表示の登記申請書に添付する)、土地台帳などをあたって所有者の調査を行い、必要な面積や物件を事前に把握しておく

んです。土地が何平米で、物件が何件くらいあって、場合によってはお店や工場など営業しているところもあるから営業の補償も必要になります。そういったことを事前に調べてから用地測量業務の委託設計書を組んで業者と契約します。

小野寺：おそらく理由は色々あると思うんですけど、岩手県の場合にはかなりの都市部であっても、都市計画事業として認可を取ってやるというケースがあまりないようなんですね。ほとんどが特別法、道路法、河川法等に基づいてやっているようですので、そうすると都市計画事業の認可を国からいただくときのように、測量データとして、全体の面積をきちんと出さないといけないという習慣がないと見受けられるんですよ。なので、そういうスタイルの事業でやっているのかなというイメージが、最近になってようやく掴めました。

清 水：いわゆる工事担当が事業認可を取るための測量が無いから、それはもう用地買収するための測量ということなんですね。でも都市計画事業ではなくても、例えば不明者がいたときには土地の収用手続きをしないといけないから、事業認定を取ることになりますよね。都では、工事担当がその資料を作りますが。

小野寺：事業認定を取るための資料作成も、用地課が関与するものが多いですね。

清 水：岩手の場合、やっぱり測量があるので、どうしても大変なところがあります。基本的には測量も用地買収も権利者を特定しなければならぬということは一緒なのですが、ただ用地買収は、用地を取得するためにはどう接触していこうかという部分のウエイトがかなり大きいので、測量は別の担当がやって欲しいということですよ。

小野寺：私が今担当している事業で一番大きいのは、白浜鵜住居漁港の海岸堤防復旧事業になります。白浜鵜住居漁港というのは、箱崎半島の一番奥の集落になります。道路が全て被害を受けて通れなくなったということで、この箱崎半島の中でも、最後まで孤立状態が解けなかったということです。こちらの事業は、現在の防潮堤の背後に、門扉の無い新しい防潮堤を作る計画で、海との行き来は防潮堤の両端に乗り越し道路を新設することになっています。その乗り越し道路と防潮堤によっ



岩手県沿岸広域振興局土木部用地課 坂谷 知映(産業労働局)

て、もともとあった釜石市道を一本潰すということになりますので、そのための市道の付替えも事業のなかに組み込んでやっていきます。色々と議論がありますが、地元の方はなんとでも（津波に）襲われたくないということで、天端で14.5メートルの堤防を希望される方が圧倒的に多く、既設の防潮堤の約3倍の高さになりました。

清水：漁港は最初に復旧して、もう再開して使っているんですよね。

小野寺：もちろんそうです。漁港そのものは皆さんすでにお使いになっています。復旧工事は完了で、海岸堤防工事とそれに付随する諸々の工事がこれからという状況です。

清水：皆さん折衝には1人で行っているのですか。

溝口：気仙沼はグループ制というのを敷いております。班のなかで、我々用地3班のなかでもC班D班E班と3つに分かれていて、それぞれ3人ないし4人がひとグループにいます。折衝には、係長級の方1人と、主任級・主事級の方が1人という形で、基本的には係長と主任・主事という形です。もしその係長の手が空いていなければ、主任と主事という形で必ず2人で交渉に行っています。

清水：例えば、2人で（担当を）一か所を持っているのではなく、1人が一か所を持っていて、手が空いている人に同行してもらうイメージでしょうか。

工藤：そうですね。私は受け持ち以外の別の現場に行っても挨拶くらいで、交渉自体は一切任せています。

小野寺：釜石は、（1人が担当を）複数持っています。1人が担当で持っていて、総括主査と一緒に交渉に行きますね。いついつ折衝をやりましますから、よろしくお願いしますと。

清水：2人で一つ（の担当を）持っているわけでは無いんですね。人手が足りないから、そうなるのかもしれませんが。

工藤：グループによりけりですね。3人で一つ持っているところもあります。そこにプロパーの班長がいて、2人以上揃っていないければ班長と一緒に行ってもらっています。

坂谷：班長は必ずプロパーの人ですか。

工藤：プロパーですね。

清水：ふたりで行くようなときには必ずプロ

パーと行かれますか。

松沢：私は兵庫県からの派遣職員とペアで、どこに行くにもずっとその人と行きます。別々の路線を持っているんですけど。



宮城県仙台土木事務所総務部用地第一班 松沢 透（水道局）

高田：一応主担当と副担当という付け方をして、基本的には災害復旧と復興交付金事業だと、派遣職員2人にプロパー1人で3人という体制を組んでいます。ただ、結局通常事業は全部プロパーがやっているの、どうしても災害復旧になると派遣同士で交渉に行きます。

清水：派遣同士でのコンビで困ることはありませんか。

松沢：最初は道も分からないし、言葉も分からなくて困りましたね。

坂谷：その町の代々の話も分からない。

工藤：どうしてもおじいちゃん、おばあちゃんが多いので。私は出身が山形ですからある程度方言が分かりますけど、私が聞いても分からないときはあります。

清水：逆に標準語とか関西弁で行くと、ああそんな遠いところから来てくれたんだってありがたいと言われることもあると聞きますが。

工藤：そういう方もいますね。

松沢：あとは、もう1年で帰っちゃうんでしょうとか。今更あなたなんかにとか。

坂谷：ただ、長いこと交渉していると、担当が変わるとまた一から話すのが苦痛だと感じる方もいらっしゃると思います。

高田：私の場合は、（私が）東京都からの派遣職員だと知らない方が多いです。自分からは言っていないですし、普通話している分には、どこの人が気にするというのはいないです。

清水：派遣職員は、1年、あるいは更新して2年ということが多いですが、県プロパーの職員はやっぱり何年もいるんですよね。

工藤：そうですね。

清水：その人たちに抑えになってもらって、(担当が)変わったけど、最初に行くときは一緒にについて来てもらうとかしないと、なかなか進まないですね。

溝口：ただ絶対数が気仙沼の場合は少なくて、11人中プロパーの正規職員は3人しかいません。工藤さんの班は、プロパーが誰もいないんですね。石川県から昨年度より派遣されている人が2年目で、半分プロパー扱いです。分からないことは、その石川県派遣の人に聞いて、という形なんです。



宮城県気仙沼土木事務所総務部用地第3班 溝口 直樹(産業労働局)

清水：(用地業務が)初めての人もいますが、派遣当初に研修はあったんでしょうか。

高田：プロパーの初心者向け研修には行かせてもらいました。

坂谷：プロパーの人と任期付で採用された人と、我々のように派遣で初めて用地をやる人が、一緒に受講する研修がありました。研修では基礎的な知識を学びますが、専門用語も多く実践でつまづくことがかなりありました。用地や工事の職員の間での打合せも、話の内容についていくのが大変でした。

清水：都でもそうですが、新しい部署に突然入ると分からない話がありますね。特に派遣なので、そういう会話が常に多いと思います。東京だともう少し時間をかけて、慣れていけるのかもしれませんが。

坂谷：今まで3人4人でやっていたものが、いきなりこの3年くらいで10人になり20人になり、しかもほとんど外からの人、という状況では、受け入れる側もフォローが大変だと思います。

清水：坂谷さんはそう思われるかもしれませんが、県庁では、行政のしくみや組織を知っている人が来てくれればそれだけで助かると思うんですよ。ある程度東京都にい

て、行政経験があり、庁内の動きも分かる、前向きに考えて動ける人が派遣されるとありがたい。確かに専門知識は無いかもしれませんが、行政経験があって事務ができる、前向きにものを考えられる、というのが大事ですね。

工藤：東京都だと用地係というのがあって、係長がいて、担当を持っていて、そこである程度教えられるんですね。(宮城だと)教える時間もないし、車の中でね、例えば筆界未定ってなんですか、という会話で、教えられることありますが、交渉に関しては、その人が現場にそのままいきなり行くことになります。結局、私も知識が無いので、たまたまこういう風なことは言っちゃ駄目だよ、という話はできますが、それ以外のことはまず、前任者の資料を見たり、本を読んだりして覚えなさいといけませんよね。溝口もそうですけど、みんな頑張りましたね。

清水：権利者の多くが被災者だと思いますが、被災者と会うときに、どんなことを一番注意して、何を心がけて折衝をされていますか。

小野寺：普通に接するというのがまずひとつだと思います。あとは、ご遺族の気持ちをどういう風に受け止めるかだと思います。あとは家が無くなってしまっている方は、とにかく急ぎたいとおっしゃるんですね。だけど、急ぎたいけれど、協力したいけれど、放っておいた相続が溜まりに溜まって、もう片付けられないからどうにか助けて欲しいとおっしゃる方の気持ちをできるだけ受け止めて、じゃあ行政でここまで、ここまでは出来るだろうというようなことを色々考えながらやっています。

坂谷：言い方は大切なんだと思います。同じことを言うのにも、言い方に気をつけないとうまくいくものもいなくなりますよね。

清水：東京でもそうかもしれませんが、自分の言葉が相手にどう伝わっているのか、見ながら話さないといけませんよね。被災地だともっと気を遣わないといけないうことだと思います。

坂谷：その人の目、顔や口の動き、身体の動き、いろんなところに目を向けて対応するようにしています。

工藤：私は極力余計なことは言わないようにしています。ただ判子を押していただくときに、特に女性の方に多いんですけど、お

ばあちゃんとかは、泣きながら書いているというのが多いですね。その土地に幼い頃住んでいたたりしたのが、蘇るのかなという気がします。極力そういう話はこっちからは出さないようにしています。

小野寺：法令上は災害危険区域になったから、家を建てられないのは当たり前なんだけど、この土地を県や国に売り渡したら、もう二度とここに住めない、住む機会が無くなってしまう。姿形は変わってしまったけど、この土地がもう自分名義では無くなる、親名義では無くなるということの重みはありますね。

工 藤：自分の代で土地を減らしたくないという意識が凄く強いんですね。

清 水：最後にお一人ずつこの1年間の感想をお願いします。用地業務が初めての方は用地を経験しての感想、経験者の方は、東京都と被災地の用地業務で違いを感じたところについてお話ください。また、被災地での経験や知識を都でどのように活かしたいかということがありましたら、一人一言をお願いします。

小野寺：私は、実家が岩手県なんですね。今回、岩手県に派遣されることが決まったということで、家族や親類も、私が岩手のために働けるということを大変喜んでくれました。それがまずに励みにはなったんですが、先程来お話ししているように、東京の用地と間口が非常に違うことを改めて実感して、本当に役に立ってないよな俺、というような感じがずっとしていました。ようやくなんとか、自分でものを考えて、少しずつですけどサクサクと進められる部分が出てきたなというところですよ。ようやく、もしかしたら俺は役に立っているのかもしれないという実感が生まれてきましたので、今年度は残り2か月弱ですが、担当している案件を更に進められるように努力をしたいと思っています。東京に戻っての仕事ということでは、今まで道路管理や用地の現場で考えてもみなかったこと、これはもう測量担当がやってくれるからいいやと思っていたようなことを、(岩手では)自分がやることになったということで、今後、東京に戻って用地取得を担当するにしろ、道路や河川の管理担当をするにしろ、そういう部分での、こういう考え方をすれば、もう少し解決の方法があるんじゃないかという提案を自分からできるかもしれない、と今は思って、用地測

量なんて余計な仕事だなんて思わないようにしています。

坂 谷：私は用地業務が初めてだったので、自分が用地業務を担当すると聞いたときには、何ができるんだろうと思いました。派遣当初は仕事についていけなくて、自分が役に立っているのかどうかかわらず、悩んだ時期もありました。専門用語や技術、知識は少しずつ身に付いていったけれども、やっぱり岩手県の用地の範囲は凄く広いんですね。県の職員のみなさんにはたくさんご迷惑をかけてきたし、根気強くお世話していただきました。岩手の街も刻一刻と変わっているの、そういった状況を目にすると、少しでもその場に関わることができたことをうれしく思います。こんなに全国からの派遣の人が一堂に会して一緒に仕事をする機会というのなかなか無いと思います。東京もいろんな人がいますので、文化の違いや意見の違いを抱えた人たちが一緒に仕事をしていく中で、考えを統一したり、進め方を共有したりといったところは活かしていきたいです。

工 藤：私は用地経験があったんですが、今回はひとつだけお伝えしたいと思います。(私は)来年度で定年退職なんですけども、皆さんの中には都に帰ったら窓口等で、様々な対応をする人がいっぱいいると思います。窓口で、はいできません、というようなことを即答することが無いようにね。この人のために何かやってあげられるようなことが無いのかと、若い人には考えて欲しいと感じましたね。

溝 口：私は用地買収担当として仕事をするにあたり、当初は地権者の方々へ震災の話を絶対に振らないようにしていました。(震災当時)私は東京にいて、津波を直接経験したわけでも、家族や知人を亡くしたわけでもありません。たとえ被災地のみなさんの気持ちに寄り添おうと思っても、直接経験していない以上、100%寄り添うことは不可能であり、その中で震災の話に触れるのはタブーだと思ったからです。

ですが、実際に多くの方々とお会いすると、当時の様子を話してくれる方が大勢いらっしゃいました。きっと話すのもつらかったであろう中で、外から来た私たちに当時の状況を知らせるために語ってくれたことは、今後も忘れることはないと思います。

また一方で、私は用地買収は未経験ですが、業務の特性上、場合によっては罵声を浴びることも覚悟していました。しかし、用地交渉でやって来た我々に対して「宮城のために力を貸してくれてありがとう」と本当にたくさんの方々からお礼の言葉をいただいたことについては、いい意味でとても衝撃を受けました。後で話を聞くと、私が受け持っていた地区は宮城でも方言がきつい地域なので、違う発音をしていると外から来たとすぐにわかることでした。多くの方が未だに仮設住宅での生活を強いられているにもかかわらず、私たちを気遣って下さった三陸の方々の温かさを知ったことで、非常にやりがいを感じ、使命感を持って業務に取り組んでこられたと思います。

東京都へ戻ったら、一年間「宮城県」という仕事の進め方や考え方等が異なる組織にいて感じたこと、東京都を外から見て気づいたことを還元していきたいと思っています。また、一年間の派遣期間中に、被災地の現場を見たことや現地の人から聞いたことを、東京へ戻った時に自分の友人や職場の同僚へ伝えて、震災を風化させないということは、月並みですが派遣職員としての責務なのかなと感じています。

松 沢：私も用地未経験でした。赴任してから研修で色々教わったんですけども、地積測量図ってなんだとか、専門用語から分からなくてつまづきました。他県から来ているのはベテラン職員が多く、私ともう1人の都の職員と、これはなんだろうと聞きながらやっていたら、親切丁寧に初歩的なことから教えてくれまして、凄く助かりました。用地交渉でも、現地でしか聞けないような生々しい話や悲しい話を、新聞やニュースではなく、現地の人の本当に生の声ですね。後ろから津波が来て走って逃げたんだとか、こたつの足に掴まってなんとか逃れたんだとか。自宅を見せてもらって、家のなかに水のあとの線が入っていて、ここまで（津波が）来たんだよと。現地でしか聞けないようなことを色々と聞いたり感じたりしたことが、派遣で得られた経験です。震災に対して何かしたい、何か携わりたいという気持ちが強くあったので、今回公募で派遣を希望しました。都に戻っても、なかなかこういう経験ってできないと思うんですね。先ほどもお話

がありましたが、全国から様々な派遣の人が集まって、やり方も違うし考え方も違うし、そういうなかで派遣同士色々話をしていた、という状況や経験というのは、今後東京都の仕事をやっていくうえでも、絶対に生きていくかな、活かしていけるかなと思っています。それを活かして仕事も続けていきたいと思っています。

高 田：私は平成25年度に用地未経験で派遣されました。当初はプロパーの方と組ませていただいて、工事の担当もプロパーばかりということで、本当にプロパーのなかに派遣1人で何も分からない状態でした。皆さんに1年で色々教えていただき、これで帰るのはちょっと悔しいと思いま



宮城県仙台土木事務所総務部用地第一班 高田 比呂子(主税局)

て、結局2年になりました。用地職員としてどうかと聞かれると、まだまだ未熟だと思うんですけども、凄く育てていただいた恩を感じています。東京に戻って固定資産税の仕事に携わる際には、この経験はどこかしらで多分生きてくると思います。また、全国の派遣職員と2年間お仕事させていただいて、様々な物の見方や考え方を学ぶことができたので、もっと自分の視野を広げて、仕事を進めていけるようになるかなと思っています。あと私としては、自分が2年携わった事業が平成30年度完成目標なので、現場をまた見に行きたいと思っています。ただ、他の派遣の方と研修でお会いしたときにみんなが心配していたことがひとつありまして、今回これだけの事業を一気に進めているわけじゃないですか。そうすると、このあとの維持コストや改修時期はどうするのだろうと片隅では心配しています。それは私たちでは無くて、宮城県なり岩手県なり福島県なり、各県が考えることだとは思いますが、自分たちにいつ返っ

てくるか分からない話でもありますので。震災復興だけではない部分もそろそろ考える時期に来ているのかな、ということも(思います)。そういうことも含めて、色々視野を広げて頑張っていきたいなと思います。

清水：用地の仕事は、苦勞することもあります。そこにモノが作られることで結果として残るので、それが嬉しい部分でもあります。東京ではなく被災地でできたということも、またひとつ嬉しいのではないのでしょうか。皆さん、環境が違い、仕事分からないなかでも、前向きにやってくだ

さっているとつくづく感じました。この場には、東京都の係長や中堅どころの主任もいますが、今度東京が被災した際には、自分たちが応援職員を受け入れる立場になると思います。自分たちが派遣されてしてもらいたかったことを、受け入れる側として、「おもてなしの精神」ではないですが、そういう立場で応援職員を迎えてあげられればなと思います。あと1か月少々ですけど、残された派遣期間を全力投球してください。本日はお疲れ様でした。



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

用地職員座談会

東日本大震災における東京都支援活動報告書

登録番号 (26) 第 50 号

平成 27 年 3 月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 〒163-8001

電話 03 (5321) 1111 (都庁代表) 内線 24-183

03 (5388) 2368 (ダイヤルイン)

印刷 シーアンドゼットコミュニケーション株式会社

東京都千代田区神田神保町 3-9 第一丸三ビル 3F

電話 : 03-3288-8477

